

原子力災害対策マニュアル

平成 2 4 年 1 0 月 1 9 日

(平成 2 5 年 9 月 2 日一部改訂)

(平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日一部改訂)

(平成 2 7 年 6 月 1 9 日一部改訂)

(平成 2 8 年 1 2 月 7 日一部改訂)

(平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日一部改訂)

(平成 3 1 年 3 月 2 9 日一部改訂)

(令和 2 年 7 月 2 7 日一部改訂)

(令和 4 年 9 月 2 日一部改訂)

(令和 6 年 7 月 2 日一部改訂)

(令和 7 年 1 0 月 1 0 日一部改訂)

(令和 8 年 ○月 ○日一部改訂)

原子力防災会議幹事会

はじめに

本マニュアルは、「原子力災害の防止及び発生時の緊急対処について(平成11年10月7日内閣官房長官決裁)」に基づく原子力災害危機管理関係省庁会議において、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)及び防災基本計画(昭和38年6月14日中央防災会議決定)原子力災害対策編等(以下「防災基本計画」という。)に定める事項等に基づき、関係省庁が連携し一体となった防災活動が行われるよう必要な活動要領を取りまとめたものを引き継ぎ、原子力防災会議幹事会で定めたものである。また、本マニュアルは、重要な改訂項目がある場合、原子力防災会議に報告するものとする。

本マニュアルでは、

- (1) 原子力事業所(原災法第2条第4号に規定する原子力事業所をいう。以下同じ。)等において事故や地震等が発生した場合の対応
 - (2) 原災法第10条に基づく通報が行われた場合における原子力規制委員会(以下「委員会」という。)及びその事務局たる原子力規制庁(以下「規制庁」という。)を中心とした情報収集や、内閣府(原子力防災担当)によるオフサイト住民防護対策の調整、内閣官房における官邸対策室の設置、緊急参集チームの参集等(「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」(平成15年11月21日閣議決定)に基づき実施される官邸対策室の設置、緊急参集チームの参集等をいう。)による関連情報の集約及び共有、関係省庁間の連絡・調整等、原子力事故対応の確立
 - (3) 原災法第15条に規定する原子力緊急事態が発生した場合の内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出に係る手続、原子力災害対策本部(以下「原災本部」という。)の設置等、関係省庁が連携して緊急事態応急対策を行うために必要な総合調整に関すること
 - (4) 原子力緊急事態解除宣言後における事後対策の実施体制や要領等
- について記述している。なお、本マニュアルは、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故(以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故」という。)の対応をめぐる反省と教訓を踏まえ、抜本的な改定を行うこととしたが、今後とも防災訓練の実施結果、原子力災害対策指針(平成24年10月31日原子力規制委員会決定)の見直し状況等を踏まえつつ、不断に見直していく必要があり、本マニュアル自体、継続的な改定・改善の途中段階にあるものとの認識の下で運用するものとする。本マニュアルは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応にも原則適用する(福島地域における個別の対応については、第2第4編第3章「福島地域における初動対応の体制」参照)。

また、活動要領に関する関係省庁の役割分担については防災基本計画、専門的・技術的事項については原災法第6条の2第1項の規定により委員会が定める原子力災害対策指針によるものとする。なお、原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域(以下「PAZ」という。)の導入や、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、原

原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び同施設の活用等については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉における原子力災害への対応等に関するものであるため、それ以外の原子力事業所における原子力災害への対応等については、当面の間は、実用発電用原子炉における原子力災害への対応等を参考にして柔軟に対応していくものとする。また、原災法の対象とならない放射線又は放射性物質の放出を伴う事故への対応については、本マニュアルでは対象としないこととする（地方公共団体が実施する事項に係る記述については、関係省庁が連携し一体となった防災活動に関わりが深いものについて、防災基本計画に基づく役割等から確認的に参考として記載しているものである。）。

なお、本マニュアルを取りまとめるに当たり、連絡・調整を行うための原子力防災会議幹事会連絡会議を設ける。

原子力防災会議、同幹事会及び同連絡会議の構成員は以下のとおりとする。

【原子力防災会議】

議長：内閣総理大臣

副議長：内閣官房長官

環境大臣・内閣府特命担当大臣（原子力防災）

原子力規制委員会委員長

議員：全ての国務大臣（議長及び副議長を除く）

内閣危機管理監

以下の中から内閣総理大臣が任命する者

- ・内閣官房副長官
- ・内閣府副大臣又は関係府省の副大臣
- ・内閣府大臣政務官又は関係府省の大臣政務官
- ・関係行政機関の長（国務大臣を除く）

【原子力防災会議幹事会】

議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

副議長：環境省水・大気環境局長

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）

内閣官房副長官補（内政、外政）

内閣広報官

内閣情報官

内閣府政策統括官（防災担当）

内閣府食品安全委員会事務局長

警察庁警備局長

消費者庁次長

総務省大臣官房自然災害等対策総括官
消防庁次長
外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長
財務省大臣官房総括審議官
文部科学省大臣官房審議官（研究開発担当）
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
気象庁気象防災監
海上保安庁海上保安監
原子力規制庁次長
防衛省統合幕僚監部総括官
※議長の求めに応じて、内閣危機管理監は会議へ出席するものとする。

【原子力防災会議幹事会連絡会議】

議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）
内閣官房内閣参事官（事態対処・危機管理担当）
内閣官房内閣情報調査室内閣参事官
内閣官房内閣参事官（内政、外政、広報各担当）
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）
内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課長
警察庁警備局警備運用部警備第三課長
消費者庁消費者安全課長
総務省大臣官房総務課長
消防庁特殊災害室長
外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長
財務省大臣官房総合政策課政策推進室長
文部科学省研究開発局原子力課長
厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室長
農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室長
経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課長
国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）
気象庁総務部参事官（気象・地震火山防災）
海上保安庁警備救難部環境防災課長
環境省水・大気環境局総務課長
原子力規制庁長官官房放射線防護企画課長
防衛省統合幕僚監部参事官

目 次

原子力事業所編

第1 原子力災害対策の主な枠組み	8
第2 関係省庁における対応要領	15
第1編 事態ごとの組織・応急対策業務等	15
第1章 情報収集事態	15
第1節 組織	16
1 中央	16
2 現地	16
第2節 応急対策業務	17
1 情報収集・連絡	17
2 テレビ会議システムの起動	17
3 広報体制の構築	17
第3節 体制の移行	19
1 情報収集事態が解消した場合	19
2 警戒事態に相当することが判明した場合	19
第2章 警戒事態	20
第1節 組織	20
1 中央	20
2 現地	21
第2節 応急対策業務	23
1 情報収集・連絡	24
2 派遣準備の要請	26
3 テレビ会議システムの起動	26
4 広報体制の構築	26
5 緊急時モニタリングの準備	27
6 P A Z 内、U P Z 外の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請等	27
第3節 体制の移行	28
1 警戒事態が解消した場合	28
2 施設敷地緊急事態に相当することが判明した場合	28
第3章 施設敷地緊急事態	29
第1節 組織	29
1 中央	29
2 現地	32

第2節 応急対策業務.....	35
1 情報収集・連絡.....	36
2 職員の非常参集.....	40
3 国の職員及び専門家の緊急派遣.....	40
4 通信ネットワークの確立.....	44
5 官邸対策室及び緊急参集チーム等.....	44
6 広報活動.....	44
7 プラント情報集約とオンサイトの事故収束活動.....	48
8 緊急時モニタリングの実施等.....	51
9 P A Z内の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難 及びU P Z内外の地方公共団体への事前の避難準備の要請等.....	55
10 安定ヨウ素剤の服用準備等に関するP A Z内の地方公共団体への要請.....	57
11 国が備蓄する安定ヨウ素剤の輸送.....	57
12 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護.....	58
第3節 体制の移行.....	59
1 施設敷地緊急事態が解消した場合.....	59
2 全面緊急事態に相当することが判明した場合.....	59
第4章 全面緊急事態.....	60
第1節 組織.....	60
【フェーズ1：初動対応】.....	60
1 中央.....	60
2 現地.....	66
【フェーズ2：初動対応後】.....	68
1 中央.....	68
2 現地.....	72
第2節 応急対策業務.....	73
1 原子力緊急事態宣言の発出.....	74
2 原災本部及び原災現地本部の設置.....	76
3 原災現地本部の移転等変更手続.....	78
4 被災者支援チームの設置.....	79
5 原災本部会議の開催.....	81
6 原災本部長の権限及びその行使の考え方.....	83
7 関係局長等会議の開催.....	84
8 原子力災害合同対策協議会全体会議の開催.....	85
9 プラント情報集約.....	87
10 オンサイトの事故収束活動.....	91
11 実動組織の活動.....	93
12 緊急時モニタリング結果等の情報の収集及び共有.....	95

1 3	避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理	99
1 4	安定ヨウ素剤の服用	109
1 5	オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護	111
1 6	緊急輸送（バス等避難手段の手配）	115
1 7	原子力災害医療活動	117
1 8	健康調査・管理	120
1 9	警戒区域等への一時立入り等	122
2 0	緊急物資の調達・供給等	125
2 1	飲食物の摂取制限・出荷制限	127
2 2	放射性物質による環境の汚染への対処	130
2 3	経済・産業等への対応等	131
2 4	原子力被災者の避難・受入先の確保	132
2 5	広報・情報発信活動	133
2 6	海外等からの支援受入れ	140
2 7	行政文書の作成等、記録の保存	142
第3節	体制の変更	143
1	全面緊急事態が解消した場合	143
第2編	事後対策業務	144
第1章	事後対策業務	144
第1節	組織	144
1	中央	144
2	現地	146
第2節	事後対策業務	147
1	関係省庁事後対策連絡会議の開催	147
第3編	機能班別業務・要員配置・外部専門家要員	148
第1章	機能班別業務	148
1	各拠点別の基本的な役割	148
第2章	要員配置	178
第3章	外部専門家要員	233
1	緊急事態応急対策委員	233
2	その他の専門家	234
3	緊急時モニタリング要員及び資機材	237
4	原子力災害医療に係る専門家	238
第4編	その他	239
第1章	複合災害への対応	239

第2章 複数サイトにおける事故発生への対応	240
第3章 福島地域における初動対応の体制	241
第4章 各省庁における参集要員の代替確保	243
第5章 現地との連絡・調整、輸送の手配等	244
第6章 各種感染症の流行下での原子力事故時における防護措置の基本的な考え方	245
 第5編 資料・各種様式	246
第1章 各種様式	246
第1節 警戒事態	246
様式―1 要請案	247
第2節 施設敷地緊急事態	252
様式―2 人員等の輸送支援依頼	253
様式―3 要請案	254
第3節 全面緊急事態（フェーズ1）	256
様式―4 公示案	257
様式―5 指示案（原災法第15条第3項）	259
様式―6 原子力緊急事態宣言	261
様式―7 原子力災害対策本部の設置に係る閣議開催の伺い文	263
様式―8 原子力災害対策本部の設置に係る閣議決定案	264
様式―9 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置に係る告示	265
様式―10 原子力災害現地対策本部の設置	266
様式―11 原子力災害現地対策副本部長の指名及び任命等並びに 原子力災害現地対策副本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員の指名 ...	267
様式―12 原子力災害対策副本部長の職務を代理する原子力災害対策副本部長の順序	269
様式―13 告示案（原子力災害現地対策本部の移転）	270
様式―14 原子力被災者生活支援チームの設置について	271
様式―15 緊急事態応急対策等に関する実施方針	272
様式―16 自衛隊の部隊等の原子力災害派遣の要請	273
様式―17 原子力災害対策副本部長の権限の委任	274
様式―18 原子力災害対策副本部長の権限の委任に係る告示	275
様式―19 公示案（変更）	276
様式―20 指示案（原災法第20条第2項）	277
様式―21 安定ヨウ素剤服用の指示	279
様式―22 指示案（原災法第20条第2項）	280
第4節 全面緊急事態（フェーズ2）	283
様式―23 原子力緊急事態解除宣言	284
様式―24 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の廃止に係る告示	285

第1 原子力災害対策の主な枠組み

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を受け、原子力防災体制が抜本的に見直されたことに併せ、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」、「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」から提出された報告書において指摘された事項等を踏まえ、オンサイトの迅速な事故の収束、オフサイトの迅速な住民の安全確保等の観点から、関係省庁による原子力災害対策マニュアルを見直すこととした。

今般の事故の教訓として、初動対応の官邸一元化による迅速な意思決定が極めて重要であることが判明した。このため、内閣総理大臣や委員会委員長をはじめ原災本部の幹部による官邸での意思決定を支える原災本部事務局の体制強化を図ることとした。具体的には、原災本部事務局の主力幹部及び機能班（プラント、住民安全等）は官邸に参集し、原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）はこれら官邸の原災本部事務局をバックアップする体制を万全にする等の観点から大幅な修正を加えることとした。

また、これら官邸での迅速な情報集約及び意思決定を担保するため、官邸、内閣府本府庁舎、ERC、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、原子力災害現地対策本部（以下「原災現地本部」という。）、PAZ内の地方公共団体（PAZを管轄に含む地方公共団体。以下同じ。）及び原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）内の地方公共団体（UPZを管轄に含む地方公共団体。以下同じ。）（以下PAZ内の地方公共団体とUPZ内の地方公共団体を合わせて「関係地方公共団体」という。）を結ぶテレビ会議システム等を整備することとしており、こうした防災インフラの充実を踏まえた修正も加えることとした。

さらに、多数の避難住民への迅速・円滑な応急対策を行う観点から、緊急事態応急対策及び事後対策に関する記述も充実させることとした。

平成26年10月の改訂では、原子力防災体制の充実・強化を図る観点から、内閣府の原子力防災担当部門に専任の常駐職員が配置されることとした。平時及び緊急時の両方で内閣府特命担当大臣（原子力防災）を支える体制を強化し、地域の原子力防災体制の充実・強化に係る業務を強力に推進するとともに、関係省庁、関係地方公共団体等との平時及び有事の総合調整を一元的に担う。なお、平時及び緊急時の両方で委員会と内閣府原子力防災担当部門との連携を確保するため、内閣府の原子力防災担当部門に置かれる審議官については、規制庁の審議官をもって充てることとする。これに伴う政府の原子力防災体制の変更を反映することとした。

平成27年7月に、防災基本計画が修正され、自然災害及び原子力災害の複合災害が発生した場合、自然災害に対応する緊急災害対策本部又は非常災害対策本部と原災本部との間で、情報収集、意思決定、指示・調整を一元化された。これを受け、緊急災害対策本部又は非常災害対策本部と原災本部の合同開催に関する事項や、情報の共有、実動組織（警察機関、消防機関、海上保安部署、自衛隊）等との調整等に関し、必要な体制の変更等を行った。

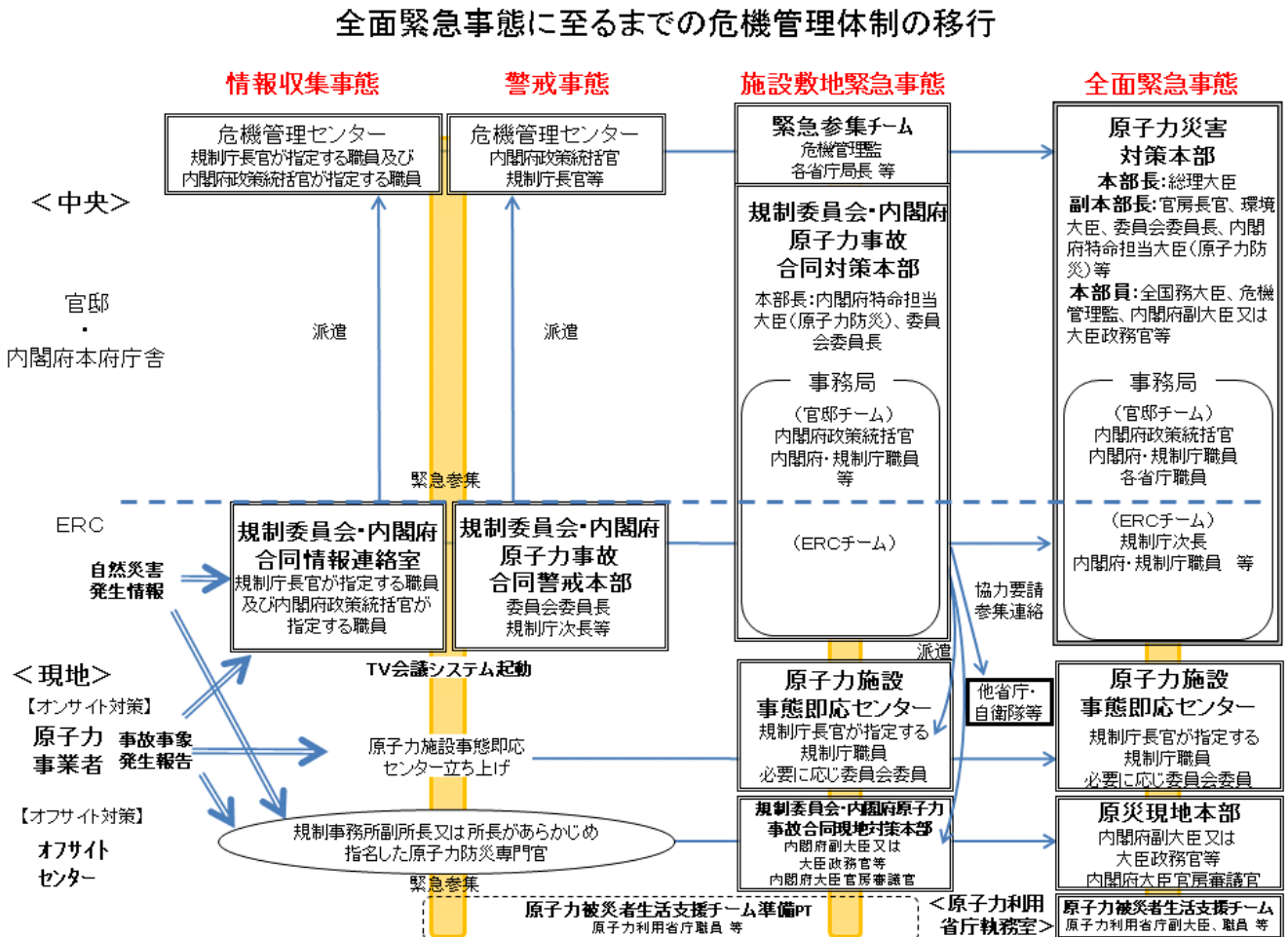
令和4年度より、官邸での迅速な意思決定の確保を前提として、原災本部事務局の幹部及び官邸チームは、官邸共用会議室に加えて内閣府本府庁舎も活用する運用とした。

なお、マニュアルはあくまでも実際に災害が起きた場合等の対処方法の一例を示しているに過ぎない。状況の変化に応じ、臨機応変の対応が求められることは言うまでもない。今後も、これまでの教訓にたち、日常の訓練に重きを置き、新たに発見された問題点を把握・分析し、本マニュアルの見直し等に活かすことが求められる。

また、各機能班は、本マニュアルに基づき緊急時に的確な対応ができるよう、平素から、訓練等を通じて、班内の体制、対応方法や手順等について、点検・充実を図る。

原子力災害対応の目標と実施項目、全体の組織体制と各部署の機能、情報集約、意思決定等の主な流れに関しては、以下のイメージ図を参考にされたい。

原子力災害対策体制の全体像



全面緊急事態における各対応拠点の役割（初動対応）

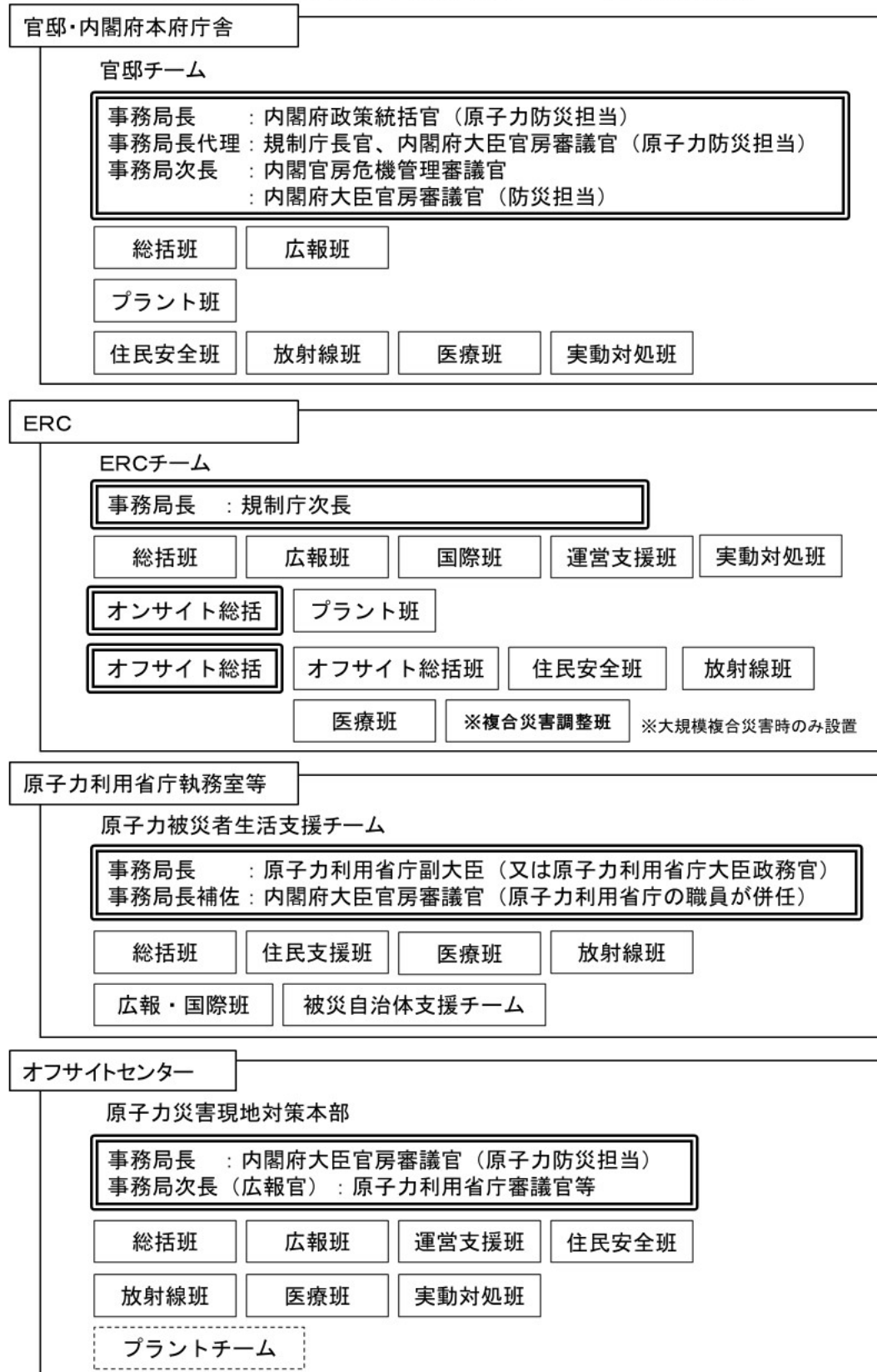
《中央》	原子力事業所の事故収束 (オンサイト対策)	周辺住民の放射線防護 (オフサイト対策)
政府の拠点・要員		
1-1. 官邸・内閣府本府庁舎 【原災本部】 総理大臣、官房長官、 環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、委員会委員長、原子力利用省庁大臣等 【同事務局】 内閣府政策統括官、機能班長等 【関係局長等会議等】 内閣府政策統括官、規制庁次長、危機管理監、各省局長級	＜応急対策の対処方針決定＞ ・ 原災本部長等の意思決定、官邸と各拠点との連絡を内閣府政策統括官等が補佐。輸送支援や実動組織派遣等の総合調整は関係局長等会議を活用。 ・ 各拠点とのテレビ会議システム、ERSS等も接続し、官邸の情報集約を強化。 ○ 事業者の応急措置に係る命令 〔例、ベントの実施〕 → 委員会 ○ 事業者の応急措置に係る支援確保 → 総理大臣	○ 周辺住民の防護措置に係る指示 〔例、避難範囲の決定・自治体首長への指示〕 → 総理大臣 ※ 避難等の指示に当たっては道府県知事等と事前調整。
1-2. 規制庁 (ERC) 【原災本部事務局】 規制庁次長、機能班長等	＜中央(官邸)と現地(各拠点)を支えるバックオフィス＞ ・ 官邸の意思決定を支える情報分析、現地の対応状況のフォローアップ。 ・ オンサイト、オフサイトの各現地拠点への幹部派遣・要員参集までに一定の時間を要する間、現地対応をバックアップ。特に自治体との連絡調整。（例、PAZ避難実施） ○ プラント情報の情報収集・分析 〔例、ERSS〕 ○ 事業者の応急措置に係る中期的な事態進展を見据えた支援策の企画立案	○ 緊急時モニタリング結果の情報収集・分析 ○ 現地対応に必要な関係省庁間調整 〔例、被災者への救援物資調達〕
《現地》		
2-1. 原子力事業所 ・ 緊急時対策所 原子力規制事務所長 等 ・ 災害対策拠点	＜事故収束対応の最前線＞ ○ 規制庁は炉規法に基づく現場の情報収集・応急措置の監督 ○ 事業者の事故収束活動の支援等	
2-2. 事態即応センター 規制庁長官が指定する規制庁職員、必要に応じて委員会委員 等	＜事業者との現地調整拠点＞ ○ 委員会指示等の執行の監督 ※ 応急対応の例外的事項においては総理が原災法に基づく指示を給出。 ○ 事業者の経営判断に係る応急措置の重要な意思決定事項の連絡調整 ○ オンサイト対策の支援に係る連絡調整	
3. オフサイトセンター （原災現地本部、 合同対策協議会） 内閣府副大臣又は大臣政務官、内閣府大臣官房審議官等		＜住民防護・支援の最前線＞ ＜自治体との現地調整拠点＞ ○ 原災本部長指示、各種対策の実施 ○ オフサイト対策の支援に係る連絡調整 ○ 自治体との具体的対策の検討・調整 〔例、避難経路設定、輸送手段確保〕
4. 緊急時モニタリングセンター 放射線環境対策室長、上席放射線防災専門官		＜緊急時モニタリングの最前線＞ ○ 現地における緊急時モニタリングの実施等

事態進展に伴う主な対応事項（初動対応～初動対応後）



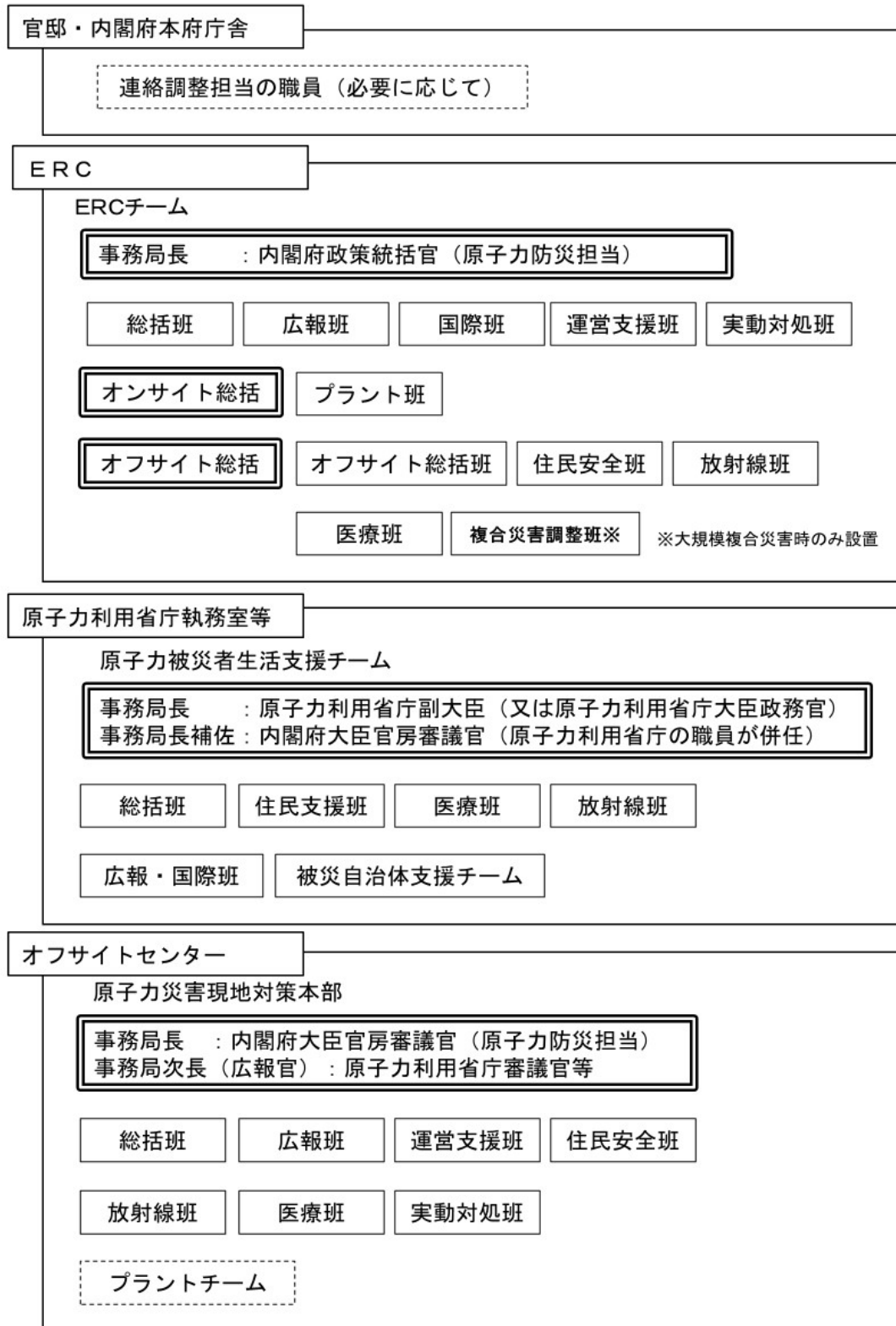
原子力災害対策本部事務局の体制（フェーズ1：初動対応）

原子力災害対策本部事務局の体制（フェーズ1：初動対応）



原子力災害対策本部事務局の体制（フェーズ2：初動対応後）

原子力災害対策本部事務局の体制（フェーズ2：初動対応後）



第2 関係省庁における対応要領

第1編 事態ごとの組織・応急対策業務等

緊急事態を、原子力施設の状況等に応じて情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態に区分する。各区分における危機管理体制及び関係省庁の応急対策業務は次のとおりである。

第1章 情報収集事態

情報収集事態とは、原子力事業所の所在地域及びその周辺において、以下に該当する事象が発生した場合をいう。

- ・原子力事業所所在市町村^{1・2}において、震度5弱又は5強の地震が発生した場合
- ・その他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合

¹ 人形峠環境技術センターについては、鳥取県三朝町における地震の発生も同等の扱いとする。

² 所在市町村の震度が発表されない場合は、近傍の市町村の震度を用いる。

第1節 組織

1 中央

(1) E R C

情報収集事態が発生した場合、内閣府（原子力防災担当）及び委員会は、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室（以下「合同情報連絡室」という。）をE R Cに設置する。

オンサイト総括は、情報収集事態が発生した場合、E R Cに参集し全体の指揮を執る。

規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の参集当番者等は、情報収集事態の連絡を受け取った場合は、直ちに参集する。

(2) 官邸

合同情報連絡室は、内閣官房（事態対処・危機管理担当）（以下「内閣官房（国危室）」という。）及び内閣情報調査室内閣情報集約センターに情報収集事態が発生した旨を連絡する。内閣官房（国危室）は、状況に応じ、情報連絡室又は官邸連絡室を設置する。

また、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、官邸に規制庁長官が指定する職員及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定する職員を派遣し、官邸の情報収集体制を支援する。

2 現地

(1) オフサイトセンター

内閣府（原子力防災担当）及び委員会は、情報収集事態が発生した原子力事業所に係る緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に、原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室（以下「合同現地情報連絡室」という。）を設置する。

原子力規制事務所（当該原子力事業所に係る原子力規制事務所のことをいう。以下同じ。）副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官は、オフサイトセンターを使用できるよう、速やかに資機材の準備等の所要の措置を講じ、関係地方公共団体に情報共有するとともに対応状況を確認する。

(2) 緊急時対策所

規制庁は、直ちに原子力規制事務所長又は所長があらかじめ指名した原子力運転検査官を、当該原子力事業所に係る緊急時対策所に派遣し、情報収集を行う。また、必要に応じて当該原子力事業所内の発災現場等に派遣し、情報収集を行う。

第2節 応急対策業務

1 情報収集・連絡

規制庁は、原子力事業所の故障や、地震等の自然災害の影響等について、事業者からの情報を一元的に集約する。また、上席放射線防災専門官、放射線防災専門官又は放射線防災専門職（以下「上席放射線防災専門官等」という。）、関係機関の職員等は、原子力事業所のモニタリングポストの監視を強化する。

合同情報連絡室は、設置後速やかに情報収集事態の発生及びその後の被害情報等について、30分以内を目途として内閣官房（国危室）、内閣情報調査室内閣情報集約センター及び関係省庁にFAX等を通じて連絡するとともに、事態の進展に備え情報連絡体制をとるよう要請する。

なお、指定公共機関に対しては原則として所管省庁から情報提供を行う。また、関係地方公共団体に対しては合同現地情報連絡室（災害の影響等により合同現地情報連絡室が十分に機能しない場合には合同情報連絡室）から、合同情報連絡室及び合同現地情報連絡室の立ち上げの通知を行うとともに、必要に応じて事態の進展に備え、情報連絡体制をとるよう要請する。

2 テレビ会議システムの起動

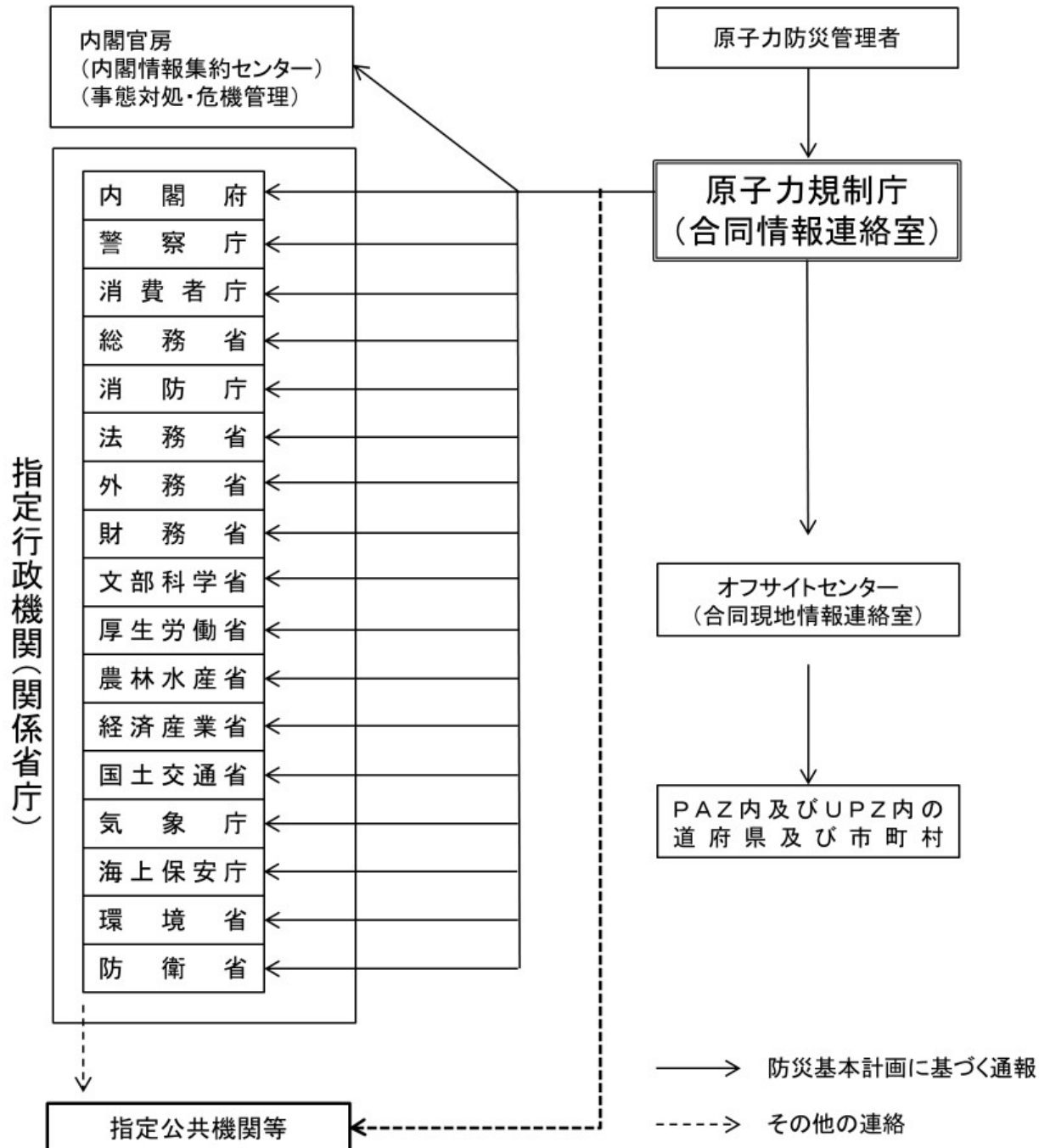
規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、官邸、内閣府本府庁舎、ERC、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター、関係地方公共団体、関係指定公共機関をテレビ会議システムで接続する準備として、ERC及びオフサイトセンター内のテレビ会議システムを起動する。

3 広報体制の構築

合同情報連絡室は、情報収集事態の連絡を受け取ってから1時間³を目途として、当該原子力事業所の状況等に関して緊急時の情報提供システムにより第一報の情報発信（メール、ホームページによる公表等）を行う。また、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は情報を収集・整理し、合同情報連絡室で情報共有する。なお、夜間、休日も同様の対応とする。

³ 地震による情報収集事態の場合の標準であり、その他の場合については、状況によりオンサイト総括が判断するものとする。

情報収集事態時の情報伝達経路



※ 原則として、指定公共機関には所管省庁から連絡を行う。

※ 関係省庁のほか、国務大臣が設置されている省庁にも合同情報連絡室から情報提供を行う。

第3節 体制の移行

1 情報収集事態が解消した場合

オンサイト総括の判断により情報収集事態の解消を決定した場合においては、合同情報連絡室及び合同現地情報連絡室を廃止する。また、関係省庁、関係地方公共団体及び原子力事業者等に対し、その旨の情報提供を行う。指定公共機関に対しては、原則として所管省庁から情報提供を行う。

2 警戒事態に相当することが判明した場合

警戒事態（次章に規定する警戒事態をいう。以下同じ。）に相当することが判明した場合においては、次章に基づき対応する。

第2章 警戒事態

警戒事態とは、原子力災害対策指針に基づく警戒事態⁴をいう。

第1節 組織

1 中央

(1) E R C

警戒事態が発生した場合には、委員会及び内閣府（原子力防災担当）は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（本部長：委員会委員長及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）。以下「事故警戒本部」という。）をE R Cに設置する。

E R Cにおいては、規制庁次長（又は代理の職員）及び内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）が参集し指揮をする。

規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の参集当番者等は警戒事態の連絡を受け取った場合は、直ちに参集する。

(2) 官邸

事故警戒本部は、内閣官房（国危室）及び内閣情報調査室内閣情報集約センターに警戒事態が発生した旨を連絡する。内閣官房（国危室）は、状況に応じ、情報連絡室又は官邸連絡室を設置する。

また、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、官邸に規制庁長官及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定する職員を派遣し、官邸の情報収集体制を支援する。

⁴ 原子力災害対策指針では、「警戒事態」とは、「その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれ」が緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（警戒事態を判断するE A Lのうち、原子力施設において異常事象が発生した場合に限る。）を開始する必要がある段階」と定義し、具体的には、「原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合」、「原子力事業所所在市町村を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合」、「原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失」など、同指針の表2「各緊急事態区分を判断するE A Lの枠組みについて」の「警戒事態を判断するE A L」に定めている。

(3) 原子力利用省庁⁵執務室等

原子力利用省庁等が指定した職員は、警戒事態の連絡を受け取った場合は、原子力利用省庁執務室等に直ちに参集するとともに、事態の進展に備え、E R C等から情報収集等を開始する。

2 現地

(1) オフサイトセンター

委員会及び内閣府（原子力防災担当）は、警戒事態が発生した原子力事業所に係るオフサイトセンターに、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部（現地本部長：原子力規制事務所副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官。以下「事故現地警戒本部」という。）を設置する。

原子力規制事務所副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官は、オフサイトセンターを使用できるよう、速やかに資機材の準備等の所要の措置を講じ、関係地方公共団体に情報共有するとともに対応状況を確認する。

また、内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は施設敷地緊急事態（次章に規定する施設敷地緊急事態をいう。以下同じ。）への進展に備え、内閣府副大臣（（原子力防災担当）（又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）。これらが対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等）、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）並びに規制庁長官が指定した職員及び内閣府政策統括官（原子力防災担当））が指定した職員をオフサイトセンターに派遣する準備を行う。

(2) 緊急時モニタリングセンター

規制庁は、当該原子力事業所に係る上席放射線防災専門官等に指示し、警戒事態が発生した原子力事業所に係るオフサイトセンター等に緊急時モニタリングセンター（センター長：規制庁長官官房監視情報課環境放射線企画室長又は規制庁長官官房監視情報課モニタリング調整官（以下「規制庁監視情報課環境放射線企画室長等」という。））を立ち上げる準備を行うとともに、緊急時モニタリングセンターの立上げの準備に当たっては、警戒事態が発生した原子力事業所のP A Z及びU P Z内の道府県に協力を要請する。また、施設敷地緊急事態への進展に備え、規制庁監視情報課環境放射線企画室長等をオフサイトセンターに派遣する準備を行う。

⁵ 原子力利用省庁とは、事故発生施設が電力事業者など民間企業の所有に係る場合にあっては経済産業省を、大学・研究機関等の所有に係る試験炉等の場合にあっては文部科学省をいう。

(3) 原子力施設事態即応センター

規制庁は、施設敷地緊急事態への進展に備え、規制庁長官が指定する規制庁職員に加え、必要に応じ、委員会委員を当該原子力事業所に係る原子力施設事態即応センターに派遣する準備を行う。

(4) 緊急時対策所

規制庁は、直ちに原子力規制事務所長又は所長があらかじめ指名した原子力運転検査官を、当該原子力事業所に係る緊急時対策所又は必要に応じて当該原子力事業所内の発災現場等に派遣し、情報収集を行う。

(5) 原子力事業所災害対策支援拠点

規制庁は、施設敷地緊急事態への進展に備え、規制庁長官が指定する規制庁職員を当該原子力事業所に係る原子力事業所災害対策支援拠点に派遣する準備を行う。

(6) 原子力被災道府県庁舎等

原子力利用省庁は、施設敷地緊急事態への進展に備え、原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び原子力利用省庁等が指定した職員を、当該原子力事業所の区域を管轄する道府県の庁舎等（以下「原子力被災道府県庁舎等」という。）へ派遣する準備を行う。

第2節 応急対策業務

- 1 情報収集・連絡
- 2 派遣準備の要請
- 3 テレビ会議システムの起動
- 4 広報体制の構築
- 5 緊急時モニタリングの準備
- 6 P A Z 内、U P Z 外の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請等

1 情報収集・連絡

規制庁は、原子力事業所の故障や、地震等の自然災害の影響等について、事業者からの情報を一元的に集約する。また、上席放射線防災専門官等、関係機関の職員等は、原子力事業所のモニタリングポストの監視を強化し、緊急時モニタリングの準備に着手する。

事故警戒本部は、設置後速やかに警戒事態の発生及びその後の被害情報等について、30分以内を目途として内閣官房（国危室）、内閣情報調査室内閣情報集約センター及び関係省庁にFAX等を通じて連絡するとともに、事態の進展に備え情報連絡体制をとるよう要請する。

また、事故警戒本部は、国際原子力機関（以下「IAEA」という。）に対して第一報を行う。

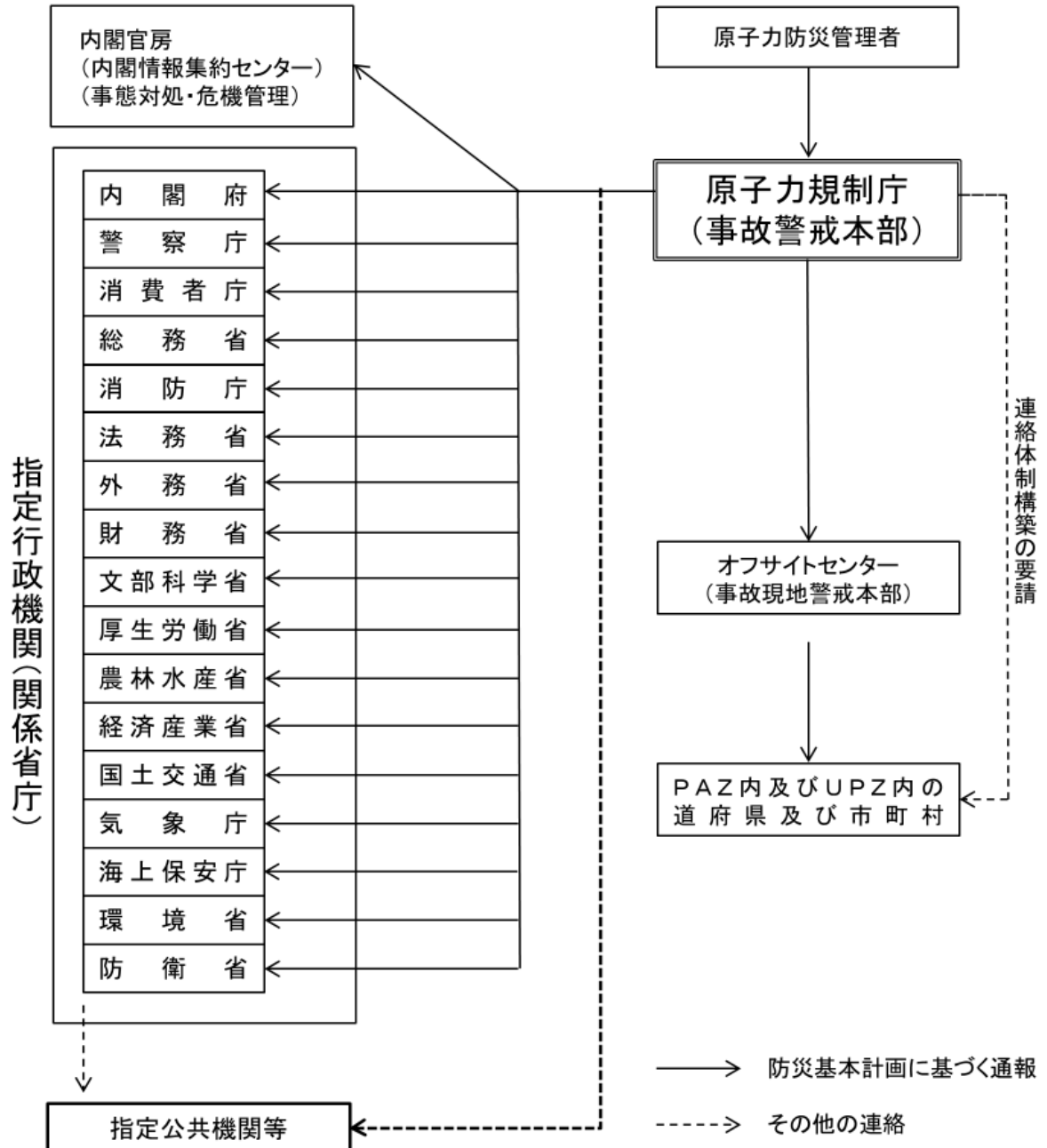
なお、指定公共機関に対しては原則として所管省庁から情報提供を行う。

また、関係地方公共団体に対しては事故現地警戒本部（災害の影響等により事故現地警戒本部が十分に機能しない場合には事故警戒本部）から、事故警戒本部及び事故現地警戒本部の立ち上げの通知を行う。

ただし、連絡体制の確立等の要請については、関係地方公共団体に対して、事故警戒本部から直接行う（様式-1-1）とともに、事故現地警戒本部にも併せて共有する。

さらに、内閣府（原子力防災担当）は、警戒事態の原因となった地震等の事象による周辺地域における避難経路等の被災の状況について、関係地方公共団体等を通じて入手し、事故警戒本部において共有する。

警戒事態時の情報伝達経路



※ 原則として、指定公共機関には所管省庁から連絡を行う。

※ 関係省庁のほか、国務大臣が設置されている省庁にも事故警戒本部から情報提供を行う。

2 派遣準備の要請

事故警戒本部は、派遣内容を確認した後に、輸送に協力する関係省庁（警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省。以下「緊急輸送関係省庁」という。）に対し、必要に応じて、ヘリコプター等による原子力施設事態即応センター及びオフサイトセンターへの要員搬送の準備を要請する。

3 テレビ会議システムの起動

規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、官邸、内閣府本府庁舎、E R C、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター、関係地方公共団体、関係指定公共機関を結ぶテレビ会議システムを起動する。

4 広報体制の構築

事故警戒本部は、警戒事態の連絡を受け取ってから1時間を目途として、当該原子力事業所の状況等に関して緊急時の情報提供システムにより第一報の情報発信（メール、ホームページによる公表等）を行う。また、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は情報を収集・整理し、事故警戒本部で情報共有する。

事故警戒本部は、一定時間間隔（1時間程度を目安として状況に応じて判断）での情報発信（記者会見、資料配付、ホームページによる公表等）を行う体制を構築するとともに、事態が進展して、広報活動を官邸に一元化するための準備として、内閣広報室（官邸連絡室が設置されている場合は、官邸連絡室）、オフサイトセンター及び原子力施設事態即応センター等との情報連絡・共有体制を構築する。同時に、以後の情報発信は国外にも行うため、内閣広報室及び外務省と連携し、英語資料の作成、公表及び情報発信ルートの整備を行う。なお、夜間、休日も同様の対応とする。

5 緊急時モニタリングの準備

規制庁は、緊急時モニタリングに向けた準備を開始する。

規制庁は、上席放射線防災専門官等に指示し、緊急時モニタリングセンターを立ち上げる準備を開始する。規制庁は、情報共有システム等を通じて、警戒事態が発生した原子力事業所及びその周辺のモニタリングポストの監視を強化する。

事故警戒本部は、警戒事態が発生した原子力事業所のP A Z及びU P Z内の道府県に緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備への協力を要請する（様式-1-1）。さらに、規制庁は、緊急時モニタリングに係る関係省庁、P A Z及びU P Z内の道府県、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に対し、緊急時モニタリングの実施の準備を要請する。

6 P A Z内、U P Z外の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請等

原子力施設において原子力災害対策指針の警戒事態を判断するE A Lに該当する施設の故障が発生した場合等においては、事故警戒本部は、P A Z内の地方公共団体に対し、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態要避難者⁶をいう。以下同じ。）の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）を要請する（様式-1-2又は様式-1-3）。また、U P Z外の地方公共団体に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力をP A Z内の地方公共団体を通じて要請する（防護措置や協力などが必要と判断された場合に限る。）。

⁶ 原子力災害対策指針では、以下のように定義している。

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者

ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

第3節 体制の移行

1 警戒事態が解消した場合

委員会委員長の判断により警戒事態の解消を決定した場合においては、事故警戒本部及び事故現地警戒本部を廃止する。また、関係省庁、関係地方公共団体及び原子力事業者等に対し、その旨の情報提供を行う。指定公共機関には、原則として所管省庁から連絡を行う。

2 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に相当することが判明した場合

原子力事業者からの通報を受け、委員会が施設敷地緊急事態に至ったこと、又は全面緊急事態に至ったことを確認した場合においては、次章又は第4章に基づき対応する。

第3章 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態とは、原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態⁷をいう。

第1節 組織

1 中央

(1) E R C

施設敷地緊急事態に至ったことを確認した場合、委員会及び内閣府（原子力防災担当）は、委員会委員長（又は委員）及び内閣府特命担当大臣（原子力防災）（又は内閣府副大臣（原子力防災担当）若しくは内閣府大臣政務官（原子力防災担当）等）を本部長とする原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「事故対策本部」という。）を設置するとともに、必要に応じ、関係省庁事故対策連絡会議を開催する。

E R Cにおいては、全面緊急事態（次章に規定する全面緊急事態をいう。以下同じ。）においてE R Cチーム機能班の要員となっている規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員等が、業務に当たる。

同時に、全面緊急事態においてE R Cチーム実動対処班の要員となっている職員に関しては、関係省庁に対し、E R Cへの参集を要請する。

① 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部

○活動場所：

官邸・内閣府本府庁舎

E R C（官邸・内閣府本府庁舎における意思決定事項が減少した時点以降）

○構成：

本部長：内閣府特命担当大臣（原子力防災）（又は内閣府副大臣（原子力防災担当）若しくは内閣府大臣政務官（原子力防災担当）等）

委員会委員長（又は委員）

事務局長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

事務局長代理：規制庁長官（又は代理の職員）

内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）

構成員：内閣府（原子力防災担当）職員（原子力利用省庁職員の併任を含む。）、規制庁職員

⁷ 原子力災害対策指針では、「施設敷地緊急事態」とは、「原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階」と定義している。

○事務：内閣府（原子力防災担当）及び規制庁が、同本部の運営に係る事務を行う。

○施設敷地緊急事態と自然災害が複合して発生し、当該自然災害に対して、緊急災害対策本部、非常災害対策本部又は特定災害対策本部（以下「政府本部」という。）が設置されている場合（以下「大規模複合災害時」という。）には、政府本部と事故対策本部の合同会議を開催するものとする。

② 関係省庁事故対策連絡会議

○開催場所：原則としてE R C

○構成：

議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）

構成員：内閣官房内閣参事官（事態対処・危機管理担当）

内閣官房内閣情報調査室内閣参事官

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課長

警察庁警備局警備運用部警備第三課長

消費者庁消費者安全課長

総務省大臣官房総務課長

消防庁特殊災害室長

外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長

財務省大臣官房総合政策課政策推進室長

文部科学省研究開発局原子力課長

厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室長

農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室長

経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課長

国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）

気象庁総務部参事官（気象・地震火山防災）

海上保安庁警備救難部環境防災課長

環境省水・大気環境局総務課長

原子力規制庁長官官房緊急事案対策室長

防衛省統合幕僚監部参事官

関係省庁の職員

○施設敷地緊急事態のまま事態が収束に向かい、これ以上事態が悪化しない見通しが立った後、又は緊急参集チームで決定された事項について詳細な連絡・調整を行う必要がある場合は、内閣府（原子力防災担当）が主催する関係省庁事故対策連絡会議において関係省庁間の連絡・調整等を行う。

(2) 官邸・内閣府本府庁舎

規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、内閣府大臣政務官（原子力防災担当）（又は内閣府副大臣（原子力防災担当）。これらに対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等）、委員会委員長（又は委員会委員）、内閣府政策統括官（原子力防災担当）、全面緊急事態において、官邸チーム機能班の要員となっている規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員等に官邸・内閣府本府庁舎に参集するよう要請する。また、全面緊急事態の発生に備え、規制庁は原子力緊急事態宣言等に係る準備を行い、内閣府（原子力防災担当）は、閣議請議書の起案を始めとする原災本部設置のための準備を開始する（第4章 全面緊急事態 第2節 応急対策業務 2 原災本部及び原災現地本部の設置参照）。

なお、内閣危機管理監は、官邸（危機管理センター）に官邸対策室を設置し、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡・調整、政府としての初動対応措置の総合調整を集中的に行う。また、施設敷地緊急事態発生後、原子力緊急事態宣言までの間、緊急参集チームを官邸に参集させ、政府としての初動対応措置に関する情報の集約等を行う。

関係省庁は、全面緊急事態の発生に備え、機能班の構成員となる職員の派遣準備を行う。

(3) 政府本部

大規模複合災害時には、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、政府本部に職員（情報連絡要員）を派遣し、事故対策本部と政府本部の情報共有体制を確立する。

なお、大規模複合災害時には、E R Cチーム実動対処担当は、政府本部の事務局の事案対処部門を兼ねて充て、同事務局の設置場所（官邸又は8号館）にて合同で業務を行うこととする。また、関係機関等との調整など、実動対処担当の業務については、政府本部の事務局の設置場所において、政府本部の業務と一体的に業務を行う（ただし、オンサイト対応を除く。）。ただし、政府本部の事務局の事案対処部門が立ち上がっていない場合や政府本部が既に廃止されている場合その他同事務局の設置場所で一体的に業務を行う必要性がない場合については、この限りではない（第4章 全面緊急事態参照）。

(4) 原子力利用省庁執務室等

原子力利用省庁等が指定した職員は、施設敷地緊急事態の連絡を受け取った場合は、原子力利用省庁執務室等に直ちに参集するとともに、全面緊急事態の発生に備え、原災本部原子力被災者生活支援チーム（以下「被災者支援チーム」という。）設置等に係る準備を開始する。

参集した職員のうち、内閣府（原子力防災担当）の併任を受けた者は、事故対策本部として、施設敷地緊急事態要避難者の避難完了後の生活支援業務を行う。

2 現地

(1) オフサイトセンター

内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は、内閣府副大臣（原子力防災担当）（又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）。これらに対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等）、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）並びに規制庁長官が指定した職員及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定した職員をオフサイトセンターへ派遣するとともに、全面緊急事態への進展に備え関係省庁及び関係指定公共機関等に対し、現地立ち上げ要員となる関係職員の派遣準備及び専門家の派遣を要請する。

また、委員会及び内閣府（原子力防災担当）は、オフサイトセンターに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部（以下「事故現地対策本部」という。）を設置するとともに、関係地方公共団体等との情報共有や対応準備等のため現地事故対策連絡会議を開催する。

また、規制庁は、上席放射線防災専門官等に指示し連携した緊急時モニタリングを実施するために、緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。

① 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部

○設置場所：原則としてオフサイトセンター

○構成：

本部長：内閣府副大臣（原子力防災担当）（又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）。これらに対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等）

副本部長・事務局長：内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）

※本部長、副本部長がオフサイトセンターに到着するまでは、原子力規制事務所副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官が全体総括を代行。

② 現地事故対策連絡会議

○開催場所：原則としてオフサイトセンター

○構成：

議長：内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）

構成員：関係省庁職員

関係都道府県職員

関係市町村職員

関係都道府県警察職員

原子力防災の専門家（学識経験者等）

原子力事業者

その他議長が必要と認めた者

（2）緊急時モニタリングセンター

○設置場所：オフサイトセンター等

○構成：

緊急時モニタリングセンター長：規制庁監視情報課環境放射線企画室長等
（上記の者がオフサイトセンターに到着するまでは、上席放射線
防災専門官等又はP A Z及びU P Z内の道府県の然るべき者が緊
急時モニタリングセンター長を代行）

構成員：原子力規制庁職員

関係省庁職員

関係都道府県職員

関係指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）

環境放射線モニタリングの専門家（学識経験者等）

原子力事業者

その他緊急時モニタリングセンター長が必要と認めた者

○機能：緊急時モニタリングの実施と、それに伴う調整を行う。

（3）原子力施設事態即応センター

規制庁は、原子力施設事態即応センターに、規制庁長官が指定する規制庁職員に
加え、必要に応じ、委員会委員を派遣する。

(4) 緊急時対策所

規制庁は、現地原子力規制事務所長又は所長が指名した原子力運転検査官を、緊急時対策所又は必要に応じて当該原子力事業所内の発災現場等に派遣する（情報収集事態及び警戒事態の際と同様）。

(5) 原子力事業所災害対策支援拠点

規制庁は、事故収束活動に係る活動のニーズ把握及び原子力緊急事態宣言後の支援に活用するため原子力事業者が整備した原子力事業所災害対策支援拠点に職員を派遣する。また、拠点施設は平素から原子力事業者が準備する。

(6) 原子力被災道府県庁舎等

原子力利用省庁は、全面緊急事態の発生に備え、原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び原子力利用省庁等が指定した職員を原子力被災道府県庁舎等へ派遣する。また、派遣された職員は、原子力被災道府県庁舎等に到着後、原子力被災自治体支援チーム（以下「自治体支援チーム」という。）を立ち上げる準備を行うとともに、現地において状況把握及び被災地方公共団体等との連絡・調整を行う。

また、内閣府（原子力防災担当）は、道府県災害対策本部（原子力被災道府県庁舎等）に情報連絡要員（道府県リエゾン）を派遣し、オフサイトセンターとの情報連絡体制を確立する。

(7) 緊急災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は特定災害現地対策本部

内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は、大規模複合災害時には、緊急災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は特定災害現地対策本部（以下「政府現地本部」という。）に情報連絡要員（道府県リエゾン）を派遣し、オフサイトセンターとの情報連絡体制を確立する。

第2節 応急対策業務

〔共通〕

- 1 情報収集・連絡
- 2 職員の非常参集等
- 3 国の職員及び専門家の緊急派遣
- 4 通信ネットワークの確立
- 5 官邸対策室及び緊急参集チーム等
- 6 広報活動

〔オンサイト対応〕

- 7 プラント情報集約とオンサイトの事故収束活動

〔オフサイト対応〕

- 8 緊急時モニタリングの実施等
- 9 P A Z内の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難及びU P Z内
外の地方公共団体への事前の避難準備の要請等
- 10 安定ヨウ素剤の服用準備等に関するP A Z内の地方公共団体への要請
- 11 国が備蓄する安定ヨウ素剤の輸送
- 12 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護

1 情報収集・連絡

(1) 全面緊急事態の判断に係る情報共有等

事故対策本部（事故対策本部が立ち上がっていない場合は、合同情報連絡室又は事故警戒本部。以下同じ。）は、原子力事業所の原子力防災管理者からFAX等により施設敷地緊急事態発生の通報又は連絡を受けた場合、直ちに、当該通報事象の概要（原子力事業所の状況、放射線量等）、事象の今後の進展の見通し等の事故情報等について情報収集・集約を行う。委員会は、全面緊急事態に至ったことにより、原災法第15条に基づき、原子力緊急事態が発生したと認めるか否かの判断を迅速に行うとともに、事故対策本部内に情報を共有する。

(2) 関係機関等への連絡

事故対策本部は、事象の概要、全面緊急事態に該当するか否か、今後の進展の見通し及び住民避難等に関する情報等を、情報が判明次第、内閣官房（国危室）及び内閣情報調査室内閣情報集約センターをはじめとした関係省庁に連絡する。また、事故対策本部より連絡を受けた事故現地対策本部は、関係地方公共団体に対して情報提供を行うとともに、今後の情報に注意するよう住民等への注意喚起を行うよう要請する。また、事故対策本部は、IAEAに対して通報する。

なお、指定公共機関には、原則として所管省庁から連絡を行う。

(3) 情報収集

関係省庁は、事故対策本部より連絡を受けた場合、次ページの情報収集項目について、情報収集を開始し、ERC、内閣官房（国危室）及び内閣情報調査室内閣情報集約センターに連絡する。

内閣府政策統括官（原子力防災担当）及び規制庁長官等は、緊急参集チーム協議の場において原子力事故の状況等に関し、関係省庁と事態の認識を共有し、対処方針を確認するとともに、内閣危機管理監と連携し、内閣総理大臣及び内閣官房長官へ報告を行う。関係省庁は、防災基本計画等に基づき、事態に応じた上記方針を踏まえ、必要な対処を行う。

(参考)

施設敷地緊急事態の際の主な情報集約項目例

※〔 〕内は情報収集を行う主な省庁

1 事故概要等に関する事項〔規制庁〕

(1)施設敷地緊急事態発生施設の概要

事業所の名称、所在地、原子力事業所等の内容

(2)事象の概要

①発生時刻、規制庁への原子力事業者からの同報ファクシミリの発信日時

②事象発生施設及び発生場所

③事象の内容

④放射性物質等の漏えいに関する情報（継続的な放射性物質等の漏えい、漏えい防止措置の有無等）

⑤原子力施設の敷地内外のモニタリングデータ

⑥人的・物的被害の有無

⑦気象状況

⑧事象発生の原因

2 関係機関の活動に関する事項

(1)原子力事業者の対応状況〔規制庁〕

①施設の状況

②被害の状況

③事象拡大阻止のための応急対策活動の状況

(2)関係機関（関係省庁、地方公共団体、関係指定公共機関及び原子力事業者）の体制

①関係機関それぞれの対策本部等の設置状況〔各省庁〕

②特例緊急被ばく限度の指定状況〔規制庁、厚生労働省、人事院〕

(3)地方公共団体の対応状況

①住民への連絡状況〔内閣府〕

②応急対策活動の状況〔内閣府〕

(4)国による支援体制

①緊急事態応急対策委員及び専門家の派遣の準備状況〔規制庁、関係省庁〕

②緊急時モニタリング要員及び機器の現地派遣の状況〔規制庁、関係省庁〕

③原子力災害医療派遣チームの現地派遣の準備状況〔規制庁、関係省庁〕

④国の職員の現地派遣状況〔各省庁〕

⑤関係省庁における支援体制〔各省庁〕

(5)モニタリング体制

①緊急時モニタリングの実施状況及びその結果〔規制庁〕

②原子力事業所の状況（原子力発電所の場合に限る。）〔規制庁〕

③その他参考情報〔規制庁〕

(6)人的被害等の状況

- ①事象発生現場における要救助者、行方不明者等に関する情報〔規制庁、内閣府、警察庁、海上保安庁、消防庁〕
- ②放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。）の数、被ばく傷病者等の汚染・被ばくの程度、傷病の状態及び原子力災害拠点病院等の被災状況の確認〔消防庁、規制庁、内閣府〕

(7)避難、屋内退避等の防護活動の準備〔内閣府〕

- ①施設敷地緊急事態要避難者の避難実施状況
- ②避難、屋内退避等の防護活動についての準備実施状況
- ③避難場所の準備状況
- ④安定ヨウ素剤の準備状況（配布準備の状況等）

(8)現地の救助救急体制と広域応援の準備

- ①事故現場周辺における警察、消防、海上保安庁、自衛隊の準備状況〔警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕
- ②警察、消防の広域応援体制と現地までの所要時間〔警察庁、消防庁〕

(9)医療体制の準備

- ①救急自動車、ヘリ等の緊急輸送体制の準備状況〔関係省庁〕
- ②原子力災害医療派遣チームの派遣調整、原子力災害拠点病院等の受入れ等の準備状況〔規制庁等〕

(10)現場周辺の交通及び交通規制の状況〔警察庁、海上保安庁、国土交通省〕

(11)汚染物の除去による被害拡大の防止〔規制庁〕

(12)消火活動〔消防庁〕

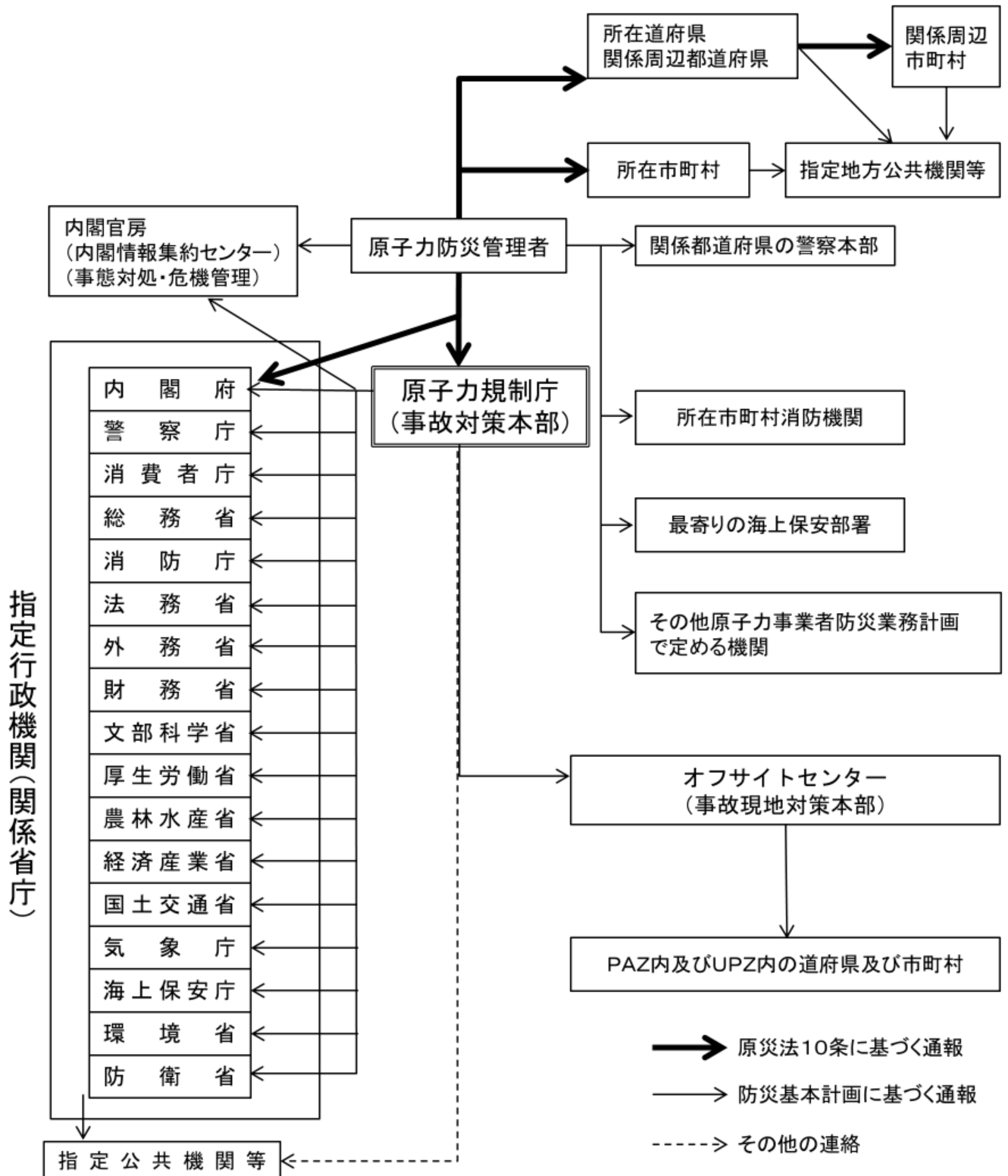
(13)オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンターの活動状況〔規制庁、内閣府〕

- ①国、地方公共団体の職員の参集状況
- ②専門家の参集状況
- ③他の原子力事業者の協力実施状況
- ④現地事故対策連絡会議の開催状況

(14)自然災害等による周辺地域の被災状況（自然災害との複合災害の場合）〔内閣府〕

- ①自然災害（地震、津波、風水害等）の概要
- ②被災情報全般（人的被害、建物、交通、ライフラインの被害等）
- ③②のうち、当該地域の地域防災計画に位置付けられている避難経路、避難先等の被災状況、避難手段の確保の可否等
- ※政府本部（大規模複合災害時）及び関係道府県を通じて情報を入手。

施設敷地緊急事態時の情報伝達経路



※ 原則として、指定公共機関には所管省庁から連絡を行う。

※ 関係省庁のほか、国務大臣が設置されている省庁にも事故対策本部から情報提供を行う。

2 職員の非常参集等

内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は、官邸、内閣府本府庁舎及びE R Cに内閣府（原子力防災担当）及び規制庁職員のうち、全面緊急事態における機能班等の職員（第3編第2章 要員配置参照）を配置させる。

事故対策本部は、全面緊急事態への進展に備え、関係省庁に対し職員の参集準備を行うよう連絡する。同時に、全面緊急事態において、E R Cチーム実動対処班の要員となっている職員に関しては、関係省庁に対し、E R Cへの参集を要請する。

原子力利用省庁は、全面緊急事態への進展に備え、原子力利用省庁等が指定した職員を参集させる。

原子力規制事務所、関係地方公共団体、関係指定公共機関、原子力事業者等は、全面緊急事態への進展に備え、オフサイトセンターの立上げのため、あらかじめ定めるところにより関係職員を参集させ、災害対応上必要なシステム、資機材等を使用可能な状態にする等の所要の準備を実施する。

なお、事故現地対策本部が、現地要員の到着前、災害の影響等の事由により十分機能できない場合には、事故対策本部が支援する。

3 国の職員及び専門家の緊急派遣

（1）国の職員の派遣

内閣府（原子力防災担当）、規制庁及び関係省庁は、施設敷地緊急事態において、状況等を把握し、必要に応じ、応急対策の迅速かつ的確な準備等を行うため職員をオフサイトセンター等に派遣する。また、原子力利用省庁は、原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な職員を原子力事業所の区域を管轄する原子力被災道府県庁舎等に派遣する。

また、大規模複合災害時には、内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は、政府現地本部に情報連絡要員（道府県リエゾン）を派遣する。

（2）専門家の派遣

事故対策本部は、施設敷地緊急事態において、原子力事業者、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の専門家に対して現地事故対策連絡会議への参集を原則として各機関の所管省庁を通じて要請する。

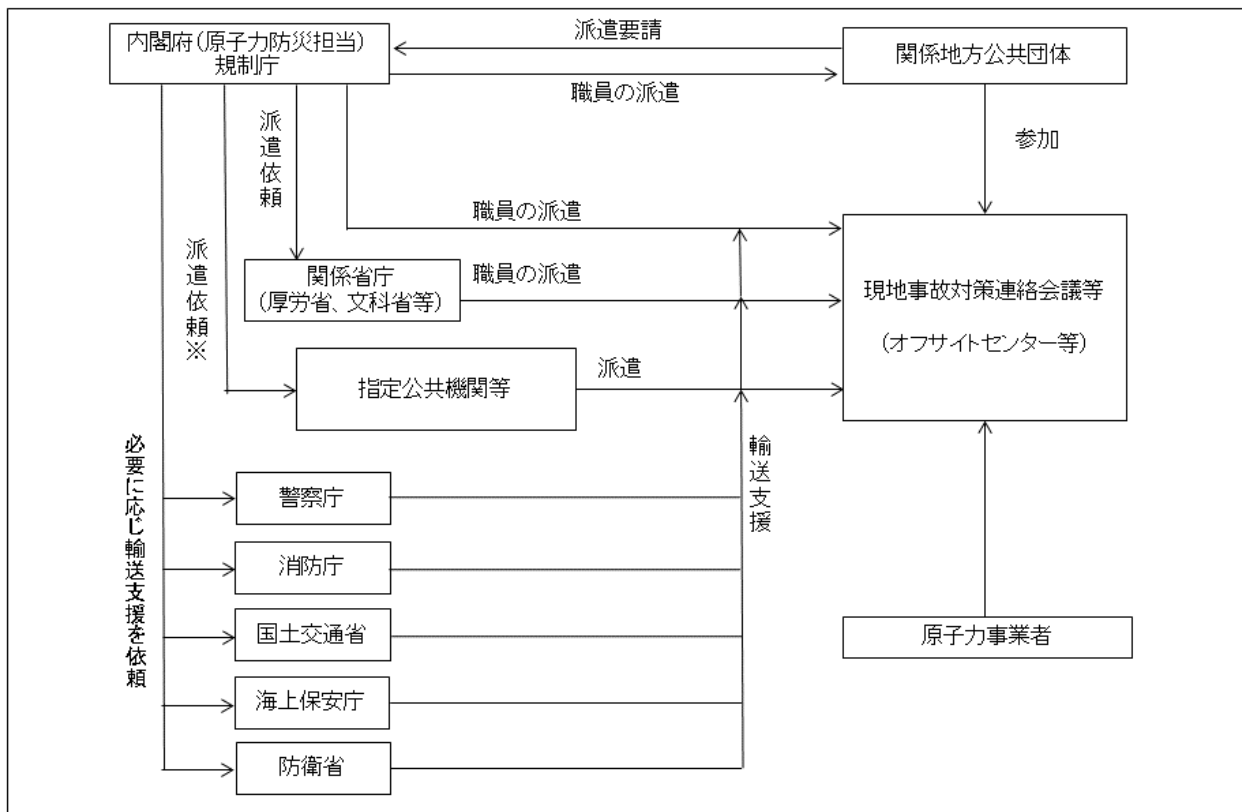
オフサイトセンター等に参集する国の職員及び専門家を第3編第2章及び第3章に示す。

(3) 輸送支援

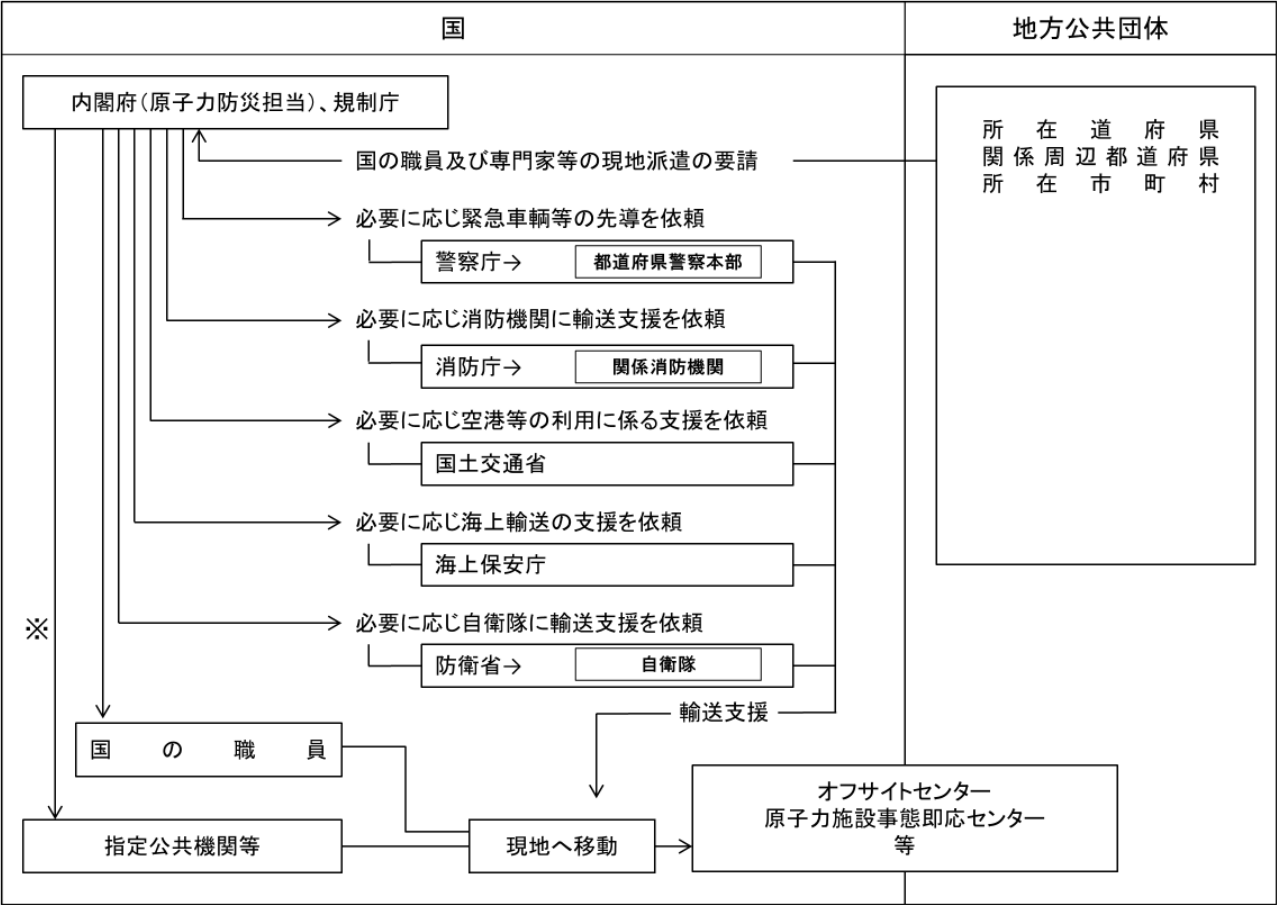
事故対策本部は、原子力事業所の施設敷地緊急事態の通報又は連絡を受けた場合において、発災時における公共交通機関と緊急輸送関係省庁の輸送能力を踏まえ、最適な輸送経路及び輸送手段を総合的に検討し、必要に応じて、緊急輸送関係省庁に対して輸送の支援を依頼する。具体的な移動及び輸送支援のスキームは、以下のスキームを基本とし、詳細はあらかじめ別に定める。

また、事故対策本部は、関係省庁職員及び専門家の派遣登録リスト、初動の物資リスト等に基づき、現地への増員や交代要員の派遣準備、専門家の派遣、物資搬送準備を緊急輸送関係省庁に依頼する。

具体的な移動及び輸送支援のスキーム



※ 原則として、指定公共機関には所管省庁が連絡を行う。



※ 原則として、指定公共機関には所管省庁が連絡を行う。

現地までの移動及び輸送支援

- ・事故対策本部は、緊急輸送関係省庁に対し、内閣府副大臣（原子力防災担当）（又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）。これらに対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等）、原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）、規制庁長官が指定した職員、内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定した職員、原子力利用省庁等が指定した職員、必要に応じ委員会委員等の要員の派遣のための協力を要請する。
- ・事故対策本部は、速やかに緊急輸送関係省庁と、要員等の現地までの移動手段を協議し、緊急輸送関係省庁に対し、輸送支援を依頼する。
- ・事故対策本部は、緊急輸送関係省庁に対して人員及び資機材の輸送支援を依頼する。（様式－2）
- ・依頼を書面により行う時間がない場合は、口頭又は電信若しくは電話による。この場合、事後において速やかに書面を提出する。
- ・警察庁は、関係都道府県警察に対し、輸送の支援が可能かどうか確認し、実施の可否について事故対策本部にその旨連絡する。
- ・消防庁は、関係消防機関に対し、輸送の支援が可能かどうか確認し、実施の可否について事故対策本部にその旨連絡する。
- ・海上保安庁は、輸送の支援が可能かどうか確認し、実施の可否について事故対策本部にその旨連絡する。
- ・防衛省は、輸送の支援が可能かどうか確認し、実施の可否について事故対策本部にその旨連絡する。
- ・事故対策本部は、輸送支援の準備が整った段階で、原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター及び緊急時モニタリングセンターまでの緊急輸送関係省庁の支援により、目的地まで人員及び資機材の輸送を行う。
- ・事故対策本部は、現地に派遣する参集人員名簿を作成して、輸送の要請を行った緊急輸送関係省庁及びオフサイトセンターに送付する。

4 通信ネットワークの確立

事故対策本部は、官邸、内閣府本府庁舎、E R C、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンター、関係地方公共団体、関係指定公共機関、大規模複合災害時は政府本部の事務局を結ぶテレビ会議システムを通じた連絡体制を確認する。

5 官邸対策室及び緊急参集チーム等

官邸対策室は、全面緊急事態の発生に備え、内閣府（原子力防災担当）及び規制庁と協力し、情報集約を行う。内閣府政策統括官（原子力防災担当）及び規制庁長官等は、緊急参集チーム協議の場において原子力事故の状況等に関し、関係省庁と事態の認識を共有し、対処方針を確認するとともに内閣総理大臣及び内閣官房長官へ報告を行う。関係省庁は、防災基本計画等に基づき、事態に応じた上記方針を踏まえ、必要な対処を行う。

6 広報活動

（1）情報発信体制

施設敷地緊急事態が発生した場合、内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は、各機能担当、関係省庁、原子力事業者等の情報を取りまとめ、一元的に情報発信を行うための広報体制を構築する。

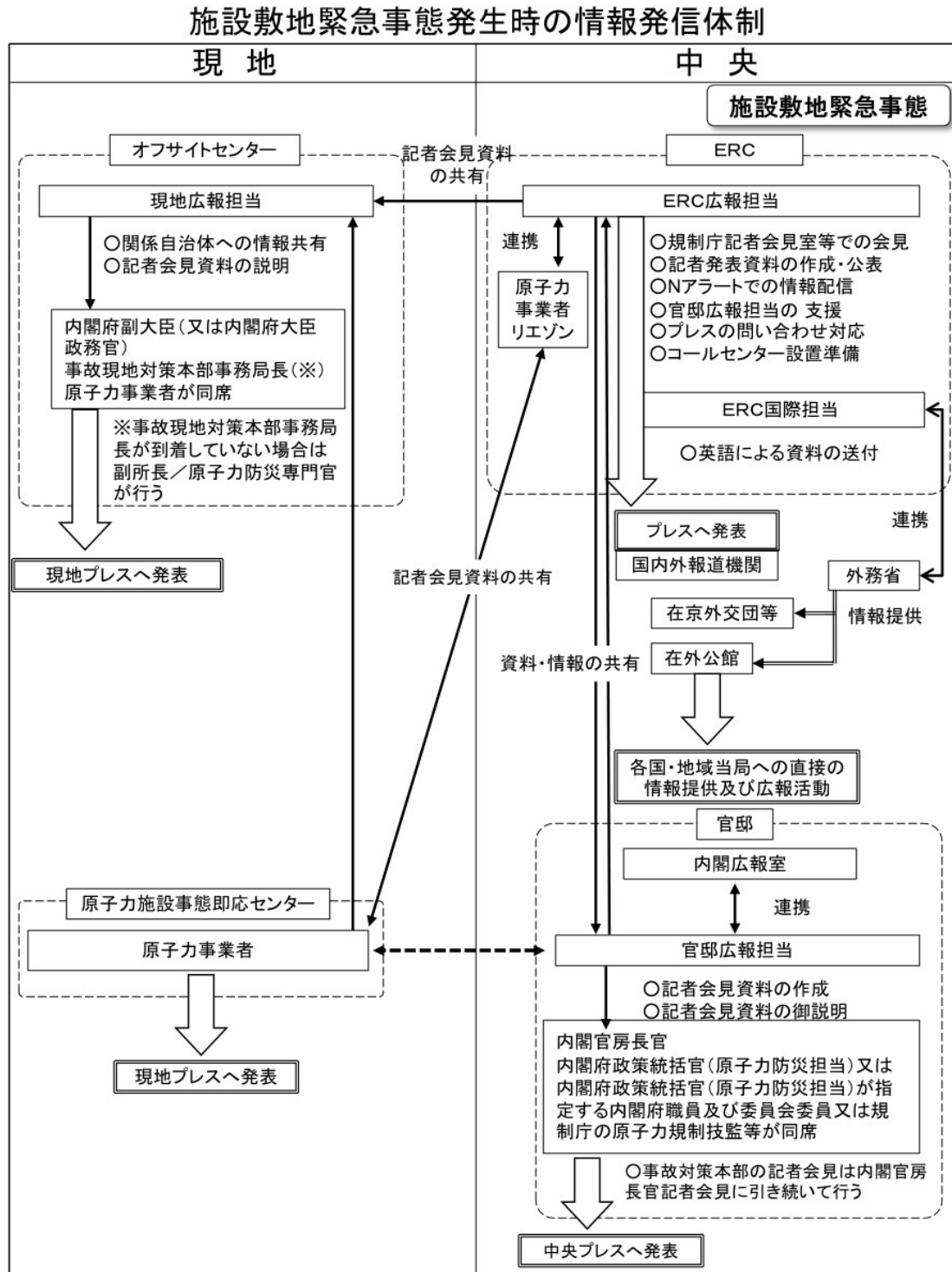
事故対策本部による情報発信は、必要に応じて官邸において内閣官房長官が会見を行い、内閣府政策統括官（原子力防災担当）又は内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定する内閣府（原子力防災担当）職員及び委員会委員又は原子力規制技監等が原則として同席し、技術的内容等の補足説明を行うこととする。

また、官邸において会見が行われた後、規制庁等において、規制庁長官が指定する規制庁職員（広報官）が会見を実施するものとする。ただし、官邸において会見が行われない場合は、必要に応じて、規制庁等において、内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定する内閣府（原子力防災担当）職員又は規制庁長官が指定する規制庁職員（広報官）が会見を実施するものとする。

オフサイトセンターでの情報発信は、事故現地対策本部長、事故現地対策本部事務局長（現地に到着していない場合は、原子力規制事務所副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官）等が記者会見を行うものとする。その際、事故の詳細等に関する説明のため、原子力事業者に対応を要請する。

また、原子力事業者が実施する記者会見の情報については、原子力施設事態即応センターの広報担当と官邸及びERC広報担当が連携を取ることで、政府の情報発信と齟齬が生じないように努める。

中央、現地、原子力事業者の情報発信体制、各機関の役割分担については以下で示すとおりとする。



(2) 各機関の広報に関する役割

① 官邸広報担当

- ・官邸対策室、内閣広報室と連携して、E R C、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所との連絡体制の確立、業務スペースの準備、班体制の整備、E R Cを始めとした各対策拠点からの情報収集活動を行う。
- ・記者会見用資料の作成を行う。必要に応じて、E R Cに作業を依頼する。
- ・通信手段の途絶等に備えた代替手段（ニュース速報による情報提供等マスメディアを通じた事故情報をタイムリーに提供する体制の構築等）について事前にマスメディアと調整した内容に即して、官邸広報担当取りまとめの下、マスメディアに対して協力要請を行う。
- ・記者会見の情報をE R C、オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンター、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所に共有する。

② E R C広報担当

- ・迅速かつ適切な広報を行うため、E R C広報担当は、E R C各機能担当が関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等有する情報を収集してE R C総括担当が取りまとめた政府の被害報を関係機関に共有する。
なお、必要に応じて規制庁等において内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定する内閣府（原子力防災担当）職員又は規制庁長官が指定する規制庁職員（広報官）が会見を実施するものとする。
- ・官邸広報担当の依頼により、官邸での記者会見用資料の作成を支援する。
- ・官邸、内閣府本府庁舎、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所の広報担当者との情報共有体制を確立する。
- ・官邸、内閣府本府庁舎、オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、関係省庁の広報担当に対し広報内容等の伝達を行う。また、現地広報班の体制を確認し、体制が整っていない場合は、関係地方公共団体へも状況の伝達を行う。
- ・一般からの問い合わせ等に対し、コールセンターの設置等により対応する。その際、外国語での対応体制については、在京各国外交団及び国際機関駐日事務所（以下「在京外交団等」という。）への説明、在外公館を通じた各国・地域当局への情報提供、ホームページでの英語情報の発信等を円滑に行う必要性等を含め総合的に勘案しつつ、検討する。
- ・一般からの問い合わせに対するコールセンターへ、政府の被害報等の資料を共有する。
- ・事象の進展に備え、E R C広報担当は、官邸広報担当を通じて内閣広報室及び外務省と緊密に連携して、対外的情報発信を担う国内外の報道機関を通じた外国人への情報提供を日本語で行う。E R C国際担当はI A E Aへの通報内容を踏まえ

つつ、外務省と緊密に連携して、在京外交団等への説明、在外公館を通じた各国・地域当局への情報提供を英語で行う。

- ・ E R C 広報担当は、ホームページで公開すべき情報が整理され次第、適宜ホームページを更新する。避難・屋内退避等の指示等の対象となる区域と見込まれる範囲、緊急時モニタリングの結果及び緊急時対策支援システム（以下「E R S S」という。）等の結果など迅速な提供が必要な情報は、速やかにホームページ等において公開する。E R C 国際担当はE R C 広報担当と緊密に連携して、ホームページ等で英語による情報発信を行う。
- ・ 官邸広報担当に対し、マスメディアとの協力関係の構築（通信手段の途絶等に備えた代替手段の確保、マスメディアを通じた事故情報のタイムリーな提供体制の構築等）について依頼する。
- ・ 官邸での記者会見について、官邸広報担当より、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所とともに、情報提供を受ける。

③ オフサイトセンター

- ・ E R C 広報担当と連携し、情報発信を行うための体制を構築するとともに、事故現地対策本部長、事故現地対策本部事務局長等が必要に応じて記者会見を行う。
- ・ 関係地方公共団体との連絡手段を確認し、状況の伝達を行う。準備されていた手段が使えない場合等は速やかに代替手段を確立させる。
- ・ 官邸での記者会見について、官邸広報担当より、E R C 広報担当、緊急時モニタリングセンター、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所とともに、情報提供を受ける。

④ 原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）

- ・ 原子力事業者が実施する記者会見の情報を官邸、内閣府本府庁舎、E R C 及びオフサイトセンター各広報担当と情報共有する。
- ・ 官邸での記者会見について、官邸広報担当より、E R C 広報担当、オフサイトセンター広報担当及び緊急時対策所とともに、情報提供を受ける。

⑤ その他省庁

- ・ 各省庁は、個別に行う広報について、報道機関に対し貼り出し（会見時間等に関する記者への掲示連絡。以下同じ。）等をする場合は、事故対策本部のE R C 広報担当に随時連絡するものとし、発表内容や状況についても随時連絡を行う。
- ・ 内閣広報室は、E R C 広報担当により集約された関係省庁及びオフサイトセンター等における広報内容を官邸広報担当から得て、官邸記者クラブへの貼り出し及び内閣官房長官の記者会見対応等を行う。
- ・ 外務省は必要に応じ、在京外交団等に情報提供等を行うとともに、在外公館を通じて本国政府や現地メディアにも情報提供等を行う。

- ・気象庁は、I A E A等から要請を受けて放射性物質の拡散予測資料を提供した場合には、官邸広報担当及びE R C国際担当に通知した上で適切に公表するものとする。

7 プラント情報集約とオンサイトの事故収束活動

(1) 官邸プラント担当

E R Cプラント担当が整理・分析した情報を官邸・内閣府本府庁舎に所在する事故対策本部幹部に共有する。また、得られた情報を基に事故収束のための対応方針を決定する。

ア 原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有

- ・原子力災害に係る原子力施設の情報（各種パラメータ、施設内の被害状況等）、原子力事業者の事故収束のための活動状況等について、E R Cプラント担当等から情報収集する。
- ・収集したプラントの一次情報と今後の見通しについて、官邸・内閣府本府庁舎に所在する事故対策本部幹部、内閣官房（国危室）及び関係省庁に共有する（必要に応じ、内閣総理大臣にも報告する。）。
- ・E R Cプラント担当から得られたプラントの事故の進展予測結果のうち、オフサイトへの影響度合いなど住民避難に関する情報を官邸各機能担当へ情報提供する。

イ 原子力施設の状況分析及び共有

- ・必要に応じ、E R Cプラント担当に、原子力事業者等から得られた情報やE R S S（プラントパラメータがE R S Sに伝送されている原子力施設において全面緊急事態が発生した場合）を踏まえた原子力施設の状況の分析を指示する。
- ・E R Cプラント担当が分析した事故進展予測、オフサイトへの影響リスク及び放射性物質の放出源情報（ソースターム等）を官邸・内閣府本府庁舎に共有するとともに、その情報を基に、オンサイト総括、E R Cプラント担当等と連携を取りながら、事故収束のための対応策を検討する。
- ・E R Cプラント担当から共有されたプラントの状態、事故の進展予測及び対応策の検討結果等の情報を、官邸・内閣府本府庁舎に所在する事故対策本部幹部、内閣官房（国危室）及び関係省庁に共有する（必要に応じ、内閣総理大臣にも報告する。）。

ウ 原子力事業者に対する命令

- ・委員会は、原子力事業者の事故収束のための応急措置の実施に加えて、なお必要がある場合には、対応策の検討結果を踏まえた原子炉等規制法に基づく命令

を行うことができ、官邸プラント担当は、必要に応じ、E R Cプラント担当に命令案文の作成や情報収集等の事務手続を指示する。

- ・原子力事業者への命令内容を官邸・内閣府本府庁舎に所在する事故対策本部幹部、内閣官房（国危室）及び関係省庁に共有する。

（2）E R Cプラント担当

原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所、E R S S等から得られた情報を整理・分析し、得られた事故進展予測等の情報を官邸プラント担当、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及びE R C内に共有する。また併せて、大規模複合災害時には、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）から派遣している職員（情報連絡要員）を通じて、政府本部にも情報を共有する。

ア 原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有

- ・原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所、E R S S等から収集した情報を、官邸プラント担当、現地プラントチーム、E R Cプラント担当内に共有する。また、プラント情報をクロノロジー形式で整理する。

イ 原子力施設の状況分析及び共有

- ・E R Cプラント担当は、原子力事業者等から得られた情報を踏まえ、原子力施設の状況を分析し、今後の事故進展予測を行い、得られたオフサイトへの影響リスク及び放射性物質の放出源情報（ソースターム等）等について、官邸プラント担当、原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター及びE R C内に情報を提供する。また併せて、大規模複合災害時には、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）から派遣している職員（情報連絡要員）を通じて、政府本部にも情報を共有する。
- ・上述で得られた情報を基に、官邸での対応方針の決定を支援する。その際、必要に応じ、専門家を招聘し、技術的助言を求める。

ウ 原子力事業者に対する命令

- ・E R Cプラント担当は、原子力施設の状況分析の結果を踏まえ、原子力事業者が実施する事故収束のための活動について、官邸プラント担当の指示も踏まえ、原子炉等規制法に基づく命令に関して、命令案の作成や情報収集等の事務手続を行う。
- ・命令に際し、原子炉等規制法に基づく命令案を作成し、オンサイト総括等の了承を得た後、命令内容について委員会に諮るものとする。
- ・原子力事業者への命令内容を原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター、緊急時対策所及びE R C内に共有する。

(3) オフサイトセンター

原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、官邸プラント担当、E R Cプラント担当から得られる情報や命令内容をオフサイトセンター内に共有する。

(4) 原子力施設事態即応センター

ア 原子力事業者の対応状況に関する情報収集及び共有

- ・規制庁長官が指定する規制庁職員は、原子力施設事態即応センターに到着後、E R Cプラント担当及び原子力事業者と連携し、原子力事業者の状況及び原子力事業者による施設敷地緊急事態の収束活動の実施状況、原子力緊急事態支援組織の参集・活動状況等について情報収集を行う。また、事業者に対し、必要に応じ原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げを助言する。
- ・規制庁長官が指定する規制庁職員は、原子力事業者と連携し、官邸及びE R Cプラント担当、オフサイトセンター、原子力事業所災害対策支援拠点（立ち上がっている場合）及び緊急時対策所と密接に情報共有を行う。

イ 原子力事業者に対する命令等

- ・規制庁長官が指定する規制庁職員は、E R Cプラント担当の求めに応じ、E R Cプラント担当が作成した原子炉等規制法に基づく命令案の必要性・内容について検討し、E R Cプラント担当に意見を述べる。当該命令について、委員会での承認が得られた後、原子力事業者に対して伝達する。
- ・法令に基づく命令まで要しない対応策については、規制庁長官が指定する規制庁職員が、E R Cプラント担当と連携し、原子力事業者に指導・助言を行う。
- ・規制庁長官が指定する規制庁職員は、上記の指導・助言に基づいて、原子力事業者の対応状況を確認する。

ウ 不測の事態への対応

- ・規制庁長官が指定する規制庁職員は、災害・悪天候等により、原子力施設事態即応センターに移動できない場合、移動可能となるまでの間、E R Cにて事故収束活動を行う。
- ・規制庁長官が指定する規制庁職員は、通信障害等によりE R Cプラント担当が原子力事業者から情報が得られない場合、E R Cプラント担当に代わり情報を収集するとともに事故収束のための対応策を検討する。

エ 応援体制の確立

規制庁長官が指定する規制庁職員は、E R Cプラント担当と連携し、原子力事業者に対し、他の原子力事業者による応援体制の確立など事故収束のために必要な措置を講じるよう要請する。

8 緊急時モニタリングの実施等

(1) 緊急時モニタリング実施体制

緊急時モニタリングについては、緊急時モニタリング実施計画に基づき、E R C 放射線担当の統括の下、緊急時モニタリングセンター等が実施する。また、緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリング実施計画の改訂案への提案と意見の提出を行う。

規制庁、関係省庁、P A Z 及びU P Z 内の地方公共団体、原子力事業者、発災元以外の原子力事業者及び関係指定公共機関等は、緊急時モニタリングセンターの一員として、緊急時モニタリングを実施する。役割分担については、以下を基本とする。

- ・ 規制庁

資機材及び要員の動員並びに動員の指示、緊急時モニタリングセンターの立上げと運営、緊急時モニタリングセンターへの参画及び統括、緊急時モニタリング実施計画案の作成・改訂、関係省庁等への必要な指示・要請、緊急時モニタリングの結果に対する評価と公表、関係省庁等が行うモニタリングの結果を含めた情報集約等

- ・ 関係省庁

緊急時モニタリングセンターへの参画、緊急時モニタリングの支援、資機材及び要員の動員

- ・ P A Z 及びU P Z 内の地方公共団体

緊急時モニタリングセンターの立上げへの協力、緊急時モニタリングセンターへの参画、資機材及び要員の動員

- ・ 原子力事業者

緊急時モニタリングセンターへの参画、オンサイトモニタリング情報の提供、資機材及び要員の動員

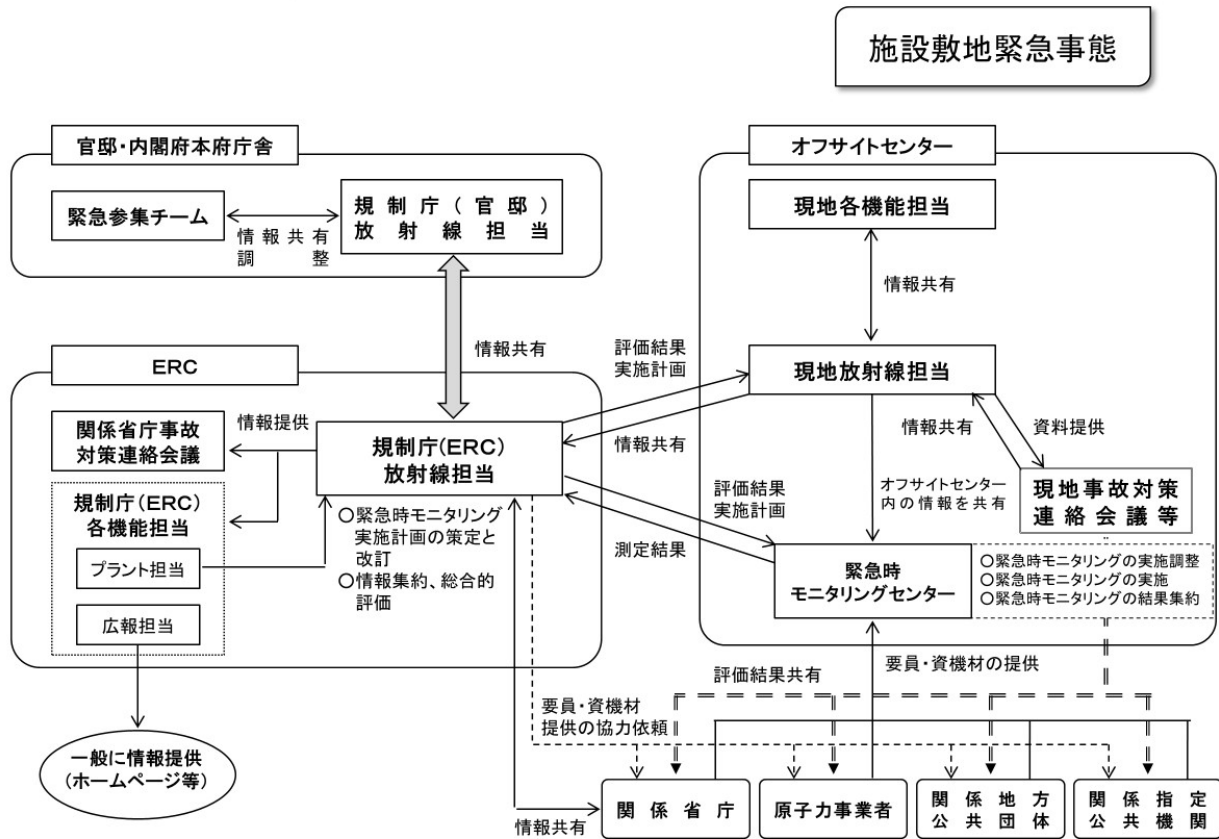
- ・ 発災元以外の原子力事業者

緊急時モニタリングセンターへの参画、資機材及び要員の動員

- ・ 関係指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）

緊急時モニタリングセンターへの参画、資機材及び要員の動員

施設敷地緊急事態時の緊急時モニタリング実施体制



(2) 緊急時モニタリングの実施

① 緊急時モニタリング実施計画の策定

E R C放射線担当は、緊急時モニタリング計画及び現地の空間線量率の結果等を基に、緊急時モニタリング実施計画（測定地点、頻度等）を立案する。委員会は、E R C放射線担当の案に基づき、緊急時モニタリング実施計画を策定する。緊急時モニタリング実施計画策定後、緊急時モニタリングセンターは、現地の状況に基づき、必要に応じて緊急時モニタリング実施計画に対する提案及び意見をE R C放射線担当に送付する。E R C放射線担当は、緊急時モニタリング実施計画の改定について、必要に応じて関係機関と調整を行い、委員会が緊急時モニタリング実施計画を改定する。E R C放射線担当は、緊急時モニタリングセンターや関係省庁と、改定された緊急時モニタリング実施計画を共有する。現地放射線担当は、E R C放射線担当からの緊急時モニタリング実施計画の送付を受け、現地各機能担当と共有する。

② 緊急時モニタリングの実施

E R C放射線担当は、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。その際には、P A Z及びU P Z内の地方公共団体に協力を要請する。

E R C放射線担当は、要員を現地に派遣するとともに、P A Z及びU P Z内の地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関等に対して、要員の派遣及び資機材の輸送を要請する。

緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでは、P A Z及びU P Z内の道府県があらかじめ策定した緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリングを開始する。

緊急時モニタリング実施計画が策定された後には、緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。

緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリングの結果を取りまとめ、妥当性を判断した後、E R C放射線担当に送付する。

関係省庁及び関係機関（関係地方公共団体以外の地方公共団体を含む。）は、それぞれの行政目的に沿ったモニタリングを実施した場合には、関係省庁及び関係機関は、その結果を取りまとめ、E R C放射線担当に送付する。

③ モニタリングデータの集約、評価及び公表

E R C放射線担当は、緊急時モニタリングの結果等を取りまとめて評価し、その結果を官邸放射線担当、現地放射線担当及び緊急時モニタリングセンターと共有するとともに公表する。

現地放射線担当は、E R C放射線担当が取りまとめた結果を、現地各機能担当と共有する。その際、必要に応じて、関係省庁等から送付されたモニタリング結果を活用する。

関係省庁等は、自らが実施したモニタリングの結果を公表する。

また、E R C放射線担当は、外国政府等から、外務省を通じ又は直接、モニタリング結果等の提供を受けた場合には、官邸放射線担当、E R C国際担当、緊急時モニタリングセンター及び関係省庁と情報を共有するとともに、提供元に速やかに公表の可否を確認した上で、公表する。

さらに、提供を受けたデータについては速やかに政府内の関係省庁に共有し、避難等の住民防護措置に活用する。

④ 外国政府等へのモニタリング情報の提供

外国政府又はI A E A及びその他の国際機関からモニタリング情報の提供依頼がある場合には、外務省は当該依頼をE R C国際担当に伝達する。E R C国際担当は、E R C放射線担当及び外務省その他の関係省庁と協議の上、適当と判断される場合には、外務省を通じてそれらの情報の提供等を行う。

9 P A Z内の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難及びU P Z内外の地方公共団体への事前の避難準備の要請等

(1) 施設敷地緊急事態要避難者の避難実施要請等（様式-3）

事故対策本部は、P A Z内の地方公共団体に対し被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者の避難の実施を要請する。また併せて、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者以外の住民避難に関する事前準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請する。さらに、事故対策本部は、U P Z内の地方公共団体に対して、屋内退避の準備を要請する。特に対象地域の状況（プラントの現状、緊急時モニタリング情報等）を伝達する。

なお、住民避難について事故対策本部は、航空機による搬送など関係地方公共団体で対応困難な場合の対応について、関係機関と事前に協議する。

加えて、事故対策本部は、避難元であるP A Z内の地方公共団体や予定されている避難先であるU P Z外の地方公共団体等の関係機関について、適切な避難準備（避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）が行われているかを確認する。また、U P Z外の地方公共団体に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受け入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）への協力をP A Z内の地方公共団体を通じて要請することができる。

自然災害との複合災害の場合には、事故対策本部は、都道府県の災害対策本部又は政府本部から入手する周辺地域の被災状況の情報を十分に勘案して、上記の関係機関との協議を行う。

さらに、全面緊急事態に発展した場合を想定して、現地住民安全担当及びE R C住民安全担当において、P A Z内の地方公共団体と連携し、P A Z内の全住民の避難経路、避難先等の被災状況、避難手段の確保の可否等について把握を進めるとともに、被災による影響がある場合は、代替策の検討を開始する。

(2) 施設敷地緊急事態における防護措置の状況等の共有等

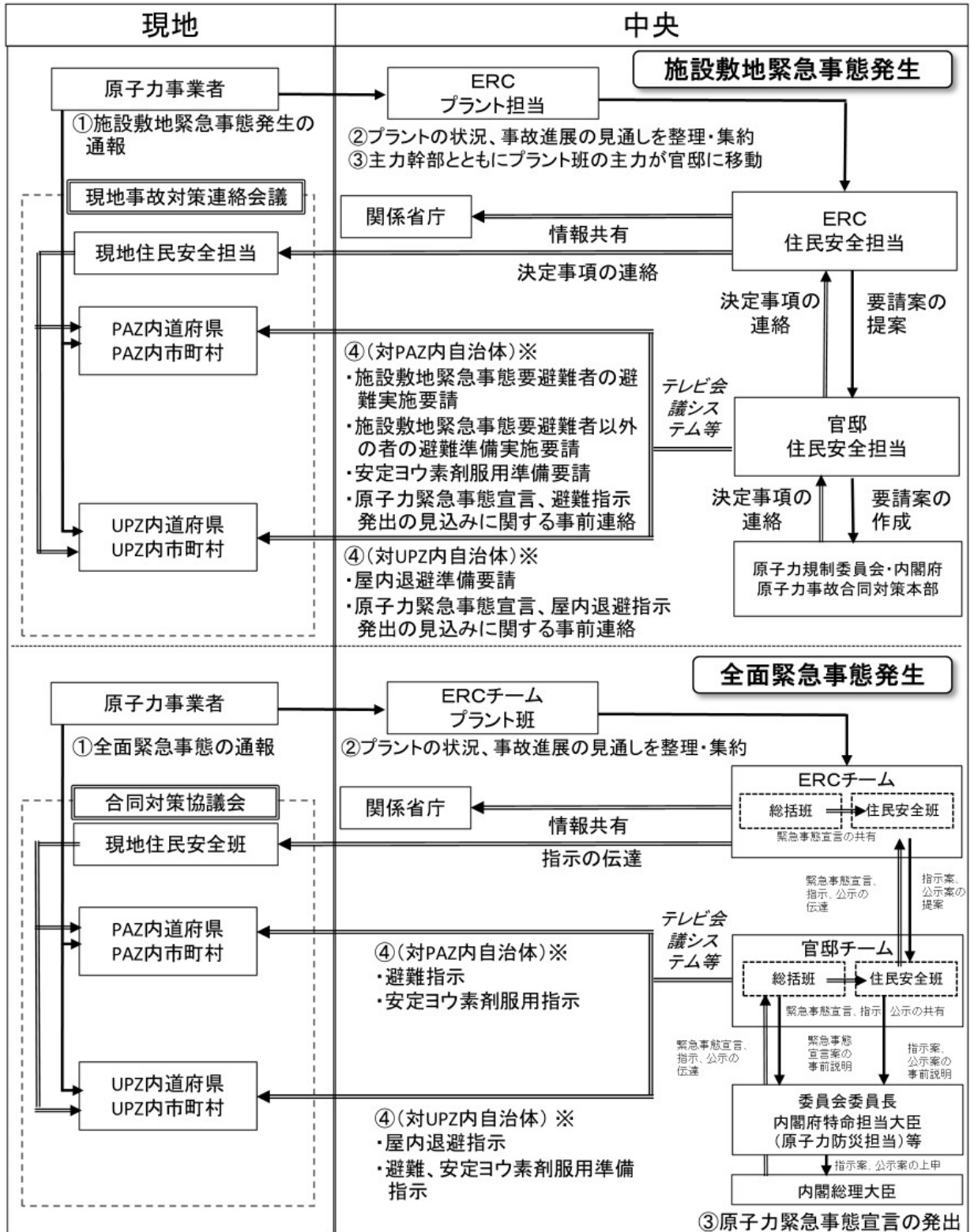
関係地方公共団体が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、次の事項について、事故警戒本部等において、要請内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、要請後においても、事故対策本部と関係地方公共団体等は、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- 施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
- 避難ルート、避難先の概要
- 移動手段の確保見込み
- その他必要な事項

(3) 施設敷地緊急事態要避難者の避難完了後の支援

事故対策本部は、施設敷地緊急事態要避難者の避難完了後の生活支援業務を行う。

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生に伴う地方公共団体への避難等の要請又は指示スキーム



※必要に応じて、事故現地対策本部長又は原災現地本部長より、道府県知事又は市町村長へ伝達。

1.0 安定ヨウ素剤の服用準備等に関するPAZ内の地方公共団体への要請

ERC住民安全担当は、安定ヨウ素剤の配布及び服用に関する指示等に備え、PAZ内の地方公共団体に対し、安定ヨウ素剤の服用準備等に関する要請を行う。

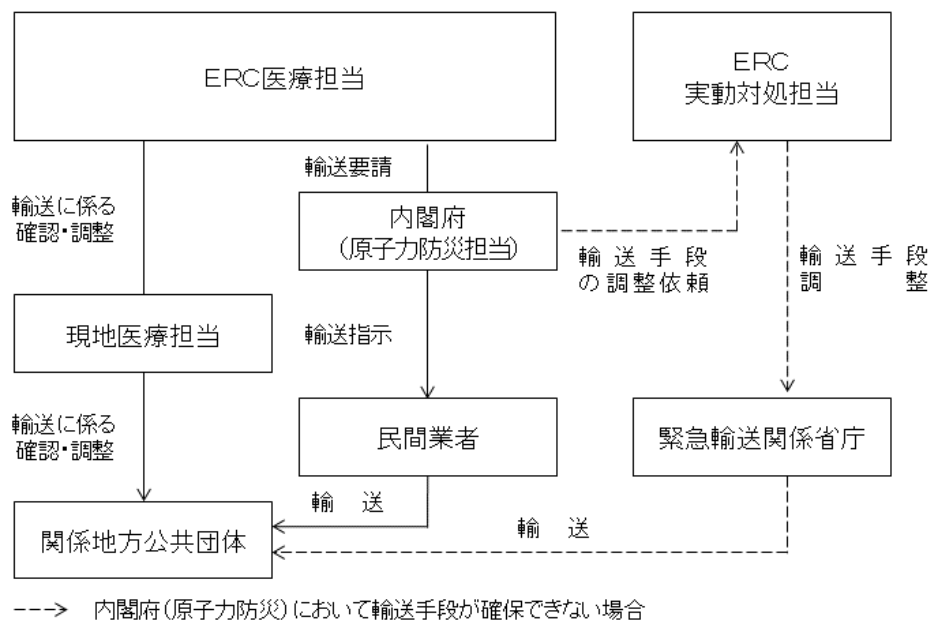
1.1 国が備蓄する安定ヨウ素剤の輸送

施設敷地緊急事態が発生した場合、ERC医療担当は、不測の事態に備え、国が備蓄する安定ヨウ素剤の輸送実施について、内閣府（原子力防災担当）に対し要請する。なお、当該要請を行うにあたっては、受け入れる関係地方公共団体に対し、事前に受け入れの可否及び輸送先の確認を行っておくものとする。

内閣府（原子力防災担当）は、国が備蓄する安定ヨウ素剤を関係地方公共団体に輸送する。内閣府（原子力防災担当）において輸送手段が確保できない場合には、ERC医療担当から関係地方公共団体に輸送停止の可否を確認するとともに、輸送継続の要望があった場合は、内閣府（原子力防災担当）はERC実動対処担当に輸送手段の調整を依頼する。当該依頼を受けたERC実動対処担当は緊急輸送関係省庁と調整し輸送手段の確保を行う。

上記とは別に、安定ヨウ素剤が不足する等の理由により、関係地方公共団体から安定ヨウ素剤の調達、供給活動の要請があった場合も、ERC医療担当から内閣府（原子力防災担当）に輸送を要請し、実施する。

不測の事態に備えた国家備蓄安定ヨウ素剤輸送スキーム図



1.2 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護

施設敷地緊急事態においては、基本的に原子力施設敷地外への放射性物質の放出はないため、オフサイトで活動する防災業務関係者（実動組織を含む。）は、基本的に防護服やマスク等を着用する必要はないが、事態の変化に備えて、防護装備類（防護服、帽子、手袋、靴カバー、半面マスク、直読式個人線量計、通信機器等）や安定ヨウ素剤の携行が必要である。また、放射線等の情報に注意を払うこととする。

第3節 体制の移行

1 施設敷地緊急事態が解消した場合

施設敷地緊急事態が収束した場合には、内閣府特命担当大臣（原子力防災）（本部長を内閣府副大臣（原子力防災担当）又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）等が務める場合は当該副大臣又は大臣政務官等）及び委員会委員長の判断により、事故対策本部及び事故現地対策本部を廃止する。また、関係省庁、関係地方公共団体及び原子力事業者等に対し、その旨の情報提供を行う。また、指定公共機関には、原則として所管省庁から連絡を行う。

2 全面緊急事態に相当することが判明した場合

原子力事業者から全面緊急事態発生 of 通報を受け、委員会が全面緊急事態に至ったことを確認し、原災法第15条に規定する原子力緊急事態が発生していると認める場合は、次章に基づき対応する。

第4章 全面緊急事態

全面緊急事態とは、原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態⁸をいう。

また、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び避難区域の住民避難がおおむね終了した場合、官邸・内閣府本府庁舎で対応する主な職員をE R Cに移す。全面緊急事態に至ってから官邸・内閣府本府庁舎で対応する職員をE R Cに移動させるまでの期間をフェーズ1（初動対応）といい、それ以降をフェーズ2（初動対応後）という。

第1節 組織

【フェーズ1：初動対応】

1 中央

（1）原子力災害対策本部

○設置手続：原災法第16条第1項に基づき閣議にかけて臨時に内閣府に設置

○設置場所：原則として官邸

○構成：

本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官

環境大臣

内閣府特命担当大臣（原子力防災）

委員会委員長

内閣府特命担当大臣（防災）⁹

必要に応じて原子力利用省庁大臣（経産大臣、文科大臣）

構成員：その他全ての国務大臣

内閣危機管理監

必要に応じて内閣府副大臣（原子力防災担当）（又は内閣府大臣

政務官（原子力防災担当））等

○機能：原子力災害対応の総合調整を行う。

⁸ 原子力災害対策指針では、「全面緊急事態」とは、「原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階」と定義している。

⁹ 大規模複合災害時に、政府本部との連携の観点から任命する。

○原災本部の下に、

①原災本部事務局（官邸チーム及びE R Cチーム）（以下「官邸チーム」及び「E R Cチーム」という。）

②被災者支援チーム

③関係局長等会議

を置く。

①原災本部事務局

（i）官邸チーム

○設置場所：原則として官邸・内閣府本府庁舎

○構成：

事務局長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

事務局長代理：規制庁長官（又は代理の職員）

内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）

事務局次長：内閣官房危機管理審議官

内閣府大臣官房審議官（防災担当）

機能班：総括班

広報班

プラント班

放射線班

住民安全班

医療班

実動対処班

構成員：内閣府職員

規制庁職員

関係省庁職員

○機能：官邸・内閣府本府庁舎において原災本部の事務局を務める。

（ii）E R Cチーム

○設置場所：原則としてE R C

○構成：

事務局長：規制庁次長（又は代理の職員）

オンサイト総括：規制庁長官官房緊急事態対策監（又は代理の職員）

オフサイト総括：規制庁長官官房放射線防護グループ長

機能班：総括班

運営支援班

広報班

国際班
プラント班
オフサイト総括班
放射線班
住民安全班
医療班
実動対処班
複合災害調整班（大規模複合災害時のみ設置）

構 成 員：内閣府職員
規制庁職員
関係省庁職員

- 機 能：E R Cにおいて原災本部の事務局を務める。
- オンサイト総括は、E R Cチームプラント班を中心に、E R C内の各機能班におけるオンサイトに係る事務の総括を行う。また、オフサイト総括は、E R Cチームオフサイト総括班の支援を受けて、放射線班、住民安全班、医療班、複合災害調整班を中心に、E R C内のオフサイトに係る事務の総括を行う。
- 必要に応じて原子力事業者に参加を求めるものとする。
- 大規模複合災害時には、E R Cチーム実動対処班は、政府本部の事務局の事案対処部門を兼ねて充て、同事務局の設置場所（官邸又は8号館）にて合同で業務を行うこととする。また、関係機関等との調整など、実動対処班の業務については、政府本部の事務局の設置場所において、政府本部の業務と一体的に行う（ただし、オンサイト対応を除く。）。ただし、政府本部の事務局の事案対処部門が立ち上がっていない場合や政府本部が既に廃止されている場合その他同事務局の設置場所で一体的に業務を行う必要性がない場合については、この限りではない。以下、本章において、E R Cチーム実動対処班の業務・役割としているものについて同じものとする。

また、大規模複合災害時には、複合災害調整班を設置し、同班の要員を政府本部の事務局要員と併任とした上で、オフサイトで活動する原子力災害以外の自然災害等に対応する防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護の観点からの安全確保に関し、政府本部の事務局に対して助言及び支援を行う。

②被災者支援チーム

○設置場所：原則として原子力利用省庁執務室等

○構成：

チーム長：内閣府特命担当大臣（原子力防災）

原子力利用省庁大臣

事務局長：原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）

事務局長補佐：内閣府大臣官房審議官（原子力利用省庁職員が併任）

機能班：総括班

住民支援班

医療班

放射線班

広報・国際班

自治体支援チーム

構成員：内閣府職員

原子力利用省庁職員

関係省庁職員

○段階的な防護措置が完了した後の住民等¹⁰の生活支援等を円滑に実施するため、原災本部の下に被災者支援チームを設置する。

○被災者支援チーム事務局の編成については、施設敷地緊急事態の際、原子力利用省庁執務室等に参集した職員に加え、必要に応じて追加で人員の投入を行い、体制強化を図るものとする。

○また、原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び被災者支援チームの必要な要員を、自治体支援チームとして原子力被災道府県庁舎等へ派遣し、国と被災地方公共団体の連絡の円滑化を図る。

○自治体支援チームは、被災地方公共団体等における被災者生活支援に関する支援ニーズの聞き取りや、被災地方公共団体等に対して当該ニーズに対応する取り組みに関する情報提供を行う。

¹⁰ 段階的な防護措置が完了した後の住民等とは、例えば、施設敷地緊急事態要避難者で避難が完了した住民や全面緊急事態において避難や一時移転が完了した住民等を指す。

③関係局長等会議

○開催場所：原則として官邸（危機管理センター）

○構成：

議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

議長代理：規制庁次長（又は代理の職員）

構成員：被災者支援チーム事務局長補佐（内閣府大臣官房審議官（原子力利用省庁の職員が併任））

内閣官房危機管理審議官

内閣審議官（内閣情報調査室）

内閣審議官（内閣広報室）

内閣府政策統括官（防災担当）

内閣府食品安全委員会事務局長

警察庁警備局長

消費者庁次長

総務省大臣官房自然災害等対策総括官

消防庁次長

外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長

財務省大臣官房審議官（危機管理担当）

文部科学省研究開発局長

厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官

農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

資源エネルギー庁次長

国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官

気象庁気象防災監

海上保安庁海上保安監

環境省水・大気環境局長

防衛省統合幕僚監部総括官

その他、議題によって議長が必要と認めたもの¹¹

○機能：各省幹部による総合調整を行う。

¹¹ 議長の求めに応じて、内閣危機管理監は会議へ出席するものとする。

＜原災本部会議と関係局長等会議との関係＞

- (1) 原災本部長が判断すべき事項については、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、委員会委員長又は内閣府政策統括官（原子力防災担当）等から原災本部長に諮り、意思決定を行う。その際、原災本部長は、全体の情報の集約、事態の状況の共有及び迅速な緊急事態応急対策の実施のため、本部員による高度な調整が必要となる場合は、原子力災害対策本部会議（以下「原災本部会議」という。）を開催（必要に応じて関係局長等会議も併せて開催）し、総合調整を図るものとする。
- (2) 原災本部にて決定された緊急事態応急対策等及び原災本部長より指示等のあった緊急事態応急対策等に関しては、原災本部事務局機能班が関係行政機関と協力して施策を推進する。その際、各省幹部による調整が必要となる場合には、内閣府政策統括官（原子力防災担当）は議長として、関係局長等会議を開催し、総合調整を図るものとする。

2 現地

(1) オフサイトセンター

①原子力災害現地対策本部

○設置手続：原災法第17条第9項に基づき原災本部長の定めにより設置

○設置場所：原則としてオフサイトセンター

○構成：

本部長：内閣府副大臣（原子力防災担当）（又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）。これらに対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等）

副本部長、事務局長：内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）

事務局次長(広報官)：原子力利用省庁審議官等

機能班：総括班

運営支援班

広報班

放射線班

住民安全班

医療班

実動対処班

プラントチーム

構成員：内閣府職員

規制庁職員

関係省庁職員

○機能：原子力災害現地対応の総合調整を行う。

②原子力災害合同対策協議会

○設置場所：原則としてオフサイトセンター

○構成：

議長：原災現地本部長

事務局長：内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）

構成員：原災現地本部員その他の職員

都道府県災害対策本部長又は当該都道府県の災害対策本部の災害対策本部員その他の職員で当該都道府県災害対策本部長から委任を受けた者

市町村の災害対策副本部長又は当該市町村の災害対策本部の災害対策本部員その他の職員で当該市町村災害対策本部長から委任を受けた者

指定公共機関の代表者から権限を委任された者

原子力事業者の代表者から権限を委任された者

道府県警察・消防機関の代表者から権限を委任された者

原子力防災の専門家（学識経験者等）等

○機能：原子力災害現地対応に関する原災現地本部及び地方公共団体等との総合調整を行う。

（2）緊急時モニタリングセンター＜施設敷地緊急事態時と同様＞

（3）原子力施設事態即応センター＜施設敷地緊急事態時と同様＞

（4）緊急時対策所＜施設敷地緊急事態時と同様＞

（5）原子力事業所災害対策支援拠点＜施設敷地緊急事態時と同様＞

（6）原子力被災道府県庁舎等＜事態の進展に応じて、体制強化を図る。＞

（7）政府現地本部＜施設敷地緊急事態時と同様＞

【フェーズ2：初動対応後】

1 中央

原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び避難区域の住民避難がおおむね終了したことを踏まえ、官邸・内閣府本府庁舎で対応する主な職員をE R Cに移す。

具体的には、関係局長等会議において活動内容の重点の移行を確認した上で、内閣府政策統括官（原子力防災担当）が原災本部長及び副本部長の了解を得た後、内閣府政策統括官（原子力防災担当）及び主要機能班長を始めとする官邸チームは、E R Cチームに統合される。

原災本部事務局は、事態に応じ原災本部会議を開催し緊急事態応急対策を統括する。

また、原災本部事務局は、必要に応じて関係局長等会議を開催し、緊急事態応急対策等の実施に関し、関係行政機関間の総合調整を行う。

さらに、原災本部事務局は、事態の推移に応じE R Cにおいて関係省庁事故対策連絡会議を開催し、緊急事態応急対策の実施に関する関係行政機関の連絡・調整を行う。

（1）原災本部＜原則として設置場所、構成はフェーズ1と同様＞¹²

- ① 原災本部事務局
- | |
|--|
| 官邸チームをE R Cチームに統合する。
また、必要に応じて官邸・内閣府本府庁舎に
連絡・調整担当の職員を残す。 |
|--|

○設置場所：原則としてE R C

○構成：

事務局長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

機能班：総括班

運営支援班

広報班

国際班

プラント班

オフサイト総括班

放射線班

¹² 平成24年9月以降の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応に係る円滑な業務の遂行を図るため、上記の原災本部事務局に係る体制については、引き続き平成24年9月の対応体制とする。

住民安全班

医療班

実動対処班

複合災害調整班（大規模複合災害時のみ設置）

○大規模複合災害時には、E R C チーム実動対処班は、政府本部の事務局の事案対処部門を兼ねて充て、同事務局の設置場所（官邸又は8号館）にて合同で業務を行うこととする。また、関係機関等との調整など、実動対処班の業務については、政府本部の事務局の設置場所において、政府本部の業務と一体的に行う（ただし、オンサイト対応を除く。）。ただし、政府本部の事務局の事案対処部門が立ち上がっていない場合や政府本部が既に廃止されている場合その他同事務局の設置場所で一体的に業務を行う必要性がない場合については、この限りではない。

② 被災者支援チーム＜事態の進展に応じて、官邸チーム及びE R C チームに参集した職員の中から配置換えを行うほか、必要に応じて追加で関係省庁に参集要請を行い、体制強化を図る。＞

○設置場所：原則として原子力利用省庁執務室等

○構成：

チーム長：内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力利用省庁大臣

事務局長：原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）

事務局長補佐：内閣府大臣官房審議官（原子力利用省庁の職員が併任）

機能班：総括班

住民支援班

医療班

放射線班

広報・国際班

自治体支援チーム

③ 関係局長等会議

○開催場所：原則としてE R C 又は官邸（危機管理センター）

○構成：

議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

議長代理：規制庁次長（又は代理の職員）

被災者支援チーム事務局長補佐（内閣府大臣官房審議官（原子力利用省庁の職員が併任））

構成員：内閣官房危機管理審議官

内閣審議官（内閣情報調査室）

内閣審議官（内閣広報室）

内閣府政策統括官（防災担当）

内閣府食品安全委員会事務局長
警察庁警備局長
消費者庁次長
総務省大臣官房自然災害等対策総括官
消防庁次長
外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長
財務省大臣官房審議官（危機管理担当）
文部科学省研究開発局長
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官
資源エネルギー庁次長
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
気象庁気象防災監
海上保安庁海上保安監
環境省水・大気環境局長
環境省大臣官房環境保健部長
防衛省統合幕僚監部総括官
その他、議題によって議長が必要と認めたもの¹³

④ 関係省庁事故対策連絡会議

○設置場所：原則としてE R C

○構成：

議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）

関係省庁：被災者支援チーム内閣府担当参事官

内閣官房内閣参事官（事態対処・危機管理担当）

内閣官房内閣情報調査室内閣参事官

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課長

警察庁警備局警備運用部警備第三課長

消費者庁消費者安全課長

総務省大臣官房総務課長

消防庁特殊災害室長

外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長

財務省大臣官房総合政策課政策推進室長

文部科学省研究開発局原子力課長

厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室長

¹³ 議長の求めに応じて、内閣危機管理監は会議へ出席するものとする。

農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室長
経済産業省大臣官房危機管理・災害対策室長
資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課長
国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）
気象庁総務部参事官（気象・地震火山防災）
海上保安庁警備救難部環境防災課長
環境省水・大気環境局総務課長
環境省大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官
原子力規制庁長官官房緊急事案対策室長
防衛省統合幕僚監部参事官

⑤ モニタリング調整会議

○開催場所：原則としてE R C

○構成¹⁴：

議長：環境大臣

副議長：環境副大臣（又は環境大臣政務官）

事務局長：規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
環境省水・大気環境局長

構成員：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

被災者支援チーム事務局長補佐

消費者庁 食品衛生・技術審議官

警察庁警備局長

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官

農林水産省農林水産技術会議事務局長

水産庁次長

国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官

気象庁気象防災監

海上保安庁次長

防衛省統合幕僚監部総括官

関係地方公共団体¹⁵

関係原子力事業者

その他、議長が必要と認めた者

○事務：放射線班は、関係機関との連絡・調整、資料の作成、報道機関対応、庶務等を行う。

○機能：モニタリングに関する総合調整を行う。

¹⁴ 政務級については交代等の状況に応じて柔軟に対応する。

¹⁵ 関係地方公共団体はテレビ会議により参加する。

2 現地

(1) オフサイトセンター

① 原災現地本部¹⁶

○組織の変更等：事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じ、組織の見直しを行う。

② 原子力災害合同対策協議会

○組織の変更等：事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じ、組織の見直しを行う。

(2) 緊急時モニタリングセンター＜原則としてフェーズ1と同様＞

(3) 原子力施設事態即応センター＜原則としてフェーズ1と同様＞

(4) 緊急時対策所＜原則としてフェーズ1と同様＞

(5) 原子力事業所災害対策支援拠点＜原則としてフェーズ1と同様＞

(6) 原子力被災道府県庁舎等＜原則としてフェーズ1と同様＞

¹⁶ 平成24年9月以降の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応に係る円滑な業務の遂行を図るため、上記の原災現地本部事務局に係る体制については、引き続き平成24年9月の対応体制とする。

第2節 応急対策業務

〔組織に関する業務〕

- 1 原子力緊急事態宣言の発出
- 2 原災本部及び原災現地本部の設置
- 3 原災現地本部の移転等変更手続
- 4 被災者支援チームの設置
- 5 原災本部会議の開催
- 6 原災本部長の権限及びその行使の考え方
- 7 関係局長等会議の開催
- 8 原子力災害合同対策協議会全体会議の開催

〔オンサイト関連業務〕

- 9 プラント情報集約 <プラント班>
- 10 オンサイトの事故収束活動 <規制庁長官が指定する規制庁職員、プラント班、実動対処班>
- 11 実動組織の活動<規制庁長官が指定する規制庁職員、プラント班、実動対処班>

〔オフサイト関連業務〕

- 12 緊急時モニタリング結果等の情報の収集及び共有 <放射線班>
- 13 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理 <総括班、住民安全班、住民支援班、放射線班、プラント班>
- 14 安定ヨウ素剤の服用 <医療班>
- 15 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護<プラント班、オフサイト総括班、複合災害調整班>
- 16 緊急輸送（バス等避難手段の手配） <実動対処班、住民安全班>
- 17 原子力災害医療活動 <医療班>
- 18 健康調査・管理 <医療班>
- 19 警戒区域等への一時立入り等 <住民支援班>
- 20 緊急物資の調達・供給等 <実動対処班、住民安全班、住民支援班>
- 21 飲食物の摂取制限・出荷制限 <放射線班>
- 22 放射性物質による環境の汚染への対処 <放射線班>
- 23 経済・産業等への対応等（各省庁）
- 24 原子力被災者の避難・受入先の確保 <住民支援班>

〔共通・その他事項〕

- 25 広報・情報発信活動 <広報班、国際班、広報・国際班>
- 26 海外等からの支援受入れ <国際班、プラント班、実動対処班、広報・国際班、放射線班>
- 27 行政文書の作成等、記録の保存 <総括班>

1 原子力緊急事態宣言の発出

(1) 原子力緊急事態の認定等

- ① 委員会が、規制庁から報告される原子力事業所の状況について、原子力緊急事態に至ったことを認定した場合は、規制庁は、内閣府（原子力防災担当）と連携して、直ちに原子力緊急事態発生の公示案（様式-4）、関係地方公共団体の長への指示案（様式-5）及び原子力緊急事態宣言案（様式-6）を作成し、書面をもって内閣官房（国危室）及び関係地方公共団体に対し事前に送付する。その際、緊急時モニタリング結果、避難手段等の住民避難に関する情報を添えて送付する。なお、送付に当たっては、その受信確認を可能な手段（テレビ会議システム、衛星電話等）により行う。
- ② 原子力緊急事態の認定後、委員会委員長又は委員会委員は、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、内閣府政策統括官（原子力防災担当）又は内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定する内閣府（原子力防災担当）職員、内閣危機管理監及び規制庁長官又は規制庁長官が指定する規制庁職員の同席の下に、内閣総理大臣に対し、原子力緊急事態の状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、原子力緊急事態宣言の公示案及び関係地方公共団体の長への指示案等を上申する。ただし、原子力緊急事態の認定後速やかに原子力緊急事態宣言を行う必要があるため、事態の進展によっては、委員会の判断により、原子力緊急事態の認定を待たず、見込みの段階で内閣総理大臣への事前上申を行うこともあり得るものとする。
- ③ 内閣総理大臣への上申を行った後、内閣府（原子力防災担当）は、速やかに、原子力緊急事態宣言の公示及び関係地方公共団体の長への指示の決裁の手続をとる。
- ④ 本項における決裁手続等を行う時間的猶予がない場合には、必要最小限の者の口頭了解を得て、手続きは事後に行うこととする。

(2) 原子力緊急事態宣言

原子力緊急事態宣言は、内閣総理大臣（不在の場合は、官房長官等代理の者）の記者会見によりこれを行う。また併せてホームページへ掲載する。

(3) 避難等に関する地方公共団体の長への指示

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言と同時に、原災法第15条第3項に基づき、P A Z内の道府県知事及び市町村長に対しては、避難及び安定ヨウ素剤の服用の指示を、U P Z内の道府県知事及び市町村長に対しては、屋内退避の実施及び避難等の防護措置の準備の指示を行う。なお、本指示の時点において、屋内退避中にも一時的な外出が可能であることや外出の際の注意点等について併せて知らせる。

E R Cチーム住民安全班は、指示内容及び避難経路や避難手段等の住民避難に関する情報を関係道府県の災害対策本部、P A Z内の地方公共団体及び現地住民安全班に伝達する。また、必要に応じて、事故現地対策本部長より、P A Z内の道府県知事又は市町村長へ伝達する。

原災本部設置後、原災本部長は、必要に応じて、U P Z内外の地方公共団体等に対して、避難等の防護措置を指示する。

なお、関係地方公共団体の長並びに同地方公共団体の災害対策本部事務局及び原子力防災担当部署の連絡先については、原子力防災専門官が整備を行い、毎年度改定する。

2 原災本部及び原災現地本部の設置

(1) 設置手続

- ① 規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、原子力緊急事態宣言の上申の手続きと並行して、内閣府大臣官房総務課を通じて、内閣官房（内閣総務官室）に対し、原災本部設置等のための迅速な閣議手続が必要になる旨を連絡する。内閣官房（内閣総務官室）は速やかに閣議を開催できるよう所要の手続きを行う。
- ② 内閣官房（内閣総務官室）は、迅速な閣議開催ができるよう夜間・休日の対応を含め、あらかじめ各省庁への連絡体制を整えておく。なお、国務大臣全員が参集しての閣議開催が困難な場合には、電話等により各国務大臣の了解を得て閣議決定を行う。この場合、連絡を取ることができなかった国務大臣に対しては、事後的に速やかに連絡を行う。
- ③ 内閣府（原子力防災担当）は、速やかに原災本部設置のための閣議請議書等の決裁手続を行い、内閣府大臣官房総務課を通じて、内閣官房（内閣総務官室）に提出する（様式-7、様式-8）。時間的猶予がない場合は口頭で行い、手続きは事後に行う。
- ④ 内閣府（原子力防災担当）は、閣議決定後、速やかに原災法第16条第2項及び同法第17条第10項の規定に基づき、原災本部及び原災現地本部の設置に係る告示（様式-9）ができるよう、内閣府大臣官房総務課を通じて、内閣官房（内閣総務官室）に依頼する。なお、原災現地本部の設置（様式-10）については、閣議決定後に原災本部長が決定する。

(2) 原災副本部長、原災本部員、原災本部職員及び原災現地本部員その他の職員の任命及び指名に係る手続

以下の①の任命及び指名は直ちに行い、手続は事後に行うこととする。また、決裁は持ち回りで行っても構わない。

- ① 内閣府（原子力防災担当）は、原災法第17条第5項に基づく副本部長の指名並びに同条第7項第3号及び第8項に基づく原災本部員及び原災本部職員の任命のための決裁手続を行う（様式-11-1）。また、官邸チーム総括班は、同条第14項に基づく原災現地本部長、原災現地本部員その他の職員の指名のための決裁手続を行う（様式-11-2）。併せて、官邸チーム総括班は、同条第6項に基づく原災本部長の職務を代理する原災副本部長の順序の決定のための決裁手続を行う（様式-12）。

- ② 内閣府（原子力防災担当）は、関係省庁と協議の上、原災本部員、原災本部職員及び原災現地本部員その他職員の名簿をあらかじめ作成する。関係省庁は、異動があったときは速やかに内閣府（原子力防災担当）に後任者を通知する。
- ③ 原災本部長の権限の行使等に係る決裁手続は、権限の行使等に係る文書の決裁の考え方に基づき、作成を担当する官邸チーム機能班がこれを行うことを基本とする。

【権限の行使等に係る文書の決裁の考え方】

本部長の権限の行使等に係る文書の決裁手続については、当該文書の作成を担当する官邸チーム機能班^{*}が行うことを基本とするが、官邸チーム総括班が代理し決裁事務を行うことができる。

※官邸チーム総括班…本部長の権限の委任、防災業務関係者への防護措置の指示、
実施方針の作成

官邸チーム住民安全班…関係自治体への避難措置の指示

官邸チーム実動対処班…原子力災害派遣要請

等

（3）設置後の参集

- ① E R C総括班は、委員会が全面緊急事態に至ったことを確認した場合は、直ちに関係省庁に連絡を行い、原災本部機能班及び原災現地本部機能班の構成員となるべき職員を官邸、内閣府本府庁舎、E R C、現地等各拠点施設に参集させる。
- ② E R Cチーム実動対処班は、関係省庁がこれらの拠点施設に要員を参集させるに際し、迅速な参集を担保するため、必要に応じて、緊急輸送関係省庁に対し、ヘリコプター等による要員搬送を要請する。

3 原災現地本部の移転等変更手続

- ①原災現地本部長は、あらかじめ定める基準に照らし、オフサイトセンターが使用できない場合にこれを代替することができる施設に原災現地本部の移転が必要と判断したときは、原災本部長に対し、代替することができる施設の場所への原災現地本部の移転を上申する。原災現地本部長の上申を受けて、原災本部長は、原災現地本部の移転を決定する。
- ②原災本部長の決定を受けて、原災現地本部の名称、設置場所又は設置期間に変更が生じた場合、内閣府（原子力防災担当）は、原災現地本部の設置に係る告示を改正する告示を行うため、内閣府大臣官房総務課を通じて、内閣官房（内閣総務官室）に依頼する（様式-13）。

4 被災者支援チームの設置

(1) 設置手続

段階的な防護措置が完了した後の住民等の生活支援等を円滑に実施するため、原災本部事務局は、原災本部設置後直ちに、被災者支援チームの設置に係る原災本部長決定の手続を行う（様式-14）。

(2) 主な任務

被災者支援チームは、関係省庁、指定公共機関等の協力を得ながら、地方公共団体、原子力事業者、関係団体等との調整を行い、以下の諸課題について総合的かつ迅速に取り組むものとする。なお、関係省庁は、事故対応の進捗の状況に応じて、各々の所掌事務及び法令等に基づき緊急事態応急対策を実施するものとする。

- ・原子力被災者の避難・受入先の確保（厚生労働省、国土交通省等）
- ・原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施（環境省、規制庁、厚生労働省）
- ・放射性物質に汚染された地域の除染（環境省等）
- ・原子力施設の状況等を考慮して設定された警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者の避難退域時検査に準じた検査及び除染（規制庁、内閣府、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、防衛省、警察庁、国土交通省、農林水産省、消防庁、環境省）
- ・緊急事態応急対策実施区域における飲食物の摂取制限及び出荷制限（厚生労働省、農林水産省等）
- ・原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理（環境省等）
- ・避難指示区域（原子力事業所における事態が深刻化した場合や放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合等、避難のための立退きを指示された区域のこと。）等の見直し・再設定

(3) 構成員及び事務局体制¹⁷等（第4章第1節組織に記載）

(4) 設置場所（第4章第1節組織に記載）

¹⁷ 平成24年9月以降の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応に係る円滑な業務の遂行を図るため、上記の被災者支援チーム事務局に係る体制については、引き続き平成24年9月の対応体制とする。

(5) 自治体支援チーム

原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び被災者支援チームの必要な要員を、自治体支援チームとして原子力被災道府県庁舎等へ派遣し、国と被災地方公共団体の連絡の円滑化を図る。

自治体支援チームは、被災地方公共団体等における被災者生活支援に関する支援ニーズの聞き取りや、被災地方公共団体に対して当該ニーズに対応する自治体支援チームの取組に関する情報提供等を行う。

5 原災本部会議の開催

(1) 原災本部の運営等

原災本部長は、全体の情報の集約、事態の状況の共有及び迅速な緊急事態応急対策の実施のため、本部員による高度な調整が必要となる場合は、原災本部会議を開催する。

原災本部会議では、原災法第18条に基づき、緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するための方針の作成を行うとともに（様式-15）、原災法第20条に基づき以下の事項等に関し、政府の対応の総合調整を行う。

- ① 原子力施設の事故収束のための措置（オンサイト対応）に関して、原子力事業者の自主的な取組による応急措置の実施に加えて、なお必要がある場合における原子力事業者への指示に関すること¹⁸。
- ② 住民避難等の措置（オフサイト対応）に関する関係地方公共団体への指示に関すること。
- ③ その他、緊急事態応急対策を実施するにあたり、本部員による高度な調整を要するような重要事項の決定に関すること。

また、大規模複合災害時には、政府本部及び原災本部が総合的かつ効率的な災害対策を実施できるよう、両本部の合同会議を開催するものとする。具体的な開催の方法、タイミング等については、内閣官房（国危室）と連携しつつ、官邸チーム総括班が政府本部事務局と調整する。

(2) 原災本部会議の公開等

原災本部会議の議事等の公開に関しては以下のとおり対応する。

- ① 原災本部会議の議事は、原則非公開とし、会議終了後、会議の模様を記者ブリーフィングすることを基本とする。
- ② 原災本部会議における配布資料は原則公開する（提出者が非公表を希望する場合は、公表しない。）。
- ③ 原災本部会議の議事概要及び議事録は、会議終了後公表する。

¹⁸ ただし、原災法第20条第3項の規定により、原災本部長の指示は、委員会がその所掌に属する事務に関して専ら技術的及び専門的な知見に基づいて原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項については、対象としない。

- ④ 原災本部会議の内容を含め、官邸、内閣府本府庁舎、E R C、原災現地本部、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及び関係指定公共機関の情報共有については、可能な限りテレビ会議を通じてリアルタイムで行うものとする。

6 原災本部長の権限及びその行使の考え方

原災法第20条に基づく原災本部長の権限は主に以下の事項がある。その行使に当たっては、書面での対応を原則とするが、緊急性を要する場合は、テレビ会議システム、電話等を用いて口頭で行うものとする。その場合、官邸チーム及びERCチームの各機能班はその記録を残すものとし、事後に指示文書等を発出するものとする。

【原災法に基づく原災本部長の権限に係る主な事項】

(1) 緊急事態応急対策等に関する実施方針の作成（原災法第18条第1項）

緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するための方針の作成を行う。

(2) 防衛大臣に対する部隊等の派遣の要請（原災法第20条第4項）

原災本部長が防衛大臣に対する部隊等の派遣の要請を行う旨を決定した場合、官邸チーム実動対処班は、必要に応じてERCチーム実動対処班の協力を得て以下の①から④の各事項を明らかにした書面により要請を行う。（様式-16）

① 原子力災害の状況及び派遣を要請する事由

- ・当該災害に係る原災法第20条に第4項に基づく原子力災害派遣の要請である旨
- ・今後の見通し等に関する事項

② 派遣を希望する期間

- ・派遣を希望する期間の始期
- ・派遣を希望する期間の終期

ただし、派遣期間に関する目途が立たない場合は「当面の間」とすることも可。

③ 派遣を希望する区域及び活動内容

- ・原子力緊急事態宣言記載の「緊急事態応急対策を実施すべき区域」
- ・以下の項目のうちから選択（複数可）

緊急時モニタリング支援、被害状況の把握、避難の援助、行方不明者等の搜索救助消防活動、応急医療・救護、人員及び物資の緊急輸送、避難退域時検査及び簡易除染、その他（具体的内容を記載）

④ その他参考となるべき事項

- ・派遣要請に係る調整窓口（担当課、担当官（電話及びファクシミリ番号））
- ・事故施設の図面、敷地建物等の配置、被害状況、予測される事態の推測など、活動に際しての安全確保のために必要な事項の揭示要領
- ・派遣部隊に対する事故状況の伝達要領

(3) 原子力緊急事態宣言に係る公示事項の変更（原災法第20条第6項）

原子力緊急事態宣言において公示された原災法第15条第2項第1号（緊急事態応急対策実施区域）及び第3号（緊急事態応急対策実施区域内の居住者等に対し周知させるべき事項）に掲げる事項についての変更があった場合は、原災本部長は、その旨を公示することにより変更する。このとき、原災本部長は、関係地方公共団体の長に対し、変更に伴う必要な指示をする。

(4) 権限の全部又は一部の原災副本部長への委任（原災法第20条第8項）

原災本部長の権限の全部又は一部を原災副本部長に委任する場合、官邸チーム総括班は、原災本部長の決裁を受け（様式-17）、その旨を告示する（様式-18）。

(5) 権限の一部の原災現地本部長への委任（原災法第20条第9項）

原災本部長の権限の一部を原災現地本部長に委任する場合、官邸チーム総括班は、原災本部長の決裁を受け（様式-17）、その旨を告示する（様式-18）。

7 関係局長等会議の開催

議長（内閣府政策統括官（原子力防災担当））は、各省幹部による調整が必要となる場合には、関係局長等会議を開催し、総合調整を行う。当該事務は、官邸チーム総括班が行う。議長は、必要に応じ、内閣危機管理監の会議への出席を求めることができる。

8 原子力災害合同対策協議会全体会議の開催

原子力緊急事態宣言があったときは、原災現地本部及び当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部は、当該全面緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会を組織する。

原子力災害合同対策協議会においては、情報共有のため全体会議を開くとともに、原災現地本部各機能班は地方公共団体の職員及び原子力事業者等と連携して、緊急事態応急対策の確認・調整等を行う。

○開催場所：原則としてオフサイトセンター

○目的：全面緊急事態に関する情報の共有、緊急事態応急対策の確認・調整及び相互協力のための調整等

○構成：

議長：原災現地本部長

事務局長：内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）

構成員：原災現地本部員その他の職員

都道府県災害対策本部長又は当該都道府県の災害対策本部の災害対策本部員その他の職員で当該都道府県災害対策本部長から委任を受けた者

市町村の災害対策副本部長又は当該市町村の災害対策本部の災害対策本部員その他の職員で当該市町村災害対策本部長から委任を受けた者

指定公共機関の代表者から権限を委任された者

原子力事業者の代表者から権限を委任された者

都道府県警察・消防機関の代表者から権限を委任された者

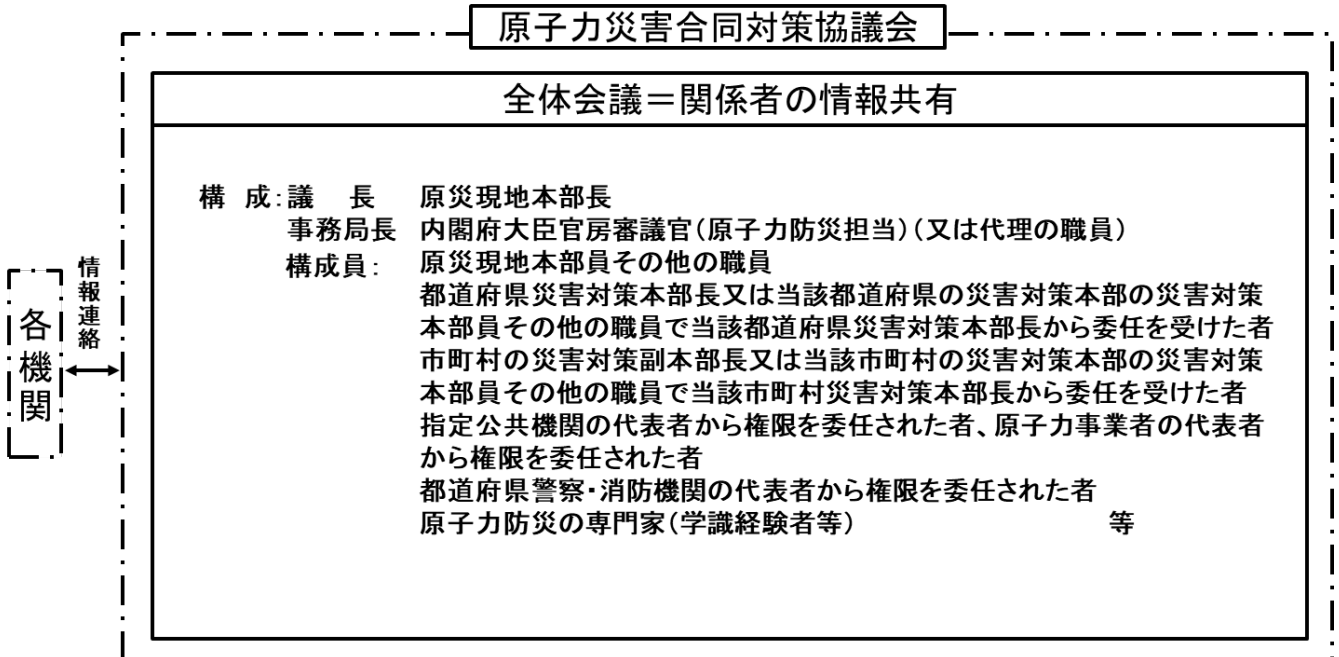
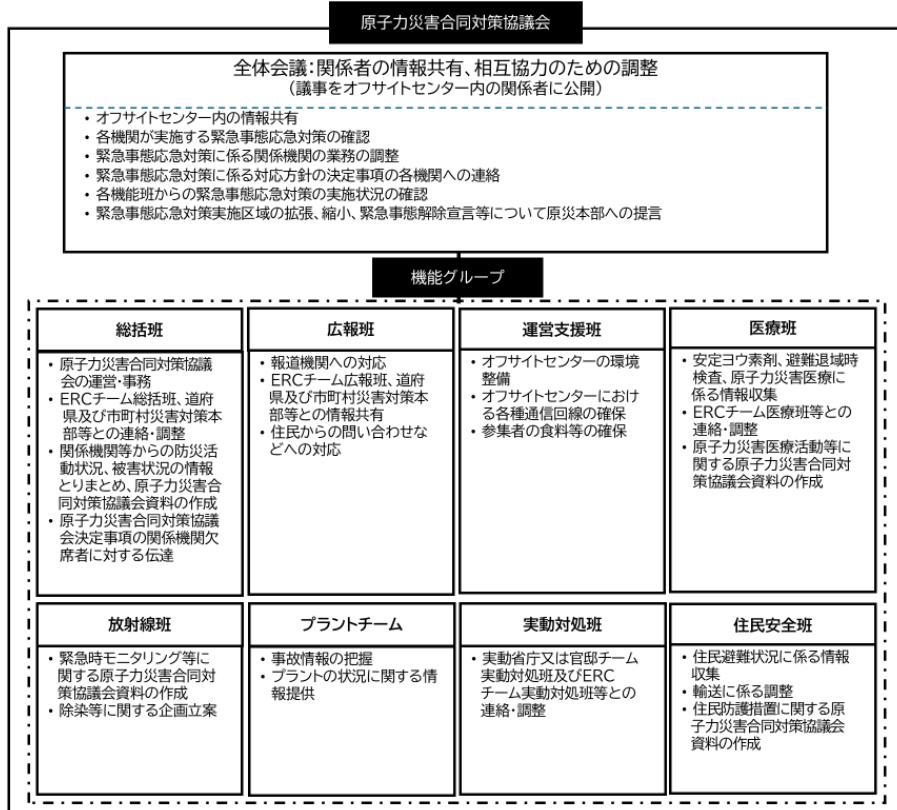
原子力防災の専門家（学識経験者等）等¹⁹

○事務：原災現地本部事務局総括班（以下「現地総括班」という。その他の機能班についても同様。）が行う。²⁰

¹⁹ 必要に応じて原子力事業者からの出席を求める。

²⁰ 現地総括班は、当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県又は市町村に対し、原子力災害合同対策協議会への参加の可否について確認し、全体会議に参加できない都道府県又は市町村には、全体会議の資料等を送付するなど、連携することとする。

原子力災害合同対策協議会の概念図(フェーズ1から原子力災害事後対策まで)
現地への権限委任の関係



9 プラント情報集約 <プラント班> (規制庁)

【フェーズ1】

(1) 官邸チーム

E R Cチームプラント班が整理・分析した情報を官邸・内閣府本府庁舎幹部に共有する。また、得られた情報を基に事故収束のための対応方針を決定する。

ア 原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有

- ・原子力災害に係る原子力施設の情報（各種パラメータ、施設内の被害状況等）、原子力事業者の事故収束のための活動状況等、ベントや汚染水の放出などの事故収束のための活動によるオフサイトへの影響の有無等について、E R Cチームプラント班等から情報収集する。
- ・収集したプラントの一次情報と今後の見通しについて、官邸・内閣府本府庁舎幹部、内閣官房（国危室）及び関係省庁に共有する（必要に応じ、原災本部長にも報告する。）。)
- ・E R Cチームプラント班から得られたプラントの事故の進展予測結果のうち、オフサイトへの影響度合いなど住民避難に関する情報を官邸チーム各機能班へ情報提供する。

イ 原子力施設の状況分析及び共有

- ・必要に応じ、E R Cチームプラント班に原子力事業者等から得られた情報及びE R S S（プラントパラメータがE R S Sに伝送されている原子力施設において全面緊急事態が発生した場合）を踏まえた原子力施設の状況の分析を指示する。
- ・E R Cチームプラント班が分析した事故進展予測、オフサイトへの影響リスク及び放射性物質の放出源情報（ソースターム等）を官邸・内閣府本府庁舎に共有するとともに、その情報を基に、官邸チーム実動対処班、E R Cチームプラント班、規制庁長官が指定する規制庁職員と連携を取りながら事故収束のための対応策の方針を検討する。
- ・E R Cチームプラント班から共有されたプラントの状態、事故の進展予測及び対応策の検討結果等の情報を、官邸・内閣府本府庁舎幹部、内閣官房（国危室）及び関係省庁に共有する（必要に応じ、原災本部長にも報告する。）。)

ウ 原子力事業者に対する命令等

- ・ 委員会は、原子力事業者の事故収束のための応急措置の実施に加えて、なお必要がある場合には、対応策の検討結果を踏まえた原子炉等規制法に基づく命令を行うことができ、官邸チームプラント班は、必要に応じ、E R C チームプラント班に命令案文の作成や情報収集等の事務手続を指示する。
- ・ 原子力事業者への命令内容を官邸・内閣府本府庁舎幹部、官邸チーム実動対処班、内閣官房（国危室）及び関係省庁に共有する。

【フェーズ1、フェーズ2 共通】

（1）E R C チーム

原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所、E R S S 等から得られた情報を整理・分析し、得られた事故進展予測等の情報を官邸、内閣府本府庁舎、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及びE R C 内に共有する。また併せて、大規模複合災害時には、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）から派遣している職員（情報連絡要員）を通じて、政府本部にも情報を共有する。

ア 原子力事業所の状況等に関する情報の収集及び共有

原子力施設事態即応センター、緊急時対策所及びE R S S 等から収集した情報を、官邸チームプラント班、現地プラントチーム、E R C 内及び大規模複合災害時には政府本部に共有する。

また、プラント情報をクロノロジー形式で整理する。

イ 原子力施設の状況分析及び共有

- ・ 原子力事業者等から得られた情報を踏まえ、E R C チームプラント班は、原子力施設の状況を分析し、今後の事故進展予測を行い、得られたオフサイトへの影響及び放射性物質の放出源情報（ソースターム等）等について、官邸チームプラント班、E R C、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター及び大規模複合災害時には政府本部に情報を提供する。
- ・ 上述で得られた情報を基に、官邸での対応方針の決定を支援する。その際、必要に応じ専門家を招聘し、技術的助言を求める。

ウ 原子力事業者に対する命令

- ・ E R C チームプラント班は、原子力施設の状況分析の結果を踏まえ、原子力事業者が実施する事故収束のための活動について、官邸チームプラント班の指示を踏まえ原子炉等規制法に基づく命令に関して、命令案の作成や情報収集等の事務手続を行う。
- ・ 命令に際し、原子炉等規制法に基づく命令案を作成し、オンサイト総括等の了承を得た後、命令内容について委員会に諮るものとする。
- ・ 原子力事業者への命令内容を原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター、緊急時対策所及び E R C 内に共有する。

エ 技術的支援

- ・ E R C チームプラント班は、短期的及び中長期的な分析を行い、オンサイト総括を技術的な面から補佐する。
- ・ E R C チームプラント班は、プラントの状況などの解析などを行い、オンサイト総括及び官邸チームプラント班の技術的支援を行う。

(2) オフサイトセンター

原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、官邸チームプラント班及び E R C チームプラント班から得られる情報や命令内容をオフサイトセンター内に共有する。

(3) 原子力施設事態即応センター

原子力事業者や原子力緊急事態支援組織が対応しても、なお十分なオンサイト対応が実施できない場合に、E R C チームプラント班と連携し、オンサイト対応に係る原子力事業者の対応状況を把握し、助言・指導を行う。

ア 原子力事業者の対応状況に関する情報収集及び共有

- ・ 規制庁長官が指定する規制庁職員は、原子力施設事態即応センターに到着後、E R C チームプラント班及び原子力事業者と連携し、原子力事業者の状況及び原子力事業者による収束活動の実施状況、原子力緊急事態支援組織の参集・活動状況等について情報収集を行う。また、事業者に対し、必要に応じ原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げを要請する。
- ・ 規制庁長官が指定する規制庁職員は、原子力事業者と連携し、官邸チーム（フェーズ1に限る。）及び E R C チームプラント班、オフサイトセンター、原子力事業所災害対策支援拠点（立ち上がっている場合）及び緊急時対策所と密接に情報共有を行う。

イ 原子力事業者に対する命令等

- ・規制庁長官が指定する規制庁職員は、原子炉等規制法に基づく命令について、委員会での承認が得られた後、事業者に対して伝達する。
- ・法令に基づく命令まで要しない対応策については、規制庁長官が指定する規制庁職員が、E R C チームプラント班と連携し、原子力事業者に指導・助言を行う。

ウ 不測の事態への対応

- ・規制庁長官が指定する規制庁職員は、災害・悪天候等により、原子力施設事態即応センターに移動できない場合、移動可能となるまでの間、原災本部事務局（E R C）にて事故収束活動を把握する。
- ・規制庁長官が指定する規制庁職員は、通信障害等により E R C チームプラント班が原子力事業者から情報が得られない場合、E R C チームプラント班に代わり情報を収集するとともに事故収束のための対応策を検討する。

エ 緊急事態への備え

- ・規制庁長官が指定する規制庁職員は、E R C チームプラント班と連携し、原子力事業者に対し、他の原子力事業者による応援体制の確立など事故収束のために必要な措置を講じるよう要請する。

10 オンサイトの事故収束活動 ＜規制庁長官が指定する規制庁職員、プラント班、実動対処班＞（規制庁、関係省庁）

【フェーズ1】

（1）関係機関の間での情報の共有

- ・規制庁長官が指定する規制庁職員は、原子力施設事態即応センターに到着後、E R C チームプラント班及び原子力事業者と連携し、原子力事業者の状況及び原子力事業者による収束活動の実施状況、原子力緊急事態支援組織の参集・活動状況等について情報収集を行う。
- ・規制庁長官が指定する規制庁職員は、原子力事業者と連携し、官邸チームプラント班、E R C チームプラント班、オフサイトセンター、緊急時モニタリングセンター、原子力事業所災害対策支援拠点（立ち上がっている場合）及び緊急時対策所と密接に情報共有を行う。

（2）原子力事業者への命令等

- ・委員会委員長（又は委員会委員）、官邸チームプラント班及びE R C チームプラント班は、原子力事業所の状況を踏まえ、事故対処方針を検討し、必要に応じて、規制庁長官が指定する規制庁職員を通じて、原子力事業者に命令を行い、規制庁長官が指定する規制庁職員は、その命令に基づいて原子力事業者に対応を求める。
- ・また、オンサイト総括は必要に応じて、オンサイトの事故収束活動に必要な分析をE R C チームプラント班に指示する。

（3）実動組織への支援要請に関する原災本部への通報

- ・オンサイト総括は、原子力事業者だけでは十分なオンサイト対策が実施できないと認められる場合、その旨を官邸チームプラント班に通報する。
- ・規制庁長官が指定する規制庁職員は、原子力事業者が事故対策に必要とする外部からの支援について原子力事業者に対する助言及びE R C チームプラント班への進言を行う。

（4）民間企業への支援要請

- ・オンサイト総括は、原子力事業所の状況等に鑑み、必要に応じて原子力事故収束に関する資機材等の調達に関して、E R C チームプラント班に指示し、E R C チームプラント班はE R C チーム実動対処班を通じて、必要に応じてプラントメーカーやゼネコン等に協力の要請を行う。なお、現地住民安全班は、関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得て、緊急事態応急対策を目的とした一時立入り（行政機関、病院、事業者等による立入り）の手続を実施する。緊急事態応急対策を目的とした一時立入りの際は、市町村長が警戒区域への立入りに使用する専用の通行証を発行する。

公益一時立入りの許可証の例

交付日	令和	年	月	日	第	号
公益一時立入車両通行許可証						
有効期間：令和 年 月 日						
～ 令和 年 月 日						
許可を受けた者： _____						
許可車両番号： ●●500あ1234						
公益一時立入用務に従事するため警戒区域内の通行を許可する。						
なお、本許可証を所持しない場合は通行できない。						

【フェーズ2】

オンサイト総括等は、原子力事業者に対し、事故収束へ向けた計画（工程表）を策定するよう求め、その計画に基づく対策について、ERCチームプラント班は、計画及びその対策の妥当性を確認するとともに、必要な場合には、委員会に諮った上で、原子力事業者に対し、当該計画及び対策を改善するよう命令し、実行させる。また、随時進捗状況の報告を求め、迅速な事故収束に当たることとする。

1.1 実動組織の活動＜規制庁長官が指定する規制庁職員、プラント班、実動対処班＞
（規制庁、関係省庁）²¹

- （1）規制庁長官が指定する規制庁職員は、原子力事業者との情報共有や指示伝達の主軸として、現場との直接的なパイプ役を担う緊急時対策所及び現場活動を行う原子力事業所災害対策支援拠点との連絡・調整を行う。
- （2）官邸チームプラント班は、現場の放射線量や原子力事故の状況、原子力事業者の行うオンサイト対策等について、随時官邸チーム実動対処班を通じて関係省庁に対して十分な情報提供を行う。
- （3）オンサイト総括は、原子力事業者だけでは十分なオンサイト対策が実施できないと認められる場合、その旨を官邸チームプラント班に通報する。通報を受けて、官邸チームプラント班及び実動対処班は、それまでに得られた情報等を踏まえて関係省庁と連携を取りながら事業者への支援策の方針を検討する。
- （4）オンサイト対策は事業者の責任において実施すべきものであるが当該事業者だけでは十分な措置を講ずることができない場合には、それまでに得られた情報や通報内容等を踏まえ、官邸チーム実動対処班は、実動組織を含む関係省庁との調整を行い、十分な安全確保を行った上で、それぞれの実動組織が対応可能であると認めた活動の範囲内において、各関係省庁はそれぞれの実動組織によるオンサイト対策に係る調整等の対応を行う。

これに当たって必要な場合には、原災本部長又は原災法第20条第8項の規定により権限が委任された副本部長から、実動組織の長に対し、実動組織の出動について了解を得るものとする。

また、同一事業所において複数の異なる実動組織がオンサイトに係る活動を実施することとされた場合には、官邸チーム実動対処班は、当該活動を全体的にみて迅速かつ効果的に推進するため必要な事項（原子力事業所災害対策支援拠点等において各実動組織の活動の分担や手順等の調整の役割を果たす者等）についても関係省庁と調整する。

なお、必要に応じて、原災本部長は、原災法第20条2項の規定により、これらの活動に関する指示（自衛隊の場合は、同条第4項に基づく要請）を関係省庁に対して行う。

²¹ オンサイト対策は原子力事業者の責任において実施すべきものであるが、事業者だけでは十分なオンサイト対策が実施できない場合を想定し、当該対策及び関係省庁の支援の在り方について検討するため、委員会は連絡会議を設けて、関係省庁及び原子力事業者とともに検討を行う。また、中央及び現地において各種訓練を行い、その検討内容等を随時検証するとともに、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者等の関係機関と協議の上で、原子力災害対策マニュアル等に反映する。

- (5) 規制庁長官が指定する規制庁職員、官邸チームプラント班及び実動対処班等は、原子力事業所災害対策支援拠点と連携して、オンサイト対策に係る活動に必要な支援を行う。
- (6) 官邸チームプラント班は、実際の活動に際しては、事故収束活動の活動上の支援ニーズ、現場の放射線量、原子力事故の状況、放射線防護対策等について、関係機関を含め作業従事者に十分に情報を提供することに加え、原災現地本部や原子力事業所災害対策支援拠点と共同で、作業従事者の放射線防護上の管理を適切に行うとともに、救急専門医や産業医などの医師や診療放射線技師等による健康管理を行う体制を構築する。
- (7) 官邸チームプラント班及び実動対処班は、事態の推移とともに、随時、E R C チームプラント班から共有される情報等を踏まえながら、実動組織による支援の継続の要否について、関係省庁と連携しつつ、緊急性、非代替性等の観点から検討・調整を行う。その結果、実動組織による支援の必要性が低下した又は不要になった場合は、その旨を原災本部長に報告する。また、官邸チーム実動対処班は、その旨を関係省庁に連絡をし、連絡を受けた各関係省庁はそれぞれの実動組織の体制の縮小等に関する措置をとる。

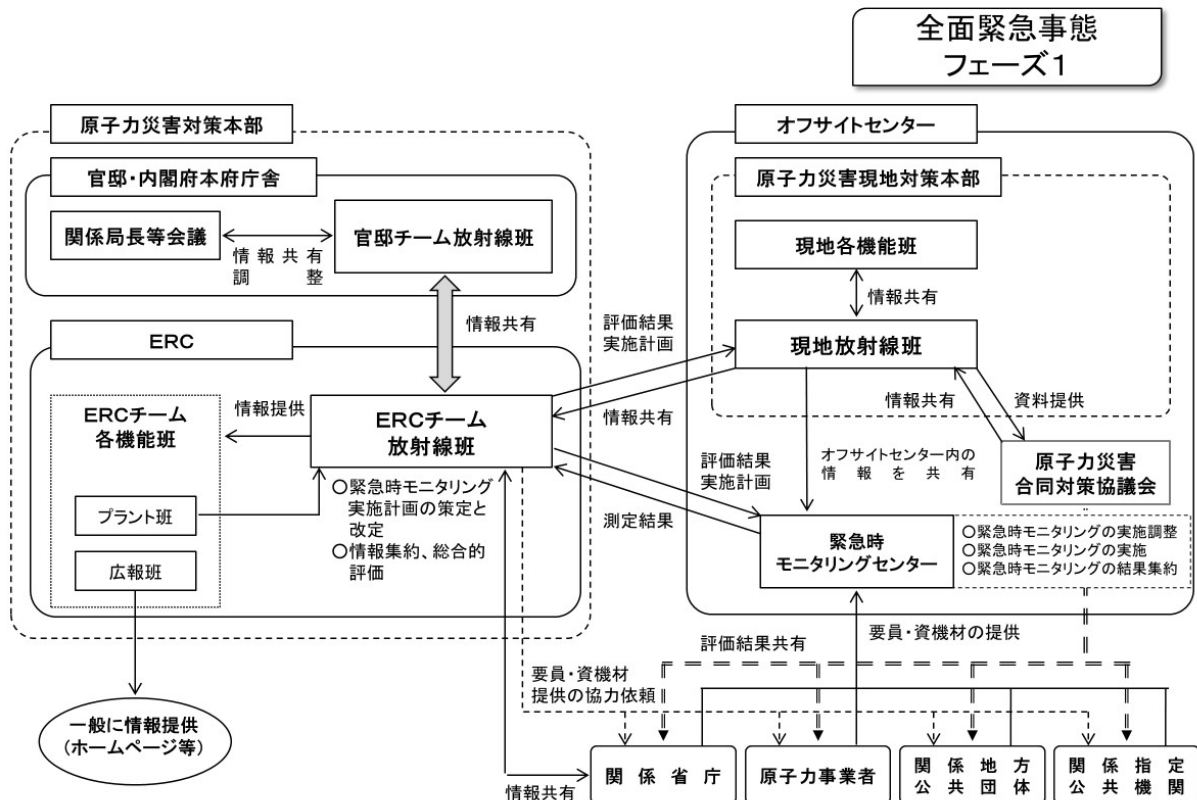
なお、個別の活動に関しては、実動組織から派遣される各部隊は、与えられた任務の範囲で、十分な安全を確保した上で活動を行い、当該任務が完了次第、活動を終了するものとする。

1.2 緊急時モニタリング結果等の情報の収集及び共有 ＜放射線班＞（規制庁等）

緊急時モニタリング実施体制及び各機関の緊急時モニタリングに関する役割分担は、施設敷地緊急事態段階と同様である。

【フェーズ1】

全面緊急事態時の緊急時モニタリング実施体制(フェーズ1)



(1) 緊急時モニタリングの実施業務

① 緊急時モニタリング実施計画の改訂

緊急時モニタリングセンターは、現地の状況に基づき、必要に応じて緊急時モニタリング実施計画の改定案に対する提案及び意見を作成し、ERCチーム放射線班に送付する。ERCチーム放射線班が、必要に応じて関係機関と調整を行い、委員会が、緊急時モニタリング実施計画を改定する。ERCチーム放射線班は、緊急時モニタリングセンターや関係省庁と、改定された緊急時モニタリング実施計画を共有する。現地放射線班は、ERCチーム放射線班からの改訂された緊急時モニタリング実施計画の送付を受け、現地各機能班と共有する。

② 緊急時モニタリングの実施・支援

緊急時モニタリングセンターは、施設敷地緊急事態に引き続き緊急時モニタリングを実施する。

その他関係省庁及びその関係機関（P A Z 及びU P Z 内の道府県以外の地方公共団体を含む。）は、緊急時モニタリング実施計画及びE R C チーム放射線班の指示又は要請に基づき、行政目的に沿った緊急時モニタリングを実施し、その結果を取りまとめ、E R C チーム放射線班に送付する。

E R C チーム放射線班は、原子力事業所周辺以外の広範囲にわたって事故の影響が懸念される場合には、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構と連携して航空機モニタリングを実施するとともに、必要に応じてモニタリングカーによる測定や環境放射能水準調査の結果等を活用して、汚染の状況を把握する。自衛隊等の関係機関は、航空機モニタリングに対してE R C チーム放射線班からの調整があった場合には、必要に応じて、対応可能な範囲内で、航空機によるモニタリング支援を行う。

また、E R C チーム放射線班は、必要に応じて、海域モニタリングを実施する。海上保安庁等は、E R C チーム放射線班の調整の下、海域モニタリングに対して、対応可能な範囲で支援を行う。

③ 緊急時モニタリングの結果の集約、評価及び公表

緊急時モニタリングセンターは、その結果を取りまとめ、妥当性を判断した後、E R C チーム放射線班に送付する。E R C チーム放射線班は、緊急時モニタリングの結果を取りまとめて評価し、その結果を官邸チーム放射線班、現地放射線班及び緊急時モニタリングセンターと共有するとともに公表する。

その際、E R C チーム放射線班は、必要に応じて、関係省庁等から送付されたモニタリング結果を活用する。関係省庁等は、自らが集約したモニタリングの結果を公表する。

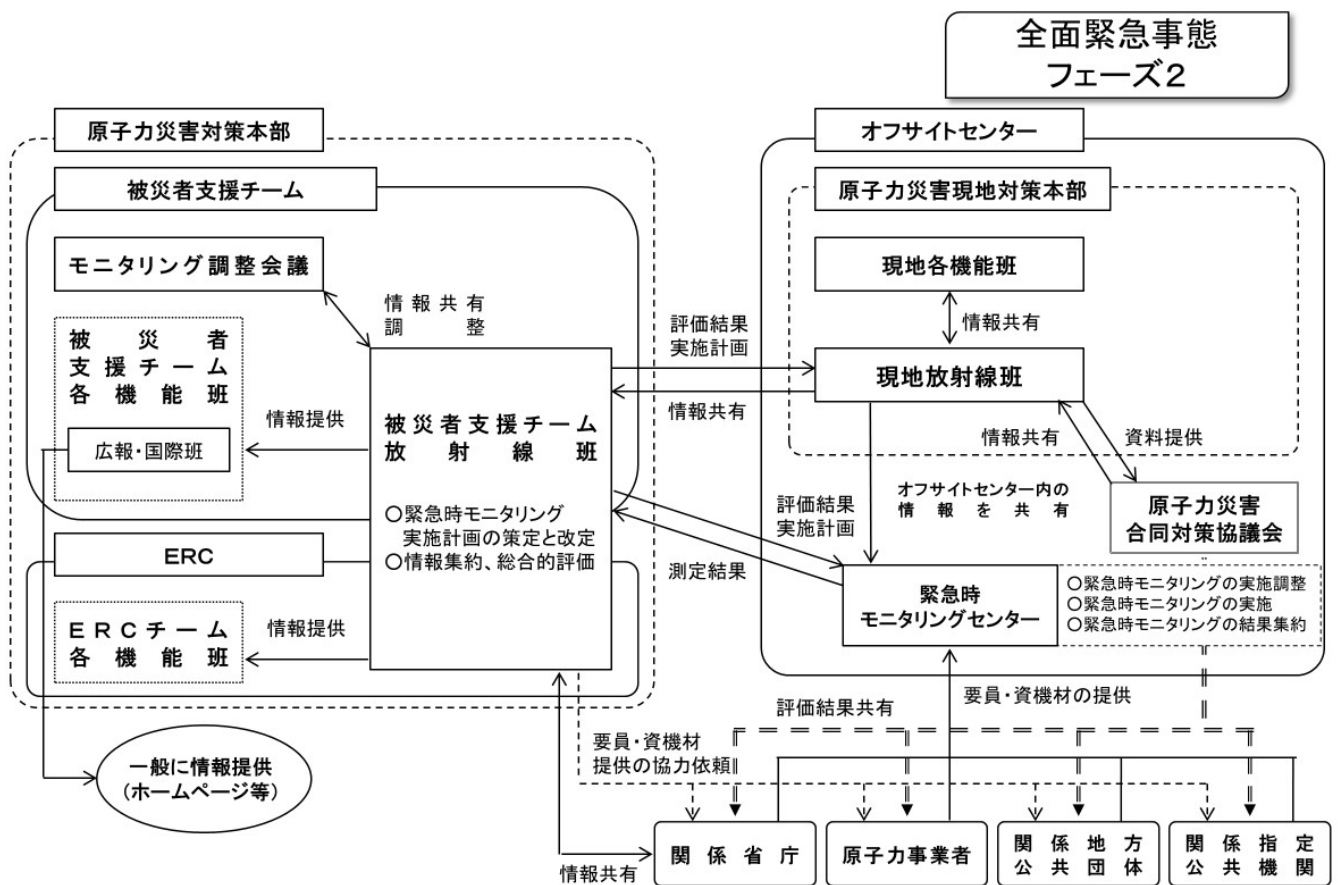
また、E R C チーム放射線班は、外国政府等から、外務省を通じ又は直接、モニタリング結果等の提供を受けた場合には、官邸チーム放射線班、緊急時モニタリングセンター及び関係省庁と情報を共有するとともに、提供元に速やかに公表の可否を確認した上で、公表する。

【フェーズ2】

(1) 緊急時モニタリングの実施及び支援

被災者支援チーム放射線班が、緊急時モニタリングセンター等と調整し、必要に応じてモニタリング調整会議を開催した上で、委員会が緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂する。緊急時モニタリングセンターはその計画の下、確実かつ計画的にモニタリングを実施する。また、緊急時モニタリングセンターが行う緊急時モニタリングに対して、被災者支援チーム放射線班は、要請に基づき必要な支援を行う。

全面緊急事態時の緊急時モニタリング実施体制(フェーズ2)



【事後対策】

(1) 環境モニタリング

被災者支援チーム放射線班は、原子炉施設等の状態等を踏まえ、地点、試料の種類、頻度、測定精度等の観点から緊急時モニタリング実施計画の見直しを行う。その際、委員会の了承を得るとともに、必要に応じてモニタリング調整会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画の見直しに関して調整を行う。関係者等はその計画の下、確実にかつ計画的にモニタリングを実施する。また、緊急時モニタリングセンターが行う緊急時モニタリングに対して、規制庁は要請に基づき必要な支援を行う。

(2) その他

E R C チーム放射線班は、必要に応じて、放射性物質の放出が収まり沈着した段階以降において、防護措置以外の判断を行う場面等で、大気中放射性物質拡散計算結果等を参考とする。

1.3 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理 <総括班、住民安全班、住民支援班、放射線班、プラント班>（内閣府、規制庁等各省庁）

【フェーズ1】

（1）全面緊急事態進展時における地方公共団体への避難等の指示の伝達

原子力緊急事態宣言の発出と同時に、官邸チーム住民安全班は原子力緊急事態宣言、全面緊急事態における避難等の指示及び公示を、それぞれERCチーム住民安全班に伝達し、ERCチーム住民安全班は、これらを都道府県の災害対策本部、PAZ及びUPZ内の地方公共団体並びに現地住民安全班に伝達する。²²

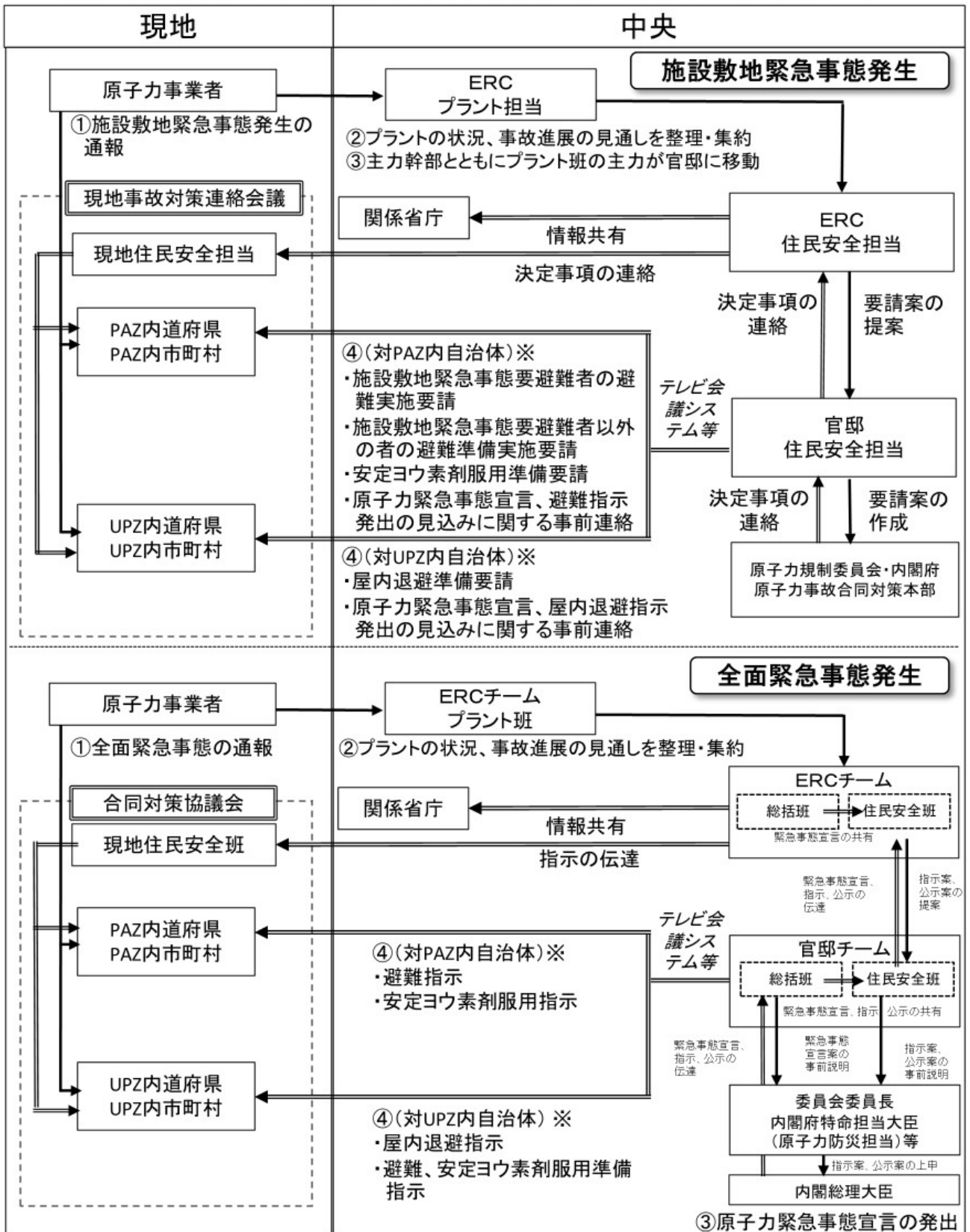
また、ERCチーム住民安全班は、ERCチーム広報班の協力を得て、委員会ホームページ等に指示等を掲載する。なお、指示等の伝達に際し、緊急性を要する場合は、テレビ会議システム、電話等を用いて口頭で行うものとし、事後に官邸チーム住民安全班から文書を発出するものとする。現地住民安全班は、PAZ内への地方公共団体への避難指示伝達後、遅滞なく、PAZ外の地方公共団体へ、PAZ内の道府県及び市町村に対して原災法第15条第3項に基づく避難等の指示を伝達したことを連絡する。²³

（参考：スキーム図「施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生に伴う地方公共団体への避難等の要請又は指示スキーム」）（再掲）

²² 必要に応じて、事故現地対策本部長より、PAZ及びUPZ内の道府県知事及び市町村へ伝達する。

²³ オフサイトセンターの被災により現地住民安全班による連絡が困難な場合、都道府県の災害対策本部を通じて調整を行う。

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生に伴う地方公共団体への避難等の要請又は指示スキーム



※必要に応じて、事故現地对策本部長又は原災現地本部長より、道府県知事又は市町村長へ伝達。

(2) 全面緊急事態における防護措置の状況等の共有等

関係地方公共団体が全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、次の事項について、事故対策本部等において、指示内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- P A Z内の避難者の数及び避難の方針
- U P Z内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
- 避難ルート、避難先の概要
- 移動手段の確保見込み
- その他必要な事項

また、原子力災害合同対策協議会においては、施設敷地緊急事態における避難状況を確認し、原災本部に共有するものとする。

なお、自然災害との複合災害の場合、E R Cチーム住民安全班は、都道府県の災害対策本部又は政府本部から入手する自然災害の状況等を十分に勘案し、余震等により追加的な被害が出ることがないように配慮しつつ、必要に応じて、U P Z内の地方公共団体に対して、追加的な指示を行うものとする。

原子力施設の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、原災本部は、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うものとする。また、屋内退避を実施している住民等に対して、原子力施設の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を提供する。

原災本部は、屋内退避継続の判断を、屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとする。その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や、プルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、避難への切替えを判断し、指示する。

原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の必要がなくなることから、原災本部は、屋内退避の解除を行う。

(3) 避難・一時移転の防護措置に係る準備

① 避難・一時移転の対象区域の特定

E R Cチーム放射線班は、モニタリングポストの値が原子力災害対策指針に基づく運用上の介入レベル（以下「O I L」という。）の基準値を超えた場合、E R Cチームオフサイト総括班及びE R Cチーム住民安全班に報告する。

E R Cチーム住民安全班は、当該モニタリングポストに対応する避難・一時移転の対象区域を特定し、オフサイト総括の了承を得た後、指示案について該当する都道府県及び市町村の災害対策本部に照会する。その際、オフサイト総括は、必要に応じてE R Cチーム関係機能班から、関係地方公共団体に対して、指示案の内容や特定の根拠についてテレビ会議システムを用いて口頭で説明する場を積極的に設ける。

オフサイト総括及びE R Cチームオフサイト総括班は、施設の状況についてオンサイト総括から情報を得る。オフサイト総括は、避難については数時間以内を目途に、一時移転については1日以内を目途に、避難・一時移転に着手すべき区域を判断し、E R Cチーム住民安全班及び官邸チーム住民安全班を通じ原災本部長に報告する。

② 避難・一時移転の防護措置に係る準備指示

オフサイト総括は、E R Cチーム放射線班、E R Cチーム住民安全班及びE R Cチーム医療班に対し、避難・一時移転の防護措置の準備を指示する。

E R Cチーム住民安全班は、都道府県の災害対策本部、U P Z内の地方公共団体及び現地住民安全班に対し、O I Lに基づく、避難・一時移転の防護措置に係る準備の指示を伝達する。

③ 避難・一時移転の状況等の共有等

関係地方公共団体が避難・一時移転を実施するに当たり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会等において、指示内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- U P Z内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針

- 避難ルート、避難先の概要

- 移動手段の確保見込み

- その他必要な事項

なお、自然災害との複合災害の場合、E R Cチーム住民安全班は、都道府県の災害対策本部又は政府本部から入手する自然災害の状況等を十分に勘案し、余震等により追加的な被害が出ることがないように配慮しつつ、必要に応じて、U P Z内の地方公共団体に対して、追加的な指示を行うものとする。

(4) 避難・一時移転の防護措置の実施

オフサイト総括の統括の下、E R Cチーム住民安全班は、避難・一時移転の対象区域、公示案及び指示案（様式-19、様式-20）について、官邸チーム住民安全班を通じて原災本部長に上申し、指示案等を決定する。

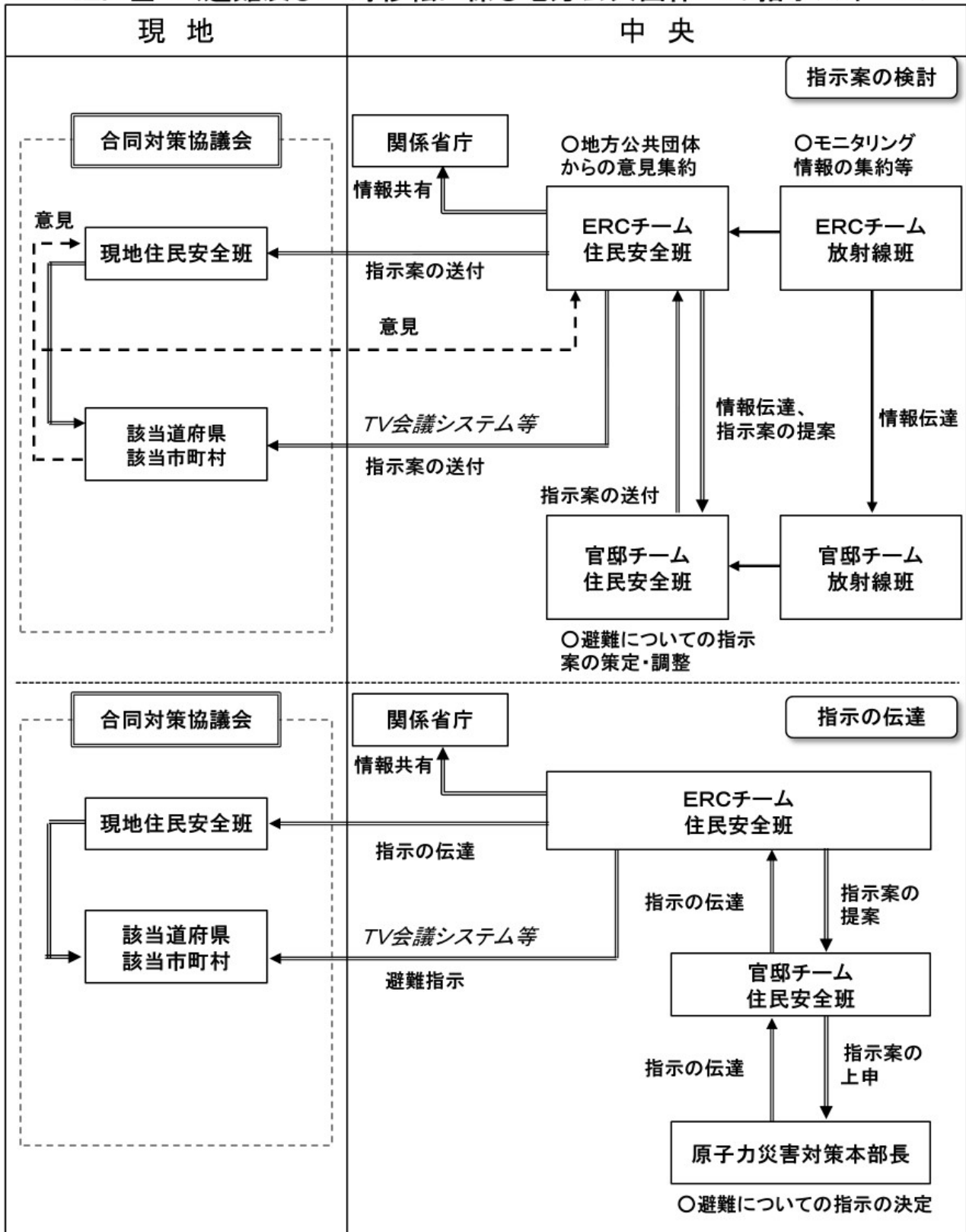
原災本部は、該当する地方公共団体に対し、避難・一時移転の実施を指示する。

E R Cチーム住民安全班は、現地住民安全班を通じ、都道府県の災害対策本部及びU P Z内の地方公共団体に指示を伝達する。

また、E R Cチーム住民安全班は、E R Cチーム広報班の協力を得て、ホームページ等に指示等を掲載する。なお、指示等の伝達に際し、緊急性を要する場合は、テレビ会議システム、電話等を用いて口頭で行うものとし、事後に文書を発出するものとする。

（参考：スキーム図「O I Lに基づく避難及び一時移転に係る地方公共団体への指示スキーム」）

OILに基づく避難及び一時移転に係る地方公共団体への指示スキーム



(5) U P Z 外の地方公共団体の協力体制

原災本部は、U P Z 外の地方公共団体に対して、P A Z 及びU P Z 内の地方公共団体から避難してきた住民等の受入れ及びP A Z 及びU P Z 内の地方公共団体における防護措置（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査及び簡易除染の場所の確保等）への協力を都道府県の災害対策本部、一時移転等の対象となった地方公共団体及び現地住民安全班を通じて要請する（防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。）。

自然災害との複合災害の場合には、E R C チーム住民安全班は、上記のU P Z 外の地方公共団体に対する協力の要請に当たっては、都道府県の災害対策本部又は政府本部から入手する周辺地域の被災状況の情報を十分に勘案して行う。

(6) 避難状況の把握

E R C チーム住民安全班は、現地住民安全班を通じて、地方公共団体の避難状況を確認し、避難状況を定期的にまとめ、官邸チーム住民安全班及びE R C チーム各機能班に共有する。なお、避難状況の確認に当たっては、要配慮者、病院、福祉施設、学校、幼稚園、保育園等の避難について十分な把握に努めるものとする。

(7) 地方公共団体の避難活動に係る支援

① 避難先・受入施設の確保

緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村を中心に、隣接市町村等の間の調整の場として、原子力災害合同対策協議会を活用する。

② 輸送手段の確保

地方公共団体は、必要に応じ、原災現地本部を通じて、緊急輸送関係省庁に輸送の依頼を行う（「16 緊急輸送」を参照）。国は、地方公共団体からの緊急輸送の依頼について必要な対応を図る（「16 緊急輸送」を参照）。

③ 気象情報の提供

気象情報については、適宜、現地住民安全班を通じて、E R C チーム住民安全班から関係地方公共団体に情報提供を行う。

④ 被災地方公共団体への対応について

避難指示区域内の地方公共団体に対する行政事務支援や、国と当該地方公共団体の連絡の円滑化のため、現地住民安全班は、被災地方公共団体の状況等に応じ、原子力利用省庁等の職員を被災地方公共団体に派遣するようE R C チーム総括班に要請し、E R C チーム総括班は関係省庁の協力を得て必要な職員を派遣する。

(8) 警戒区域の設定

- ・ 原災本部長は、避難指示区域内に残留し、又は立入りをを行う居住者等が一度に大量の放射線を被ばくする場合等生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域（市町村長が原災法第28条第2項により読み替えられて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条に基づき立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる区域をいう。以下同じ。）を設定するよう関係地方公共団体の長に対して指示を発出し、公示する。また、ERCチーム住民安全班は、原災本部長の指示を関係地方公共団体及び現地住民安全班に連絡する。なお、情報連絡は避難の指示と同様のプロセスを経ることを原則とする。
- ・ 関係地方公共団体は、原災本部長の指示又は独自の判断により警戒区域を設定する。また、警戒区域の設定に当たっては、関係地方公共団体は、立入りができないよう、立入規制の実効性を担保するため、道路にバリケードを設置する等の物理的な措置を原則として講じ、都道府県警察等との綿密な調整を行うこととする。
- ・ 都道府県警察等は、警戒区域内に許可を得ていない者が立ち入らないようにするために、必要に応じて検問等を実施する。
- ・ 海上保安庁は、海上に設定された警戒区域内に許可を得ていない者が立ち入らないようにするために、所要の措置を講じる。
- ・ 警戒区域が設定された場合、国土交通省は、必要に応じ、航空法（昭和27年法律第231号）に基づく飛行規制を実施する。
- ・ 警察及び消防機関等関係機関や地方公共団体は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、治安確保等に努める。

【フェーズ2】

(1) 追加的避難措置（警戒区域、避難指示区域の設定等）

原子力災害が大規模化・長期化した場合、追加的避難措置の採否に当たっては、原子力事業所や放射線量の状況に応じ、柔軟に措置を講ずるものとする。

[参考：原子炉災害の大規模・長期化への対処事例（東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の例）]

- ・原子炉施設の状況が安定していることが確認できないことから、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認める場合に警戒区域を設定した。
- ・放射線量が長期にわたる防護措置のための指標²⁴に達すると推定される場合に、避難行動に1か月程度の裕度を持たせた計画的避難区域を設定した。
- ・原子炉施設の状況が安定していることが確認できないことから、緊急時に屋内退避や避難の対応が求められる可能性が否定できない場合に緊急時避難準備区域を設定した。

① E R C チームプラント班は原子力発電所の事故の進展状況及び事故を収束させるための応急措置の実施状況を、また被災者支援チーム放射線班は緊急時モニタリングの結果及び関係機関が行う環境モニタリング測定結果を原災本部へ報告する。被災者支援チーム住民支援班は当該報告を踏まえ避難指示区域等の見直し案を作成し、原災本部長は、原則、原災本部会議を開催して、当該見直し案に基づき見直しを行う。

② 被災者支援チーム住民支援班は、E R C チームプラント班及び放射線班と協力して、居住者等が一度に大量の放射線を被ばくする等の生命又は身体に対する危険にさらされるおそれが無くなったと判断した場合は、原災本部にその旨を報告する。

原災本部は、当該区域の見直し後の居住者等の安全確保（放射線防護や防犯・防災など）を十分考慮し、地方公共団体など関係者との協議の上、速やかに当該区域の見直しを行う。

²⁴ 長期にわたる防護措置については、東日本大震災の際には、原子力安全委員会の助言に基づき I C R P（国際放射線防護委員会）の2007年基本勧告において緊急時被ばく状況に適用することとされている参考レベルのバンド20～100mSv（急性又は年間）の下限である20mSv／年を適用した。

- ③ 被災者支援チーム住民支援班は、区域の見直しに際して県、市町村など関係者と協議を行い、住民が安全に帰還するために必要なインフラなどの安全確認・応急復旧を関係省庁と協力して進めていく。
- ④ 避難区域の設定又は区域の見直しについて、規制庁、関係指定公共機関（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構）等から派遣された専門家は、原子力発電所等の状況や放射線被ばくの危険性等、原災本部が見直す区域設定に対して技術的助言を行うものとする。
- ⑤ 被災者支援チーム住民支援班は区域見直し後も引き続き、放射線防護の観点から住民等の立入りを規制する場合には、実効性を担保するため、道路にバリケード等の物理的な措置を行い、必要に応じ、関係機関（関係地方公共団体、警察機関、海上保安庁）の協力を得て、盗難防止対策や区域内の治安対策等を講じる。
- ⑥ 関係機関は、避難区域及びその周辺において、パトロールや生活の安定に関する情報の提供等を行い、治安確保に努める。

1.4 安定ヨウ素剤の服用＜医療班＞(規制庁)

オフサイト総括及びE R Cチームオフサイト総括班は、オンサイト総括から施設の状況やE R Cチーム放射線班からモニタリングの結果及びその評価に関する情報入手し、オフサイト総括は原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用の必要性を検討し、必要と判断した際には、E R Cチーム医療班に対し安定ヨウ素剤を服用すべき時機、服用の方法、医師・薬剤師の確保等に関する方針を検討させ、その結果を踏まえ、官邸チーム医療班を通じて委員会委員長の確認を受けたのち原災本部長に上申し、指示内容を決定する。

具体的にはP A Z内の地方公共団体に対しては、原則として避難と同時に安定ヨウ素剤の服用を指示する。

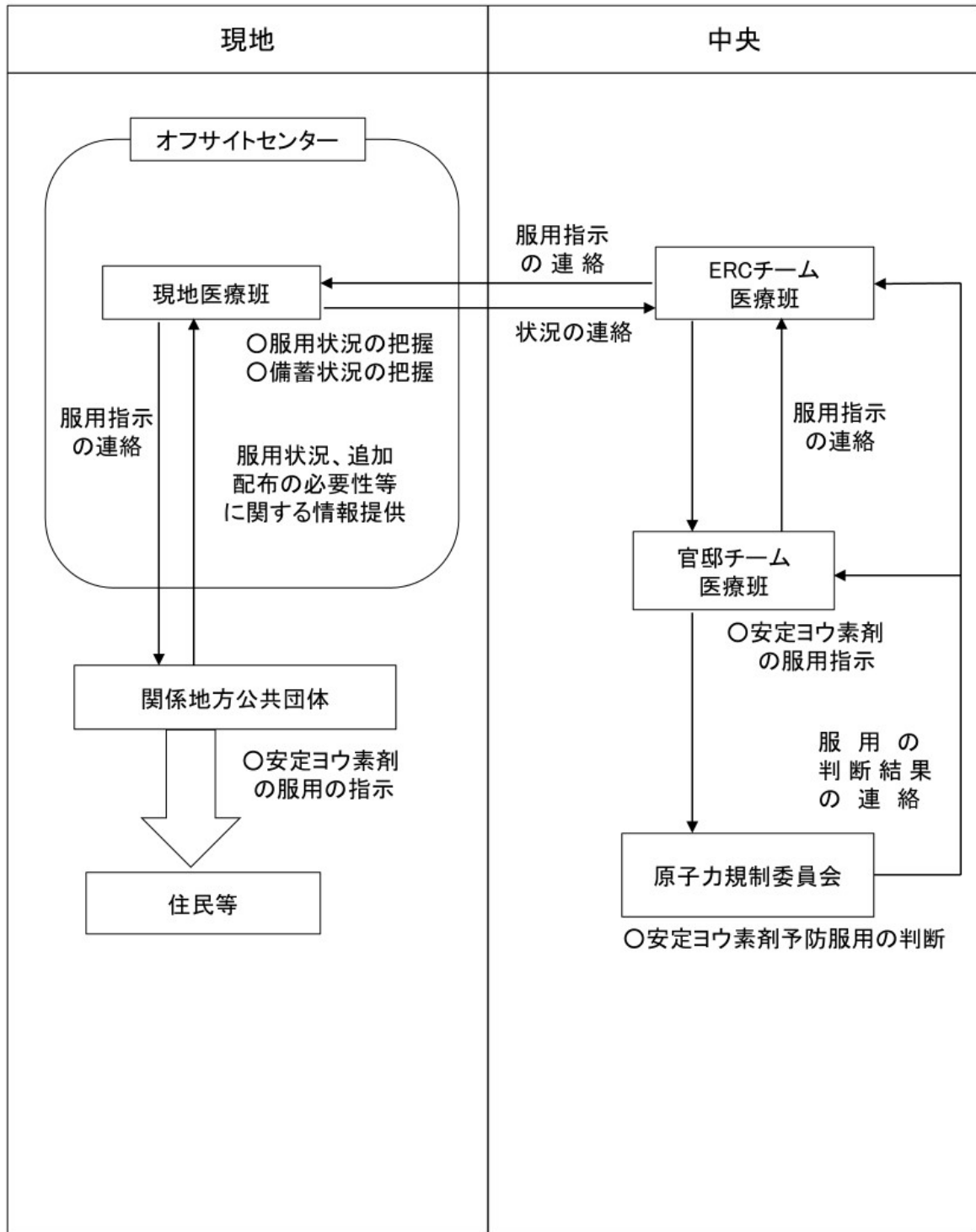
P A Z外の地方公共団体に対しては、原子力施設の状況や空間放射線量率等に応じて、避難及び一時移転と併せて安定ヨウ素剤の服用を指示する。

指示内容が決定したら、官邸チーム医療班は、E R Cチーム医療班及び現地医療班経由で関係地方公共団体の長に対し、指示について伝達する。(様式-21)。

関係地方公共団体の長は、上記指示に従い、又は独自の判断により、服用対象の住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じる。

また、官邸チーム医療班は、官邸チーム広報班を通じ、プレスへ指示内容の伝達を要請する。

安定ヨウ素剤の服用指示スキーム図



1.5 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護＜プラント班、オフサイト総括班、複合災害調整班＞

（1）防災業務関係者の防護措置

被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者（実動組織を含む。以下同じ。）の防護措置は、以下に示すとおり、原子力施設の状況に応じ、原災本部長の指示に従い実施することを基本とする。なお、緊急事態応急対策を担う各組織は、状況に応じて自らの判断により柔軟に対応することを妨げるものではない。

① 全面緊急事態が発生した直後※

全面緊急事態が発生した直後には、原災本部長の指示において示す区域（原子力災害対策重点区域及び同区域外であって防護措置等が必要と判断された区域）で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者は、原災本部長の指示により、原則として次のとおり防護措置等を行う。（様式-2.2-1）

あらかじめ整備された防護装備類（防護服、帽子、手袋、靴カバー、半面マスク、直読式個人線量計、通信機器等。②において同じ。）を装着できるよう携行する。また、安定ヨウ素剤の初回服用を行う。服用後24時間が経過した場合の複数回服用の要領は（1）②の段階で指示するため、当該指示があるまで服用しない。なお、同段階以降も業務を継続することが見込まれる場合は、あらかじめ業務のローテーションを組むなど服用回数を低減できる態勢を構築する。

上記の防護措置に加え、原災本部が状況に応じて示す原子力施設の状態に関する情報に注意を払う。

※ 全面緊急事態が発生した直後であっても原子力施設の状況によっては①及び②に基づく防護措置を併せて行う場合もありうる。

② 防災業務関係者が防護装備類の装着等を実施する段階

原子力施設の状況により、放射性物質の放出に備え、防護装備類の装着等が必要とされた場合には、原災本部長の指示において示す区域（原子力災害対策重点区域及び同区域外であって防護措置等が必要と判断された区域）で緊急事態応急対策を行う防災業務関係者は、原災本部長の指示により、原則として次のとおり防護措置等を行う。（様式-2.2-2）

（i）指定行政機関等²⁵

携行している防護装備類を装着する。以後の行動については、あらかじめ定めた

²⁵ 指定行政機関等とは、原災法第26条第2項において緊急事態応急対策を実施しなければならないこととされている者をいう。

放射線防護に係る指標を踏まえ、各組織の判断に基づき行動する。

安定ヨウ素剤の服用は指示を受けて行い、業務を継続する場合は、24時間が経過するごとに服用する。なお、業務のローテーションを組むなど、服用回数を低減するよう努める。

(ii) 指定行政機関等から要請を受けて緊急事態応急対策に従事する民間事業者等

携行している防護装備類を装着する。以後の行動については、あらかじめ定めた放射線防護に係る指標を踏まえ、防災業務関係者が属する組織及びその組織に緊急事態応急対策の実施を要請しようとする組織が行う判断に基づき行動する。安定ヨウ素剤の服用は指定行政機関等と同様の要領で服用する。

③ 放射性物質の放出から沈着まで

放射性物質放出以後も業務を継続する場合は放射線モニタリング情報共有・公表システム（RAMIS: Radiation Monitoring Information Sharing and Publication System）等に表示される空間放射線量率に注意を払いつつ②の防護措置を継続する。原子力災害対策重点区域外で活動する場合であっても同様に注意を払う。

④ 放射性物質の沈着後

原災本部長がO I Lに基づく住民等の防護措置の指示を行った後には、原子力災害対策重点区域の屋外又はO I L 1若しくはO I L 2に基づき防護措置の対象となった区域（原子力災害重点区域外を含む。以下同じ。）の屋外で活動する防災業務関係者は、原災本部長の指示により、原則として次のとおり防護措置等を行う。（様式-22-3）

O I L 1又はO I L 2に基づき防護措置の対象となった区域で活動を行う場合は携行している防護装備類（防護服、帽子、手袋、靴カバー、防塵マスク、直読式個人線量計、通信機器等）を装着する。なお、マスクについては、防塵マスクの着用を原則とするが、沈着物が舞い上がりやすい活動を行う場合は半面マスクを着用する。O I L 1又はO I L 2に基づき防護措置の対象となった区域外で活動を行う場合は防護装備類の装着は不要であるが、放射性物質の再放出に備え携行する。また、安定ヨウ素剤は、原子力災害対策重点区域内で活動する場合であっても、原則として服用の必要はないが、放射性物質の再放出に備え携行する。

(2) 防護措置の指示

① オンサイト総括及びE R Cチームプラント班は、プラント状態（見込みを含む。）について随時オフサイト総括及びE R Cチームオフサイト総括班に情報共有し、E R Cチームオフサイト総括班は、オンサイト総括及びE R Cチームプラント班からの情報共有を受け、(1)に示す防災業務関係者の防護措置の実施に関わるプラント状態に該当するかを把握し、当該プラント状態及びオフサイトの状況に応じた防

災業務関係者の防護措置の素案を作成する。

- ② オフサイト総括は、E R Cチームの関係する機能班（主にE R Cチームの住民安全班、放射線班、医療班）と連携しながら、上記（1）に示す防災業務関係者の防護措置に関する指示案等について、官邸チーム総括班を通じて（内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び委員会委員長等の幹部に確認し、）原災本部長に上申し、指示案等を決定する。
- ③ 原災本部は、原子力災害対策重点区域内の指定行政機関等に対し、②の防災業務関係者の防護措置の実施を指示する。
- ④ E R Cチームオフサイト総括班は、原災本部において決定された指示文について、E R Cチーム住民安全班及びE R Cチーム実動対処班を通じ、指定行政機関等に伝達する。また、E R Cチーム住民安全班及びE R Cチーム実動対処班は、現地住民安全班及び現地実動対処班を通じて現地の関係機関に連絡する。指定行政機関等は、緊急事態応急対策の実施を要請した民間事業者等に対して防護措置の内容を伝達する。

なお、指示等の伝達に際し、緊急性を要する場合は、テレビ会議システム、電話等を用いて口頭で行うものとし、事後に文書を発出するものとする。

（3）自然災害との複合災害時の対応

- ① 自然災害との複合災害により、政府本部が設置されている場合は、各本部長が所掌する災害の対応に従事する防災業務関係者に対して防護措置を指示する。政府本部が防護措置を指示するにあたり、原災本部は、（1）に示す緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の防護措置に準じて、自然災害による被災者の救助を行う実動組織の人員その他の防災業務関係者の防護措置を立案し、政府本部に対して助言及び支援を行う。指示文については両本部長連名とする。（様式-2 2-1、2、3）

当該助言等を実施するため、原災本部事務局は、政府本部の事務局等に職員を併任させるとともに、E R Cチーム複合災害調整班は、オフサイト総括の統括の下、防災業務関係者の防護措置に係る原災本部から政府本部への助言について、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）から派遣している職員（情報連絡要員）を通じて政府本部の事務局に伝達する。政府本部の確認後に、両本部長連名の指示文を発出するものとする。

- ② E R Cチーム複合災害調整班は、原災本部及び政府本部において決定された指示文について、E R Cチーム住民安全班及びE R Cチーム実動対処班を通じ、並びにこれらの両班から現地住民安全班及び現地実動対処班を通じ、原子力災害対策重点区域内の指定行政機関等に伝達する。

なお、指示等の伝達に際し、緊急性を有する場合は、テレビ会議システム、電話等を用いて口頭で行うものとし、事後に文書を発出するものとする。

事態進展に伴う防災業務関係者の防護措置

放射性物質の放出前	全面緊急事態が発生した直後	●防護装備類の携行 ・防護服 ・帽子 ・手袋 ・靴カバー ・半面マスク ・直読式個人線量計 ・通信機器 等 ●安定ヨウ素剤の初回服用
	防災業務関係者が防護装備類の装着等を実施する段階	●防護装備類の装着 ●安定ヨウ素剤の複数回服用開始 ●各組織における放射線防護に係る指標を踏まえた行動の判断
放射性物質の放出後	放射性物質放出から沈着まで	放射性物質の放出以後も作業を継続する場合は線量管理をしつつ、装備の装着等を実施する段階の防護措置を継続
	放射性物資後 放 射 性 物 資 後 沈 着 後	●O I L 指定区域は防護装備類装着、指定区域外は携行 ・防護服 ・帽子 ・手袋 ・靴カバー ・防塵マスク（道路啓開等、沈着物の再浮遊のおそれがある場合は半面マスク） ・直読式個人線量計 ・通信機器 等 ●安定ヨウ素剤の携行

1.6 緊急輸送（バス等避難手段の手配） ＜実動対処班、住民安全班＞（内閣府、規制庁、緊急輸送関係省庁等）

（1）緊急輸送の手配主体

原子力災害時の避難輸送は、一義的には、各都道府県があらかじめ当該地域や隣接都府県の運送事業者等と輸送協定を締結の上、指定地方公共機関として指定し、各都道府県の地域防災計画に基づき、各都道府県が輸送力の把握及び輸送協力依頼を行うものであるが、国土交通省は、自県での輸送力では不足し他県から配車する場合等、各都道府県で対応できない場合に輸送手段の手配を行う。

また、国土交通省は、当該避難輸送に従事する車両について、臨時の営業区域の設定を認めるものとする。

（2）手段の手配体制

E R Cチーム住民安全班は、現地住民安全班による避難指示の伝達や避難状況把握の中で確認された関係地方公共団体からの輸送手段に関する要請内容について集約し、E R Cチーム実動対処班に連絡する。

現地住民安全班は、要請元の地方公共団体を含む関係行政機関と調整し、できる限り配車場所等バス事業者等への手配の際に必要な情報が網羅された具体的な配車計画を策定し、E R Cチーム住民安全班経由でE R Cチーム実動対処班へ伝える。

E R Cチーム実動対処班は、官邸チーム実動対処班と連携し、関係局長等会議経由で国土交通省にバス事業者等への手配を依頼する。

国土交通省は、バス事業者等に輸送の手配をし、手配結果を官邸チーム実動対処班及びE R Cチーム実動対処班に連絡する。

また、E R Cチーム実動対処班は、現地住民安全班及び関係行政機関へ連絡する。現地住民安全班は、手配結果を要請元の地方公共団体へ伝える。

（3）放射線防護に係る対処

E R Cチーム住民安全班は、E R Cチーム実動対処班に配車計画と併せて、必要に応じて規制庁、関係指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）等から派遣された専門家の助言を踏まえ、緊急輸送における放射線防護上必要な情報提供を行う。

現地実動対処班は、地域防災計画等に基づき関係地方公共団体が輸送の中継ポイントを開設することを支援するとともに、国土交通省にバス事業者等への手配を依頼する際に提供した現地及び輸送経路上における放射線防護上必要な情報に変更が生じた場合は、当該ポイントに集結したバス等の乗務員に対し、安全な輸送経路と所要時間の見込みについて具体的に伝達し、放射線防護上必要な情報と資機材の提供を行う。

現地住民安全班及び医療班は、避難輸送に使用した車両、従事した乗務員、乗車した避難住民等が避難指示の対象区域から外部に移動する際には、必要に応じ、中継ポイント等において地方公共団体が行う避難退域時検査、証明書発行及び避難退域時検査結果に応じた必要な除染の支援を行う。

(4) バス等の円滑な運行に係る支援等

E R C チーム実動対処班及び現地実動対処班は、必要に応じ、都道府県警察による警察車両等の先導を依頼する。

複合災害等により現地及び経路上において車両の給油に制約がある場合には、E R C チーム実動対処班及び現地実動対処班は、経済産業省資源エネルギー庁等と連携し、給油が可能な給油所の情報等を必要に応じてバス事業者等及び乗務員に伝達する。

要請元の地方公共団体及び現地実動対処班は避難者の乗車地、降車地及び中継ポイント等におけるバス車両等の誘導に係る連絡・調整を行う。

1.7 原子力災害医療活動 <医療班>（規制庁、文部科学省、厚生労働省）

（1）原子力災害医療における緊急・救護活動

① 原子力災害医療派遣チーム等の派遣調整等（施設敷地緊急事態の通報を受けた段階から準備）

被災道府県は、原子力事業所の事故等により非被災道府県からの原子力災害医療に係る活動の支援が必要であると判断した場合、被災道府県を担当する原子力災害医療・総合支援センターに対し、原子力災害医療派遣チームの派遣調整を依頼し、選定された原子力災害医療派遣チームを保有する医療機関を管轄する非被災道府県に対して原子力災害医療派遣チームの派遣を要請する。

また、被災道府県からの原子力災害医療派遣チームの派遣要請がない場合であっても、緊急の必要があると認めるときは、E R C チーム医療班等が非被災道府県に対して、被災道府県への原子力災害医療派遣チームの派遣を要請する。

なお、原子力災害医療・総合支援センターは、選定した原子力災害医療派遣チームの情報をE R C チーム医療班に伝達する。

原子力災害医療派遣チームは、被災道府県が設置する災害対策本部に配置された原子力災害医療調整官の指示する派遣先において医療活動等を行う。

E R C チーム医療班又は被災道府県等は、被ばく医療に関する支援が必要と判断した場合には、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターに被ばく医療に関する専門家の派遣を要請する。または、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に緊急被ばく医療支援チーム（REMAT: Radiation Emergency Medical Assistance Team）の派遣を要請する。

② 放射線管理等の支援要員等派遣要請

現地医療班は、避難退域時検査及び簡易除染又は医療機関等における放射線管理・除染等の要員・資機材の支援が必要な場合には、E R C チーム医療班へ報告し、E R C チーム医療班は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の関係機関に放射線管理等の支援要員等の派遣を要請する。

③ 輸送支援要請

（i）原子力災害医療派遣チーム、専門家、支援要員等の輸送

上記①、②の派遣を要請するに当たって、現地医療班は、輸送の支援が必要だと判断した場合は、E R C チーム医療班を通じてE R C チーム実動対処班に緊急輸送支援を要請する。

また、上記①、②の派遣に当たって、E R C チーム医療班において輸送の支援が必要だと判断した場合にも、現地医療班と調整しつつ、E R C チーム実動対処班に緊急輸送支援を要請する。

なお、緊急輸送支援の要請に当たって、必要があれば、現地実動対処班は、E R Cチーム実動対処班と連携するなどして、緊急輸送関係省庁に輸送支援を依頼する。

(ii) 被ばく傷病者等の搬送

道府県災害対策本部又は原子力事業者等から原子力災害拠点病院等の医療機関への搬送のための支援要請があった場合、必要に応じ、現地医療班は、道府県災害対策本部において被ばく傷病者等の搬送先の調整を担う原子力災害医療調整官と連携して対応する。具体的には、原則として、現地医療班は、現地実動対処班に伝え、現地実動対処班は緊急輸送関係省庁に緊急輸送支援の要請を行うことで、関係機関によって搬送が円滑に行われるよう措置する。

その際、現地医療班は、被ばく傷病者等に関する情報（容態、推定被ばく線量、人数等）を受入先医療機関に連絡する。

なお、緊急輸送支援の要請に当たって、必要があれば、現地実動対処班は、E R Cチーム実動対処班と連携して、緊急輸送関係省庁に輸送支援を要請する。

④ 原子力災害医療に関する助言等

現地医療班は、道府県災害対策本部、原子力事業者等から原子力災害医療に関して問い合わせがあった場合には、適切な助言等を行う。

⑤ 避難住民等の被ばく状況の把握

現地医療班は、避難所等に開設された各救護所から避難住民の被ばく状況（推定被ばく線量、汚染確認者数、汚染残存者数等）の把握に努め、E R Cチーム医療班に報告する。

(2) 避難退域時検査及び簡易除染

現地医療班は、道府県災害対策本部に対し、原子力災害対策重点区域の境界周辺から避難所等までの間のいずれかの場所において、O I L 1に基づく避難又はO I L 2に基づく一時移転の指示を受けた住民が、O I L 4に基づく除染を行う判断基準以下であるかを確認するための避難退域時検査、及び当該判断基準を超えた場合の簡易除染を行うよう原子力災害対策本部長の指示を伝達する。

(3) 甲状腺被ばく線量モニタリング

原災本部長は、道府県災害対策本部に対し、O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された地域に居住する住民等であって、19歳未満の者、妊婦、授乳婦等を対象とした甲状腺被ばく線量モニタリングを実施するよう指示する。

(4) 労働者の被ばく線量・傷病者の発生状況の把握

現地医療班は、厚生労働省と連携し、原子力施設作業員及び防災業務従事者の被ばく線量・傷病者の発生状況を把握するとともに、被ばく線量管理の適切な実施等を原子力事業者 zu 指導する。

また、現地医療班は、原子力事業者が原子力事業所内に速やかに医療従事者を配置して被ばく傷病者の応急処置を行うに当たり、原子力事業者単独では原子力事業所内での傷病者対応が困難である場合には、事業所外の適切な医療機関への搬送について関係機関と調整する。

1.8 健康調査・管理 <医療班>（環境省、規制庁、厚生労働省）

（1）原子力被災者等の被ばく線量の把握

- ① 原災本部の指示の下、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び地方公共団体は、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時における公衆の被ばく線量の推計を行う。
- ② 現地医療班は、公衆の被ばく線量の推計の必要性、対象（地域、年齢等）、方法（使用する機器等）、実施場所等について、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び地方公共団体と協議・調整を行うとともに、必要な支援を行う。
- ③ 関係指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）及び地方公共団体等は、緊急時における甲状腺簡易測定、ホールボディカウンタによる内部被ばく線量測定、及び外部被ばく線量の推計等のための行動調査を行う。

（2）原子力被災者等の健康管理や健康相談の実施

- ① 現地医療班及び都道府県は、環境モニタリング及び内部被ばく線量測定と行動調査の結果等を基に住民の被ばく状況について線量を把握する。
- ② 現地医療班は、住民の線量評価結果を基に健康管理が必要な対象区域及び対象者の選定、健康管理の内容について、都道府県の関係者と協議・調整を行う。
- ③ 国（環境省等）は都道府県が行う住民の健康管理を支援する。
- ④ 現地医療班は、対象地域の住民に対する心身の健康に関する相談に応じるため、必要に応じ、地方公共団体による健康相談窓口開設のための協力等を行うものとする。
- ⑤ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、関係省庁、地方公共団体等が行う健康管理及び健康相談に対し、放射線の健康影響等に関する技術的な支援を行う。

（3）被ばく線量評価、被ばくに係る健康管理・放射線による健康影響に係る健康相談等

- ① 被災者支援チーム医療班（被災者支援チーム医療班が組織されていないときにはE R Cチーム医療班）は、関係省庁及び都道府県と協力して、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が実施するモニタリングデータ、住民の行動記録調査及びホールボディカウンタによる測定等に基づき、規制庁の専門的知見を有する者の助言を踏まえて住民等の総合的な被ばく線量評価を早急に行う。なお、原子力災害が長期化した場合には、事故収束を待たずに対応する。

- ② 環境省、委員会、都道府県、市町村及び原子力事業者は、厚生労働省と連携して原子力事業所周辺の住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるため、オフサイトセンター等のしかるべき場所に健康相談窓口を開設する。

19 警戒区域等への一時立入り等 <住民支援班>（内閣府、規制庁、警察庁、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、消防庁、環境省、防衛省等各省庁）

【フェーズ2】

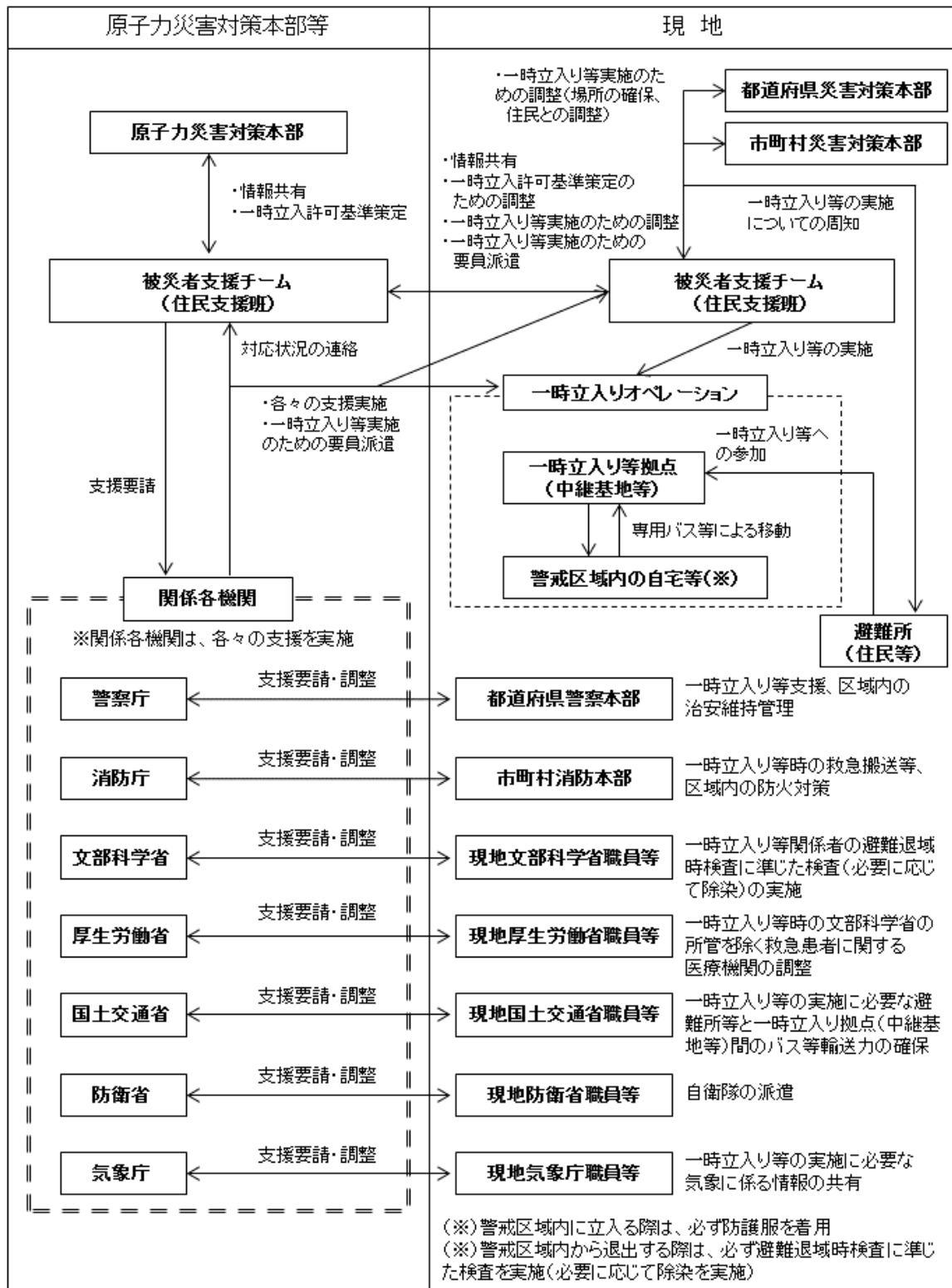
（1）一時立入り等の実施の準備段階

- ・原災本部、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者は、原子炉施設等の状況や、社会情勢を踏まえつつ、住民の安全確保を前提として、住民及び事業者の警戒区域内への一時立入り等を実施するものとする。
- ・被災者支援チーム住民支援班は、警戒区域内の住民及び事業者（以下「住民等」という。）の一時立入り等の実施に備えた体制を構築するため、関係局長等会議等において関係各機関に必要な支援を要請する。関係各機関は、当該支援要請の下、緊密な協力、連携を行う。

（2）一時立入り等の実施

- ・原災本部は、関係省庁、原災現地本部及び地方公共団体との協議の下、住民等の一時立入り等について、一時立入り等の条件、実施方法等を定めた「一時立入許可基準」を策定する。
- ・被災者支援チーム住民支援班、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者は、「一時立入許可基準」に基づき、住民等の一時立入り等に必要となる防護装備類（防護スーツ、マスク、手袋、靴カバー、ヘアキャップ、線量計、トランシーバーなど）、中継基地、避難退域時検査に準じた検査施設、除染施設を確保する。
- ・被災者支援チーム住民支援班は、国土交通省の支援の下、避難所等と一時立入り拠点（中継基地等）間のバス等輸送力を確保する。
- ・また、被災者支援チーム住民支援班、関係省庁及び地方公共団体は、「一時立入許可基準」に基づき、具体的な一時立入り等の手法、計画等を定めるとともに、一時立入り等の希望者の募集方法などを定め、住民等に対して周知を行う。
- ・被災者支援チーム住民支援班、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者は、住民の安全確保を前提として、住民等の要望を踏まえた上で、一時立入許可基準及びその他関連する規定等に基づき、住民等の一時立入り等を実施する。
- ・被災者支援チーム住民支援班は、一時立入り等の実施に必要な要員を派遣するとともに、関係各機関に支援を要請する。
- ・関係各機関は、当該支援要請の下、相互に一時立入り等の実施に必要な協力、連携を行う。
- ・なお、一時立入り等の実施に際しては、避難退域時検査に準じた検査（必要に応じて除染）を確実に実施するものとする。

警戒区域等への一時立入り等に関するスキーム図



(3) 公益を目的とした一時立入り

現地住民安全班は、関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得て、公益を目的とした一時立入り（行政機関、病院、事業者等による立入り）を実施する。

公益を目的とした一時立入りの際は、市町村長が警戒区域への立入りに使用する専用の通行証を発行する。

公益一時立入りの許可証の例

交付日	令和	年	月	日	第	号
公益一時立入車両通行許可証						
有効期間：令和 年 月 日						
～ 令和 年 月 日						
許可を受けた者： _____						
許可車両番号： ●●500あ1234						
公益一時立入用務に従事するため警戒区域内の通行を許可する。						
なお、本許可証を所持しない場合は通行できない。						

20 緊急物資の調達・供給等 <実動対処班、住民安全班、住民支援班>（内閣府、規制庁、物資関係省庁等）

物資の調達、供給活動に当たっては、国は、原子力被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。特に、原子力被災者の中でも、屋内退避の指示等が公示された区域等において交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

さらに、事故対処に伴って輸送ニーズが生じる支援のための人員、資機材、外国からの救援隊及び援助物資などの輸送調整も本項により行うものとする。

フェーズ2以降、緊急物資の調達・供給に鑑み、その必要性が引き続きある場合には、官邸チーム実動対処班を官邸に引き続き存置する。

【フェーズ1、フェーズ2 共通】

（1）原災本部等による物資の調達、共通活動の要請等

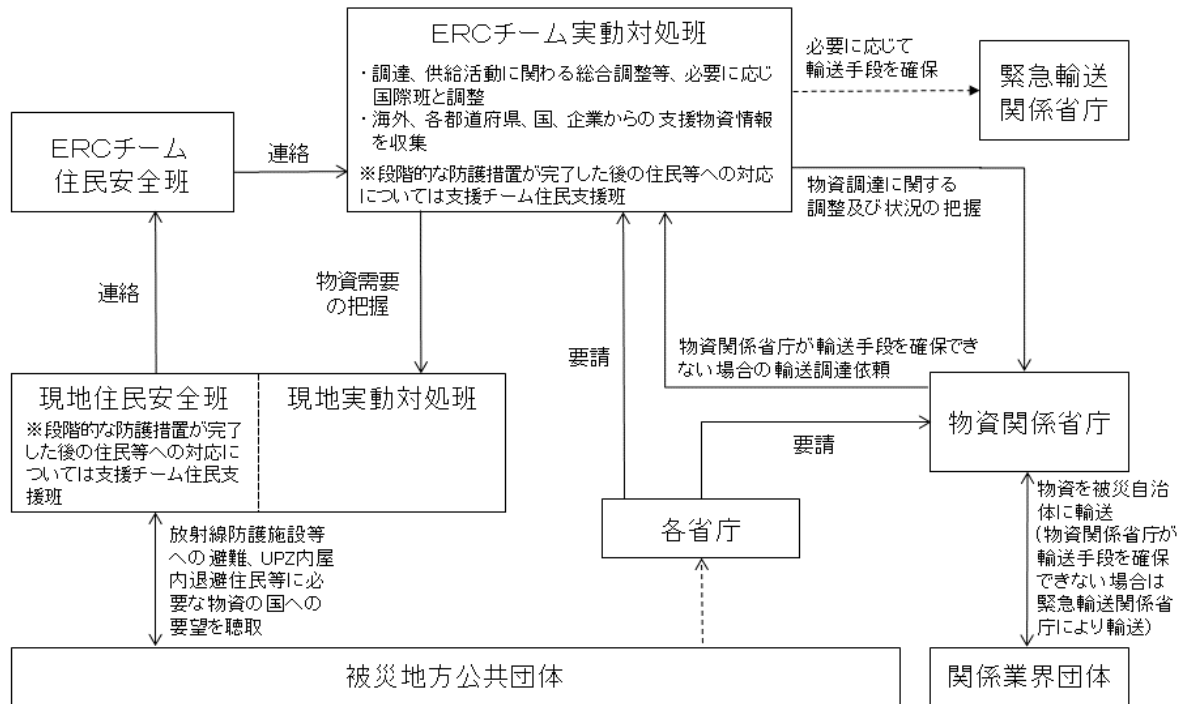
E R C チーム実動対処班（段階的な防護措置が完了した後の住民等への対応については被災者支援チーム住民支援班。以下同じ。）は、調達、供給活動に関わる総合調整等を行い、必要に応じて、被災地方公共団体からの要請に基づき、物資関係省庁に対し、物資の調達、供給活動の要請を行う。

物資関係省庁は、E R C チーム実動対処班より、調達、供給活動の要請があった場合、以下の割り振りに従い、関係業界団体の協力を得るなどにより、供給の確保を図るものとする。

給水	：国土交通省
医薬品等	：厚生労働省
食料等	：農林水産省
生活必需品	：経済産業省
通信機器	：総務省
燃料	：経済産業省資源エネルギー庁

なお、物資関係省庁は、被災地方公共団体から直接物資の調達の要請を受けた場合には、その旨、ERCチーム実動対処班に連絡し、必要があれば輸送手段の調整を依頼する。

緊急物資の調達・供給等のスキーム図



（2）輸送手段の調整

物資の輸送について、物資関係省庁が関係業界団体等の輸送手段を利用して、被災地に物資を輸送できる場合には、その旨ERCチーム実動対処班に連絡した上で物資の輸送を行う。

物資関係省庁が、独自に輸送手段を確保できない場合には、ERCチーム実動対処班は緊急輸送関係省庁と調整し、輸送手段の優先的な確保を行う。

（3）各省庁による物資の調達

各省庁は、その判断に基づき、又は被災地方公共団体からの要請に応じて、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、ERCチーム実動対処班又は物資関係省庁に物資の調達を要請するものとする。

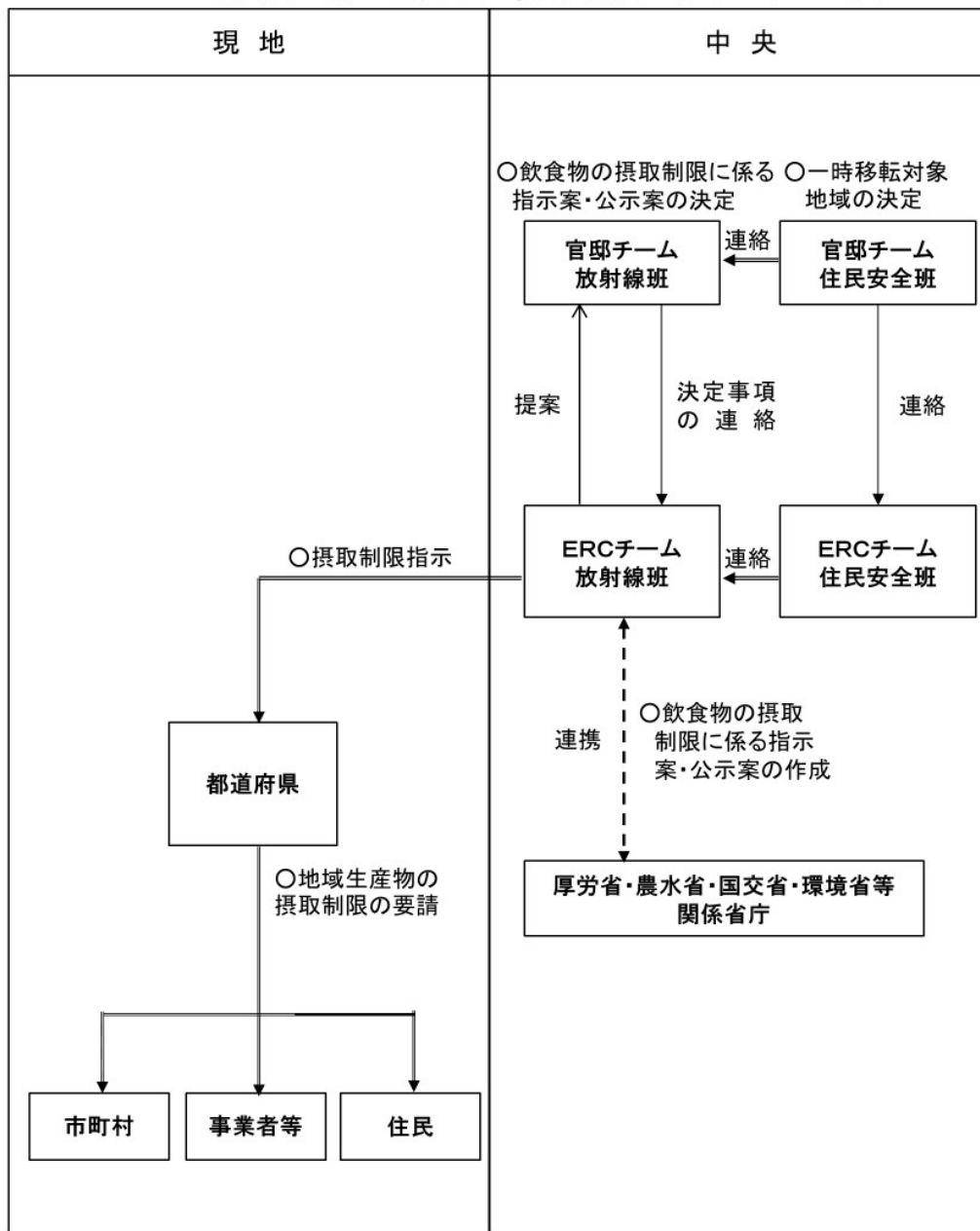
2.1 飲食物の摂取制限・出荷制限 <放射線班（フェーズ1においては、ERCチームを主体として実施）>（厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省等）

【フェーズ1、フェーズ2、事後対策共通】

(1) OILに基づく一時移転の際の飲食物の摂取制限

原災本部長は、OIL2に基づく一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するようUPZ内外の地方公共団体の長に指示する。

一時移転の際の飲食物の摂取制限に係るスキーム図



(2) 放射性核種濃度の検査結果を踏まえた飲食物の摂取制限・出荷制限

① 検査計画等のガイドラインの策定及び公表

原災本部は、緊急時モニタリングによる空間放射線量率の計測結果から、O I Lにより、飲食物に係るスクリーニング基準に基づいて、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定しつつ、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、その他関係省庁の協力を得て、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（以下「検査計画等のガイドライン」という。）」を取りまとめ、公表する。また、原災本部は、緊急時モニタリングの状況、検査結果等に従い、必要に応じ、検査計画等のガイドラインを改訂し、対象地域、品目、出荷制限等の設定・解除の条件等を変更する。

② 都道府県における検査計画策定・実施の要請

厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、その他関係省庁は、都道府県等に対し、原災本部から公表された検査計画等のガイドラインに基づき、飲食物（原料となる農林畜水産物を含む。）中の放射性核種濃度測定の検査計画を策定し、当該計画に基づき検査を実施するよう要請する。

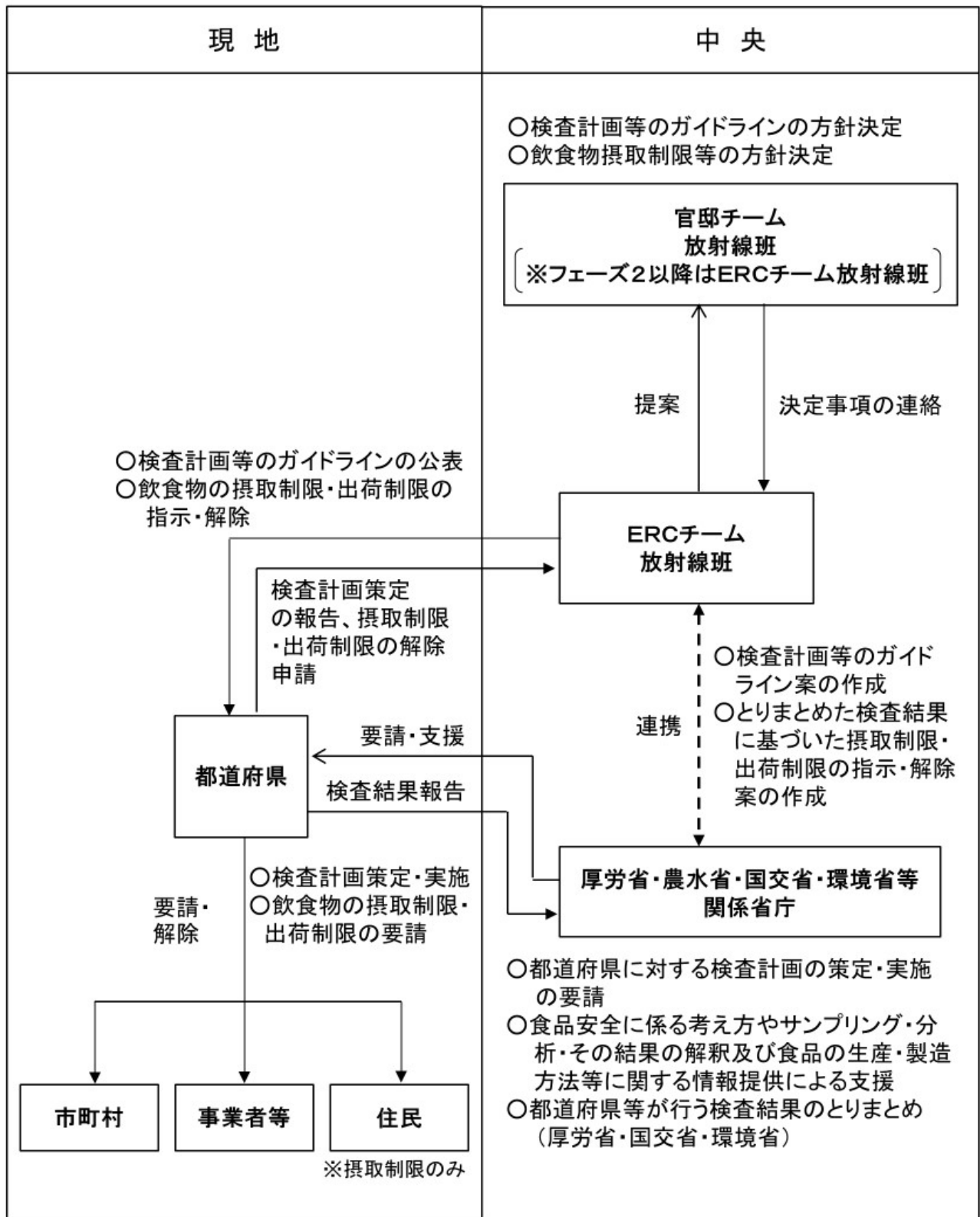
③ 飲食物の摂取制限・出荷制限の指示

厚生労働省、国土交通省、環境省は、検査計画に基づき都道府県等が行う放射性核種濃度の検査の結果を取りまとめ、公表する。

原災本部長は、検査計画等のガイドラインに従い、厚生労働省等が取りまとめた検査結果を基に、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、その他関係省庁の協力を得て、O I L 6の基準等を踏まえ対象となる地域・品目について、摂取制限及び出荷制限の要請を実施するようUPZ内外の都道府県知事等に対し指示する。

また、検査計画等のガイドラインで定める解除の要件を満たす場合には、地方公共団体の申請を受けて、摂取制限及び出荷制限を解除する。

飲食物摂取制限・出荷制限に係るスキーム図



2.2 放射性物質による環境の汚染への対処 <放射線班（フェーズ1においては、ERCチームを主体として実施）>（環境省等）

【フェーズ1、フェーズ2、事後対策共通】

（1）基本的な考え方

被災者支援チーム放射線班は、関係省庁、関係機関との連携の下、事故由来の放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響が速やかに低減されるよう、必要な対応を行う。

（2）除染等の措置等及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理

被災者支援チーム放射線班は、原子力災害の事態に応じ、関係省庁による除染等の措置等が必要だと考えられる場合には、除染等の措置等及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理について、環境省をはじめとした関係省庁、関係地方公共団体、研究機関等の関係機関、事業者等と協議の上、当面の必要な対応（対象となる地域の考え方等課題の整理、体制整備、方向性の検討等）を検討し、必要に応じて関係省庁間の調整を行うものとする。

また、前述の当面の必要な対応を踏まえつつ、環境省等は、除染等の措置等及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理等について必要な措置を実施する。

さらに、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の除染及び放射性物質に汚染された廃棄物の処理に関する技術的知見を有する関係機関は、環境省及び関係省庁、地方公共団体等が行う除染活動及び放射性物質に汚染された廃棄物の処理に対し、その要請に応じ、技術的な助言を行うものとする。

（3）汚染物対策

放射性物質の大量放出が確認された段階で、ERCチーム放射線班又は被災者支援チーム放射線班は、屋外にあり被ばくのおそれのある原材料等の産業利用に関して、関係省庁に対して注意喚起を行うものとする。

23 経済・産業等への対応等（各省庁）

【フェーズ1、フェーズ2、事後対策共通】

- （1）国及び地方公共団体は、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。
- （2）国及び地方公共団体は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。
- （3）国及び地方公共団体は、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付、中小企業設備近代化資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。
- （4）日本政策金融公庫等政府系金融機関は、被災した事業者を支援するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の貸付を行う。
- （5）国及び地方公共団体は、生活必需品等の物価の監視を行う。

2.4 原子力被災者の避難・受入先の確保 ＜住民支援班＞（内閣府、国土交通省）

【フェーズ1、フェーズ2、事後対策共通】

○原子力被災者の避難所生活の長期化を回避し、住環境を改善する必要がある場合には、原子力事業者に代わって、原災本部及び原災現地本部は、災害救助法（昭和22年法律第118号）などによる対応について、被災地方公共団体と緊密に連携を図るものとする。

○原災本部及び原災現地本部は、被災地方公共団体が原子力事業者に代わって実施する避難・受入れ先等の確保への取組を支援する。

2.5 広報・情報発信活動 <広報班、国際班、広報・国際班>（規制庁等）

【フェーズ1】

（1）情報発信体制

原子力緊急事態宣言後の初期の対応の段階においては、迅速かつ適切な広報活動を行うため、初動段階の事故情報等に関する中央での記者会見については原則として官邸に一元化する。その広報体制を構築するため、広報関係者は官邸のスペースにて対応する。

官邸での記者会見に向けた情報収集及び記者会見の準備については、内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定する内閣府（原子力防災担当）職員及び規制庁長官が指定する規制庁職員の統括の下、官邸チーム広報班その他の官邸チーム主要機能班（プラント班、放射線班、住民安全班等）、関係省庁、原子力事業者等が連携して行うものとする。

官邸での情報発信に当たっては、内閣官房長官が会見を行い、内閣府政策統括官（原子力防災担当）又は内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定する内閣府（原子力防災担当）職員、委員会委員、原子力規制技監、関係省庁幹部等が同席し、技術的内容等の補足説明を行う。また、官房長官が、複合災害の対応その他の緊急業務が発生している場合には、内閣府政策統括官（原子力防災担当）又は内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定する内閣府（原子力防災担当）職員、委員会委員、原子力規制技監、関係省庁幹部等が官房長官に代わり事故情報等の説明を行う。

情報発信に当たっては、委員会のスタンス、発表内容を理解し、技術的・専門的な立場から一定の権限を持って発言することができる委員又は原子力規制技監を置き、内閣官房長官会見に同席させる。

なお、記者発表資料については、規制庁又は内閣府（原子力防災担当）が事務局又は実施主体として関与する場合は、原則として原災本部名義で作成する。

オフサイトセンターでの情報発信は、原災現地本部長、原災現地本部事務局長又は原災現地本部事務局次長（広報官）（現地に到着していない場合は、現地広報班長）等が必要に応じて記者会見を行うものとする。その際、事故の詳細等に関する説明のため、原子力事業者に対応を要請する。

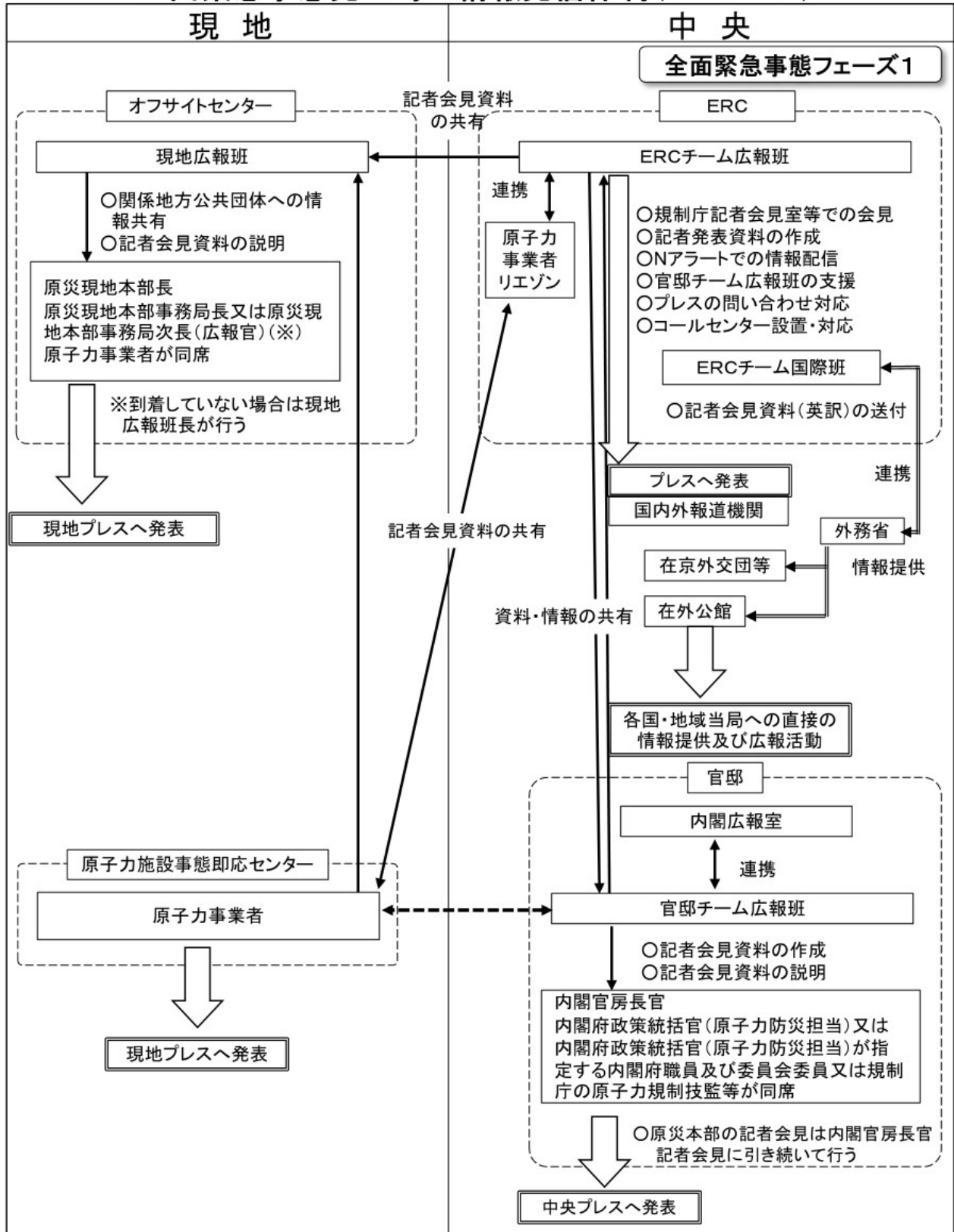
原子力事業所における情報発信は、原子力事業者と連携して、特に必要とされる時は、規制庁長官が指定する規制庁職員が、記者会見を行うものとする。その記者会見の情報については、官邸チーム広報班及びE R Cチーム広報班に共有するものとする。

また、フェーズの進展に応じて地方公共団体・住民等とコミュニケーションをとって作業を進めることとする。

なお、バックグラウンド・ブリーフィングをタイムリーに実施できるようE R Cチーム広報班は体制を整えるものとする。

中央、現地、原子力事業者の情報発信体制、各機関の役割分担については以下の図に示すとおりとする。

全面緊急事態発生時の情報発信体制(フェーズ1)



(2) 各機関の広報に関する役割

① 官邸チーム広報班

- ・各機能班を通じて収集された原子力災害の情報については、官邸チーム総括班と連携し、記者会見の内容をまとめるとともに、記者会見者に説明する。また、必要に応じ、各省庁の担当幹部、原子力事業者幹部等を招集し、官房長官記者会見に同席するよう要請する。
- ・記者会見における発表内容を情報公開するようERCチーム広報班に指示する。
- ・記者会見の情報をERCチーム広報班、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所に共有する。

② ERCチーム広報班

- ・官邸において会見が行われた後、規制庁等において、規制庁長官が指定する規制庁職員（広報官）が会見を実施するものとする。また、官邸において会見が行われない場合は、必要に応じてERC等において内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定する内閣府（原子力防災担当）職員又は規制庁長官が指定する規制庁職員（広報官）が会見を実施するものとする。
- ・官邸チーム広報班、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、関係省庁に対し、ERCで実施した広報内容等の伝達を行う。また、現地広報班の体制を確認し、体制が整っていない場合は、地方公共団体へも状況の伝達を行う。
- ・官邸チーム広報班からの指示に従い記者会見用の資料作成を行う。なお、作成に当たっては、官邸チーム広報班、現地及び関係省庁の広報担当と連携して作成する。
- ・一般からの問い合わせ等に対し、コールセンターの設置等により対応する。その際、外国語での対応体制については、在京外交団等への説明、在外公館を通じた各国・地域当局への情報提供、ホームページでの英語情報の発信等を円滑に行う必要性等を含め総合的に勘案しつつ、検討する。
- ・規制庁が設置する一般からの問い合わせに対するコールセンターへ、政府の被害報等の資料を共有する。
- ・避難・屋内退避等の緊急事態応急対策を実施すべき区域、緊急時モニタリング結果、ERSS等の結果など迅速な提供が必要な情報については、速やかに記者会見、ホームページ等において公開する。
- ・官邸チーム広報班に対し、マスメディアとの協力関係の構築（通信手段の途絶等に備えた代替手段の確保、マスメディアを通じた事故情報のタイムリーな提供体制の構築等）について依頼する。
- ・官邸での記者会見について、官邸チーム広報班より、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所とともに、情報提供を受ける。

③ E R Cチーム国際班

- ・ E R Cチーム国際班は I A E Aへの通報内容を踏まえつつ、外務省と緊密に連携して、在京外交団等への説明、在外公館を通じた各国・地域当局への情報提供を英語で行う。
- ・ E R Cチーム国際班は E R Cチーム広報班と緊密に連携して、ホームページ等で英語による情報発信を行う。

④ E R Cチーム総括班

- ・ 迅速かつ適切な政府内での情報共有及び広報を行うため、E R Cチーム総括班は、官邸チーム及びE R Cチーム各機能班が有する情報を収集し、原災本部の被害報として取りまとめ、官邸、内閣府本府庁舎、E R C、オフサイトセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、関係省庁、その他関係機関に共有する。

⑤ 現地広報班

- ・ E R Cチーム広報班と連携し、情報発信を行うための体制を構築するとともに、原災現地本部長、原災現地本部事務局長又は原災現地本部事務局次長（広報官）等が必要に応じて記者会見を行う。
- ・ 官邸での記者会見について、官邸チーム広報班より、E R Cチーム広報班、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所とともに、情報提供を受ける。
- ・ 関係地方公共団体との連絡手段を確認し、官邸での記者会見の情報や原災現地本部から発表される情報を含む状況の伝達を行う。準備されていた手段が使えない場合等は速やかに代替手段を確立させる。
- ・ 原子力事業者に対して、プラントの状況等について記者会見を行うよう要請する。
- ・ 地方公共団体の広聴・広報機能の充実を図る。
- ・ E R Cチーム広報班においてコールセンターが設置された場合には、その旨を関係地方公共団体に連絡する。

⑥ 原子力施設事態即応センター

- ・ 原子力事業者が実施する記者会見の情報を官邸チーム広報班、E R Cチーム広報班及びオフサイトセンターと情報共有する。
- ・ 官邸での記者会見について、官邸チーム広報班より、E R Cチーム広報班、オフサイトセンター及び緊急時対策所とともに、情報提供を受ける。

⑦ 被災者支援チーム広報・国際班

- ・ E R Cチーム広報班等と連携して、避難所等に有用な情報等、被災者生活に有用な情報等について、SNSの活用や避難所への壁新聞掲示、ラジオ放送、ニュースレター等により情報発信を行う。その際、外国人被災者等にも留意して行う。

⑧ その他省庁

- ・各省庁は、個別に行う広報について、報道機関に対し貼り出し等をする場合は、E R Cチーム広報班に随時連絡するものとし、発表内容や状況についても随時連絡を行う。
- ・内閣広報室は、E R Cチーム広報班により集約された関係省庁及びオフサイトセンター等における広報内容について、官邸チーム広報班から入手し、官邸記者クラブへの貼り出し及び内閣官房長官の記者会見対応等を行う。
- ・外務省は必要に応じ、在京外交団等に情報提供等を行うとともに、在外公館を通じて本国政府や現地メディアにも情報提供等を行う。
- ・気象庁は、I A E A等から要請を受けて放射性物質の拡散予測資料を提供した場合には、官邸チーム広報班及びE R Cチーム国際班に通知した上で適切に公表するものとする。
- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応を踏まえE R S S、深刻な事態の伝え方（いたずらに風評被害をあおらないためにも英文資料の作成を含め分かりやすい解説に配慮）等に注意する。

【フェーズ2】

(1) フェーズ1からの情報発信体制の変更

一時移転等が完了し、放射性物質の大量放出の回避ができた段階においては、官邸チーム広報班その他の官邸チーム主要機能班（プラント班、放射線班、住民安全班等）、関係省庁、原子力事業者等は官邸での対応から、E R Cでの対応に変更する。

一時移転等が完了し、放射性物質の大量放出の回避ができたことについての情報発信に当たっては、内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定する内閣府（原子力防災担当）職員及び規制庁長官が指定する職員が記者会見を行う。

この場合における官邸と原災本部の広報の役割分担に当たっては以下を考慮しつつ、原発や広報を担当する内閣官房副長官とも相談の上、決定する。

①プラントの状況など事実関係のみ

→ 総理又は内閣官房長官に連絡した上で原災本部が公表

②社会へのインパクトが大きく、公表に判断を要するもの

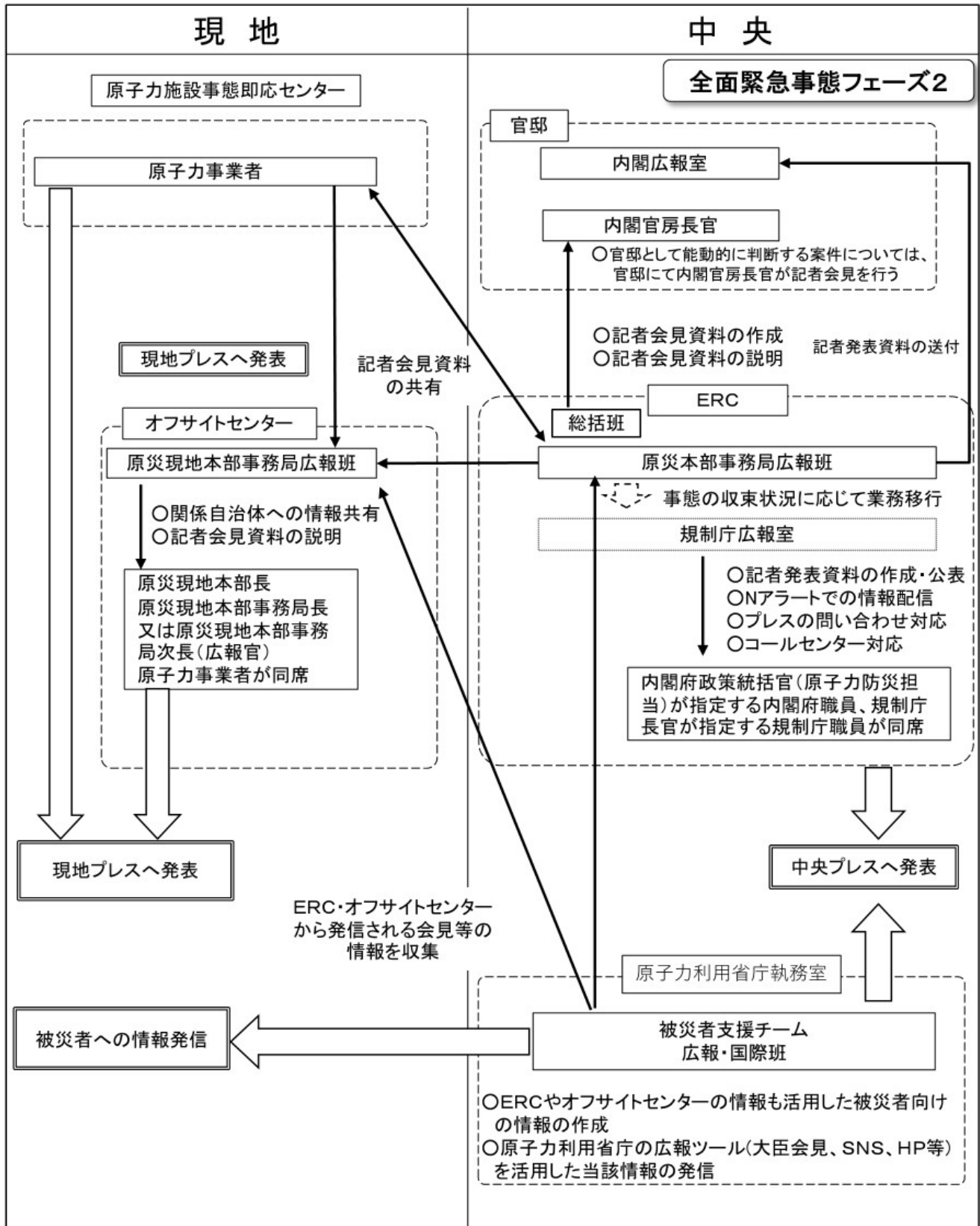
→ 総理又は内閣官房長官の同意を得て原災本部が公表

③避難指示等官邸として能動的に判断する案件

→ 総理又は内閣官房長官が公表した後で原災本部が公表

中央、現地、原子力事業者の情報発信体制、各機関の役割分担については以下の図に示すとおりとする。

全面緊急事態発生時の情報発信体制(フェーズ2)



(2) フェーズ1からの各関係機関の役割の変更

フェーズ2では官邸チーム広報班が、E R Cチーム広報班に統合されるため、原災本部広報班として業務を行う。

【事後対策】

原子力緊急事態解除宣言後の広報活動に関しては、原災本部事務局、関係省庁、原子力事業者等において、継続して情報発信を行うものとする。

2.6 海外等からの支援受入れ ＜国際班、プラント班、実動対処班、広報・国際班、放射線班＞（規制庁等）

【フェーズ1、フェーズ2、事後対策共通】

（1）E R Cチーム国際班への連絡

外交ルートにて海外等から支援の申入れがあった場合には、外務省は、E R Cチーム国際班へその種類（物資支援か人的支援）、支援規模、到着予定日時、場所等を通報する。

外務省以外の関係省庁に対し、海外等からの支援の申入れがあった場合にあっては、上記と同様、E R Cチーム国際班へその支援内容を通報する。

（2）受入可能性の検討

E R Cチーム国際班は、海外等からの支援の申入れに関する情報をオンサイト、オフサイトに分けて整理した上で、それぞれに関わる支援の受入れを検討する班に連絡する。

オンサイトに関わる支援については、事故収束活動に必要な分析を行うE R Cチームプラント班に連絡し、E R Cチームプラント班は原子力施設事態即応センターに状況等を確認した上で、支援の受入れの可能性について検討する。

オフサイトに関わる支援については、調達、供給活動に関わる総合調整を行うE R Cチーム実動対処班（フェーズ2以降においては、広報・国際班。以下同じ。）に連絡する。E R Cチーム実動対処班は、住民支援班、被災地方公共団体や関係省庁に状況等を確認した上で、支援の受入れの可能性について検討する。

モニタリング実施に関わる海外等からの支援（物資支援・人的支援）の申入れについては、緊急時モニタリングの統括を行うE R Cチーム放射線班に連絡する。E R Cチーム放射線班は、緊急時モニタリングセンター等に状況等を確認した上で、支援の受入れの可能性について検討する。

（3）受入計画の作成・提出等

オンサイトに関わる支援についてE R Cチームプラント班が、オフサイトに関わる支援についてE R Cチーム実動対処班が、又は、モニタリング実施に関わる支援についてE R Cチーム放射線班が、支援の受入れを決定した場合、当該班はその決定について速やかに支援を受け入れることとなる関係省庁、被災地方公共団体、原子力事業者等に連絡するとともに、当該関係省庁、被災地方公共団体、原子力事業者等に対し、海外等からの支援の受入れに関し、支援の内容、受入れ日時及び輸送手段の確保等に関する計画の作成・提出を求める。E R Cチームプラント班、E R Cチーム実動対処班又はE R Cチーム放射線班は、提出された受入計画の内容を確認し、E R Cチーム国際班に連絡する。

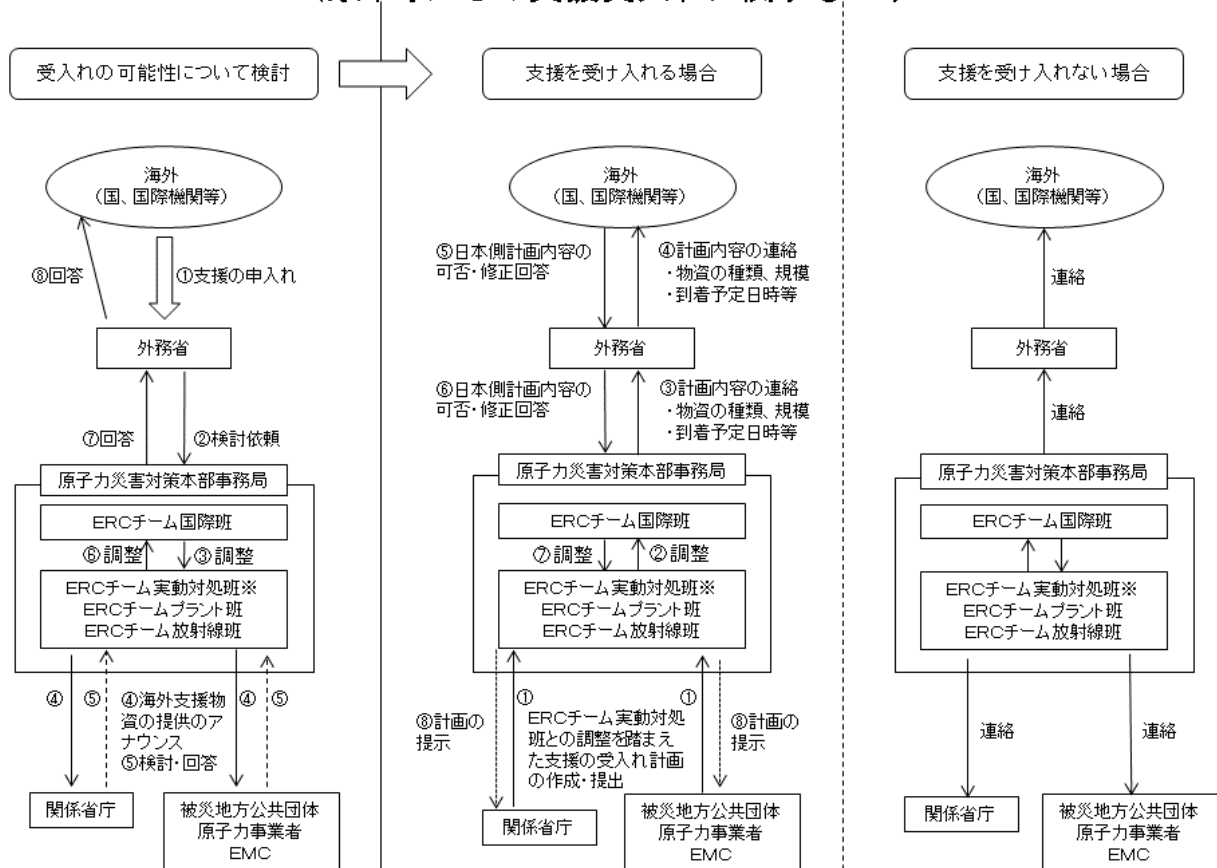
(4) 受入れの調整

ERCチーム国際班は、受入計画を踏まえ、支援の申入れへの回答を英語で作成し、外務省及び海外からの支援の申入れを受けた省庁に上記回答を送付する。外務省又は海外からの支援の申入れを受けた省庁は作成された回答の内容を、支援を申入れた国・国際機関等に連絡するものとする。その後、被災地方公共団体又は関係省庁は、受入計画に基づき、当該海外等からの支援を受け入れるものとする。

なお、ERCチームプラント班、ERCチーム実動対処班又はERCチーム放射線班は、支援を受け入れないと決定した場合、その理由を添えてERCチーム国際班に連絡するとともに、関係省庁、被災地方公共団体、原子力事業者等に連絡する。ERCチーム国際班は、外務省又は海外からの支援の申入れを受けた省庁に対し、受け入れない旨とその理由を連絡する。

外務省又は海外からの支援の申入れを受けた省庁は、その旨を速やかに関係国・国際機関等に連絡するものとする。

海外等からの支援受入れに関するスキーム



※フェーズ2においては、ERCチーム実動対処班に代わり、支援チーム広報・国際班が行う。

2.7 行政文書の作成等、記録の保存 <総括班>

【フェーズ1、フェーズ2、事後対策共通】

原災本部事務局は、原災本部、関係局長等会議など各種会議における意思決定の過程及び実績を把握し、現在及び将来の国民に説明する責務を果たすため、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）に基づき、行政文書を適時適切に作成するとともに、保存等管理の徹底を図るものとする。

第3節 体制の変更

1 全面緊急事態が解消した場合

(1) 原子力緊急事態解除宣言の発出

- ① 委員会及び内閣府特命担当大臣（原子力防災）は、施設の状態や緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要が無くなったと認めるときは、原子力緊急事態宣言を解除すべきである旨を内閣総理大臣に上申する。
- ② 内閣総理大臣は、①の上申を踏まえ、原子力緊急事態解除宣言を発出する。
- ③ 内閣府（原子力防災担当）は、規制庁の協力を得て、原子力緊急事態解除宣言の発出手続（解除宣言案に係る内閣総理大臣までの決裁等）を行う。
- ④ 内閣府（原子力防災担当）は、決定後、速やかに原子力緊急事態解除宣言の発出に係る公示の手続を行う（様式-23）。

(2) 原災本部及び原災現地本部の存置

原子力災害事後対策を実施するため、原災本部及び原災現地本部を存置する（原災法第16条）。この場合、これら対策本部については、その設置期間が満了したときに廃止されるものとする（様式-24）。

第2編 事後対策業務

第1章 事後対策業務

第1節 組織

1 中央

原子力施設外に大量の放射性物質が放出され、周囲の環境中に蓄積したような場合には、原子力緊急事態解除宣言後の原子力災害事後対策を推進するため、内閣府に引き続き原災本部を存置する。

E R Cチーム総括班は、関係省庁事後対策連絡会議（課長級）を開催し、原子力災害事後対策の実施に関する関係行政機関の連絡・調整を行うとともに、事態に応じ、原災本部会議を開催し原子力災害事後対策を統括する。

また、E R Cチーム総括班は必要に応じて関係局長等会議を開催し、原子力災害事後対策の実施に関し、関係行政機関間の総合調整を行う。

（1）原災本部＜原則として設置場所はフェーズ2と同様＞

○組織の変更等：以下のとおり組織を変更する。

- ・関係省庁事後対策連絡会議を設置する。
- ・事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じ、組織の見直しを随時行う。

① 原災本部事務局

○組織の変更等：事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じ、組織の見直しを随時行う。

② 被災者支援チーム

○組織の変更等：事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じ、組織の見直しを随時行う。

③ 関係局長等会議＜フェーズ2と同様＞

④ 関係省庁事後対策連絡会議

○開催場所：原則としてE R C

○構成²⁶：

議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）

構成員：被災者支援チーム内閣府担当参事官

内閣官房内閣参事官（事態対処・危機管理担当）

内閣官房内閣情報調査室内閣参事官

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課長

警察庁警備局警備運用部警備第三課長

消費者庁消費者安全課長

総務省大臣官房総務課長

消防庁特殊災害室長

外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長

財務省大臣官房総合政策課政策推進室長

文部科学省研究開発局原子力課長

厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室長

農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室長

経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課長

国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）

気象庁総務部参事官（気象・地震火山防災）

海上保安庁警備救難部環境防災課長

環境省水・大気環境局総務課長

環境省環境再生・資源循環局参事官（放射性物質汚染対策担当）

環境省大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官

原子力規制庁長官官房緊急事案対策室長

防衛省統合幕僚監部参事官

⑤ モニタリング調整会議 <フェーズ2と同様>

²⁶ 各省庁は、連絡会議の検討事項に応じて、必要に応じ、構成員以外の者に補佐をさせることができる。

2 現地

(1) 原災現地本部

○組織の変更等：事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じ、組織の見直しを随時行う。

① 原子力災害合同対策協議会

○組織の変更等：事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じ、組織の見直しを随時行う。

(2) 緊急時モニタリングセンター

○組織の変更等：事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じ、組織の見直しを随時行う。

(3) 原子力施設事態即応センター

原子力緊急事態解除宣言の発出を目途に、引き上げ時期を原災本部長が決定する。

(4) 緊急時対策所

原子力緊急事態解除宣言の発出を目途に、引き上げ時期を原災本部長が決定する。

(5) 原子力事業所災害対策支援拠点

原子力緊急事態解除宣言の発出を目途に、引き上げ時期を原災本部長が決定する。

(6) 原子力被災道府県庁舎等

○組織の変更等：事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じ、組織の見直しを随時行う。

第2節 事後対策業務

〔組織に関する業務〕

1 関係省庁事後対策連絡会議の開催

〔その他の業務〕

第1編第4章第2節 応急対策業務 を参照。

1 関係省庁事後対策連絡会議の開催

原子力緊急事態解除宣言が発出された後において、環境モニタリング、医療活動、風評被害対策等の事後対策を円滑に実施するため、関係省庁事後対策連絡会議を開催する。

原子力緊急事態解除宣言が発出された後、直ちに内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、関係機関等の事後対策の体制、役割分担の明確化及び講ずべき事後対策の内容の確認等を行うため、第1回関係省庁事後対策連絡会議を開催する。

以後、必要に応じて同連絡会議を開催する。

第3編 機能班別業務・要員配置・外部専門家要員

第1章 機能班別業務

1 各拠点別の基本的な役割

(1) 原災本部事務局官邸チームの役割

- ・ 初動段階における迅速かつ一体的な意思決定
- ＜官邸（原災本部会議又は関係局長等会議）で判断すべき事項＞
- ・ 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示
- ・ 安定ヨウ素剤の服用の指示
- ・ 自衛隊の支援を求める必要がある場合、防衛大臣に対する自衛隊法第8条に規定する部隊等への派遣要請
- ・ 飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示等

(2) 原災本部事務局E R Cチームの役割

- ・ オンサイト及びオフサイトの情報の集約・整理、情報面から官邸チームのサポート
- ・ 官邸チームで判断を行うための指示等の案及び関係資料作成
- ・ 原災本部で決定した方針の確実な原災現地本部事務局への伝達

(3) 原災現地本部事務局の役割

- ・ 原災本部で決定した方針の確実な地方公共団体等への伝達
- ・ 地方公共団体の意見の原災本部への伝達

(4) 原子力施設事態即応センターの役割

- ・ 原子力事業所における事態収束のための原子力事業者等との調整
- ・ 原災本部長が発出する指示、原子炉等規制法等に基づく原子力事業者への命令の伝達及び徹底
- ・ 原子力事業者の事故対策状況等に関する情報の集約・整理、E R Cチームプラント班等への報告及び各種調整
- ・ 原子力事業者が事故対策に必要とする外部からの支援についての原子力事業者に対する助言及びE R Cチームプラント班への進言

(5) 原子力事業所災害対策支援拠点の役割

- ・事業者の事故収束活動の支援等

(6) 緊急時モニタリングセンター（EMC）の役割

- ・緊急時モニタリングの実施
- ・緊急時モニタリング結果等の収集・整理及び取りまとめ
- ・その他ERCチーム放射線班の支援等

①総括班

各機能班の行う各種緊急事態応急対策に関する総合調整を行う。

官邸チーム総括班 原災本部事務局	・原災本部長、副本部長、事務局長等幹部の補佐業務 ・原災本部会議の運営（会場設営、会議資料取りまとめ、議事録作成、E R Cチーム総括班への議事内容・決定事項の連絡） ・関係局長等会議の運営（会場設営、資料取りまとめ、議事録作成、E R Cチーム総括班への議事内容・決定事項の連絡） ・官邸チーム内各機能班から得た各種情報の総括及び原災本部で報告すべき情報の整理 ・官邸チーム内各機能班の間の総合調整 ・E R Cチーム総括班との情報共有 ・官邸危機管理センターリエゾンとの連絡・調整 ・被災者支援チーム設置上申について連絡・調整 ・原災本部長の指示等に関する連絡・総合調整（プラント班、住民安全班、医療班、放射線班及び実動対処班と協力） ・原災本部における各事象のクロノロジーの作成（その他各機能班が担当するものを除く。） ・その他重要事項に関する総合調整
E R Cチーム総括班 原災本部事務局	○総括担当業務 ・原災本部の運営（原災本部の被害報の取りまとめ） ・E R C内各機能班、関係省庁、現地総括班等からの各種情報の取りまとめ及び官邸チーム総括班への連絡 ・E R C内各機能班間の総合調整 ・現地への要員派遣に関する総合調整 ・関係指定公共機関（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構）への支援要請 ・官邸チーム総括班の支援 ・官邸危機管理センターリエゾン及び被災者支援チーム総括班との連絡・調整 ・現地総括班の支援 ・原子力災害合同対策協議会（原災現地本部）との連絡・調整 ・その他関係機関との連絡・調整 ・原子力災害に伴う必要な予算、必要な制度的枠組みの検討 ・特例緊急被ばく限度の指定状況に関する関係省庁等との情報共有

E R C チーム総括班 原災本部事務局	○記録担当業務 ・原災本部における資料管理保存、議事録作成等 ・各機能班の情報の集約、記録 ・E R C チーム総括班における各事象のクロノロジーの作成（その他各機能班が担当するものを除く。） ○国会・地方公共団体担当業務 ・国会業務全般の調整・連絡 ・国会関連資料の作成・保管 ・国会議員及び地方公共団体の首長からの問い合わせ対応（国会議員及び地方公共団体の首長への説明資料の作成含む。）
原災現地本部事務局 総括班	○総括担当業務 ・原災現地対策本部長、副本部長等の補佐業務 ・オフサイトセンターの運営・管理 ・原子力災害合同対策協議会の運営・事務（資料取りまとめ、議事録作成等） ・原子力災害合同対策協議会の決定事項の関係機関（構成員とはなっているが出られなかった機関）への伝達 ・現地各機能班の情報の集約及び総合調整 ・現地の道府県、市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関その他の各機関からの防災活動状況、被害状況等の情報の取りまとめ及びそれら各機関の防災活動状況等に関する原子力災害合同対策協議会資料の作成 ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構への支援要請に関するE R C チーム総括班への要請依頼 ・その他重要事項に関する総合調整 ・原災本部長の指示等（各班担当の指示は除く。）の原災現地本部の各機能班、地方公共団体、関係機関等への周知 ・官邸チーム総括班、E R C チーム総括班、道府県・市町村災害対策本部との連絡・調整 ○記録担当業務 ・原災現地本部における資料管理保存、議事録作成等 ・原災現地本部各機能班の情報の集約、記録 ・原災現地本部における各事象のクロノロジーの作成

②運営支援班

原災本部及び原災現地本部における後方支援業務等を行う。

E R C チーム運営支援班 原災本部事務局	・官邸及びE R Cの環境整備（仮眠室の確保含む。） ・官邸及びE R C参集者の食料等の調達（日用品の調達含む。） ・現地等への要員派遣手段に関する緊急輸送関係省庁以外との調整 ・官邸及びE R Cの衛生管理 ・各種通信回線の確保 ・現地運営支援班等との連絡・調整
原災 現地本部事務局 運営支援班	・オフサイトセンターの環境整備（仮眠室の確保含む。） ・オフサイトセンター参集者の食料等の調達（日用品の調達含む。） ・オフサイトセンターの衛生管理 ・オフサイトセンターにおける各種通信回線の確保 ・その他オフサイトセンターにおける業務環境の整備に関すること。

③広報班

報道関係資料の収集、整理、作成及び住民からの問い合わせ対応等を行う。

官邸チーム広報班 原災本部事務局	・総理、官房長官会見資料の作成・取りまとめ（E R Cチーム広報班が必要に応じて資料作成を補助） ・総理、官房長官会見等での応答要領の作成 ・内閣広報室との記者会見等に係る連携 ・総理、官房長官及び会見に同席する内閣府政策統括官（原子力防災担当）又は内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定する内閣府（原子力防災担当）職員及び委員会委員又は原子力規制技監等への記者会見資料に関する説明 ・総理、官房長官等の会見録の作成 ・会見資料及び会見録等のE R Cチーム広報班への情報共有
E R Cチーム広報班 原災本部事務局	○総括担当業務 ・E R Cでの記者会見又はバックグラウンド・ブリーフィングに関する総合調整 ・記者発表資料及びホームページ公表に関する調整 ・国会関連資料の作成等 ・コールセンターの設置等 ○連絡・調整担当業務 ・官邸チーム広報班及び現地広報班の支援 ・官邸チーム広報班から得た総理、官房長官等の会見資料及び会見録等のE R C内各機能班及び現地広報班への共有 ・内閣広報室、官邸チーム広報班、現地広報班、原子力規制事務所、原子力事業者との連絡、資料等の受渡し ・官邸危機管理センターリエゾンとの連絡・調整 ○情報発信担当業務 ・官邸チーム広報班及び現地広報班とのプレス資料等の共有 ・ホームページ等での情報発信（緊急情報メール、SNS等） ○情報収集担当業務 ・記者発表資料の収集・整理（官邸チーム広報班及び現地広報班と連携） ・報道関係情報の収集、整理

	○会見室準備担当業務 ・ 会見室資機材の準備 ・ 会見の動画配信等
原 災 現 地 本 部 事 務 局 広 報 班	○総括担当業務 ・ 原災現地本部における記者会見等の調整及び記者発表資料の作成 ・ 現地の記者からの問い合わせ対応 ・ 官邸チーム広報班及びE R Cチーム広報班との情報連絡
	○問い合わせ担当業務 ・ 地方公共団体が実施する一般の方からの問い合わせ対応支援（プレス資料の共有等）

④国際班

海外への情報提供及び海外からの支援に係る調整等を行う。

E R C チーム 国際班 原災本部事務局	○E R C 連絡・調整担当業務 ・ E R C 内の情報収集（国際通報・英語情報発信に必要な情報照会を含む。） ・ 英語情報発信の一環であるホームページ掲載資料の E R C チーム広報班への掲載依頼 ・ 国際通報・英語情報発信の対応状況について、E R C 内での情報共有 ・ 海外支援申入れ対応に関わる各班（E R C チームプラント班、E R C チーム実動対処班、E R C チーム放射線班）との連絡・調整 ・ 官邸危機管理センターリエゾンとの連絡・調整担当 ・ その他国際班に係る連絡・調整業務 ○実務担当業務 ・ 原子力事故早期通報条約に基づき、I A E A の事故対応マニュアル（IEComm2019）に沿った国際通報の実施 ・ 外務省と緊密に連携した、在京外交団等への説明、在外公館を通じた各国・地域当局への直接の情報提供の実施 ・ 英語情報発信の一環であるホームページ掲載資料の作成 ・ 海外からの各種支援の申入れに関する情報の整理（オンサイト、オフサイト、モニタリング等） ・ 支援に係る受入計画の内容に基づく海外への回答の作成 ・ 支援を受け入れない旨の海外への回答の作成
-----------------------------	---

⑤プラント班

事故が発生した原子力事業所に関する情報の収集、整理を行うとともに、事故の進展予測等を行う。

官邸チームプラント班 原災本部事務局	・ E R C チームプラント班等から得られたプラント情報（放射性物質の放出状況を含む）を集約し、官邸・内閣府本府庁舎幹部に報告（必要に応じ、内閣総理大臣にも報告） ・ E R C チームプラント班から得られたプラントの事故の進展予測結果を基に事故対処方針を検討し、官邸・内閣府本府庁舎幹部に諮る。 ・ 事故対処方針を E R C チームプラント班、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、官邸チーム内各機能班等に連絡する。 ・ E R C チームプラント班から得られたプラントの事故の進展予測結果のうち、オフサイトへの影響度合いなど、住民避難に関する情報を官邸チーム内各機能班へ情報提供 ・ 官邸チーム実動対処班と緊密に連携し、実動組織への支援要請を調整
E R C チームプラント班 原災本部事務局	○総括担当業務 ・ E R C チーム各機能班との連絡・調整 プラントの事故の進展予測結果のうち、オフサイトへの影響度合いなど、住民避難や防災業務関係者の安全確保に関する情報を E R C チームオフサイト総括班に情報提供 ・ 官邸チームプラント班及び緊急事態対策監等と連携して法令に基づく指示発出に必要な手続を実施 ・ E R C チーム総括班と協力して、必要に応じて国会対応を行う。 ○情報収集担当業務 ・ 官邸チームプラント班、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、現地プラントチーム、原子力事業者との連絡・調整 ・ 官邸危機管理センターリエゾンとの連絡・調整 ・ 原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、原子力事業者から得られるプラント情報の集約 ・ プラント情報の集約結果及び事故の進展予測等の分析結果を、官邸チームプラント班、E R C チーム各機能班、現地プラントチーム、原子力施設事態即応センター等と共有 ・ サイト内における放射線モニタリング情報等を集約し、E R C チーム放射線班に共有

E R C チ ー ム プ ラ ン ト 班 原 災 本 部 事 務 局	・原子力事業者が行うプラント応急対応について、必要に応じ緊急事態対策監等を通じて助言・要請
	○取りまとめ報担当業務 ・官邸、内閣府本府庁舎及びE R Cで共有すべきプラント情報について取りまとめた資料を作成する。
	○資料作成担当業務 ・プラント情報及び分析結果から、各種会議及び広報のための原子力施設の事故状況等に関する資料を作成する。
	○クロノロジー担当業務 ・プラントの状態及びE R Cチームプラント班の活動に関するクロノロジーの作成、並びにプラント情報に関する資料の官邸チームプラント班、E R Cチーム各機能班、現地プラントチーム、原子力施設事態即応センター等への共有。
	○ホワイトボード担当業務 ・原子力事業者から通報連絡のあったプラント情報をホワイトボードに記載し、班内の情報共有を行う。
	○資料配布担当業務 ・プラント情報に関する資料の集約・配布・保存
	○事故進展予測担当業務 ・プラント情報等を基に事故の進展予測を実施
	○TV会議システム担当業務 ・オンサイトTV会議システムの運用管理

原 災 現 地 本 部 事 務 局 プ ラ ン ト チ ー ム	・ E R C チームプラント班との情報共有 ・ プラント状況に関する現地での地方公共団体等の説明 ・ 現地各機能班に対し、プラントの状況に関する情報提供
原 子 力 施 設 事 態 即 応 セ ン タ ー	・ 原子力事業所における事態収束のための原子力事業者等との調整 ・ 原災本部長が発出する指示、原子炉等規制法等に基づく原子力事業者への命令の伝達及び徹底 ・ 原子力事業者の事故対策状況等に関する情報の集約・整理、E R C チームプラント班等への報告及び各種調整 ・ 原子力事業者が事故対策に必要とする外部からの支援についての原子力事業者に対する助言及びE R C チームプラント班への進言

⑥オフサイト総括班

ERCチーム放射線班、住民安全班、医療班並びに複合災害調整班（以下「ERCチームオフサイト系機能班」という。）及びERCチームプラント班とオフサイト総括の間の情報共有、調整、連携を確実にするとともに、オフサイトに係る官邸、オフサイトセンター、地方公共団体との連携を行う。オフサイトに係る業務について、オフサイト総括の指示の下、対応する。

ERCチーム 原 災 本 部 事 務 局 オ フ サ イ ト 総 括 班	○総括担当業務 ・ERCチームオフサイト系機能班との情報共有 ・ERCチームオフサイト系機能班が作成する各種の計画案、指示文案等確認、必要に応じた指示や助言についてオフサイト総括の指示の下、対応する。 ・官邸チーム、現地各機能班、地方公共団体等との情報共有・調整 ・オフサイト関連の情報に関する資料の集約・共有 ・オフサイト関連の情報に関するクロノロジーの作成 ○プラント情報収集担当業務 ・オンサイト総括及びERCチームプラント班からのプラント情報を収集し、必要に応じてERCチームプラント班へ状況確認を行う。 ○住民安全情報収集担当業務 ・住民の避難に関する状況及びインフラや避難経路等の被災状況の情報を収集して、ホワイトボードへ記入する。 ○機能班情報収集担当業務 ・クロノロジー等から各機能班の活動状況を収集して、ホワイトボードへ記入する。
---	--

⑦放射線班

現地で行われる緊急時モニタリング結果の収集・整理、飲食物の出荷制限・摂取制限に係る調整及び放射性物質汚染対策に係る調整を行う。

官邸チーム放射線班 原災本部事務局	・緊急時モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示等に関する情報について原災本部長、副本部長、事務局長等幹部への説明 ・緊急時モニタリング情報等に基づく検査計画等のガイドラインの方針決定及び飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示案の策定 ・緊急時モニタリングの結果や飲食物の出荷制限・摂取制限に関する情報を官邸チーム内各機能班へ共有 ・決定事項をE R Cチーム放射線班へ連絡 ・緊急時モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示等に関するクロノロジー作成
E R Cチーム放射線班 原災本部事務局	○総括担当業務 ・官邸チーム放射線班との連絡・調整 ・緊急時モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示等に関する情報を集約 ・緊急時モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示等に関する情報を、官邸チーム放射線班、現地放射線班、被災者支援チーム放射線班及び緊急時モニタリングセンターと共有 ・緊急時モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示等に関する情報から、各種会議における放射線班の状況等に関する資料を作成し、官邸チーム放射線班、E R Cチーム各機能班、現地放射線班、被災者支援チーム放射線班及び緊急時モニタリングセンターに共有 ・官邸チーム放射線班と協力し、緊急時モニタリング情報等に基づく飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示案の作成 ・官邸危機管理センターリエゾンとの連絡・調整 ○記録担当業務 ・緊急時モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示等に関する資料の集約・保存 ・緊急時モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示等に関するクロノロジー作成

ERC チーム放射線班 原 災 本 部 事 務 局	○モニタリング計画担当業務 ・緊急時モニタリング実施に関する関係省庁、地方公共団体、原子力事業者、現地放射線班との調整 ・緊急時モニタリングの結果等の情報を集約・分析（モニタリング結果の総合的評価を含む。）し、官邸チーム放射線班、現地放射線班及び緊急時モニタリングセンターに連絡するとともに、ERCチーム各機能班に情報共有する ・緊急時モニタリング実施計画の改定案の取りまとめ ○出荷制限・摂取制限担当業務 ・緊急時モニタリング結果に基づく飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示案を作成し、官邸チーム放射線班に連絡 ・出荷制限・摂取制限に関する指示を関係都道府県、現地放射線班へ連絡 ○放射性物質汚染対策担当業務 ・除染等の措置等及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理についての調整 ○国会担当業務 ・国会関連資料の作成・保管 ・国会議員からの問い合わせ対応（国会議員への説明資料の作成含む。）
放射線班 原 災 現 地 本 部 事 務 局	○総括担当 ・緊急時モニタリング等に関する原子力災害合同対策協議会資料の作成 ・現地各機能班への緊急時モニタリングに関する情報の提供 ・現地各機能班からの緊急時モニタリングに必要な情報の入手 ・緊急時モニタリングセンター及びERCチーム放射線班との情報共有・調整 ○放射性物質汚染対策担当 ・除染等の措置等及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理についての調整

緊急時モニタリングセンター	○企画調整担当業務 ・緊急時モニタリングの現場調整及び指揮 ・現地放射線班及びE R Cチーム放射線班との調整 ・緊急時モニタリング実施機関間の調整 ・関係機関からの支援に関するE R Cチーム放射線班への依頼 ・緊急時モニタリング実施計画の改定案の作成
	○情報収集管理担当業務 ・緊急時モニタリングセンターに係るクロノロジーの作成 ・緊急時モニタリング結果の集約 ・緊急時モニタリングの適切な実施に必要な現地情報の把握 ・現地放射線班、E R Cチーム放射線班との緊急時モニタリング結果の共有 ・関係機関との緊急時モニタリング結果の共有 ・緊急時モニタリング結果の妥当性確認と関係機関間の協議
	○測定分析担当業務 ・緊急時モニタリングの実施

⑧住民安全班

住民防護対応及び社会秩序の維持等、住民の安全確保に係る活動の状況把握と調整を行う。

官邸チーム住民安全班 原災本部事務局	・原災本部長の指示等に関する総合調整の結果を踏まえ、原子力緊急事態宣言後の避難等に関する指示案を策定し、原災本部長、副本部長、事務局長等に諮る。 ・避難等指示に関する決定事項をE R Cチーム住民安全班経由で、現地住民安全班へ連絡 ・住民の避難情報、交通規制に関する情報について、原災本部長、副本部長、事務局長等幹部への説明を行う。 ・住民避難、交通規制に関するクロノロジーの作成
E R Cチーム住民安全班 原災本部事務局	○総括担当業務 ・官邸チーム住民安全班及び被災者支援チーム住民支援班との連絡・調整 ・住民の避難情報を、官邸チーム住民安全班、E R Cチームオフサイト総括班及び被災者支援チーム住民支援班と共有する。 ・避難等指示に関する決定事項を現地住民安全班及び被災者支援チーム住民支援班へ連絡するとともに、関係地方公共団体へ伝達する。 ・各種会議における住民避難、交通規制に関する情報等に関する資料を作成し、官邸チーム住民安全班、E R C内各機能班、現地住民安全班及び被災者支援チーム住民支援班に共有する。 ・国内の関係機関からの支援申出への対応 ・官邸危機管理センターリエゾンとの連絡・調整 ・現地住民安全班の支援 ・施設敷地緊急事態応急対策実施方針及び全面緊急事態応急対策実施方針の策定支援 ・気象情報の提供・解説 ○記録担当業務 ・住民避難、交通規制に関する情報に関する資料の集約・保存 ・住民避難、交通規制に関するクロノロジー作成 ○住民避難・輸送担当業務 ・E R Cチーム放射線班と協力して、住民の避難の指示案を官邸チーム住民安全班に提案

E R C チーム住民安全班 原災本部事務局	・現地住民安全班から得られる住民の避難情報（救急・救助及び避難収容に関する情報を含む。）、交通規制に関する情報に関する情報の集約 ・E R C チーム実動対処班に依頼すべき輸送の内容等について取りまとめ、連絡 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難に係る必要な調整 ・自然災害との複合災害における自然災害等による周辺地域の被災状況（避難経路、避難先等の被災状況、避難手段の確保の可否等を含む。）の把握 ○要望・物資調達担当業務 ・現地住民安全班から物資等の要望に関する連絡が入った場合にはこれを取りまとめ、当該内容をE R C チーム実動対処班に連絡 ○国会担当業務 ・国会関連資料の作成・保管 ・国会議員からの問い合わせ対応（国会議員への説明資料の作成含む。）
原災現地本部事務局 住民安全班	○総括担当業務 ・災害に関する情報（被害、避難、避難施設及び輸送手段、社会的混乱等に関する情報、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置等）の収集、整理 ・住民避難、物資調達・供給活動及び現地の緊急輸送、交通規制に関する情報等に関する原子力災害合同対策協議会資料の作成 ・現地各機能班への住民安全班に関する情報の共有 ・官邸チーム住民安全班及びE R C チーム住民安全班との情報共有・調整 ・施設敷地緊急事態応急対策実施方針及び全面緊急事態応急対策実施方針の策定支援 ・気象情報の提供・解説 ○住民避難・輸送担当業務 ・住民の避難状況及び救助・救急活動に関する状況の把握及び活動調整 ・緊急輸送関係省庁（警察庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁）の行う緊急輸送に関する措置の把握・調整及び必要に応じ現地実動対処班に緊急輸送の依頼 ・緊急輸送に係る優先順位に関する調整 ・緊急輸送、進入制限等に伴う交通規制の実施に関する調整 ・交通規制等の状況の把握及び調整

原 災 現 地 本 部 事 務 局 住 民 安 全 班	・自然災害との複合災害における自然災害等による周辺地域の被災状況（避難経路、避難先等の被災状況、避難手段の確保の可否等を含む。）の把握
	○施設敷地緊急事態要避難者支援担当業務 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難に関する必要な調整（輸送方法及び受入先の確保若しくは滞在している施設敷地緊急事態要避難者に対する物資等の支援）
	○住民支援・要望対応担当業務 ・放射線被ばくの防護措置が講じられた施設（UPZ内の屋内退避を含む。）等に避難している住民等に係る必要な食料・生活必需品、資機材等の調達に関する地方公共団体から国への要望聴取（段階的な防護措置が完了した後の住民等に係る対応は、被災者支援チーム住民支援班が担当する。） ・地方公共団体の要望のERCチーム住民安全班への伝達 ・ERCチーム住民安全班と連絡・調整し、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び総務省）が行う物資調達に関する状況の把握及び調整 ・関係機関からの支援申出への対応 ・社会秩序の維持に関する調整 ・被災地方公共団体への支援要員派遣

⑨医療班

都道府県、医療機関、関係機関（文部科学省、厚生労働省、環境省、防衛省、消防庁、量子科学技術研究開発機構及び日本赤十字社等）の行う原子力災害医療活動、避難退域時検査及び簡易除染、労働者の被ばく線量、被ばく傷病者等の発生状況、安定ヨウ素剤の服用及び健康調査・管理について、実施・支援及び調整を行う

官邸チーム医療班 原災本部事務局	・緊急時モニタリングの結果及びその評価に関する情報等による委員会の判断を踏まえ、安定ヨウ素剤を服用すべき時機、服用の方法、医師・薬剤師の確保等に関する方針を検討し、指示内容案を策定した後、原災本部長、副本部長、事務局長に諮る。 ・原子力災害医療活動・避難退域時検査及び簡易除染の実施状況、労働者の被ばく線量・被ばく傷病者等の発生状況、安定ヨウ素剤の服用状況（以下「原子力災害医療活動等」という。）並びに健康調査・管理に関する情報について原災本部長、副本部長、事務局長等幹部への説明 ・原子力災害医療活動等に関する情報の官邸チーム内各機能班へ情報提供 ・決定事項をE R Cチーム医療班へ連絡
E R Cチーム医療班 原災本部事務局	○総括担当業務 ・官邸チーム医療班との連絡・調整 ・現地医療班との連絡・調整 ・被災者支援チーム医療班との連絡・調整 ・原子力災害医療活動等に関する情報の集約 ・原子力災害医療活動等に関する情報を官邸チーム医療班及び被災者支援チーム医療班と共有 ・原子力災害医療活動等に関する情報から、各種会議における放射線班の状況等に関する資料を作成し、官邸チーム医療班、E R C内各機能班、現地医療班及び被災者支援チーム医療班に共有 ・官邸危機管理センターリエゾンとの連絡・調整 ○記録担当業務 ・原子力災害医療活動等に関する資料の集約・保存 ・原子力災害医療活動等に関するクロノロジー作成

原 災 本 部 事 務 局 E R C チ ー ム 医 療 班	○原子力災害医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当業務 ・原子力災害医療・総合支援センターと原子力災害医療派遣チームに関する連絡・調整 ・被ばく傷病者等の搬送、体内除染剤等の確保について、現地に対して必要な支援を実施 ・救護所、医療機関等における避難退域時検査及び簡易除染、放射線管理等の要員・資機材の支援が必要な場合には、現地医療班と調整し、関係機関に支援を要請 ・災害拠点病院やDMAT等が行う災害医療活動と原子力災害医療活動との緊密な連携について、関係省庁と調整 ○労働者の被ばく線量・被ばく傷病者等の発生状況管理担当業務 ・厚生労働省、防衛省、消防庁、警察庁等から原子力施設作業員及び防災業務従事者の被ばく線量・被ばく傷病者等の発生状況を把握 ○安定ヨウ素剤の服用担当業務 ・安定ヨウ素剤の配備状況及び安定ヨウ素剤服用状況について現地医療班を通じて把握 ・官邸チーム医療班から受けた安定ヨウ素剤の服用に関する指示を、現地医療班へ連絡 ・安定ヨウ素剤の服用に関する指示に際して、その服用に関する要領をERCチーム住民安全班及び複合災害調整班に連絡する。 ○健康調査・管理担当業務 ・公衆の被ばく線量の把握、原子力被災者等の健康管理及び健康相談について、現地に対して必要な支援を実施
原 災 現 地 本 部 事 務 局 医 療 班	○総括担当業務 ・原子力災害医療活動等に関する原子力災害合同対策協議会資料の作成 ・現地各機能班への医療班に関する情報の共有 ・官邸チーム医療班及びERCチーム医療班及び被災者支援チーム医療班との情報共有・調整

原 災 現 地 本 部 事 務 局 医 療 班	○原子力災害医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当業務 ・原子力災害医療派遣チーム要員の派遣先の調整支援 ・関係機関における、被ばく傷病者等の搬送等が円滑に行われるよう必要に応じて支援 ・道府県災害対策本部等に対する原子力災害医療に関して指導・助言 ・原子力災害対策指針に定める基準等を踏まえ、避難所等に設置された救護所等において、関係機関からの派遣要員と協力して、避難住民の汚染の測定、除染等の支援等 ・救護所、医療機関等における放射線管理、除染等の要員・資機材の支援が必要な場合には、E R Cチーム医療班に依頼し、関係機関に支援を要請するとともに、要員・資機材の配置に関する調整を実施 ・避難住民の被ばく状況（推定被ばく線量、汚染確認者数、汚染残存者数等）の把握に努め、E R Cチーム医療班に報告 ○安定ヨウ素剤担当業務 ・E R Cチーム医療班から受けた安定ヨウ素剤の服用に関する指示を関係地方公共団体へ伝達 ・避難住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、必要に応じて、安定ヨウ素剤、医師・薬剤師の確保等に係る支援 ・安定ヨウ素剤の配布状況及び安定ヨウ素剤服用状況について把握 ○健康調査・管理担当業務 ・公衆の被ばく線量の把握 ・原子力被災者等の健康管理及び健康相談を関係機関と協議・調整 ・健康相談窓口開設のための協力等
---	---

⑩実動対処班

実動組織との連絡・調整、輸送及び物資調達の調整等を行う。

官邸チーム実動対処班 原災本部事務局	○実動省庁連絡・調整担当 ・被災地内の部隊活動状況等の把握・報告 ・応援部隊の派遣調整 ・実動組織による各種活動に関する連絡・調整 ・実動組織の活動に関するクロノロジー作成 ・緊急輸送及び物資調達・供給活動に関する情報について原災本部長、副本部長、事務局長等幹部への説明を実施
E R C チーム実動対処班※ 原災本部事務局	○輸送調整担当 ・緊急輸送ルートの確保（障害物除去、応急復旧、交通規制等について関係省庁に実施依頼）及び変更に係る総合調整 ・緊急輸送活動の総合調整及び計画の作成（物資輸送に関する調整（可能量の把握、優先度の計画等）及び部隊の輸送に関する調整） ・現地等への要員派遣手段に関する緊急輸送関係省庁との調整 ・航空運用調整（各種活動に必要な輸送ニーズに関する優先順位（案）の取りまとめ） ・緊急輸送に関するクロノロジー作成 ・緊急輸送に関する実動組織の活動（主にロジスティクスに関する事項）についての緊急輸送関係省庁等との連絡・調整 ・官邸危機管理センターリエゾンとの連絡・調整 ・原災本部で決定された防災業務関係者の防護措置に関する指示文を実動組織に伝達する。 ○物資調整担当 ・被災地外の県や政府、企業において供給可能な物資の情報を収集（E R C チーム国際班を通じ、海外支援物資の情報についても収集） ・被災地方公共団体等における物資需要を現地実動対処班を通じて把握 ・広域物資拠点（ルート含む。）の被災状況の確認 ・輸送方法について輸送調整担当へ調整依頼 ・重要・供給情報等を踏まえ物資調達に係る計画を作成 ・計画の実行（提供・受入れ依頼（輸送依頼は輸送調整担当）） ・E R C チーム住民安全班及びE R C チーム国際班と連絡・調整し、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び総務省）が行う物資調達に関する調整及び状況の把握 ・物資調達・供給活動に関するクロノロジー作成

原 災 現 地 本 部 事 務 局 実 動 対 処 班	○総括担当業務 ・オンサイト対応及びオフサイト対応（避難支援・緊急輸送、物資調達・供給活動）に関する現地での各実動組織の活動状況に関し、現地各機能班に情報共有 ・現地各機能班で立案する計画につき、現地で活動する実動組織の関与が必要な事項について実動省庁又はE R Cチーム実動対処班等との連絡・調整を実施 ・物資調達・供給活動及び緊急輸送に関する現地での調整及び支援 ○実動グループ担当業務 ・現地で活動する実動組織の活動状況の把握及び連絡調整 ・現地住民安全班及び都道府県（現地）災害対策本部との情報共有・調整
災 害 対 策 支 援 拠 点 原 子 力 事 業 所	・実動組織と連携した防災資機材の供給等原子力事業者の事故収束対応を実施するための活動を支援等

※ 大規模複合災害時には、E R Cチーム実動対処班は、政府本部の事務局の事案対処部門を兼ねて充て、同事務局の設置場所（官邸又は8号館）にて合同で業務を行うこととする。また、関係機関等との調整など、実動対処班の業務については、政府本部の事務局の設置場所において、政府本部の業務と一体的に行う（ただし、オンサイト対応を除く。）。ただし、政府本部が既に廃止されている場合その他同事務局の設置場所で一体的に業務を行う必要性がなくなっている場合については、この限りではない。

⑪複合災害調整班（大規模複合災害時のみ設置）

大規模複合災害時にオフサイトで活動する防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護の観点からの安全確保に関し、政府本部の事務局に対して助言及び支援を行う。

E R C チ ー ム 複 合 災 害 調 整 班 原 災 本 部 事 務 局	・大規模複合災害時にオフサイトで活動する防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護の観点からの安全確保に関する助言等を検討し、決定した後に、政府本部事務局に対し、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）から派遣している職員（情報連絡要員）を通じて、助言及び支援を行い、原災本部長及び政府本部長の連名指示文を発出する。 ・指示文の発出及び政府本部への助言及び支援の実施に当たっては、オフサイト総括の総括の下、ERCチーム住民安全班、放射線班及び医療班等と連携しつつ業務を行う。
--	---

(7) 被災者支援チームの役割

全面緊急事態において、関係省庁、指定公共機関等の協力を得ながら、地方公共団体、原子力事業者、関係団体等との調整を行い、以下の諸課題について総合的かつ迅速に取り組むものとする。なお、関係省庁は、事故対応の進捗の状況に応じて、各々の所掌事務及び法令等に基づき緊急事態応急対策を実施するものとする。

- ・原子力被災者の避難・受入先の確保
- ・原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施
- ・放射性物質に汚染された地域の除染
- ・原子力施設の状況等を考慮して設定された警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者の避難退域時検査に準じた検査及び除染
- ・緊急事態応急対策実施区域における飲食物の摂取制限及び出荷制限
- ・原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理
- ・避難指示区域等の見直し・再設定

①総括班

各機能班の行う各種緊急事態応急対策に関する総合調整を行う。

被災者支援チーム 総括班	○調整1 担当業務 - 被災者支援チーム各機能班が実施する業務の情報集約・総合調整 - 被災者支援チーム事務局長等の補佐業務 - 被災者生活支援に係る官邸での各種連絡会議の対応 - 被災者生活支援に係る原災本部会議・関係局長等会議などへの対応 - 官邸総括班及びE R C 総括班との連絡・調整 - E R C 総括班と原子力被災道府県庁舎等への派遣についての調整 - 各機能班の情報の集約・記録 - 被災者支援チームにおける各事象のクロノロジーの作成（その他各機能班が担当するものを除く。） ○調整2 担当業務 - 被災者生活支援に係る与野党の部会やP T 等の対応を含めた国会対応 - 被災者生活支援に係る国会関連資料の作成・保管 - 被災者生活支援に係る国会議員からの問い合わせ対応（国会議員への説明資料の作成含む。） - 庶務関係を含め内閣官房や関係省庁との調整業務 - 被災者支援チームの環境整備（仮眠室の確保を含む。） - 被災者支援チームの食料等の調達（日用品の調達を含む。） - 被災者支援チームの衛生管理 - 各種通信回線の確保 ○制度・予算担当業務 - 原子力災害に伴う健康管理や除染等に必要な予算の確保 - その他必要となる制度的枠組の検討
-------------------------	---

②住民支援班

原子力被災者への支援策に関する総合調整を行う。

被災者支援チーム 住民支援班	○総括担当業務 ・住民支援班内の情報集約及び国会对応を含めた各種総合調整 ・避難区域等の見直しの各種調整 ・避難住民等に対する緊急時の支援策の各種調整 ・E R C住民安全班との連絡・調整 ・住民避難、交通規制に関する情報の集約・保存 ・住民避難、交通規制に関するクロノロジー作成 ○一時立入り担当業務 ・警戒区域への一時立入りのための原災現地本部、関係省庁及び関係機関等との総合調整 ○避難・住民支援担当業務 ・住民避難に関する情報をE R C住民安全班を通じて把握 ・避難指示区域等の管理・運営（福島第一原子力発電所の事故では、緊急時避難準備区域、計画的避難区域、警戒区域等の制度を運営） ・地方公共団体や関係省庁が行う避難等の状況に関する情報収集 ・住民等に対する生活支援策の取りまとめ ・被災地方公共団体等における食料、生活必需品、防災資機材等のニーズ把握と国内外からの支援物資等とのマッチング（段階的な防護措置が完了した後の住民等に係る対応） ・関係省庁や関係機関と連携した物流支援
-------------------	---

③医療班

住民の健康管理調査、被ばく線量推計、避難退域時検査に準じた検査等に関する総合調整を行う。

被災者支援チーム 医療班	○総括担当業務 ・医療班内の情報集約及び国会对応を含めた各種総合調整 ・住民の健康調査・管理や被ばく線量の実測等の総合調整 ・E R C医療班及び現地医療班との連絡・調整 ○健康調査・管理担当業務 ・公衆の総合的な被ばく線量の評価を行う。 ・原子力被災者等の健康調査・管理及び健康相談の実施について関係機関の調整を行う。 ○避難退域時検査に準じた検査等に対する支援担当業務 ・地方公共団体等が行う避難退域時検査に準じた検査等を支援するとともに、実施状況の把握を行う。
-----------------	---

④放射線班

モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限、放射性廃棄物等の処理・除染に関する総合調整を行う。

被災者支援チーム 放射線班	○総括担当業務 ・放射線班内の情報集約及び国会对応を含めた各種総合調整 ・緊急時モニタリングや放射性物質汚染対策等の総合調整 ・避難指示区域等の調整に必要なモニタリング結果の提供 ・緊急時モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示等に関する資料の集約・保存 ・緊急時モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示等に関するクロノロジー作成 ○モニタリング担当業務 ・政府全体の放射線モニタリングの総合的な調整 ・モニタリングや検査等に必要な資機材の体制整備に係る調整 ・モニタリング調整会議に関する業務
------------------	---

被災者支援チーム 放射線班	・緊急時モニタリング、飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示等に関する情報をE R C放射線班を通じて把握 ○飲食物の出荷制限・摂取制限担当業務 ・検査計画等のガイドライン策定・改定、飲食物の出荷制限・摂取制限に係る指示の検討に向けた関係省庁との総合調整 ・緊急時モニタリング情報等に基づく飲食物の出荷制限・摂取制限に関する指示案の策定 ○放射性物質汚染対策担当業務 ・放射性廃棄物及び上下水処理等副次産物の取扱いや、屋外にある資機材を利活用する産業などの対策等に関する総合調整 ・放射性物質に汚染された汚泥・土壌などの除染等の措置に関する総合調整
------------------	--

⑤広報・国際班

被災住民への情報発信、海外からの支援受入れ等に関する総合調整を行う。

被災者支援チーム 広報・国際班	○総括・広報企画担当業務 ・効率的、計画的な情報発信のための広報計画の作成 ・被災者支援チームによる記者会見の実施調整 ・官邸、E R C、オフサイトセンター等による記者会見や発信情報の収集 ○広報企画業務 ・被災地方公共団体や避難者に対する情報発信（HP・SNS・TV番組・ラジオ等） ・情報提供のためのコンテンツ作成（壁新聞・ニュースレター等の作成） ○問い合わせ対応業務 ・国内外報道機関からの問い合わせ対応 ・被災地方公共団体、規制庁、原子力利用省庁等のコールセンター支援業務（QAの作成等） ○海外支援受入れ業務 ・海外からの支援受入れに関する総合調整（フェーズ2以降）
--------------------	--

⑥自治体支援チーム

現地における、段階的な防護措置が完了した後の住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災地方公共団体等との連絡・調整

自治体 被災者 支援 チーム	○被災地方公共団体との連携体制の確立 ・自治体支援チームの立ち上げ ・被災地方公共団体の関係者との連携体制の確立 ○被災地方公共団体の要望の把握・共有 ・住民等の避難先の状況、被災地方公共団体からの要望の把握等及び住民支援班等への情報の共有 ○被災地方公共団体への要員派遣 ・自治体支援チーム要員やその他要員を被災地方公共団体に派遣するためのニーズの把握や人員・体制等の調整業務
-------------------------	---

第2章 要員配置

各機能班等における要員配置は、次のとおりとする。

また、各機能班等においては、それぞれ班長等を置き、当該班長等は、機能班等を総括するものとする。なお、不測の事態により班長等が参集できない場合等に備え、各機能班等においては、別に定めるところにより、班長等の代理を務める代理者をあらかじめ指名するものとする。

（注：表中の経済産業省所管施設は電力事業者など民間企業の所有に係る施設を、文部科学省所管施設は大学・研究機関等の所有に係る試験炉等の施設をいう。

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
内閣府		政策統括官(原子力防災担当)	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	0. 空欄	事務局長	ERCに移動	
規制庁		長官	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	0. 空欄		ERCに移動	
内閣府	大臣官房	審議官(原子力防災担当)	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	0. 空欄	事務局長代理		
内閣官房	事態対処・危機管理担当	危機管理審議官	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	0. 空欄	事務局次長		
内閣府	大臣官房	審議官(防災担当)	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	0. 空欄	事務局次長		
規制庁	長官官房	審議官	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	0. 空欄	委員長随行	ERCに移動	
規制庁	原子力規制部	部長	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	0. 空欄	長官随行	ERCに移動	
規制庁	原子力規制部	安全規制管理官(地震・津波審査担当)	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	0. 空欄	委員随行	ERCに移動	
規制庁	原子力規制部	安全規制管理官(実用炉・研究炉等・核燃料施設等)	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	0. 空欄	委員長随行	ERCに移動	状況に応じ、指定要員が随行
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	総括補佐	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	0. 空欄	事務局長随行		
規制庁	長官官房総務課	補佐級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	0. 空欄	長官随行	ERCに移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	参事官(総括担当)	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	1. 総括班	総括班長		
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	1. 総括班	総括班長代理	支援T総括班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	1. 総括班	本部ロジ	ERCに移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	1. 総括班	本部ロジ		
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	1. 総括班	本部ロジ	支援T総括班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	1. 総括班	連絡係	支援T総括班	

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	長官官房総務課	企画官級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	1. 総括班	総括班長代理	支援 T 総括班	
規制庁	長官官房総務課	企画官級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	1. 総括班	総括班長代理		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	1. 総括班	連絡担当		状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	長官官房技術基盤課	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	1. 総括班	総括担当	支援 T 総括班	
規制庁	長官官房総務課		1. 官邸又は内閣府本府庁舎	1. 総括班	総括担当	ERC に移動	
内閣官房	事態対処・危機管理担当		1. 官邸又は内閣府本府庁舎	1. 総括班	総括担当		
規制庁	長官官房	課長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	3. 広報班	広報班長	ERC に移動	
規制庁	長官官房総務課広報室	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	3. 広報班	広報担当	ERC に移動	
規制庁	長官官房総務課広報室	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	3. 広報班	広報担当	ERC に移動	
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	3. 広報班	広報担当	ERC に移動	
規制庁	長官官房総務課国際室	係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	3. 広報班	広報担当	ERC に移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	3. 広報班	広報担当	支援 T 広報・国際班	
規制庁	原子力規制部	企画官級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	5. プラント班	プラント班長	ERC に移動	状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	5. プラント班	総括担当	ERC に移動	状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	5. プラント班	情報収集担当	ERC に移動	状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	5. プラント班	資料担当(記録・取りまとめ)	ERC に移動	状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	5. プラント班	資料担当(記録・取りまとめ)	ERC に移動	状況に応じ、指定要員を配置

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	原子力規制部	企画官級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	5. プラント班	プラント班長	ERCに移動	状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	5. プラント班	情報連絡担当	ERCに移動	状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	5. プラント班	資料担当	ERCに移動	状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	5. プラント班	総括担当	ERCに移動	状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	放射線防護G監視情報課	企画官級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	7. 放射線班	放射線班長	支援T放射線班	
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	7. 放射線班	放射線担当	支援T放射線班	
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	7. 放射線班	放射線担当		
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	7. 放射線班	放射線担当	ERCに移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	参事官(地域防災担当)	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	8. 住民安全班	住民安全班長 オフサイト総括	ERCに移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	8. 住民安全班	総括担当	支援T住民支援班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	8. 住民安全班			
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	8. 住民安全班		支援T住民支援班	
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	8. 住民安全班			
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課	企画官級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	9. 医療班	医療班長	支援T医療班	
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	9. 医療班	医療班長代理	支援T医療班	
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	9. 医療班	医療担当	支援T医療班	
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	9. 医療班	医療担当	ERCに移動	

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	放射線防護G放射線規制部門	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	9. 医療班	医療担当		
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	実動対処班長	支援T住民支援班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	実動対処班長代理 現地派遣担当		
規制庁	長官官房総務課情報システム室	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	連絡調整担当	ERCに移動	
警察庁	警備局警備第二課	係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	警察庁担当		
警察庁	警備局警備第三課	補佐級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	警察庁担当		
消防庁	予防課特殊災害室	補佐級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	消防庁担当		※大規模複合災害の場合は政府本部事務局員と併任
消防庁	予防課特殊災害室	係員級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	消防庁担当		※大規模複合災害の場合は政府本部事務局員と併任
海上保安庁	警備救難部環境防災課	補佐級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	海上保安庁担当		※大規模複合災害の場合は政府本部事務局員と併任
海上保安庁	警備救難部環境防災課	係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	海上保安庁担当		※大規模複合災害の場合は政府本部事務局員と併任
防衛省	統合幕僚監部参事官付	補佐級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	自衛隊担当		※大規模複合災害の場合は政府本部事務局員と併任 ※今後、引き続き、状況に応じて、適宜見直していく。
防衛省	統合幕僚監部運用部		1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	自衛隊担当		※大規模複合災害の場合は政府本部事務局員と併任
内閣官房	事態対処・危機管理担当		1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	物資・輸送活動調整担当		※大規模複合災害の場合は政府本部事務局員と併任
内閣官房	事態対処・危機管理担当		1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	物資・輸送活動調整担当		※大規模複合災害の場合は政府本部事務局員と併任
内閣官房	事態対処・危機管理担当		1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	物資・輸送活動調整担当		※大規模複合災害の場合は政府本部事務局員と併任
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	2. 危機管理センターリエゾン	11. 危機管理センターリエゾン		ERCに移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	2. 危機管理センターリエゾン	11. 危機管理センターリエゾン		ERCに移動	

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	原子力規制部	補佐級	2. 危機管理センターリエゾン	11. 危機管理センターリエゾン		ERCに移動	
規制庁	原子力規制部	係長級	2. 危機管理センターリエゾン	11. 危機管理センターリエゾン			
規制庁	原子力規制部		2. 危機管理センターリエゾン	11. 危機管理センターリエゾン			
規制庁	原子力規制部		2. 危機管理センターリエゾン	11. 危機管理センターリエゾン			
規制庁	原子力規制部		2. 危機管理センターリエゾン	11. 危機管理センターリエゾン			
規制庁	原子力規制部		2. 危機管理センターリエゾン	11. 危機管理センターリエゾン			
規制庁	原子力規制部		2. 危機管理センターリエゾン	11. 危機管理センターリエゾン			
規制庁		次長	3. ERC	0. 空欄	事務局長		
規制庁	長官官房総務課	課長	3. ERC	1. 総括班	総括班長		
規制庁	長官官房総務課	補佐級	3. ERC	1. 総括班	総括班長代理	支援T 総括班	
規制庁	長官官房法務部門	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	総括担当		
規制庁	長官官房総務課	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	総括担当		
規制庁	長官官房法務部門	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	総括担当		
規制庁	長官官房法務部門	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	記録担当		
規制庁	長官官房総務課		3. ERC	1. 総括班	記録担当		
規制庁	長官官房総務課	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	記録担当		
規制庁	長官官房総務課	企画官級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体担当		

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	長官官房総務課	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体担当		
規制庁	長官官房総務課	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体担当		
内閣府	政策統括官(防災担当)付	補佐級	3. ERC	1. 総括班	総括担当		
環境省	大臣官房脱炭素推進審議官グループ地域政策課	室長級	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班制度・予算担当	
環境省	地球環境局国際連携課	補佐級	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班制度・予算担当	
環境省	大臣官房総務課	係員級	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班制度・予算担当	
環境省	大臣官房総合環境政策統括官グループ総合政策課	係長級	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班制度・予算担当	
環境省	大臣官房総合環境政策統括官グループ総合政策企画評価・政策プロモーション室	室長	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体対応担当長		
環境省	大臣官房総合環境政策統括官グループ総合政策課環境教育推進室	補佐級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体対応担当		
環境省	大臣官房会計課	補佐級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体対応担当		
環境省	大臣官房秘書課	係長級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体対応担当	支援T総括班	
環境省	地球環境局総務課脱炭素社会移行推進室	係員級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体対応担当		
環境省	地球環境局総務課	係長級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体対応担当		
規制庁	長官官房参事官(会計担当)	参事官	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援班長		
規制庁	長官官房会計部門	補佐級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門	補佐級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門	補佐級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	長官官房会計部門	補佐級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門	補佐・係長級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門	補佐・係長級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門	補佐・係長級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房総務課 情報システム室	補佐・係長級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房総務課 情報システム室		3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門		3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門		3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門		3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門		3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門		3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	原子力規制部	課長	3. ERC	3. 広報班	広報官		
規制庁	原子力規制部	課長級	3. ERC	3. 広報班	広報官		
規制庁	長官官房総務課広報 室	企画官級	3. ERC	3. 広報班	広報班長		
規制庁	長官官房総務課広報 室	補佐級	3. ERC	3. 広報班	総括担当		
規制庁	長官官房総務課	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	総括担当		
規制庁	長官官房総務課広報 室	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	総括担当		

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	長官官房総務課広報室		3. ERC	3. 広報班	総括担当		
規制庁	技術基盤G	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	連絡調整担当		
規制庁	長官官房総務課広報室		3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
規制庁	原子力規制部	係長級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
規制庁	原子力規制部		3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
規制庁	原子力規制部		3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
規制庁	長官官房総務課広報室	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
規制庁	長官官房総務課広報室	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	情報収集担当		状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	情報収集担当		実用炉
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	情報収集担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	情報収集担当		実用炉
規制庁	長官官房総務課広報室	係長・係員級	3. ERC	3. 広報班	情報収集担当		
規制庁	長官官房総務課広報室	補佐級	3. ERC	3. 広報班	会見室準備担当		
環境省	自然環境局自然環境計画課	係員級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
環境省	大臣官房総合環境政策統括官グループ環境経済課	係員級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
環境省	大臣官房総合環境政策統括官グループ総合政策課	係員級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
環境省	地球環境局地球温暖化対策課	係員級	3. ERC	3. 広報班	会見室準備担当		
環境省	自然環境局野生生物課	係員級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
規制庁	原子力規制部	係長・係員級	3. ERC	3. 広報班	会見室準備担当		
規制庁	長官官房総務課国際室	企画官級	3. ERC	4. 国際班	国際班長		
規制庁	長官官房総務課国際室	補佐級	3. ERC	4. 国際班	国際班長代理		
規制庁	長官官房総務課国際室	補佐・係長級	3. ERC	4. 国際班	国際班長代理 (兼実務担当)		
規制庁	長官官房総務課国際室	補佐級	3. ERC	4. 国際班	ERC連絡業務担当		
規制庁	長官官房総務課国際室	補佐・係長級	3. ERC	4. 国際班	ERC連絡業務担当		
規制庁	長官官房総務課国際室	補佐・係長級	3. ERC	4. 国際班	ERC連絡業務担当		
規制庁	長官官房総務課国際室	補佐・係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
規制庁	長官官房総務課国際室	補佐・係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
規制庁	長官官房総務課国際室		3. ERC	4. 国際班	実務担当		
規制庁	長官官房総務課国際室		3. ERC	4. 国際班	実務担当		
外務省	総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室	係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
外務省	総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室	係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
経済産業省	通商政策局	課長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
経済産業省	通商政策局	補佐級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
経済産業省	通商政策局	係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
経済産業省	通商政策局	補佐級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
経済産業省	通商政策局	係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
経済産業省	通商政策局	係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
経済産業省	通商政策局	係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
規制庁	長官官房	審議官級	3. ERC	5. オンサイト 総括	オンサイト総括		
規制庁	長官官房	審議官級	3. ERC	5. オンサイト 総括	オンサイト総括		
規制庁	原子力規制部	課長	3. ERC	5. オンサイト 総括	オンサイト総括		
規制庁	原子力規制部	安全規制管理官	3. ERC	5. オンサイト 総括	オンサイト総括		
規制庁	長官官房総務課事故 対処室	企画官級	3. ERC	5. プラント班	プラント班長		
規制庁	長官官房総務課事故 対処室／原子力規制 部	補佐級	3. ERC	5. プラント班	プラント班長代 理		状況に応じ、指定要員を配 置
規制庁	原子力規制部	補佐級	3. ERC	5. プラント班	総括担当		
規制庁	原子力規制部	補佐級	3. ERC	5. プラント班	総括担当		
規制庁	長官官房総務課事故 対処室	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	総括担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	総括担当		
規制庁	原子力規制部	係長級	3. ERC	5. プラント班	総括担当		

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	原子力規制部	係長級	3. ERC	5. プラント班	総括担当		
規制庁	原子力規制部	補佐級	3. ERC	5. プラント班	取りまとめ報担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	取りまとめ報担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	取りまとめ報担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	取りまとめ報担当		状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	長官官房総務課事故対処室	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料配布担当		
規制庁	原子力規制部		3. ERC	5. プラント班	資料配布担当		
規制庁	長官官房総務課事故対処室		3. ERC	5. プラント班	資料配布担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料配布担当		実用炉
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料配布担当		状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	原子力規制部	補佐級	3. ERC	5. プラント班	情報収集担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	情報収集担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	①情報収集担当 ②クロノロジー担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	情報収集担当		状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	原子力規制部	係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	原子力規制部	補佐級・係長級	3. ERC	5. プラント班	クロノロジー担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	クロノロジー担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	クロノロジー担当		実用炉
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	クロノロジー担当		状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	クロノロジー担当		
規制庁	原子力規制部	補佐級	3. ERC	5. プラント班	情報収集担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	ホワイトボード担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	ホワイトボード担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	ホワイトボード担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	ホワイトボード担当		状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	技術基盤G	補佐級	3. ERC	5. プラント班	事故進展予測担当		
規制庁	技術基盤G	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	事故進展予測担当		
規制庁	技術基盤G	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	事故進展予測担当		
規制庁	長官官房総務課情報システム室	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	TV会議システム担当		

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	長官官房	長官官房放射線防護グループ長	3. ERC	6. オフサイト総括	オフサイト総括		
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課	課長	3. ERC	6. オフサイト総括班	オフサイト総括班長		
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課	補佐・係長級	3. ERC	6. オフサイト総括班	プラント情報収集担当		
規制庁	技術基盤G	安全技術管理官	3. ERC	6. オフサイト総括班	オフサイト総括班長代理		
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課	補佐級	3. ERC	6. オフサイト総括班	住民安全情報収集担当		※大規模複合災害の場合は複合災害調整班(政府本部事務局員を併任)を兼務
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課		3. ERC	6. オフサイト総括班	総括担当		※大規模複合災害の場合は複合災害調整班(政府本部事務局員を併任)を兼務
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	地域原子力防災推進官	3. ERC	6. オフサイト総括班	機能班情報収集担当		※大規模複合災害の場合は複合災害調整班(班長)(政府本部事務局員を併任)を兼務
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	3. ERC	6. オフサイト総括班	機能班情報収集担当		※大規模複合災害の場合は複合災害調整班(政府本部事務局員を併任)を兼務
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	3. ERC	6. オフサイト総括班	住民安全情報収集担当		※大規模複合災害の場合は複合災害調整班(政府本部事務局員を併任)を兼務
規制庁	放射線防護G監視情報課	課長	3. ERC	7. 放射線班	放射線班長	支援T放射線班	
規制庁	放射線防護G監視情報課	企画官級	3. ERC	7. 放射線班	放射線班長代理		
規制庁	放射線防護G防護企画課	補佐・係長級	3. ERC	7. 放射線班	放射線班長代理		
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐級	3. ERC	7. 放射線班	総括担当	支援T放射線班	
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐・係長級	3. ERC	7. 放射線班	総括担当		
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐・係長級	3. ERC	7. 放射線班	記録担当		
規制庁	放射線防護G監視情報課		3. ERC	7. 放射線班	モニタリング計画担当		
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐・係長級	3. ERC	7. 放射線班	モニタリング計画担当		

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	7. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	7. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐・係長級	3. ERC	7. 放射線班	国会担当	支援T放射線班	
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐・係長級	3. ERC	7. 放射線班	国会担当		
経済産業省	福島復興推進グループ	課長級	3. ERC	7. 放射線班	放射線班長代理	支援T放射線班長代理	
経済産業省	イノベーション環境局	補佐級	3. ERC	7. 放射線班	モニタリング計画調整担当	支援T放射線班	
経済産業省	産業保安・安全グループ	補佐級	3. ERC	7. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	
経済産業省	イノベーション環境局	補佐級	3. ERC	7. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	
内閣府	食品安全委員会事務局総務課	補佐級	3. ERC	7. 放射線班	摂取・出荷制限担当	支援T放射線班	
消費者庁	消費者安全課	係長級	3. ERC	7. 放射線班	総括担当		
消費者庁	消費者安全課	補佐級	3. ERC	7. 放射線班	摂取・出荷制限担当		
厚生労働省	健康・生活衛生局食品監視安全課	課室長級	3. ERC	7. 放射線班	摂取・出荷制限担当	支援T放射線班 飲食物摂取・出荷制限T長	
農林水産省	大臣官房地方課災害総合対策室	係長級	3. ERC	7. 放射線班	摂取・出荷制限担当	支援T放射線班	
農林水産省	大臣官房環境バイオマス政策課	補佐級	3. ERC	7. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	
農林水産省	農林水産技術会議事務局研究企画課		3. ERC	7. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	
環境省	水・大気環境局海洋環境課	課長	3. ERC	7. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班 放射性廃棄物等処理・除染T長	
環境省	水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室	補佐級	3. ERC	7. 放射線班	総括担当	支援T放射線班	

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
環境省	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	補佐級	3. ERC	7. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	
環境省	環境再生・資源循環局廃棄物規制課	係長級	3. ERC	7. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	地域原子力防災推進官	3. ERC	8. 住民安全班	住民安全班長		
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	3. ERC	8. 住民安全班	住民安全班長代理		
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級・係長級	3. ERC	8. 住民安全班			
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級・係長級	3. ERC	8. 住民安全班		支援T住民支援班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級・係長級	3. ERC	8. 住民安全班			
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級・係長級	3. ERC	8. 住民安全班			
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級・係長級	3. ERC	8. 住民安全班		支援T住民支援班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級・係長級	3. ERC	8. 住民安全班		支援T住民支援班	
規制庁	放射線防護G	安全規制管理官	3. ERC	8. 住民安全班	住民安全班長代理		
規制庁	放射線防護G	補佐・係長級	3. ERC	8. 住民安全班	住民避難・輸送担当		
規制庁	放射線防護G	補佐・係長級	3. ERC	8. 住民安全班	住民避難・輸送担当		
経済産業省	イノベーション環境局	課長級	3. ERC	8. 住民安全班	住民安全班長代理	支援T住民支援班長	
経済産業省	イノベーション環境局	係長級	3. ERC	8. 住民安全班	総括担当	支援T住民支援班	
経済産業省	イノベーション環境局	補佐級	3. ERC	8. 住民安全班	総括担当	支援T住民支援班	
経済産業省	イノベーション環境局	係長級	3. ERC	8. 住民安全班	総括担当	支援T住民支援班	

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
経済産業省	イノベーション環境局	係長級	3. ERC	8. 住民安全班	総括担当	支援T住民支援班	
経済産業省	イノベーション環境局	係長級	3. ERC	8. 住民安全班	総括担当	支援T住民支援班	
経済産業省	イノベーション環境局	係長級	3. ERC	8. 住民安全班	記録担当	支援T住民支援班	
経済産業省	イノベーション環境局	室長・企画官級	3. ERC	8. 住民安全班	住民避難・輸送担当・一時立入り準備	支援T住民支援班一時立入りT	
経済産業省	製造産業局	補佐級	3. ERC	8. 住民安全班	住民避難・輸送担当	支援T住民支援班	
経済産業省	商務情報政策局	補佐級	3. ERC	8. 住民安全班	住民避難・輸送担当	支援T住民支援班	
経済産業省	製造産業局	係長級	3. ERC	8. 住民安全班	住民避難・輸送担当	支援T住民支援班	
経済産業省	製造産業局	係長級	3. ERC	8. 住民安全班	住民避難・輸送担当	支援T住民支援班	
経済産業省	商務・サービスグループ	係長級	3. ERC	8. 住民安全班	住民避難・輸送担当	支援T住民支援班	
経済産業省	大臣官房	係長級	3. ERC	8. 住民安全班	住民避難・輸送担当	支援T住民支援班	
経済産業省	製造産業局	課長級	3. ERC	8. 住民安全班	住民避難・輸送担当	支援T住民支援班避難・住民支援T長	
経済産業省	製造産業局	室長・企画官級	3. ERC	8. 住民安全班	住民避難・輸送担当	支援T住民支援班避難・住民支援T長代理	
経済産業省	中小企業庁	補佐級	3. ERC	8. 住民安全班	住民避難・輸送担当	支援T住民支援班	
経済産業省	中小企業庁	補佐級	3. ERC	8. 住民安全班	住民避難・輸送担当	支援T住民支援班	
経済産業省	中小企業庁	係員級	3. ERC	8. 住民安全班	住民避難・輸送担当	支援T住民支援班	
経済産業省	中小企業庁	係長級	3. ERC	8. 住民安全班	住民避難・輸送担当	支援T住民支援班	
経済産業省	商務・サービスグループ	補佐級	3. ERC	8. 住民安全班	要望・物資調達担当	支援T広報・国際班	

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
経済産業省	中小企業庁	係長級	3. ERC	8. 住民安全班	要望・物資調達担当	支援T広報・国際班	
経済産業省	中小企業庁	係長級	3. ERC	8. 住民安全班	要望・物資調達担当	支援T広報・国際班	
財務省	大臣官房総合政策課 政策推進室	補佐級	3. ERC	8. 住民安全班	住民避難・輸送担当	支援T住民支援班	
気象庁	総務部企画課		3. ERC	8. 住民安全班			
環境省	自然環境局総務課動物 愛護管理室	補佐級	3. ERC	8. 住民安全班	要望・物資調達 担当業務	支援T広報・国際班	
規制庁	放射線防護G放射線 防護企画課	企画官級	3. ERC	9. 医療班	医療班長		
規制庁	放射線防護G放射線 防護企画課	補佐級	3. ERC	9. 医療班	総括担当		
規制庁	放射線防護G放射線 防護企画課	補佐級	3. ERC	9. 医療班	総括担当		
規制庁	放射線防護G放射線 防護企画課		3. ERC	9. 医療班	総括担当		
規制庁	放射線防護G放射線 防護企画課		3. ERC	9. 医療班	総括担当	支援T医療班	
規制庁	放射線防護G放射線 規制部門	補佐・係長級	3. ERC	9. 医療班	事務・情報整理 (傷病者・線量把握担当)		
規制庁	放射線防護G放射線 防護企画課	補佐・係長級	3. ERC	9. 医療班	事務・情報整理 (安定ヨウ素剤等担当)		
規制庁	放射線防護G放射線 規制部門	補佐・係長級	3. ERC	9. 医療班	被ばく医療活動・ 避難退域時検査及び 簡易除染担当		
規制庁	放射線防護G放射線 防護企画課	補佐・係長級	3. ERC	9. 医療班	事務・情報整理		
規制庁	放射線防護G放射線 規制部門	補佐・係長級	3. ERC	9. 医療班	事務・情報整理		
環境省	大臣官房環境保健部 放射線健康管理担当 参事官室	係長級	3. ERC	9. 医療班	記録担当	支援T医療班	
環境省	大臣官房環境保健部 環境保健企画管理課 特殊疾病対策室	補佐級	3. ERC	9. 医療班	被ばく医療活動・ 避難退域時検査及び 簡易除染担当	支援T医療班	

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
環境省	大臣官房環境保健部 環境保健企画管理課	係長級	3. ERC	9. 医療班	総括担当	支援T医療班	
厚生労働省	大臣官房厚生科学課	補佐級	3. ERC	9. 医療班	総括担当	支援T医療班	
内閣府	政策統括官(原子力 防災担当)付	補佐級	3. ERC	10. 実動対処 班	実動対処班長		※大規模複合災害の場合は 政府本部事務局事案対処部 門を兼務(同事務局員と併 任)
内閣府	政策統括官(原子力 防災担当)付	補佐級	3. ERC	10. 実動対処 班	実動対処班長代 理	支援T住民支 援班	※大規模複合災害の場合は 政府本部事務局事案対処部 門を兼務(同事務局員と併 任)
内閣府	政策統括官(防災担 当)付	補佐級	3. ERC	10. 実動対処 班	総括担当		※大規模複合災害の場合は 政府本部事務局事案対処班 を兼務(同事務局員と併 任)
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	10. 実動対処 班	総括担当	支援T住民支 援班	※大規模複合災害の場合は 政府本部事務局事案対処部 門を兼務(同事務局員と併 任)
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	10. 実動対処 班	総括担当	支援T住民支 援班	※大規模複合災害の場合は 政府本部事務局事案対処部 門を兼務(同事務局員と併 任)
規制庁	放射線防護G	補佐・係長級	3. ERC	10. 実動対処 班	総括担当		※大規模複合災害の場合は 政府本部事務局事案対処部 門を兼務(同事務局員と併 任)
警察庁	警備局警備第三課	補佐・係長級	3. ERC	10. 実動対処 班	警察庁担当	支援T住民支 援班	※大規模複合災害の場合は 政府本部事務局事案対処部 門を兼務(同事務局員と併 任)
総務省	総合通信基盤局安 全・信頼性対策課	補佐級	3. ERC	10. 実動対処 班	物資調整担当	支援T住民支 援班	※大規模複合災害の場合は 政府本部事務局事案対処班 を兼務(同事務局員と併 任)
消防庁	予防課特殊災害室	係長級	3. ERC	10. 実動対処 班	消防庁担当		※大規模複合災害の場合は 政府本部事務局員と併任
防衛省	統合幕僚監部参事官 付		3. ERC	10. 実動対処 班	自衛隊担当		※大規模複合災害の場合は 政府本部事務局事案対処班 を兼務(同事務局員と併 任)
防衛省	統合幕僚監部運用部		3. ERC	10. 実動対処 班	自衛隊担当		※大規模複合災害の場合は 政府本部事務局員と併任
国土交通省	水管理・国土保全局 防災課	補佐級	3. ERC	10. 実動対処 班	緊急輸送ルート 調整担当	支援T住民支 援班	※大規模複合災害の場合は 政府本部事務局事案対処部 門を兼務(同事務局員と併 任)
海上保安庁	警備救難部救難課		3. ERC	10. 実動対処 班	海上保安庁担当		※大規模複合災害の場合は 政府本部事務局事案対処部 門を兼務(同事務局員と併 任)
国土交通省	大臣官房参事官(運 輸安全防災)	補佐級	3. ERC	10. 実動対処 班	輸送調整担当	支援T住民支 援班	※大規模複合災害の場合は 政府本部事務局事案対処班 を兼務(同事務局員と併 任)
経済産業省	産業保安安全グルー プ	課長級	3. ERC	10. 実動対処 班	要望・物資調達 担当	支援T広報・ 国際班T長	※大規模複合災害の場合は 政府本部事務局事案対処部 門を兼務(同事務局員と併 任)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
経済産業省	商務・サービスグループ	補佐級	3. ERC	10. 実動対処班	要望・物資調達担当	支援T広報・国際班	※大規模複合災害の場合は政府本部事務局事案対処部門を兼務(同事務局員と併任)
経済産業省	資源エネルギー庁	補佐級	3. ERC	10. 実動対処班	物資調整担当	支援T広報・国際班	※大規模複合災害の場合は政府本部事務局事案対処班を兼務(同事務局員と併任)
経済産業省	商務・サービスグループ	係長級	3. ERC	10. 実動対処班	物資調整担当	支援T広報・国際班	※大規模複合災害の場合は政府本部事務局事案対処班を兼務(同事務局員と併任)
農林水産省	大臣官房新事業・食品産業部食品製造課	係長級	3. ERC	10. 実動対処班	物資調整担当	支援T住民支援班	※大規模複合災害の場合は政府本部事務局事案対処班を兼務(同事務局員と併任)
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	5. 8号館	0. 空欄	8号館リエゾン		※大規模複合災害の場合に8号館(政府本部事務局)に派遣(同事務局員と併任)
規制庁	原子力規制部原子力規制企画課	補佐級	5. 8号館	0. 空欄	8号館リエゾン		※大規模複合災害の場合に8号館(政府本部事務局)に派遣(同事務局員と併任)

現地における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
内閣府	大臣官房	審議官（原子力防災担当）	1. OFC	0. 空欄	事務局長	
経済産業省	資源エネルギー庁	審議官級	1. OFC	0. 空欄	事務局次長・広報官	
内閣官房	事態対処・危機管理担当	内閣参事官	1. OFC	1. 総括班	事務局次長	
内閣府	政策統括官（防災担当）付	企画官級	1. OFC	1. 総括班	事務局次長	
消防庁	予防課特殊災害室	課室長級	1. OFC	1. 総括班	事務局次長	
規制庁	原子力規制部	企画官級	1. OFC	1. 総括班	総括班長	
内閣府	政策統括官（原子力防災担当）付	企画官級	1. OFC	1. 総括班	総括班長代理	
内閣府	政策統括官（原子力防災担当）付	補佐級	1. OFC	1. 総括班		
規制庁	原子力規制部	係長級	1. OFC	1. 総括班	総括担当	
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. OFC	1. 総括班	記録担当	状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	長官官房総務課	原子力防災専門官	1. OFC	1. 総括班		※本部長到着後、現地の実情に合わせて配置
経済産業省	地域経済産業グループ	課室長級	1. OFC	1. 総括班	総括担当	
経済産業省	経済産業政策局	補佐級	1. OFC	1. 総括班	総括担当	
経済産業省	経済産業政策局	係長級	1. OFC	1. 総括班	総括担当	
経済産業省	通商政策局	係長級	1. OFC	1. 総括班	総括担当	

現地における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
経済産業省	イノベーション環境局	係長級	1. O F C	1. 総括班	総括担当	
環境省	地方環境事務所		1. O F C	1. 総括班	記録・資料担当	
規制庁	長官官房会計部門	企画官級	1. O F C	2. 運営支援班	運営支援班長	
規制庁	長官官房総務課	補佐・係長級	1. O F C	2. 運営支援班	運営支援担当	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. O F C	2. 運営支援班		
環境省	地方環境事務所		1. O F C	2. 運営支援班	総括担当	
環境省	地方環境事務所		1. O F C	2. 運営支援班	総括担当	
経済産業省	経済産業局／産業保安監督部		1. O F C	2. 運営支援班		
規制庁	長官官房総務課広報室	補佐級	1. O F C	3. 広報班	広報班長	
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. O F C	3. 広報班	広報班長代理	状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	放射線防護G	補佐・係長級	1. O F C	3. 広報班	問い合わせ担当	
規制庁	技術基盤G	補佐・係長級	1. O F C	3. 広報班	問い合わせ担当	
規制庁	技術基盤G	係長・係員級	1. O F C	3. 広報班	総括担当	
経済産業省	貿易経済安全保障局	補佐級	1. O F C	3. 広報班	広報担当	
経済産業省	産業保安グループ	係長級	1. O F C	3. 広報班	広報担当	

現地における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
規制庁	原子力規制部	企画官級	1. OFC	5. プラントチーム	プラントチーム長	状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. OFC	5. プラントチーム	チーム長補佐	状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	原子力規制部	係長級	1. OFC	5. プラントチーム	情報収集担当	状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	原子力規制部	係長・係員級	1. OFC	5. プラントチーム	記録担当	状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐級	1. OFC	7. 放射線班	放射線班長	状況に応じ、緊急時モニタリングセンターと兼務可
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐級	1. OFC	7. 放射線班	総括担当	状況に応じ、緊急時モニタリングセンターと兼務可
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐・係長級	1. OFC	7. 放射線班	総括担当	状況に応じ、緊急時モニタリングセンターと兼務可
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. OFC	7. 放射線班	総括担当	状況に応じ、緊急時モニタリングセンターと兼務可
環境省	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	室長級	1. OFC	7. 放射線班	放射性物質汚染対策担当長	
環境省	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付災害廃棄物対策室	補佐級・係長級	1. OFC	7. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	
環境省	水・大気環境局モビリティ環境対策課	係長級	1. OFC	7. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	地域原子力防災推進官	1. OFC	8. 住民安全班	住民安全班長	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	地域原子力防災推進官	1. OFC	8. 住民安全班	住民安全班長代理	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. OFC	8. 住民安全班	住民安全班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. OFC	8. 住民安全班	住民安全班	

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
内閣府	政策統括官(原子力 防災担当)付	補佐・係長級	1. OFC	8. 住民安全班	住民支援・要望 対応担当	
内閣府	政策統括官(原子力 防災担当)付	補佐級・係長級	1. OFC	8. 住民安全班	住民安全班	
環境省	自然環境局自然環境 整備課	補佐級・係長級	1. OFC	8. 住民安全班	住民支援・要望 対応担当	
環境省	水・大気環境局総務 課	係長級	1. OFC	8. 住民安全班	住民避難・輸送 担当	
経済産業省	経済産業局／産業保 安監督部		1. OFC	8. 住民安全班	住民支援・要望 対応担当	
気象庁	各管区気象台総務部		1. OFC	8. 住民安全班		
規制庁	放射線防護G放射線 防護企画課	企画官級	1. OFC	9. 医療班	医療班長	
規制庁	放射線防護G放射線 規制部門	補佐・係長級	1. OFC	9. 医療班	被ばく医療活 動・避難退域時 検査及び簡易除 染担当	
規制庁	放射線防護G放射線 防護企画課		1. OFC	9. 医療班	安定ヨウ素剤担 当	
規制庁	放射線防護G放射線 規制部門	補佐・係長級	1. OFC	9. 医療班	健康調査・管理 担当	
環境省	大臣官房環境保健部 放射線健康管理担当 参事官室	補佐級	1. OFC	9. 医療班		
環境省	大臣官房環境保健部 放射線健康管理担当 参事官室	補佐級	1. OFC	9. 医療班		
文部科学省	研究振興局	補佐級	1. OFC	9. 医療班	総括担当	
厚生労働省	大臣官房 厚生科学課等	補佐・係長級	1. OFC	9. 医療班	総括担当	※状況に応じて厚生科学課、医政局地域医 療計画課、安全衛生部労働衛生課、地方支 分部局等から派遣する。
内閣府	政策統括官(原子力 防災担当)付	補佐級	1. OFC	10. 実動対処班	実動対処班長	

現地における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
内閣府	政策統括官(原子力 防災担当)付	補佐級・係長級	1. O F C	1 0. 実動対処班	実動対処班長代理	
規制庁	放射線防護G放射線 防護企画課	補佐・係長級	1. O F C	1 0. 実動対処班	総括担当	
警察庁	警備局警備第三課	補佐・係長級	1. O F C	1 0. 実動対処班	警察庁担当	
警察庁	警備局警備第三課	補佐・係長級	1. O F C	1 0. 実動対処班	警察庁担当	
消防庁	予防課特殊災害室	係長・係員級	1. O F C	1 0. 実動対処班	消防庁担当	
国土交通省	地方整備局等		1. O F C	1 0. 実動対処班	緊急輸送ルート 調整担当	
国土交通省	地方運輸局等		1. O F C	1 0. 実動対処班	輸送調整担当	
海上保安庁	各管区海上保安本部 等		1. O F C	1 0. 実動対処班	住民避難・輸送 担当	
海上保安庁	各管区海上保安本部 等		1. O F C	1 0. 実動対処班	海上保安庁担当	
防衛省	統合幕僚監部参事官 付	係長級	1. O F C	1 0. 実動対処班	自衛隊担当	
防衛省	統合幕僚監部運用部		1. O F C	1 0. 実動対処班	自衛隊担当	
規制庁	放射線防護G監視情 報課	室長・企画官級	2. 緊急時モニ タリングセン ター	0. 空欄	センター長	
規制庁	放射線防護G監視情 報課	上席放射線防災専門官・放射 線防災専門官・放射線防災専 門職	2. 緊急時モニ タリングセン ター	0. 空欄	センター長代理	
規制庁	放射線防護G監視情 報課	上席放射線防災専門官・放射 線防災専門官・放射線防災専 門職	2. 緊急時モニ タリングセン ター	0. 空欄	センター長代理	
規制庁	放射線防護G監視情 報課	補佐・係長級	2. 緊急時モニ タリングセン ター	0. 空欄	企画調整担当	

現地における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐・係長級	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	企画調整担当	
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐・係長級	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	情報収集管理担当	
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐・係長級	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	測定分析担当	
環境省	水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室	補佐級	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	モニタリング担当	
規制庁	長官官房	審議官級	3. 即応センター	0. 空欄		
規制庁	技術基盤G	安全技術管理官	3. 即応センター	0. 空欄		
規制庁	長官官房緊急事案対策室	企画官級	3. 即応センター	0. 空欄		
規制庁	長官官房緊急事案対策室	補佐・係長級	3. 即応センター	0. 空欄		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. 即応センター	0. 空欄		
規制庁	原子力規制部	安全規制管理官	5. 原子力事業所災害対策支援拠点	0. 空欄		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	5. 原子力事業所災害対策支援拠点	0. 空欄		
内閣府	政策統括官（原子力防災担当）付	原子力防災訓練推進官	6. 道府県災害対策本部	0. 空欄	道府県リエゾン	
内閣府	政策統括官（原子力防災担当）付	係長級	6. 道府県災害対策本部	0. 空欄	道府県リエゾン	※大規模複合災害の場合は政府現地本部に派遣
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課	補佐・係長級	6. 道府県災害対策本部	0. 空欄	道府県リエゾン	※大規模複合災害の場合は政府現地本部に派遣
経済産業省	資源エネルギー庁電力・ガス事業部	補佐級	6. 道府県災害対策本部	0. 空欄	道府県リエゾン	

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
経済産業省	大臣官房	審議官級	1. 原子力利用 省庁執務室等	0. 空欄	支援T事務局長 補佐	
経済産業省	資源エネルギー庁	課室長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	1. 支援T総括班	調整I班長 (正)	
経済産業省	資源エネルギー庁	課室長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	1. 支援T総括班	調整I班長 (予)	
経済産業省	経済産業政策局	課室長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	1. 支援T総括班	調整II班長 (正)	
経済産業省	原子力立地政策室	課室長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	1. 支援T総括班	調整II班長 (予)	
経済産業省	福島復興推進グルー プ	課室長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	2. 支援T住民 支援班	班長	
経済産業省	通商政策局	課室長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	2. 支援T住民 支援班	班長代理	
経済産業省	貿易経済安全保障局	課室長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	5. 支援T広報・ 国際班	班長	
経済産業省	貿易経済安全保障局	課室長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	5. 支援T広報・ 国際班	班長(予)	
経済産業省	資源エネルギー庁	審議官級	2. 原子力被災 道府県庁舎等	6. 被災自治体 支援チーム	T長補佐	
経済産業省	資源エネルギー庁	企画官級	2. 原子力被災 道府県庁舎等	6. 被災自治体 支援チーム	総括班長(正)	
経済産業省	資源エネルギー庁	課室長級	2. 原子力被災 道府県庁舎等	6. 被災自治体 支援チーム	総括班長(予)	
経済産業省	調査統計グループ	補佐級	1. 原子力利用 省庁執務室等	1. 支援T総括班		
経済産業省	調査統計グループ	補佐級	1. 原子力利用 省庁執務室等	1. 支援T総括班		
経済産業省	イノベーション環境 局	補佐級	1. 原子力利用 省庁執務室等	1. 支援T総括班		

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
経済産業省	経済産業政策局	係長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	1. 支援T総括班		
経済産業省	経済解析室	係長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	1. 支援T総括班		
経済産業省	イノベーション環境 局	補佐級	1. 原子力利用 省庁執務室等	2. 支援T住民 支援班		
経済産業省	イノベーション環境 局	補佐級	1. 原子力利用 省庁執務室等	2. 支援T住民 支援班		
経済産業省	経済産業政策局	補佐級	1. 原子力利用 省庁執務室等	2. 支援T住民 支援班		
経済産業省	経済産業政策局	補佐級	1. 原子力利用 省庁執務室等	2. 支援T住民 支援班		
経済産業省	経済産業政策局	補佐級	1. 原子力利用 省庁執務室等	2. 支援T住民 支援班		
経済産業省	経済産業政策局	補佐級	1. 原子力利用 省庁執務室等	2. 支援T住民 支援班		
経済産業省	製造産業局	補佐級	1. 原子力利用 省庁執務室等	2. 支援T住民 支援班		
経済産業省	製造産業局	係長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	2. 支援T住民 支援班		
経済産業省	貿易経済安全保障局	係長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	2. 支援T住民 支援班		
経済産業省	経済産業政策局	係長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	2. 支援T住民 支援班		
経済産業省	商務情報政策局	係長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	2. 支援T住民 支援班		
経済産業省	中小企業庁	補佐級	1. 原子力利用 省庁執務室等	2. 支援T住民 支援班		
経済産業省	経済産業政策局	係員級	1. 原子力利用 省庁執務室等	2. 支援T住民 支援班		

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
環境省	大臣官房環境保健部 放射線健康管理担当 参事官室	参事官(健康管理担当)	1. 原子力利用 省庁執務室等	3. 支援T医療 班	班長	
環境省	大臣官房環境保健部 放射線健康管理担当 参事官室	補佐級	1. 原子力利用 省庁執務室等	3. 支援T医療 班	班長代理	
環境省	大臣官房環境保健部 放射線健康管理担当 参事官室	補佐級・係長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	3. 支援T医療 班		
環境省	大臣官房環境保健部 放射線健康管理担当 参事官室	係長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	3. 支援T医療 班		
環境省	大臣官房環境保健部 放射線健康管理担当 参事官室	補佐級	1. 原子力利用 省庁執務室等	3. 支援T医療 班		
規制庁	放射線防護G放射線 防護企画課	係長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	3. 支援T医療 班		
文部科学省	研究振興局	係長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	3. 支援T医療 班		
文部科学省	高等教育局医学教育 課	補佐級	1. 原子力利用 省庁執務室等	3. 支援T医療 班		
経済産業省	資源エネルギー庁	係長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	3. 支援T医療 班		
経済産業省	資源エネルギー庁	係長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	3. 支援T医療 班		
厚生労働省	厚生科学課	補佐級	1. 原子力利用 省庁執務室等	3. 支援T医療 班		
経済産業省	経済産業政策局	係員級	1. 原子力利用 省庁執務室等	5. 支援T広報・ 国際班		
経済産業省	経済産業政策局	係長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	5. 支援T広報・ 国際班		
経済産業省	通商政策局	係長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	5. 支援T広報・ 国際班		
経済産業省	製造産業局	補佐級	2. 原子力被災 道府県庁舎等	6. 自治体支援 チーム		

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
経済産業省	通商政策局	補佐級	2. 原子力被災 道府県庁舎等	6. 自治体支援 チーム		
経済産業省	貿易経済安全保障局	係長級	2. 原子力被災 道府県庁舎等	6. 自治体支援 チーム		

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
内閣府		政策統括官(原子力防災担当)	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	0. 空欄	事務局長	ＥＲＣに移動	
規制庁		長官	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	0. 空欄		ＥＲＣに移動	
内閣府	大臣官房	審議官(原子力防災担当)	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	0. 空欄	事務局長代理		
内閣官房	事態対処・危機管理担当	危機管理審議官	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	0. 空欄	事務局次長	官邸	
内閣府	大臣官房	審議官(防災担当)	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	0. 空欄	事務局次長		
規制庁	長官官房	審議官	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	0. 空欄	委員長随員	ＥＲＣに移動	
規制庁	原子力規制部	部長	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	0. 空欄	長官随員	ＥＲＣに移動	
規制庁	原子力規制部	安全規制管理官(地震・津波審査担当)	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	0. 空欄	委員随員	ＥＲＣに移動	
規制庁	原子力規制部	安全規制管理官(実用炉・研究炉等・核燃料施設等)	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	0. 空欄	委員長随員	ＥＲＣに移動	状況に応じ、指定要員が随員
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	総括補佐	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	0. 空欄	事務局長随員		
規制庁	長官官房総務課	補佐級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	0. 空欄	長官随員	ＥＲＣに移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	参事官(総括担当)	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	1. 総括班	総括班長		
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	1. 総括班	総括班長代理	支援Ｔ総括班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	1. 総括班	本部ロジ	ＥＲＣに移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	1. 総括班	本部ロジ		
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	1. 総括班	本部ロジ	支援Ｔ総括班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	1. 総括班	連絡係	支援Ｔ総括班	

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	長官官房総務課	企画官級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	1. 総括班	総括班長代理	支援 T 総括班	
規制庁	長官官房総務課	企画官級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	1. 総括班	総括班長代理		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	1. 総括班	連絡担当		状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	長官官房技術基盤課	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	1. 総括班	総括担当	支援 T 総括班	
規制庁	長官官房総務課		1. 官邸又は内閣府本府庁舎	1. 総括班	総括担当	ERCに移動	
内閣官房	事態対処・危機管理担当		1. 官邸又は内閣府本府庁舎	1. 総括班	総括担当		
規制庁	長官官房	課長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	3. 広報班	広報班長	ERCに移動	
規制庁	長官官房総務課広報室	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	3. 広報班	広報担当	ERCに移動	
規制庁	長官官房総務課広報室	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	3. 広報班	広報担当	ERCに移動	
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	3. 広報班	広報担当	ERCに移動	
規制庁	長官官房総務課国際室	係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	3. 広報班	広報担当	ERCに移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	3. 広報班	広報担当	支援 T 広報・国際班	
規制庁	原子力規制部	企画官級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	5. プラント班	プラント班長	ERCに移動	状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	5. プラント班	総括担当	ERCに移動	状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	5. プラント班	情報収集担当	ERCに移動	状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	5. プラント班	資料担当(記録・取りまとめ)	ERCに移動	状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	5. プラント班	資料担当(記録・取りまとめ)	ERCに移動	状況に応じ、指定要員を配置

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	放射線防護G監視情報課	企画官級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	7. 放射線班	放射線班長	支援T放射線班	
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	7. 放射線班	放射線担当	支援T放射線班	
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	7. 放射線班	放射線担当		
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	7. 放射線班	放射線担当	ERCに移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	参事官(地域防災担当)	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	8. 住民安全班	住民安全班長 オフサイト総括	ERCに移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	8. 住民安全班	総括担当	支援T住民支援班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	8. 住民安全班			
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	8. 住民安全班		支援T住民支援班	
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	8. 住民安全班			
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課	企画官級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	9. 医療班	医療班長	支援T医療班	
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	9. 医療班	医療班長代理	支援T医療班	
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	9. 医療班	医療担当	支援T医療班	
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	9. 医療班	医療担当	ERCに移動	
規制庁	放射線防護G放射線規制部門	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	9. 医療班	医療担当		
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	実動対処班長	支援T住民支援班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	実動対処班長代理 現地派遣担当		
規制庁	長官官房総務課情報システム室	補佐・係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	連絡調整担当	ERCに移動	

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
警察庁	警備局警備第二課	係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	警察庁担当		
警察庁	警備局警備第三課	補佐級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	警察庁担当		
消防庁	予防課特殊災害室	補佐級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	消防庁担当		※大規模複合災害の場合は政府本部事務局員と併任
消防庁	予防課特殊災害室	係員級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	消防庁担当		※大規模複合災害の場合は政府本部事務局員と併任
海上保安庁	警備救難部環境防災課	補佐級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	海上保安庁担当		※大規模複合災害の場合は政府本部事務局員と併任
海上保安庁	警備救難部環境防災課	係長級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	海上保安庁担当		※大規模複合災害の場合は政府本部事務局員と併任
防衛省	統合幕僚監部参事官付	補佐級	1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	自衛隊担当		※大規模複合災害の場合は政府本部事務局員と併任 ※今後、引き続き、状況に応じて、適宜見直していく。
防衛省	統合幕僚監部運用部		1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	自衛隊担当		※大規模複合災害の場合は政府本部事務局員と併任
内閣官房	事態対処・危機管理担当		1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	物資・輸送活動調整担当		※大規模複合災害の場合は政府本部事務局員と併任
内閣官房	事態対処・危機管理担当		1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	物資・輸送活動調整担当		※大規模複合災害の場合は政府本部事務局員と併任
内閣官房	事態対処・危機管理担当		1. 官邸又は内閣府本府庁舎	10. 実動対処班	物資・輸送活動調整担当		※大規模複合災害の場合は政府本部事務局員と併任
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	2. 危機管理センターリエゾン	11. 危機管理センターリエゾン		ERCに移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	2. 危機管理センターリエゾン	11. 危機管理センターリエゾン		ERCに移動	
規制庁	原子力規制部	補佐級	2. 危機管理センターリエゾン	11. 危機管理センターリエゾン		ERCに移動	
規制庁	原子力規制部	係長級	2. 危機管理センターリエゾン	11. 危機管理センターリエゾン			
規制庁	原子力規制部		2. 危機管理センターリエゾン	11. 危機管理センターリエゾン			
規制庁	原子力規制部		2. 危機管理センターリエゾン	11. 危機管理センターリエゾン			

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	原子力規制部		2. 危機管理センターリエゾン	1 1. 危機管理センターリエゾン			
規制庁	原子力規制部		2. 危機管理センターリエゾン	1 1. 危機管理センターリエゾン			
規制庁	原子力規制部		2. 危機管理センターリエゾン	1 1. 危機管理センターリエゾン			
規制庁		次長	3. ERC	0. 空欄	事務局長		
規制庁	長官官房総務課	課長	3. ERC	1. 総括班	総括班長		
規制庁	長官官房総務課	補佐級	3. ERC	1. 総括班	総括班長代理	支援 T 総括班	
規制庁	長官官房法務部門	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	総括担当		
規制庁	長官官房総務課	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	総括担当		
規制庁	長官官房法務部門	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	総括担当		
規制庁	長官官房法務部門	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	記録担当		
規制庁	長官官房総務課		3. ERC	1. 総括班	記録担当		
規制庁	長官官房総務課	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	記録担当		
規制庁	長官官房総務課	企画官級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体担当		
規制庁	長官官房総務課	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体担当		
規制庁	長官官房総務課	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体担当		
内閣府	政策統括官(防災担当)付	補佐級	3. ERC	1. 総括班	総括担当		
文部科学省	研究開発局原子力課	企画官	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援 T 住民総括担当長	

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
文部科学省	研究振興局基礎・基盤研究課量子研究推進室		3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班	
環境省	大臣官房脱炭素推進審議官グループ地域政策課	室長級	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班制度・予算担当	
環境省	地球環境局国際連携課	補佐級	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班制度・予算担当	
環境省	大臣官房総務課	係員級	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班制度・予算担当	
環境省	大臣官房総合環境政策統括官グループ総合政策課	係長級	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班制度・予算担当	
環境省	大臣官房総合環境政策統括官グループ総合政策課企画評価・政策プロモーション室	室長	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体対応担当長		
環境省	大臣官房総合政策統括官グループ総合政策課環境教育推進室	補佐級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体対応担当		
環境省	大臣官房会計課	補佐級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体対応担当		
環境省	大臣官房秘書課	係長級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体対応担当	支援T総括班	
環境省	地球環境局総務課脱炭素社会移行推進室	係員級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体対応担当		
環境省	地球環境局総務課	係長級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体対応担当		
経済産業省	イノベーション環境局	補佐級	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班	
規制庁	長官官房参事官(会計担当)	参事官	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援班長		
規制庁	長官官房会計部門	補佐級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門	補佐級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門	補佐級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門	補佐級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	長官官房会計部門	補佐・係長級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門	補佐・係長級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門	補佐・係長級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房総務課 情報システム室	補佐・係長級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門		3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門		3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門		3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門		3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房総務課 情報システム室		3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	原子力規制部	課長	3. ERC	3. 広報班	広報官		
規制庁	原子力規制部	課長級	3. ERC	3. 広報班	広報官		
規制庁	長官官房総務課広報 室	企画官級	3. ERC	3. 広報班	広報班長		
規制庁	長官官房総務課広報 室	補佐級	3. ERC	3. 広報班	総括担当		
規制庁	長官官房総務課	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	総括担当		
規制庁	長官官房総務課広報 室	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	総括担当		
規制庁	長官官房総務課広報 室		3. ERC	3. 広報班	総括担当		

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	技術基盤G	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	連絡調整担当		
規制庁	長官官房総務課広報室		3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
規制庁	原子力規制部	係長級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
規制庁	原子力規制部		3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
規制庁	原子力規制部		3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
規制庁	長官官房総務課広報室	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
規制庁	長官官房総務課広報室	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	情報収集担当		状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	情報収集担当		実用炉
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	情報収集担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	情報収集担当		実用炉
規制庁	長官官房総務課広報室	係長・係員級	3. ERC	3. 広報班	情報収集担当		
規制庁	長官官房総務課広報室	補佐級	3. ERC	3. 広報班	会見室準備担当		
規制庁	原子力規制部	係長・係員級	3. ERC	3. 広報班	会見室準備担当		
環境省	自然環境局自然環境計画課	係員級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
環境省	大田官房総合環境政策統括官グループ 環境経済課	係員級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
環境省	大臣官房総合環境政策統括官グループ総合政策課	係員級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
環境省	地球環境局地球温暖化対策課	係員級	3. ERC	3. 広報班	会見室準備担当		
環境省	自然環境局野生生物課	係員級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
規制庁	長官官房総務課国際室	企画官級	3. ERC	4. 国際班	国際班長		
規制庁	長官官房総務課国際室	補佐級	3. ERC	4. 国際班	国際班長代理		
規制庁	長官官房総務課国際室	補佐・係長級	3. ERC	4. 国際班	国際班長代理 (兼実務担当)		
規制庁	長官官房総務課国際室	補佐級	3. ERC	4. 国際班	ERC連絡業務担当		
規制庁	長官官房総務課国際室	補佐・係長級	3. ERC	4. 国際班	ERC連絡業務担当		
規制庁	長官官房総務課国際室	補佐・係長級	3. ERC	4. 国際班	ERC連絡業務担当		
規制庁	長官官房総務課国際室	補佐・係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
規制庁	長官官房総務課国際室	補佐・係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
規制庁	長官官房総務課国際室		3. ERC	4. 国際班	実務担当		
規制庁	長官官房総務課国際室		3. ERC	4. 国際班	実務担当		
外務省	総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室	係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
外務省	総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室	補佐級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
経済産業省	通商政策局	課長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
経済産業省	通商政策局	補佐級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
経済産業省	通商政策局	係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
経済産業省	通商政策局	補佐級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
経済産業省	通商政策局	係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
経済産業省	通商政策局	係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
経済産業省	通商政策局	係員級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
規制庁	長官官房	審議官級	3. ERC	5. オンサイト総括	オンサイト総括		
規制庁	長官官房	審議官級	3. ERC	5. オンサイト総括	オンサイト総括		
規制庁	原子力規制部	課長	3. ERC	5. オンサイト総括	オンサイト総括		
規制庁	原子力規制部	安全規制管理官	3. ERC	5. オンサイト総括	オンサイト総括		
規制庁	長官官房総務課事故対応処室	企画官級	3. ERC	5. ブラント班	ブラント班長		
規制庁	長官官房総務課事故対応処室／原子力規制部	補佐級	3. ERC	5. ブラント班	ブラント班長代理		状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	原子力規制部	補佐級	3. ERC	5. ブラント班	総括担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. ブラント班	総括担当		
規制庁	長官官房総務課事故対応処室	補佐・係長級	3. ERC	5. ブラント班	総括担当		
規制庁	原子力規制部	係長級	3. ERC	5. ブラント班	総括担当		
規制庁	原子力規制部	係長級	3. ERC	5. ブラント班	総括担当		
規制庁	原子力規制部	補佐級	3. ERC	5. ブラント班	取りまとめ報担当		

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	取りまとめ報担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	取りまとめ報担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	取りまとめ報担当		状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	長官官房総務課事故 対処室	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料配布担当		
規制庁	原子力規制部		3. ERC	5. プラント班	資料配布担当		
規制庁	長官官房総務課事故 対処室		3. ERC	5. プラント班	資料配布担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料配布担当		実用炉
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料配布担当		状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	原子力規制部	補佐級	3. ERC	5. プラント班	情報収集担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	情報収集担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	①情報収集担当 ②クロノロジー 担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	情報収集担当		状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	原子力規制部	係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	原子力規制部	補佐級・係長級	3. ERC	5. プラント班	クロノロジー担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	クロノロジー担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	クロノロジー担当		実用炉
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	クロノロジー担当		状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	クロノロジー担当		
規制庁	原子力規制部	補佐級	3. ERC	5. プラント班	情報収集担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	ホワイトボード担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	ホワイトボード担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	ホワイトボード担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	ホワイトボード担当		状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	技術基盤G	補佐級	3. ERC	5. プラント班	事故進展予測担当		
規制庁	技術基盤G	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	事故進展予測担当		
規制庁	技術基盤G	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	事故進展予測担当		
規制庁	長官官房総務課情報システム室	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	TV会議システム担当		
規制庁	長官官房	長官官房放射線防護グループ長	3. ERC	6. オフサイト総括	オフサイト総括		
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課	課長	3. ERC	6. オフサイト総括班	オフサイト総括班長		

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課	補佐・係長級	3. ERC	6. オフサイト総括班	プラント情報収集担当		
規制庁	技術基盤G	安全技術管理官	3. ERC	6. オフサイト総括班	オフサイト総括班長代理		
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課	補佐級	3. ERC	6. オフサイト総括班	住民安全情報収集担当		※大規模複合災害の場合は複合災害調整班(政府本部事務局員を併任)を兼務
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課		3. ERC	6. オフサイト総括班	総括担当		※大規模複合災害の場合は複合災害調整班(政府本部事務局員を併任)を兼務
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	地域原子力防災推進官	3. ERC	6. オフサイト総括班	機能班情報収集担当		※大規模複合災害の場合は複合災害調整班(班長)(政府本部事務局員を併任)を兼務
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	3. ERC	6. オフサイト総括班	機能班情報収集担当		※大規模複合災害の場合は複合災害調整班(政府本部事務局員を併任)を兼務
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	3. ERC	6. オフサイト総括班	住民安全情報収集担当		※大規模複合災害の場合は複合災害調整班(政府本部事務局員を併任)を兼務
規制庁	放射線防護G監視情報課	課長	3. ERC	7. 放射線班	放射線班長	支援T放射線班	
規制庁	放射線防護G監視情報課	企画官級	3. ERC	7. 放射線班	放射線班長代理		
規制庁	放射線防護G防護企画課	補佐・係長級	3. ERC	7. 放射線班	放射線班長代理		
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐級	3. ERC	7. 放射線班	総括担当	支援T放射線班	
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐・係長級	3. ERC	7. 放射線班	総括担当		
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐・係長級	3. ERC	7. 放射線班	記録担当		
規制庁	放射線防護G監視情報課		3. ERC	7. 放射線班	記録担当		
規制庁	放射線防護G監視情報課	係長級	3. ERC	7. 放射線班	モニタリング計画担当		
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐・係長級	3. ERC	7. 放射線班	モニタリング計画担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	7. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	7. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐・係長級	3. ERC	7. 放射線班	国会担当	支援T放射線班	
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐・係長級	3. ERC	7. 放射線班	国会担当		
内閣府	食品安全委員会事務局総務課	補佐級	3. ERC	7. 放射線班	摂取・出荷制限担当	支援T放射線班	
消費者庁	消費者安全課	係長級	3. ERC	7. 放射線班	総括担当		
消費者庁	消費者安全課	補佐級	3. ERC	7. 放射線班	摂取・出荷制限担当		
厚生労働省	健康・生活衛生局食品監視安全課	課室長級	3. ERC	7. 放射線班	摂取・出荷制限担当	支援T放射線班 飲食物摂取・出荷制限T長	
農林水産省	大臣官房地方課災害総合対策室	係長級	3. ERC	7. 放射線班	摂取・出荷制限担当	支援T放射線班	
農林水産省	大臣官房環境バイオマス政策課	補佐級	3. ERC	7. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	
農林水産省	農林水産技術会議事務局研究企画課		3. ERC	7. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	
環境省	水・大気環境局海洋環境課	課長	3. ERC	7. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班 放射性廃棄物等処理・除染T長	
環境省	水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室	補佐級	3. ERC	7. 放射線班	総括担当	支援T放射線班	
環境省	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	補佐級	3. ERC	7. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	
環境省	環境再生・資源循環局廃棄物規制課	係長級	3. ERC	7. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	地域原子力防災推進官	3. ERC	8. 住民安全班	住民安全班長		
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	3. ERC	8. 住民安全班	住民安全班長代理		
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級・係長級	3. ERC	8. 住民安全班			

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
内閣府	政策統括官(原子力 防災担当)付	補佐級・係長級	3. ERC	8. 住民安全班		支援T住民支援班	
内閣府	政策統括官(原子力 防災担当)付	補佐級・係長級	3. ERC	8. 住民安全班			
内閣府	政策統括官(原子力 防災担当)付	補佐級・係長級	3. ERC	8. 住民安全班			
内閣府	政策統括官(原子力 防災担当)付	補佐級・係長級	3. ERC	8. 住民安全班		支援T住民支援班	
内閣府	政策統括官(原子力 防災担当)付	補佐級・係長級	3. ERC	8. 住民安全班		支援T住民支援班	
規制庁	放射線防護G	安全規制管理官	3. ERC	8. 住民安全班	住民安全班長代理		
規制庁	放射線防護G	補佐・係長級	3. ERC	8. 住民安全班	住民避難・輸送 担当		
規制庁	放射線防護G	補佐・係長級	3. ERC	8. 住民安全班	住民避難・輸送 担当		
経済産業省	経済産業政策局	係長級	3. ERC	8. 住民安全班	住民安全担当	支援T住民支援班	
経済産業省	通商政策局	係長級	3. ERC	8. 住民安全班	住民安全担当	支援T住民支援班	
経済産業省	商務情報政策局	課長級	3. ERC	8. 住民安全班	住民安全担当	支援T住民支援班 要望対応・広報企画班長	
経済産業省	製造産業局	係長級	3. ERC	8. 住民安全班	住民安全担当	支援T住民支援班	
経済産業省	商務情報政策局	係長級	3. ERC	8. 住民安全班	住民安全担当	支援T住民支援班	
経済産業省	中小企業庁	係長級	3. ERC	8. 住民安全班	住民安全担当	支援T住民支援班	
経済産業省	資源エネルギー庁	係長級	3. ERC	8. 住民安全班	住民安全担当	支援T住民支援班	
財務省	大臣官房総合政策課 政策推進室	補佐級	3. ERC	8. 住民安全班	避難・輸送担当	支援T住民支援班	
気象庁	総務部企画課		3. ERC	8. 住民安全班			

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
環境省	自然環境局総務課動物愛護管理室	補佐級	3. ERC	8. 住民安全班	要望・物資調達担当業務	支援T広報・国際班	
文部科学省	研究開発局原子力課	補佐級	3. ERC	8. 住民安全班	住民安全担当	支援T避難・住民支援チーム長	
文部科学省	研究振興局大学研究基盤整備課	補佐級	3. ERC	8. 住民安全班	住民安全担当	支援T住民支援班	
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課	企画官級	3. ERC	9. 医療班	医療班長		
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課	補佐級	3. ERC	9. 医療班	総括担当		
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課	補佐級	3. ERC	9. 医療班	総括担当		
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課		3. ERC	9. 医療班	総括担当		
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課		3. ERC	9. 医療班	総括担当		
規制庁	放射線防護G放射線規制部門	補佐・係長級	3. ERC	9. 医療班	事務・情報整理 (傷病者・線量把握担当)		
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課	補佐・係長級	3. ERC	9. 医療班	事務・情報整理 (安定ヨウ素剤等担当)		
規制庁	放射線防護G放射線規制部門	補佐・係長級	3. ERC	9. 医療班	事務・情報整理 (兼 健康管理・管理担当)	支援T医療班	
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課	補佐・係長級	3. ERC	9. 医療班	事務・情報整理		
規制庁	放射線防護G放射線規制部門	補佐・係長級	3. ERC	9. 医療班	事務・情報整理		
環境省	大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室	参事官(健康管理担当)	3. ERC	9. 医療班	医療班長代理	支援T医療班長	
環境省	大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室	補佐級・係長級	3. ERC	9. 医療班	総括担当	支援T医療班	
環境省	大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室	補佐級	3. ERC	9. 医療班	医療班長代理	支援T医療班長代理	
環境省	大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室	係長級	3. ERC	9. 医療班	総括担当	支援T医療班	

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
環境省	大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室	係長級	3. ERC	9. 医療班	記録担当	支援T医療班	
環境省	大臣官房環境保健部環境保健企画管理課特殊疾病対策室	補佐級	3. ERC	9. 医療班	被ばく医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当	支援T医療班	
環境省	大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室	補佐級	3. ERC	9. 医療班	総括担当	支援T医療班	
環境省	大臣官房環境保健部環境保健企画管理課	係長級	3. ERC	9. 医療班	総括担当	支援T医療班	
文部科学省	研究振興局研究振興戦略官付	係長級	3. ERC	9. 医療班	総括担当	支援T医療班	
文部科学省	高等教育局医学教育課	補佐級	3. ERC	9. 医療班	被ばく医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当	支援T医療班	
厚生労働省	大臣官房厚生科学課	補佐級	3. ERC	9. 医療班	総括担当	支援T医療班	
厚生労働省	大臣官房厚生科学課	補佐級	3. ERC	9. 医療班	被ばく医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当	支援T医療班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級	3. ERC	10. 実動対処班	実動対処班長		※大規模複合災害の場合は政府本部事務局事案対処部門を兼務(同事務局員と併任)
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級	3. ERC	10. 実動対処班	実動対処班長代理	支援T住民支援班	※大規模複合災害の場合は政府本部事務局事案対処部門を兼務(同事務局員と併任)
内閣府	政策統括官(防災担当)付	補佐級	3. ERC	10. 実動対処班	総括担当		※大規模複合災害の場合は政府本部事務局事案対処班を兼務(同事務局員と併任)
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	10. 実動対処班	総括担当	支援T住民支援班	※大規模複合災害の場合は政府本部事務局事案対処部門を兼務(同事務局員と併任)
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	10. 実動対処班	総括担当	支援T住民支援班	※大規模複合災害の場合は政府本部事務局事案対処部門を兼務(同事務局員と併任)
規制庁	放射線防護G	補佐・係長級	3. ERC	10. 実動対処班	総括担当		※大規模複合災害の場合は政府本部事務局事案対処部門を兼務(同事務局員と併任)
経済産業省	商務サービスグループ	係長級	3. ERC	10. 実動対処班	要望・物資調達担当	支援T要望対応・広報企画班	
経済産業省	産業保安グループ	課長級	3. ERC	10. 実動対処班	要望・物資調達担当長	支援T要望対応・広報企画班要望対応チーム長	※大規模複合災害の場合は政府本部事務局事案対処部門を兼務(同事務局員と併任)
警察庁	警備局警備第三課	補佐・係長級	3. ERC	10. 実動対処班	警察庁担当	支援T住民支援班	※大規模複合災害の場合は政府本部事務局事案対処部門を兼務(同事務局員と併任)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
総務省	総合通信基盤局安全・信頼性対策課	補佐級	3. ERC	10. 実動対処班	物資調整担当	支援T住民支援班	※大規模複合災害の場合は政府本部事務局事案対処班を兼務(同事務局員と併任)
消防庁	予防課特殊災害室	係長級	3. ERC	10. 実動対処班	消防庁担当		※大規模複合災害の場合は政府本部事務局員と併任
防衛省	統合幕僚監部参事官付		3. ERC	10. 実動対処班	自衛隊担当		※大規模複合災害の場合は政府本部事務局事案対処班を兼務(同事務局員と併任)
防衛省	統合幕僚監部運用部		3. ERC	10. 実動対処班	自衛隊担当		※大規模複合災害の場合は政府本部事務局員と併任
国土交通省	水管理・国土保全局防災課	補佐級	3. ERC	10. 実動対処班	緊急輸送ルート調整担当	支援T住民支援班	※大規模複合災害の場合は政府本部事務局事案対処部門を兼務(同事務局員と併任)
海上保安庁	警備救難部救難課		3. ERC	10. 実動対処班	海上保安庁担当		※大規模複合災害の場合は政府本部事務局事案対処部門を兼務(同事務局員と併任)
国土交通省	大臣官房参事官(運輸安全防災)付	補佐級	3. ERC	10. 実動対処班	輸送調整担当	支援T住民支援班	※大規模複合災害の場合は政府本部事務局事案対処班を兼務(同事務局員と併任)
農林水産省	大臣官房新事業・食品産業部食品製造課	係長級	3. ERC	10. 実動対処班	物資調整担当	支援T住民支援班	※大規模複合災害の場合は政府本部事務局事案対処班を兼務(同事務局員と併任)
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	5. 8号館	0. 空欄	8号館リエゾン		※大規模複合災害の場合に8号館(政府本部事務局)に派遣(同事務局員と併任)
規制庁	原子力規制部原子力規制企画課	補佐級	5. 8号館	0. 空欄	8号館リエゾン		※大規模複合災害の場合に8号館(政府本部事務局)に派遣(同事務局員と併任)

現地における各拠点の体制(文部科学省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
内閣府	大臣官房	審議官（原子力防災担当）	1. OFC	0. 空欄	事務局長	
文部科学省	大臣官房	審議官級	1. OFC	0. 空欄	事務局次長・広報官	
内閣官房	事態対処・危機管理担当	内閣参事官	1. OFC	1. 総括班	事務局次長	
内閣府	政策統括官（防災担当）付	企画官級	1. OFC	1. 総括班	事務局次長	
消防庁	予防課特殊災害室	課室長級	1. OFC	1. 総括班	事務局次長	
規制庁	原子力規制部	企画官級	1. OFC	1. 総括班	総括班長	
内閣府	政策統括官（原子力防災担当）付	企画官級	1. OFC	1. 総括班	総括班長代理	
内閣府	政策統括官（原子力防災担当）付	補佐級	1. OFC	1. 総括班		
規制庁	原子力規制部	係長級	1. OFC	1. 総括班	総括担当	
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. OFC	1. 総括班	記録担当	状況に応じ、指定要員を配置
規制庁	長官官房総務課	原子力防災専門官	1. OFC	1. 総括班		※本部長到着後、現地の実情に合わせて配置
文部科学省	研究開発局原子力課立地地域対策室	室長	1. OFC	1. 総括班	総括班長代理	
環境省	地方環境事務所		1. OFC	1. 総括班	記録・資料担当	
規制庁	長官官房会計部門	企画官級	1. OFC	2. 運営支援班	運営支援班長	
規制庁	長官官房総務課	補佐・係長級	1. OFC	2. 運営支援班	運営支援担当	

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
内閣府	政策統括官(原子力 防災担当)付	補佐・係長級	1. O F C	2. 運営支援班		
環境省	地方環境事務所		1. O F C	2. 運営支援班	総括担当	
環境省	地方環境事務所		1. O F C	2. 運営支援班	総括担当	
規制庁	長官官房総務課広報 室	補佐級	1. O F C	3. 広報班	広報班長	
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. O F C	3. 広報班	広報班長代理	状況に応じ、指定要員を 配置
規制庁	放射線防護G	補佐・係長級	1. O F C	3. 広報班	問い合わせ担当	
規制庁	技術基盤G	補佐・係長級	1. O F C	3. 広報班	問い合わせ担当	
規制庁	技術基盤G	係長・係員級	1. O F C	3. 広報班	総括担当	
規制庁	原子力規制部	企画官級	1. O F C	5. プラント チーム	プラントチーム 長	状況に応じ、指定要員を 配置
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. O F C	5. プラント チーム	チーム長補佐	状況に応じ、指定要員を 配置
規制庁	原子力規制部	係長級	1. O F C	5. プラント チーム	情報収集担当	状況に応じ、指定要員を 配置
規制庁	原子力規制部	係長・係員級	1. O F C	5. プラント チーム	記録担当	状況に応じ、指定要員を 配置
規制庁	放射線防護G監視情 報課	補佐級	1. O F C	7. 放射線班	放射線班長	状況に応じ、緊急時モニ タリングセンターと兼務 可
規制庁	放射線防護G監視情 報課	補佐級	1. O F C	7. 放射線班	総括担当	状況に応じ、緊急時モニ タリングセンターと兼務 可
規制庁	放射線防護G監視情 報課	補佐・係長級	1. O F C	7. 放射線班	総括担当	状況に応じ、緊急時モニ タリングセンターと兼務 可

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. OFC	7. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	状況に応じ、緊急時モニタリングセンターと兼務可
環境省	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	室長級	1. OFC	7. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	
環境省	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付災害廃棄物対策室	補佐級・係長級	1. OFC	7. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	
環境省	水・大気環境局モビリティ環境対策課	係長級	1. OFC	7. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	地域原子力防災推進官	1. OFC	8. 住民安全班	住民安全班長	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	地域原子力防災推進官	1. OFC	8. 住民安全班	住民安全班長代理	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. OFC	8. 住民安全班	住民安全班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. OFC	8. 住民安全班	住民安全班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. OFC	8. 住民安全班	住民支援・要望対応担当	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級・係長級	1. OFC	8. 住民安全班	住民安全班	
文部科学省	研究開発局原子力課	補佐級	1. OFC	8. 住民安全班	総括担当	
環境省	自然環境局自然環境整備課	補佐級・係長級	1. OFC	8. 住民安全班	住民支援・要望対応担当	
環境省	水・大気環境局総務課	係長級	1. OFC	8. 住民安全班	住民避難・輸送担当	
気象庁	各管区气象台総務部		1. OFC	8. 住民安全班		
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課	企画官級	1. OFC	9. 医療班	医療班長	

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
規制庁	放射線防護G放射線規制部門	補佐・係長級	1. OFC	9. 医療班	被ばく医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当	
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課		1. OFC	9. 医療班	安定ヨウ素剤担当	
規制庁	放射線防護G放射線規制部門	補佐・係長級	1. OFC	9. 医療班	健康調査・管理担当	
環境省	大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室	補佐級	1. OFC	9. 医療班		
環境省	大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室	補佐級	1. OFC	9. 医療班		
文部科学省	高等教育局医学教育課／研究振興局基礎・基盤研究課量子研究推進室	補佐級	1. OFC	9. 医療班	総括担当	
厚生労働省	大臣官房厚生科学課等	補佐・係長級	1. OFC	9. 医療班	総括担当	※状況に応じて厚生科学課、医政局地域医療計画課、安全衛生部労働衛生課、地方支分部局等から派遣する。
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級	1. OFC	10. 実動対処班	実動対処班長	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級・係長級	1. OFC	10. 実動対処班	実動対処班長代理	
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課	補佐・係長級	1. OFC	10. 実動対処班	総括担当	
警察庁	警備局警備第三課	補佐・係長級	1. OFC	10. 実動対処班	警察庁担当	
警察庁	警備局警備第三課	補佐・係長級	1. OFC	10. 実動対処班	警察庁担当	
消防庁	予防課特殊災害室	係長・係員級	1. OFC	10. 実動対処班	消防庁担当	
国土交通省	地方運輸局等		1. OFC	10. 実動対処班	輸送調整担当	
国土交通省	地方整備局等		1. OFC	10. 実動対処班	緊急輸送ルート調整担当	

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
海上保安庁	各管区海上保安本部等		1. OFC	10. 実動対処班	海上保安庁担当	
海上保安庁	各管区海上保安本部等		1. OFC	10. 実動対処班	住民避難・輸送担当	
防衛省	統合幕僚監部参事官付	係長級	1. OFC	10. 実動対処班	自衛隊担当	
防衛省	統合幕僚監部運用部		1. OFC	10. 実動対処班	自衛隊担当	
規制庁	放射線防護G監視情報課	室長・企画官級	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	センター長	
規制庁	放射線防護G監視情報課	上席放射線防災専門官・放射線防災専門官・放射線防災専門職	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	センター長代理	
規制庁	放射線防護G監視情報課	上席放射線防災専門官・放射線防災専門官・放射線防災専門職	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	センター長代理	
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐・係長級	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	企画調整担当	
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐・係長級	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	企画調整担当	
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐・係長級	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	情報収集管理担当	
規制庁	放射線防護G監視情報課	補佐・係長級	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	測定分析担当	
環境省	水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室	補佐級	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	モニタリング担当	
規制庁	長官官房	審議官級	3. 即応センター	0. 空欄		
規制庁	技術基盤G	安全技術管理官	3. 即応センター	0. 空欄		
規制庁	長官官房緊急事案対策室	企画官級	3. 即応センター	0. 空欄		

現地における各拠点の体制(文部科学省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
規制庁	長官官房緊急事案対策室	補佐・係長級	3. 即応センター	0. 空欄		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. 即応センター	0. 空欄		
規制庁	原子力規制部	安全規制管理官	5. 原子力事業所災害対策支援拠点	0. 空欄		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	5. 原子力事業所災害対策支援拠点	0. 空欄		
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	原子力防災訓練推進官	6. 道府県災害対策本部	0. 空欄	道府県リエゾン	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	係長級	6. 道府県災害対策本部	0. 空欄	道府県リエゾン	※大規模複合災害の場合は政府現地本部に派遣
規制庁	放射線防護G放射線防護企画課	補佐・係長級	6. 道府県災害対策本部	0. 空欄	道府県リエゾン	※大規模複合災害の場合は政府現地本部に派遣
文部科学省	研究開発局原子力課	係長級	6. 道府県災害対策本部	0. 空欄	道府県リエゾン	

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
文部科学省	大臣官房	審議官級	1. 原子力利用 省庁執務室等	0. 空欄	支援T事務局長 補佐	
文部科学省	研究開発局原子力課	課室長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	1. 支援T総括班	班長	
文部科学省	研究開発局原子力課	課室長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	2. 支援T住民 支援班	班長	
文部科学省	研究開発局研究開発 戦略官付	課室長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	5. 支援T広報・ 国際班	班長	
文部科学省	研究開発局参事官 (原子力損害賠償担 当)	課室長級	2. 原子力被災 道府県庁舎等	6. 被災自治体 支援チーム	班長	
文部科学省	研究開発局原子力課	補佐級	1. 原子力利用 省庁執務室等	1. 支援T総括班		
文部科学省	研究開発局原子力課	補佐級	1. 原子力利用 省庁執務室等	1. 支援T総括班		
文部科学省	研究開発局原子力課	係長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	1. 支援T総括班		
文部科学省	研究開発局原子力課	係長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	1. 支援T総括班		
文部科学省	科学技術・学術政策局 政策課	補佐級	1. 原子力利用 省庁執務室等	2. 支援T住民 支援班		
文部科学省	研究振興局大学研究 基盤整備課	係長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	2. 支援T住民 支援班		
文部科学省	研究開発局開発企画 課	補佐級	1. 原子力利用 省庁執務室等	2. 支援T住民 支援班		
文部科学省	研究開発局宇宙開発 利用課	係長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	2. 支援T住民 支援班		
文部科学省	研究開発局海洋地球 課	係長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	2. 支援T住民 支援班		
文部科学省	研究振興局研究振興 戦略官付	係長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	3. 支援T医療 班		
文部科学省	高等教育局医学教育 課	補佐級	1. 原子力利用 省庁執務室等	3. 支援T医療 班		
文部科学省	研究振興局基礎・基盤 研究課量子研究推進 室	係長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	5. 支援T広報・ 国際班		
文部科学省	研究振興局基礎・基盤 研究課素粒子・原子核 研究推進室	係長級	1. 原子力利用 省庁執務室等	5. 支援T広報・ 国際班		
文部科学省	研究開発局研究開発 戦略官付	補佐級	2. 原子力被災 道府県庁舎等	6. 被災自治体 支援チーム		

第3章 外部専門家要員

1 緊急事態応急対策委員

緊急事態応急対策委員（以下「対策委員」という。）は、委員会の指示を受け、以下の任務を行う。

- （1）原災本部その他の関連機関への情報提供の要請を行う等により、必要な情報の収集を行うとともに情報の分析等を行う。
- （2）事態に即応して技術的側面から必要な緊急事態応急対策について検討する。
- （3）原子力施設事態即応センター及びオフサイトセンターに派遣した対策委員からの調査報告又は意見等の情報を受けて必要な検討を行い、委員会が行う、緊急事態応急対策に関する技術的事項の検討に関して支援を行う。
- （4）原子力施設事態即応センター及びオフサイトセンターに派遣された対策委員は、原災現地本部、地方公共団体、原子力事業者等の協力の下、発災現場の情報の収集・分析等を行い委員会委員長へ調査報告又は意見具申を行うとともに、原災現地本部、地方公共団体、原子力事業者等が実施する緊急事態応急対策に対し必要な技術的助言を行う。

2 その他の専門家

- ・原子力施設の災害の場合に派遣する共通の専門家

職名	専門又は任務	所在地
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 理事長があらかじめ指名している指名専門家4名	放射線防護	千葉県
国立保健医療科学院 生活環境研究部 衛生環境管理領域		埼玉県
国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産資源研究所 所長があらかじめ指名している者※ ¹		神奈川県
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境研究部門 所長があらかじめ指名している者		茨城県
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 理事長があらかじめ指名している指名専門家※ ²	原子炉工学 核燃料工学 臨界・遮へい安全評価 輸送 この分野から1～2名程度 環境モニタリング 環境影響評価 個人被ばく評価 放射線管理 この分野から1～2名程度	茨城県等

・原子力発電所の災害の場合に派遣する専門家

職名	専門又は任務	所在地
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 理事長があらかじめ指名している指名専門家※2	原子炉工学 核燃料工学 臨界・遮へい安全評価 輸送 この分野から1～2名程度 環境モニタリング 環境影響評価 個人被ばく評価 放射線管理 この分野から1～2名程度	茨城県等
国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計測標準総合センター 分析計測標準研究部門 放射線標準研究グループ 研究グループ長	放射線計測	茨城県
一般財団法人 電力中央研究所 理事長があらかじめ指名している指名専門家	原子力工学の分野から数名	東京都等

・試験研究炉及び研究開発段階炉の災害の場合に派遣する専門家

職名	専門又は任務	所在地
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 理事長があらかじめ指名している指名専門家※2	原子炉工学 核燃料工学 臨界・遮へい安全評価 輸送 この分野から1～2名程度 環境モニタリング 環境影響評価 個人被ばく評価 放射線管理 この分野から1～2名程度	茨城県等

・その他施設の災害の場合に派遣する専門家

職名	専門又は任務	所在地
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 理事長があらかじめ指名している指名専門家 ^{※2}	原子炉工学 核燃料工学 臨界・遮へい安全評価 輸送 この分野から1～2名程度 環境モニタリング 環境影響評価 個人被ばく評価 放射線管理 この分野から1～2名程度	茨城県等

※1 国立研究開発法人水産研究・教育機構横浜庁舎放射線障害予防規定に基づき所長が選任した者

※2 指名専門家：指定公共機関として、原子力緊急時において応急対策のための技術的検討を円滑かつ適切に遂行するため、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長があらかじめ指名している専門家。

（専門分野：原子炉工学、核燃料工学、臨界・遮へい安全評価、輸送、環境モニタリング、環境影響評価、個人被ばく評価、放射線管理の8分野、約120名程度を指名）

（注）その他の専門家の東京への招集及び現地派遣については、規制庁より関係機関の所管省庁へ派遣等を依頼し、当該所管省庁は専門家リストを基本として適切な専門家の派遣を所管の関係機関に依頼することで対応する。

3 緊急時モニタリング要員及び資機材

(令和4年7月現在)

組 織	要 員	機 材
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 緊急時連絡先(24 時間体制) 原子力緊急時支援・研修センター	緊急時モニタリング要員 約 10 名	1. サーバイメータ 70 台 2. モニタリングカー 2 台 3. ダストサンプラ 5 台 4. ヨウ素サンプラ 5 台 5. ホールボディカウンタ車 2 台 6. 体表面測定車 2 台 7. 現場指揮車 1 台
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 緊急時連絡先 量子医学・医療部門高度被ばく医療センター ①運営企画室長 ②運営企画室技術統括 ③運営企画室主査	緊急時モニタリング要員 約 9 名	1. サーバイメータ 10 台 (γ線用2、β・γ線用4、α線用2、中性子線用2) 2. 可搬型 γ線エリアモニタ 3 台 3. 可搬型 α線ダストモニタ 3 台 4. 可搬型 β線ダストモニタ 3 台 5. 集じん器 3 台

4 原子力災害医療に係る専門家

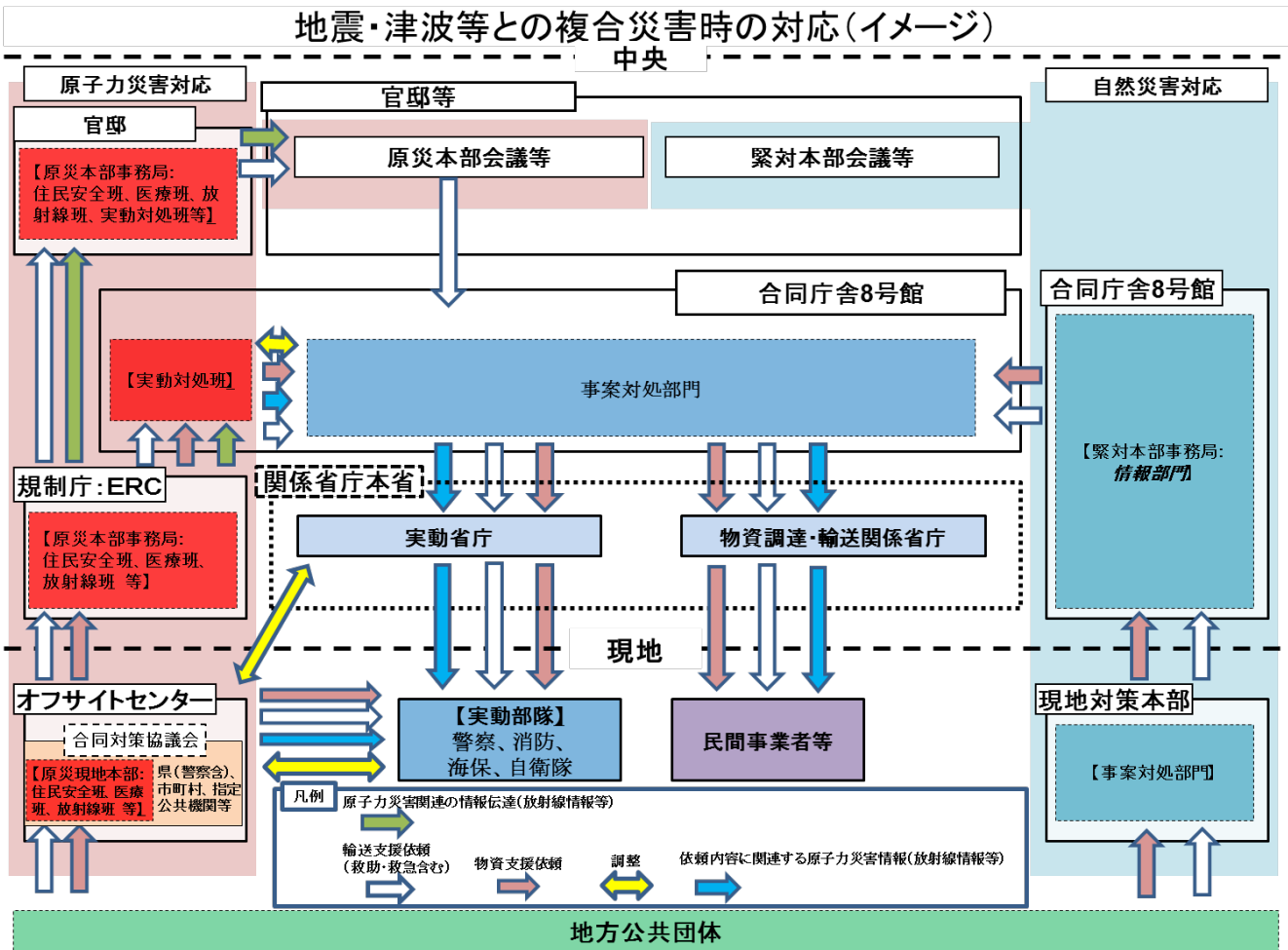
職 名		任 務	担 当
国立研究開発法人 量子科学技術研究開 発機構	専門家5名	医療活動指導・協力	原子力災害医療 線量評価 放射線防護等
公益財団法人 放射線影響研究所	分子生物科学部研究員		計測

第4編 その他

第1章 複合災害への対応

大規模複合災害時には、政府本部と原災本部の間で、物資の調達、供給活動の要請や実動組織への協力要請など、共通的な措置内容の指示・調整を一元化し、必要に応じ合同的な会議運営を図るなど効率的な運用に努める。

各省庁は、複合災害の場合に備えて、それぞれの要員が重複しないよう指定しておくよう努めるものとする。



第2章 複数サイトにおける事故発生への対応

地震・津波等に伴い複数サイトで原子力事故が発生した場合、サイトごとに副本部長・現地対策本部長を選任する。ただし、それぞれのUPZの大部分が重なるなど、住民避難等の緊急時の対応を一体として取り扱うことが効果的かつ実効的と認められるときは、この限りでない。

また、複数事業者において原子力事故が発生した場合は、原子力施設事態即応センターごとに規制庁長官が指定する規制庁職員を派遣する。

第3章 福島地域における初動対応の体制

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応については現在も関係機関が緊密に連携し、廃炉に向けた取組や再度のシビアアクシデントの未然防止に向けた取組を推進中である。これらの特殊性を踏まえ、福島地域において情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合における原災現地本部の設置場所を含む初動対応の体制について、ここまでの規定に加え、次のとおりとする。

○福島地域において情報収集事態又は警戒事態が発生した場合の対応体制

福島地域において情報収集事態又は警戒事態（以下「警戒事態等」という。）が発生した場合、平成23年3月に設置した福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害現地対策本部（本部長：経済産業副大臣）（以下「既設災害現地対策本部」という。）、原子力規制庁地域原子力規制総括調整官（福島担当）（以下「福島総括調整官」という。）及び福島地域を担当する原子力規制事務所並びに内閣府（原子力防災担当）原子力防災専門官は、関係地方公共団体、原子力事業者等と連携して、情報の収集、オフサイトセンターの立ち上げ等の対応を行うものとする。

なお、福島第一原子力発電所において警戒事態等が発生した場合にあつては、既設災害現地対策本部の住民安全班以外は、南相馬オフサイトセンターに移転の準備を開始し、福島総括調整官等と緊密に連携した対応を行うものとする。

○福島第一原子力発電所において施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合の対応

福島第一原子力発電所において施設敷地緊急事態又は全面緊急事態（以下、本節において「緊急事態」という。）が発生した場合、既設災害現地対策本部の住民安全班以外を南相馬オフサイトセンターに移転した上で、関係地方公共団体、原子力事業者等関係機関と協力して初動対応に当たるものとする。

なお、この段階において既設災害現地対策本部長（経済産業副大臣）は南相馬オフサイトセンターに参集するものとする。

○福島第二原子力発電所において緊急事態が発生した場合の対応

他の実用発電用原子炉における緊急事態の対応と同様に、施設敷地緊急事態が発生した場合は原子力規制委員会・内閣府合同事故現地対策本部（本部長：内閣府副大臣又は政務官）を、全面緊急事態が発生した場合は原子力災害現地対策本部（本部長：内閣府副大臣又は政務官）を、櫛葉オフサイトセンターに設置した上で、既設災害現地対策本部（自治会館に存置し福島第一原子力発電所対応を継続）、関係地方公共団体、原子力事業者等関係機関と協力して初動対応に当たるものとする。

○同時発災の場合の対応

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において同時に緊急事態が発生した場合には、第4編第2章の規定にかかわらず、先に設置された原災現地本部において後に緊急事態となった発電所に係る原災現地本部を兼ねることを原則としつつ、事象の進展等に応じ、原災本部長の判断により柔軟に対応するものとする。

第4章 各省庁における参集要員の代替確保

各省庁は、人員が不足する場合や対応が長期化した場合等に備えて、あらかじめ参集要員の代替要員を確保するとともにその代理順位を定めておくこととする。

第5章 現地との連絡・調整、輸送の手配等

地震・津波等の影響により一般の通信回線が使用できない場合には、衛星回線、中央防災無線網等により連絡手段を確保する。ただし、自衛隊、消防、警察無線を用いた連絡はやむを得ない場合に重要事項の伝達のために依頼するものとする。

地震・津波等の影響により関係地方公共団体がオフサイトセンターに参集できない場合には、テレビ会議システムによる原子力災害合同対策協議会への参加など柔軟に対処するとともに、緊急輸送関係省庁と連携し、人員や物資の輸送を行う。

第6章 各種感染症の流行下での原子力事故時における防護措置の基本的な考え方

各種感染症の流行下において、万が一、原子力事故が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とし、関係行政機関等と連携して対応する。

○感染症流行下において原子力事故が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行うよう留意する。

○避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離等を行うよう留意する。

第5編 資料・各種様式

第1章 各種様式

第1節 警戒事態

(様式－1－1)

※ 警戒事態に該当する事象が発生した場合

要 請 (案)

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

(P A Z 及びU P Z 内の道府県・市町村の長あて)

_____ 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に発生した〇〇〇（例：××を震源とする地震）は、原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当すると判断したことから、連絡体制の確立等に必要な体制をとるとともに、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力及び緊急時モニタリングの準備を始めるよう要請する。

(様式－1－2)

※ 様式－1－1の要請文を発出した後に、原子力施設の重要な故障等により、施設敷地緊急事態に進展するおそれがある場合

要 請 (案)

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

(P A Z 及びU P Z 内の道府県・市町村の長あて)

_____ 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

〇〇（原子力）発電所において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

(記載例)

- ・施設敷地緊急事態要避難者(注)及びその避難を支援する者に対しては、避難の準備を開始するよう要請すること。ただし、施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難等を支援する者に対しては、屋内退避の準備を始めるよう要請すること。
- ・施設敷地緊急事態要避難者及びその避難を支援する者の避難のため、一時集結所等の開設準備、避難先、避難経路、輸送手段、安定ヨウ素剤配布の調整等必要な準備を始めること。
- ・施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難等を支援する者が屋内退避するための施設の準備をすること。
(・同発電所から概ね30km圏内の一時滞在者に対して、帰宅するよう要請すること。)
- ・P A Z、U P Zの住民等及び公私の団体等に対して、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意するよう要請すること。

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

(様式－1－3)

※ 様式－1－1の要請文を発出する前に、原子力施設の重要な故障等により、施設敷地緊急事態に進展するおそれがある場合

要 請 (案)

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

(P A Z 及びU P Z 内の道府県・市町村の長あて)

_____ 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

〇〇（原子力）発電所において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

(記載例)

- ・同発電所のP A Z、U P Zに該当する〇〇道府県、◇◇道府県、××市町村及び△△市町村は、連絡体制の確立等の必要な体制をとること。
- ・施設敷地緊急事態要避難者(注)及びその避難を支援する者に対して、避難の準備を始めるよう要請すること。ただし、施設敷地緊急事態要避難者のうち避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難等を支援する者に対しては、屋内退避の準備を始めるよう要請すること。
- ・施設敷地緊急事態要避難者及びその避難を支援する者の避難のため、一時集結所等の開設準備、避難先、避難経路、輸送手段、安定ヨウ素剤配布の調整等必要な準備を始めること。
- ・施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難等を支援する者が屋内退避するための施設の準備を始めること。
(・同発電所から概ね30km圏内の一時滞在者に対して、帰宅するよう要請すること。)
- ・〇〇県及び◇◇県は、原子力規制庁による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を始めること。
- ・P A Z、U P Zの住民等及び、公私の団体等に対して、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意するよう要請すること。

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、P A Z内の住民等であつて、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

第2節 施設敷地緊急事態

(様式－2)

人員等の輸送支援依頼について

(警察庁警備局長、消防庁長官、海上保安庁次長、防衛省統合幕僚監部総括官あて)
〇〇〇〇殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

標記の件について、下記のとおり人員等の輸送支援を依頼します。

記

1. 理由

(例) 原子力施設事態即応センター(原子力事業者本店等)へ参集するため

2. 期日及び経路

〇〇年〇月〇日〇時〇分 〇〇から 〇〇まで

3. 輸送支援希望

(1) 人員

〇〇 〇〇 (所属、氏名 を記載)

〇〇 〇〇 (//)

(2) 資機材

別紙のとおり

(様式－3)

要 請 (案)

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

(P A Z 及びU P Z 内の道府県・市町村の長あて)

殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

〇〇電力株式会社から〇〇（原子力）発電所において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生したとの通報を受け、当該事象が原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

(記載例)

- ・施設敷地緊急事態要避難者(注)及びその避難を支援する者に対しては、安全な避難が可能となり、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け避難するよう要請すること。ただし、施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難等を支援する者に対しては、安全な形で避難できる準備が整うまでの間は、屋内退避するよう要請すること。
- ・同発電所から概ね5 k m圏内（P A Z）の住民等（施設敷地緊急事態要避難者及びその避難等を支援する者を除く）に対しては、避難の準備を開始するよう要請すること。また、避難のため、一時集結所等の開設準備、避難先、避難経路、輸送手段、安定ヨウ素剤配布の調整等必要な準備を始めること。
- ・同発電所から概ね5 k mから30 k m圏内（U P Z）の住民に対して、屋内退避の準備を開始するよう要請すること。また、必要に応じ、自宅等で屋内退避できない者が屋内退避するための施設の準備を始めること。当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で帰宅すること。
- ・P A Z 及びU P Z の住民、一時滞在者その他公私の団体等に対して、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意するよう要請すること。

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、P A Z内の住民等であつて、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

第3節 全面緊急事態（フェーズ1）

(様式－4)

公 示 (案)

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	〇〇市、□□町、△△村、・・・
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態該当事象発生日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
	発生場所 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所〇号機
	発生場所の天候状況 〇〇
	放射線等の状況 排気筒モニタの値： 〇〇〇〇 モニタリングポストの値： 〇〇〇〇
	被害状況： 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 △△△△△（10条事象） 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 △△△△△（15条事象）
	その他の特記事項
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	(記載例) ・同発電所から概ね5 km圏内（PAZ）の住民等は、地方公共団体の指示に従い、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、慌てることなく落ち着いて避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難を支援する者は、安全な形で避難できる準備が整うまでの間は、屋内退避を継続すること。 ・同発電所から概ね5 kmから30 km圏内（UPZ）の住民等は、地方公共団体の指示に従い、原則自宅にて屋内退避すること。ただし、地震により家屋の倒壊又はそのおそれがある等様々な理由により自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、安全な近隣の指定避難所等において屋内退避をすること。なお、屋内退避中は、無用な被ばくを避けるために屋内にとどまることが原則であ

	るが、生活の維持に最低限必要な範囲で、物資の調達等のための一時的な外出は可能である。ただし、外出を控える旨の特別の注意喚起が出た場合は、速やかに屋内に移動できるようにすること。 ・屋内退避の対象となる地域の住民等に対しては、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、国や地方公共団体の指示に従って、落ち着いて行動すること。
--	--

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

(様式－5)

指 示 (案)

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

(P A Z 及びU P Z 内の道府県・市町村の長あて)

_____ 殿

内閣総理大臣 名

〇〇（原子力）発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

(記載例)

- ・同発電所から概ね5 km圏内（P A Z）の住民等に対しては、地方公共団体の指示に従い、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し（別紙参照）、慌てることなく落ち着いて避難するよう指示すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難等を支援する者に対しては、安全な形で避難できる準備が整うまでの間は、屋内退避を継続するよう指示すること。
- ・同発電所から概ね5 kmから30 km圏内（U P Z）の住民等に対して、地方公共団体の指示に従い、原則自宅にて屋内退避するよう指示すること。ただし、地震により家屋の倒壊又はそのおそれがある等様々な理由により自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、安全な近隣の指定避難所等において屋内退避するよう指示すること。なお、屋内退避中は、無用な被ばくを避けるために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な範囲で、物資の調達等のための一時的な外出は可能である。ただし、外出を控える旨の特別の注意喚起が出た場合は、速やかに屋内に移動できるようにすること。
- ・屋内退避の対象となる地域の住民等に対しては、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、国や地方公共団体の指示に従って、落ち着いて行動するよう指示すること。

(様式-5-別紙)

安定ヨウ素剤の服用に当たって

1. 服用対象者

一時滞在者等も含め、指示を受けた地域に所在する者は服用すること。

特に、以下の者は服用を優先すること。

- ・妊婦
- ・授乳婦
- ・未成年者（乳幼児を含む。）

2. 服用回数

1回を原則とする。

なお、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、原子力規制委員会の判断に基づいた原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に従うこと。

3. 服用量及び服用方法

以下の表¹に示す。

¹ 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（令和3年7月21日 一部改正）

対象者	ヨウ素量(mg)	ヨウ化カリウム量(mg)	ヨウ化カリウム製剤
生後1か月未満	12.5	16.3	ゼリー剤（16.3mg）1包
生後1か月以上3歳未満	25	32.5	ゼリー剤（16.3mg）2包 又は ゼリー剤（32.5mg）1包
3歳以上13歳未満	38	50	丸剤（50mg）1丸※
13歳以上	76	100	丸剤（50mg）2丸※

※丸剤の服用が困難な者は、ゼリー剤又は散剤を水等にて溶解した液体を用いることができる。

4. 副作用に対する対応

アナフィラキシーショックを含む急性のアレルギー反応は極めてまれではあるが、地方公共団体は、救護所等での体制整備や受入可能な医療機関との連携等に努め、適切な対応を行うこと。

甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響は、単回服用で生じる可能性は極めて低い
が、新生児が服用した場合の甲状腺機能低下症は経過観察する等の配慮を行うこと。

(様式－6)

令和〇〇年〇〇（原子力）発電所事故に係る
原子力緊急事態宣言（案）

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分、〇〇（原子力）発電所において、原子力災害対策特別措置法第15条第1項に規定する事象（例：原子炉注水機能の喪失）が発生したとの通報を受けた。これを受け、原子力規制委員会は原子力緊急事態が発生したと認めた。

このため、原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定に基づき、原子力緊急事態宣言を発する。

（記載例）

現在、〇〇原子力発電所の敷地外への放射性物質の漏えいは認められない。

同発電所において、事態の収束に向けた複数の対策を実施しており、こうした対策が有効に機能すれば、放射性物質が放出される事態に至らず、事態は収束していくと思われるが、国民の生命及び身体の安全の確保が最も重要との観点から、万が一放射性物質が放出される事態に備え、放射性物質放出前の現時点から、避難、屋内退避等の対策を実施する。

なお、仮に事態の収束に向けた対策が全て有効に機能せず、放射性物質が放出される事態に至る場合があるとしても、〇日程度の時間的余裕が見込まれるので、地方公共団体の指示に従って、落ち着いて行動すること。

具体的には、同発電所から概ね5km圏内（PAZ）の住民等は、地方公共団体の指示に従い、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、慌てることなく落ち着いて、避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難等を支援する者は、安全な形で避難できるよう準備を進めているので、その準備が整うまでは、屋内退避を継続すること。

また、同発電所から概ね5kmから30km圏内（UPZ）の住民等は、地方公共団体の指示に従い、原則、自宅にて屋内退避すること。ただし、地震により家屋の倒壊又はそのおそれがある等様々な理由により自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、安全な近隣の指定避難所等において屋内退避を実施すること。なお、屋内退避中は、無用な被ばくを避けるために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な範囲で、物資の調達等のための一時的な外出は可能である。ただし、外出を控える旨の特別の注意喚起が出た場合は、速やかに屋内退避を実施できるようにすること。

今後、事態の推移や放射線モニタリングの結果等に応じて、屋内退避の解除や、避難の指示等を行うので、屋内退避の対象となる地域の住民等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、国や地方公共団体の指示に従って落ち着いて行動すること。

政府としては、直ちに原子力災害対策本部を官邸に、現地対策本部を〇〇県〇〇町のオフサイトセンターに設置し、関係府省庁・関係機関が一体となって、事態の早急な収束と、国

民の皆様の安全確保を最優先に、全力で対処していく。

繰り返しになるが、現時点では、放射性物質が放出される事態に至っていないので、国民の皆様におかれては、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、国や地方公共団体の指示に従って、落ちついて行動すること。

(様式－7)

(案)

府政原防第〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

内閣総理大臣 〇〇〇〇 殿

内閣総理大臣 名

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇（原子力）発電所事故に係る原子力災害対策本部の設置について

標記について、別紙のとおり閣議を求めます。

(様式－8)

(案)

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇（原子力）発電所事故に係る
原子力災害対策本部の設置について

（令和〇〇年〇〇月〇〇日
閣 議 決 定）

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第16条第1項に基づき、下記により、臨時に、原子力災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

記

1. 本部の名称並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇（原子力）発電所事故に係る原子力災害対策本部
- (2) 設置場所 東京都（総理大臣官邸）
- (3) 設置期間 令和〇〇年〇月〇〇日から緊急事態応急対策等を推進するため必要と認める期間

2. 本部の構成は、次のとおりとする。

- 本 部 長 内閣総理大臣
- 副 本 部 長 内閣官房長官
環境大臣
内閣府特命担当大臣（原子力防災）
原子力規制委員会委員長
上記の者以外の本部員のうち内閣総理大臣が指名する者
- 本 部 員 原子力災害対策本部長及び原子力災害対策副本部長以外の全ての国務大臣
内閣危機管理監
原子力災害対策副本部長以外の副大臣、環境大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

3. 本部の庶務は、内閣府政策統括官（原子力防災担当）において処理する。

(様式－9)

(案)

○内閣府告示第 号

原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第十六条第一項及び第十七条第九項の規定に基づき、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を次のように設置したので、同法第十六条第二項及び第十七条第十項の規定により告示する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 ○○○○

一 原子力災害対策本部

(一) 名 称 令和○○年(○○○○年)○○○事故に係る原子力災害対策本部

(二) 設置場所 東京都(総理大臣官邸)

(三) 設置期間 令和○○年○月○日から緊急事態応急対策等を推進するため必要と認める期間

二 原子力災害現地対策本部

(一) 名 称 令和○○年(○○○○年)○○○事故に係る原子力災害現地対策本部

(二) 設置場所 原子力緊急事態に係る原子力事業所について指定された緊急事態応急対策等拠点施設

(三) 設置期間 令和○○年○月○日から緊急事態応急対策等を推進するため必要と認める期間

(様式－10)

(案)

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇（原子力）発電所事故に係る
原子力災害現地対策本部の設置について

〔令和〇〇年〇〇月〇〇日
原子力災害対策本部長決定〕

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第9項に基づき、下記のとおり、令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇（原子力）発電所事故に係る原子力災害現地対策本部を設置する。

記

1. 現地本部の名称並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇（原子力）発電所事故に係る原子力災害対策本部
- (2) 設置場所 〇〇県〇〇原子力防災センター
- (3) 設置期間 令和〇〇年〇月〇〇日から緊急事態応急対策等を推進するため必要と認める期間

2. 現地本部の構成は、次のとおりとする。

- 現地本部長 原子力災害対策副本部長、原子力災害対策本部員その他の職員のうちから、原子力災害対策本部長が指名する者
- 現地本部員 原子力災害対策副本部長、原子力災害対策本部員その他の職員のうちから、原子力災害対策本部長が指名する者

(様式－11－1)

(案)

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇（原子力）発電所事故に係る
原子力災害対策副本部長等の指名等について

令和〇〇年〇〇月〇〇日
内閣総理大臣決裁

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇（原子力）発電所事故に係る原子力災害対策本部について、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第5項の規定により内閣総理大臣が原子力災害対策副本部長に指名する者並びに同条第7項第3号及び同条第8項の規定により内閣総理大臣が原子力災害対策本部員又は原子力災害対策本部の職員に任命する者は以下の者とする。

記

原子力災害対策副本部長

内閣府特命担当大臣（原子力防災） 〇〇〇〇
経済産業大臣 〇〇〇〇＊1
文部科学大臣 〇〇〇〇＊1
内閣府特命担当大臣（防災） 〇〇〇〇＊2

原子力災害対策本部員

内閣府副大臣 〇〇〇〇（必須）
内閣府大臣政務官 〇〇〇〇（必須）
経済産業副大臣 〇〇〇〇＊1
経済産業大臣政務官 〇〇〇〇＊1
文部科学副大臣 〇〇〇〇＊1
文部科学大臣政務官 〇〇〇〇＊1

原子力災害対策本部の職員

別紙のとおり＊3

＊1 事故発生施設が民間企業所有の場合は「経済産業省」を、研究機関等所有の場合は「文部科学省」を選択する。支援チーム事務局長を務めるため本部員の任命は必須。

＊2 内閣府特命担当大臣（防災）は、自然災害との複合災害の場合の想定。

＊3 内閣府は、あらかじめ関係省庁と協議の上、本部の職員に充てることを予定する者の役職名に係るリストを作成する。また、更に本部の職員の任命を行う必要が生じた場合には、内閣府は、関係省庁に照会を行い、当該リストに記載の役職に就いている者その他必要な者の氏名及び所属元を取りまとめる。

(様式－11－2)

(案)

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇（原子力）発電所事故に係る
原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員の指名について

（令和〇〇年〇〇月〇〇日
原子力災害対策本部長決定）

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第14項に基づき、
下記のとおり、令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇（原子力）発電所事故に係る原子力災害現
地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員を指名する。

記

原子力災害現地対策本部長

内閣府副大臣 〇〇〇〇（又は内閣府大臣政務官 〇〇〇〇）

原子力災害現地対策本部員その他の職員

別紙のとおり＊

＊内閣府は、あらかじめ関係省庁と協議の上、本部員その他の職員に充てることを予定する者の役職名に係
るリストを作成する。また、更に本部員及びその他の職員の任命を行う必要が生じた場合には、内閣府
は、関係省庁に照会を行い、当該リストに記載の役職に就いている者その他必要な者の氏名及び所属元を
取りまとめる。

(様式－12)

(案)

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇（原子力）発電所事故に係る
原子力災害対策本部長の職務を代理する原子力災害対策副本部長の順序について

（令和〇〇年〇〇月〇〇日
原子力災害対策本部長決定）

原子力災害対策特別措置法第17条第6項に規定する原子力災害対策本部長があらかじめ定める原子力災害対策本部長の職務を代理する原子力災害対策副本部長の順序は、次の順のとおりとする。

内閣官房長官
環境大臣
内閣府特命担当大臣（原子力防災）
原子力規制委員会委員長
経済産業大臣＊
文部科学大臣＊
内閣府特命担当大臣（防災）

＊事故発生施設が民間企業所有の場合は「経済産業大臣」を、研究機関等所有の場合は「文部科学大臣」を選択する。

(案)

○内閣府告示第 号

(様式-13)

「令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇事故に係る原子力災害現地対策本部」の設置場所を変更したので、令和〇〇年〇月〇日内閣府告示第〇号(原子力災害対策特別措置法第十六条第一項及び第十七条第九項の規定に基づき、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置する件)の全部を次のように改正する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○

一 原子力災害対策本部

(一) 名 称 令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇事故に係る原子力災害対策本部

(二) 設置場所 東京都(総理大臣官邸)

(三) 設置期間 令和〇〇年〇月〇〇日から緊急事態応急対策等を推進するため必要と認める期間

二 原子力災害現地対策本部

(一) 名 称 令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇事故に係る原子力災害現地対策本部

(二) 設置場所 変更後の施設

(三) 設置期間 令和〇〇年〇月〇〇日から緊急事態応急対策等を推進するため必要と認める期間

(様式－14)

(案)

原子力被災者生活支援チームの設置について

令和〇〇年〇月〇日

原子力災害対策本部長 〇〇 〇〇

〇〇（原子力）発電所で発生した事故による原子力災害被災者の生活支援について、「令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇（原子力）発電所事故に係る原子力災害対策本部」の下に、「原子力被災者生活支援チーム」を設置する。

<記載例>

1. 主な任務

- ・原子力被災者の避難・受入先の確保
- ・原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施
- ・放射性物質に汚染された地域の除染
- ・原子力施設の状況等を考慮して設定された警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者の避難退域時検査に準じた検査及び除染
- ・緊急事態応急対策実施区域における飲食物の摂取制限及び出荷制限
- ・原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理
- ・避難指示区域等の見直し・再設定

などの諸課題について、〇〇〇〇対策本部と緊密に連携しつつ、関係行政機関、関係地方公共団体、〇〇電力（株）等関係団体等との調整を行い、総合的かつ迅速に取り組む。

2. 構成員

チーム長	内閣府特命担当大臣（原子力防災）	〇〇〇〇
	原子力利用省庁大臣	〇〇〇〇
事務局長	原子力利用省庁副大臣／大臣政務官	〇〇〇〇
事務局長補佐	内閣府大臣官房審議官	〇〇〇〇

3. 関係機関との緊密な連携

- ・・・との緊密な連携を図る。

(様式－15)

(案)

緊急事態応急対策等に関する実施方針

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇原子力災害対策本部決定

〇〇（原子力）発電所事故に関し、本日、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、直ちに原子力災害対策本部を設置した。

今後、事故の推移によっては、周辺住民の安全を脅かす事態に至るおそれがあることから、以下の方針に則り、緊急事態応急対策等に取り組むこととする。

(例)

1. 事故の拡大防止、事態の早急な収拾及び住民の安全確保を第一に、事態の推移に応じた防護対策などに総力を挙げて取り組むこと。
2. 住民に対して、必要な情報を迅速かつ的確に伝達し、混乱の発生を防止すること。
3. 事態の推移に応じ、警察、消防、海上保安庁の部隊派遣及び自衛隊の原子力災害派遣を迅速に行うこと。

以上

(様式－16)

要 請 (案)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

防衛大臣 殿

原子力災害対策本部長 名

自衛隊の部隊等の原子力災害派遣の要請について（要請）

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第4項の規定に基づき、以下のとおり自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

記

1 原子力災害の状況及び派遣を要請する事由

参考－「公示」中「2. 原子力緊急事態の概要」のとおり状況であり、同「公示」中「1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域」における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため派遣を要請するもの。（※可能であれば今後の見通し等を記載）

2 派遣を希望する期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日から当面の間 or 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

参考－「公示」中、緊急事態応急対策を実施すべき区域

(2) 派遣を希望する活動内容

緊急事態応急対策の実施に必要な活動

- (例) ・緊急時モニタリング支援
・被害状況の把握 (※)

等

※以下の項目のうちから選択（複数可）

緊急時モニタリング支援、被害状況の把握、避難の援助、行方不明者等の捜索救助、消防活動、応急医療・救護、人員及び物資の緊急輸送、避難退域時検査及び簡易除染、その他（具体的内容を記載）

4 その他参考となるべき事項

※活動に資する具体的な内容について下記を例に記載

- ・派遣要請に係る調整窓口（担当課、担当官（電話及びファクシミリ番号））
- ・事故施設の図面、施設建物等の配置、被害状況、予測される事態の推測など、活動に際しての安全確保のために必要な事項の揭示要領
- ・派遣部隊に対する事故状況の伝達要領

(様式－17)

令和〇〇年〇〇月〇〇日
原子力災害対策本部長 名

(案)

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部長の権限の委任について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第8項及び第9項の規定に基づき、令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部長の権限を以下のとおり委任する。

記

原子力災害対策特別措置法第20条に規定する令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部長の権限のうち、

○
○
○

を令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策副本部長のうち〇〇大臣に、

○
○
○

を令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害現地対策本部長に委任する。

(案)

○内閣府告示第 号

(様式－18)

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第八項及び第九項の規定に基づき、同条第○項に規定する権限を委任することとしたので、同条第十項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 年 月 日

原子力災害対策本部長 ○ ○ ○ ○

原子力災害対策特別措置法第二十条に規定する令和○年（○○○○年）○○○原子力災害対策本部長の権限のうち、同条第○項の権限について、令和○年（○○○○年）○○○原子力災害対策副本部長のうち○○○大臣に、同条○項の権限について、令和○年（○○○○年）○○○原子力災害現地対策本部長に委任する。

(様式－19)

公 示 (案)

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	〇〇市、□□町、△△村、・・・
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態該当事象発生日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 発生場所 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所〇号機 発生場所の天候状況 〇〇 放射線等の状況 排気筒モニタの値： 〇〇〇〇 モニタリングポストの値： 〇〇〇〇 被害状況： 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 △△△△△（10条事象） 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 △△△△△（15条事象） その他の特記事項
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	(記載例) ・同発電所から概ね5km圏内（PAZ）の住民等は、地方公共団体の指示に従い、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、慌てることなく落ち着いて避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその避難を支援する者は、安全な形で避難できる準備が整うまでの間は、屋内退避を継続すること。 ・同発電所から概ね5kmから30km圏内（UPZ）の住民等は、地方公共団体の指示に従い、原則自宅にて屋内退避すること。ただし、地震により家屋の倒壊又はそのおそれがある等様々な理由により自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、安全な近隣の指定避難所等において屋内退避をすること。なお、屋内退避中は、無用な被ばくを避けるために屋内にとどまることが原則であるが、生活の

	維持に最低限必要な範囲で、物資の調達等のための一時的な外出は可能である。ただし、外出を抑える旨の特別の注意喚起が出た場合は、速やかに屋内に移動できるようにすること。 ・屋内退避の対象となる地域の住民等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意し、国や地方公共団体の指示に従って、落ち着いて行動すること。 (追加事項) ・同発電所のUPZのうち、〇〇県〇〇市〇〇地区の住民は、地方公共団体の指示に従い一時移転の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に慌てることなく落ち着いて一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査等を受けること。 ・同発電所のUPZのうち、上記一時移転地区の地域生産物の摂取を抑えること。 ・一時移転の対象となる上記一時移転地区の住民は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。
--	---

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

(様式－20)

指 示 (案)

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

(避難等が必要となる地域を含むUPZの道府県・市町村の長あて)
_____ 殿

原子力災害対策本部長 名

〇〇（原子力）発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

(記載例)

- ・同発電所のUPZのうち、〇〇県〇〇市〇〇地区の住民に対し、地方公共団体の指示に従い、一時移転の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に慌てることなく落ち着いて一時移転をするよう指示すること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査等を受けるよう指示すること。
- ・同発電所のUPZのうち、上記一時移転地区の地域生産物の摂取を控えるよう指示すること。
- ・一時移転の対象となる上記一時移転地区の住民に対し、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意するよう指示すること。

(様式－21)

(案)

安定ヨウ素剤服用の指示

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇知事 殿
〇〇市長 殿
〇〇町長 殿
〇〇村長 殿

原子力災害対策本部長 名

〇〇〇（原子力）発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

標記の件について、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤を服用すること。

服用方法等については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（原子力規制庁、令和3年7月21日一部改正）を参照すること。

(様式－22－1)

指 示 (案)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

各指定行政機関の長 殿

〇〇知事 殿

〇〇市長 殿

〇〇町長 殿

〇〇村長 殿

(非常
緊急) 災害対策本部長) (※)

原子力災害対策本部長 名

〇〇(原子力)発電所で発生した事故が原子力緊急事態に至ったことから、原子力災害対策重点区域内の屋外で(災害対策基本法第50条に基づく災害応急対策又は)(※)原子力災害対策特別措置法第26条に基づく緊急事態応急対策を行う防災業務関係者(実動組織を含む。)の放射線防護について、(災害対策基本法 第28条第2項及び)(※)原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

(※該当しない場合は不要な記載を削除)

記

1 防護装備類の携行

- ・あらかじめ整備された防護装備類を装着できるよう、携行すること。

2 安定ヨウ素剤の服用

- ・安定ヨウ素剤の初回服用を行うこと。複数回服用の開始時期は別途指示する。指示発出以降、複数回服用を行う機関は、業務のローテーションを組むなど服用回数を低減できるような体制をあらかじめ検討すること。

(様式－22－2)

指 示 (案)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

各指定行政機関の長 殿

〇〇知事 殿

〇〇市長 殿

〇〇町長 殿

〇〇村長 殿

(非常
緊急) 災害対策本部長) (※)

原子力災害対策本部長 名

〇〇(原子力)発電所については、放射性物質の放出に備え、防護装備類の装着等が必要とされたことから、原子力災害対策重点区域内の屋外で(災害対策基本法第50条に基づく災害応急対策又は)(※)原子力災害対策特別措置法第26条に基づく緊急事態応急対策を行う防災業務

関係者(実動組織を含む。)の放射線防護について、(災害対策基本法第28条第2項及び)(※)原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

(※該当しない場合は不要な記載を削除)

記

1 指定行政機関等※の防護措置

- ・ 携行している防護装備類を装着すること。以後の行動については、あらかじめ定めた放射線防護に係る指標を踏まえ、各組織の判断に基づき行動すること。
- ・ 安定ヨウ素剤の服用を行い、業務を継続する場合は、24時間が経過するごとに服用すること。なお、業務のローテーションを組むなど、服用回数を低減するよう努めること。

※ 指定行政機関等とは、原子力災害対策特別措置法第26条第2項において緊急事態応急対策を実施しなければならないこととされている者をいう。

2 指定行政機関等から要請を受けて緊急事態応急対策に従事する民間事業者等の防護措置

- ・ 携行している防護装備類を装着すること。以後の行動については、あらかじめ定めた放射線防護に係る指標を踏まえ、防災業務関係者が属する組織及びその組織に緊急事態応急対策の実施を要請しようとする組織が行う判断に基づき行動すること。
- ・ 安定ヨウ素剤の服用は指定行政機関等と同様の要領で服用すること。

(様式－22－3)

指 示 (案)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

各指定行政機関の長 殿

〇〇知事 殿

〇〇市長 殿

〇〇町長 殿

〇〇村長 殿

(非常
緊急) 災害対策本部長) (※)

原子力災害対策本部長 名

〇〇(原子力)発電所からの放射性物質の放出の状況を踏まえて、原子力災害対策指針に定められたO I Lに基づく住民等の防護措置を関係地方公共団体の長等に指示したところであるので、原子力災害対策重点区域内の屋外又はO I L 1若しくはO I L 2に基づき防護措置の対象となった区域(原子力災害重点区域外を含む。以下同じ。)の屋外で(災害対策基本法第50条に基づく災害応急対策又は)(※)原子力災害対策特別措置法第26条に基づく緊急事態応急対策を行う防災業務関係者(実動組織を含む。)の放射線防護について、

第28条第2項
(災害対策基本法第28条の6第2項及び)(※)原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。(※該当しない場合は不要な記載を削除)

記

- ・O I L 1又はO I L 2に基づき防護措置の対象となった区域で活動を行う場合は携行している防護装備類を装着すること。
- ・マスクについては、防塵マスクの着用を原則とするが、沈着物が舞い上がりやすい活動を行う場合は半面マスクを着用すること。
- ・O I L 1又はO I L 2に基づき防護措置の対象となった区域外で活動を行う場合は防護装備類の装着は不要であるが、放射性物質の再放出に備え携行すること。
- ・安定ヨウ素剤は、原子力災害対策重点区域内で活動する場合であっても、原則として服用の必要はないが、放射性物質の再放出に備え携行すること。

第4節 全面緊急事態（フェーズ2）

(様式－23)

(案)

〇〇（原子力）発電所事故に係る原子力緊急事態解除宣言

原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるため、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第4項の規定に基づき、〇〇（原子力）発電所事故に係る原子力緊急事態解除宣言を発する。

(案)

○内閣府告示第 号

(様式－24)

原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第十六条第一項及び第十七条第九項の規定に基づき設置した令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇〇事故に係る原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部は、令和〇年〇月〇日をもって廃止したので、同法第十六条第二項及び第十七条第十項の規定により告示する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○